

大原社会問題研究所編

日本労働年鑑

第1集／1920年版

(覆刻版)

法政大学出版局

(本覆刻は写真製版による。原本は菊判であるがA 5判に縮小した。)

日本勞働年鑑

(年八正大)

大原社會問題研究所

緒言

社會問題は今に始まつた問題ではない、併し此問題は輓近に到つて級數的に増加して來た。

最近社會問題の中心事項は勞働問題となつた、而して此の勞働問題は我國に於て昨年來加速度的に進展して來た。大正八年は我國の勞働運動史上に於て一つのエポック、メイキングの年であつた。勿論一九一九年は國際社會に於ても隨分紀念すべき重要な事項を澤山んだ年であつたが、我國に於ては國民の社會生活上又は民衆の文化生活上實に一新紀元を劃すべき年であつた。國民の内部生活を充實せんとする運動は確かに此の年から始まつたとも觀らる、「現在吾々の生活して居る社會は吾々が國民全體の爲に作つて居る社會である特權階級の利益にのみ委ぬべき社會ではない」と

労働者が自覺し始めたのは此年からであつた、眞に生産に従事して居る者が絶えず生活の不安に襲はれねばならぬと云ふ道理はな「い」と労働者が考へ始めたのも此年からであつた、労働組合の必要が眞に労働階級の人々によつて絶叫せられ始めたのも此年からであつた。労働爭議が幾分か組織的に行はれ始めたのも此年からであつた。

此様な意味に於て大正八年中の社會狀況及び大正八年迄引續いて居る労働運動を公平且つ忠實に記載するのは決して無意味の事でない、當研究所では出来る丈諸方面から材料を集めて、大正八年に於て略ぼ如何様な労働問題が起り且其の以前に於て如何なる背景を持つて居つたかを、成るべく忠實に記録に残したいと考へたのであるが、創立早々の事で其十分の一も豫期を果す事が出来なかつた、今後年と共に改善して行くであらう。

大原社會問題研究所は、我國に於ける勞働問題其他の社會問題の實際に就いて、其の諸方面に於ける發現の狀況を觀察し、其の材料を一年毎に編輯し、事實の記録として止め置くことにした。然したゞ之を本所の記録に止め置くだけに止めるよりも、廣く社會に頒つて、問題研究者の便に供したい考から、之を印刷に附して發刊する次第である。別に刊行する日本社會事業年鑑及び日本社會衛生年鑑と共に本研究所の事業の一として、多少ともに世に貢獻する事あらんことを期するものである。

大正九年一月

大原社會問題研究所

凡例

一、本書に掲げた所の記事の多くは六大都市及び北九州地方から發行される諸新聞、諸雜誌、諸報告、各官廳並びに勞働團體の諸報告及び本所が直接調査した所に基いて作成したものである。

一、統計及び其他の圖表の如きものは、公私の諸機關から發表されたものに基いて本所が適宜之を編成したものが多い。

一、材料は尙多くの方面に亘り諸項目に就いて包括的に且つ全國的に集める考へであつたが、十分其要求を満す事が出来なかつた。

一、従つて何れの項目に就ても纏つたものは少く、攻究の餘地あるものばかりであるが、さればと云つて直ちに是が纏められ得る見込も早速立たないので、原形の儘之を發表する事にした。記事は單に例示的のものが多いと諒解せられたい。

一、本書編纂に當り多くの資料と便宜とを供給せられた公私の各團體及び私人各位に對して茲に深く謝意を表する。

一、本書の編纂は所員文學士戸田貞三氏が主として其任に當られたのである。又所員堀田康一氏の努力に負ふ所が少くない。本研究所は兩氏の勞を多とするものである。

日本労働年鑑 目次

(一) 労働争議……………一

労働争議一班

同盟罷業調

同盟罷業月別表

同盟罷業業別調

同盟罷業原因別調

同盟罷業原因歩合統計圖

同盟罷業結果別調

同盟罷業結果歩合統計圖

同盟罷業繼續日數別調

治安警察法第十七條違反者調

治安警察法第十七條違反者檢舉調

大正八年度各労働争議報告

△一月及二月の部……………二

富山市莫大小工場女工の同盟罷業

新潟縣畑鑛山の暴動

東京瑛那鐵器會社労働争議

長野縣伊那電鐵の同盟罷業

中國製鐵所の支那苦力の紛紜

東京大井町理化學會社の同盟罷業

天拜山丸船夫の盟休

野田醬油職工の労働争議

賃銀不拂との樵夫の絶食事件

東京毛織會社職工の罷業と暴行

目次

山口縣福賀村郵便局集配人の盟休

東洋印刷會社少年職工の労働争議

福紡姫路工場職工の値上要求

東京瓦斯電氣光學工場職工の増給要求

東京祿々商會職工の暴行

日清印刷會社の労働争議

中野醬油醸造職人の同盟罷業

東京市電保線夫の賃銀不平

小蒸氣船龍華丸船員船主を訴ふ

移歌山市内石工の盟休

長崎三菱造船所の労働争議

德島市紡績工場の盟休

東京市電從業員の不平

鶴見、大阪製銅分工場の職工解雇と労働争議

△三月及四月の部……………一五

横濱市英七番の船頭の増給要求

茨城縣唐島鑛業所の坑夫暴動

朝鮮に於ける各種の同盟罷業

福岡專賣局職工の同盟罷業

京都市電現業員の増給要求

△五月及六月の部……………一六

汽船大武丸船員の増給要求

大島製鋼所の労働争議

生野銀山鑛夫の労働争議

倉敷紡績松山工場女工の盟休

福山紡績工場鮮入職工の労働争議

京都奥村電機商會職工の労働争議

竹内金庫工場の労働争議

長野縣上田時田館女工の罷業

土肥金山暴動

島羽造船所職工の労働争議

淺田明礬會社の同盟罷業

京都市電從業員の労働争議

永峰セルロイド工場の労働争議

東京服部精工舍時計職工の労働争議

東洋印刷會社職工の同盟罷業

東京瓦斯電氣工業會社大森工場職工の労働争議

名古屋愛知織物會社の労働争議

兵庫縣小泉製麻會社寄宿女工の不平

愛知時計電機會社職工の罷業

名古屋市外陶器會社職工の労働争議

神奈川縣日本鋼管會社職工の罷業

博文館印刷所鉛版職工の罷業

東京市外前田鐵工場の労働争議

汽車會社東京工場の労働争議

大阪造船所の職工賃銀不拂を訴ふ

大阪電氣分銅會社の労働争議

名古屋市尾張時計會社職工の労働争議

尾張一宮の仲仕の増給要求
ビー、シー州に於ける邦人労働者とストラ
イキ

豊川鐵道従業員の同盟罷業

小倉製紙會社の労働爭議

若松金箔職工の増給要求

六月中に於ける東京府下の労働爭議

△七月之部……………二

名古屋陶器畫工の増給運動

兵庫縣御影地方輪竹職工の値上要求

東京市電從業員賃金値上要求協議

米澤市米澤製材所職工の同盟罷業

神奈川縣大日本軌道會社從業員の不穩

大阪北區某莫大小店職工の同盟罷業と其妨
害者

甲府市電氣會社電工の労働爭議

姫路市日出紡績會社女工の同盟罷業

甲府市矢島組製糸工場女工の増給要求

横濱市運送人夫の罷業と其妨害者

京都製箔労働者の工賃値上要求

京濱電車從業員の労働爭議

福島縣郡山紡績會社職工の罷業

名古屋日本車輛の同盟休業

東京佐野機械工場の罷業

堺市の舩船船夫の値上要求

兵庫縣龍野附近貝卸職工の値上要求

室蘭、三菱石炭部人夫罷業

鐵道院被服工場職工賃銀値上要求

神戸川崎造船兵庫分工場の同盟罷業

和歌山製材工場職工の八時間労働要求

神戸東洋燐寸會社の同盟罷業

神戸の日本及帝國兩燐寸會社職工の増給運
動

神戸水道人夫の同盟休業

東京麻布松尾鐵工場職工同盟罷業

石川島造船所職工の増給要求

鹽水港製糖拓殖會社製糖職工の増給要求

尼崎造船部職工の減給反對運動

東京凸版印刷工場の罷業

東京文祥堂印刷所の労働爭議

臺灣打狗船大工の増賃要求

名古屋港沖仲仕の休業者續出

所澤飛行場の労働爭議

東京大島製鋼所の労働爭議

大阪電燈安治川發電所職工の増給運動

堺宮田鐵工場職工の値上要求

名古屋日本車輛會社の労働爭議

福島縣磐城採炭坑夫の罷業

京都梅小路驛人夫仲仕團の増給要求

函館船渠職工の増給要求

愛知セメント會社の労働爭議

東京日清印刷會社職工の増給要求

門司石炭仲仕の賃銀値上運動

大阪鐵工場職工の労働爭議

東京府下大井町日本光學工業會社職工の同
盟罷業

大阪汽車會社職工の値上要求

横濱内田造船所の増賃問題

兵庫縣增根町鹽田稜人夫盟休

東京神田三省堂印刷部の労働爭議

東京製網會社月島工場職工の動搖

和歌山縣新宮町製材職工の増給要求

東京田岡電氣機械製作所の労働爭議

大阪砲兵工廠の労働爭議

横濱川添造船所の労働爭議

日本製靴會社の労働爭議

神奈川縣日本製網の労働爭議

東京南千手驛人夫の増賃要求

岡山縣小田郡石割工の増賃要求

東京下野製紙職工の増賃運動

金澤製箔同業組各の賃銀値上要求

東京メー卜商會の労働爭議

服部製作所職工の盟休

東京本田鐵職工の労働爭議

住友鑄鋼所職工の増給要求

東京京成電車從業員の連帶辭職

福島伊藤炭坑の労働爭議

東京博文館印刷所の労働爭議

東京小石川日本書籍會社職工の盟休

東京精美堂職工の休業

九州若松日華製油の職工の増給要求

東京吉村木工所の労働爭議

東京瓦斯電氣火藥工場職工増賃要求

東京汐留驛人夫の労働爭議

若松石炭仲仕の賃銀値上要求

臺隆沖仲仕の労働爭議

東京計器製作所の労働争議
東京浅野スレート會社の労働争議
東京岡田鐵工場職工の盟休
九州東洋製鐵職工の増給要求
大阪府吹田大日本麥酒職工の要求
横濱鈴木製油所の労働争議
山口縣笠戸島井浦船渠職工の増賃要求
石川縣山中溫泉漆器職工の増給要求
東京市電龜澤町車庫の車掌の増給要求
横濱渡邊船渠の増賃問題
佐賀縣唐津石炭仲仕同盟休業
東京市内ペンキ職工の増給要求
東京織物會社の労働争議
東京淺草煙草專賣局工場の労働争議
東京大塚珐瑯鐵器株式會社職工の増賃要求
東京月島機械の労働争議
神奈川縣日本鋼管會社の労働争議
東京日本人造肥料會社の労働争議
石川縣輪島漆器職工の増給要求
大阪市の石工の同盟罷業
鐵道院兵庫縣鷹取工場の労働争議
東京築地活版所職工の博文館罷業職工に同情
情
大阪丸福製鐵所の労働争議
東京瓦斯電氣大森工場の労働争議
神戸三菱造船の労働争議
神奈川縣淺野造船所職工の増給要求
伊豫宇和島宇和水力電氣會社の労働争議
東京秀英舍職工博文館罷業者に同情する

東京日日新聞社の労働争議
東京十六大新聞社製版部員の一齊盟休事件
横濱宇都宮回漕店人夫の要求
東京日本紙器會社の労働争議
大阪府下蘆田工業所の工場閉鎖
下關市外彦島三菱船渠職工の要求
東京サンデン電氣工場職工の賃銀値上要求
吳市活版職工の増賃要求
久留米、緋染職工の増賃要求
静岡の製材職工の同盟罷業
門司、九州印刷所職工の増給要求
東京岸飛行機製作所の労働争議
神戸の印刷工の値上要求
東京豐住木工場の盟休
横濱蠶糸運搬從業者の要求貫徹
東京砲兵工廠職工増賃要求をなさんとして
争闘
東京市内理髮職人の値上要求
東京三田土ゴム會社労働争議解決
福岡煙草專賣局の労働争議
横濱ドラック會社の労働争議
清水港の人夫の要求
大阪白谷鐵工場の労働争議
東京日本鑄鋼所の労働争議
東京日本計器工場の労働争議
東京飯田工場職工の賃銀値上要求
東京日本製鋼職工の要求
東京口東印刷の労働争議
和歌山縣柑橘園製造職人の同盟休業

東京電氣ケース製作所職工の要求
東京月島方面に續出する労働争議
美濃の陶器職工の盟休
兵庫縣鷹取工場職工一部の不就業
東京園池鐵工所の労働争議
東京市電新宿車庫從業員の増給要求
東京安全印刷所職工の要求
東京府日本蓄音機職工の増賃要求
東京明治電氣大崎工場職工の要求
東京一色活版所職工の要求
兵庫縣八木村鹽田稼人夫の増賃要求
下諏訪運送店倉方の盟休
大阪日本染料職工の盟休
東京猪俣自轉車製造所職工の同盟休業
福岡縣金田炭坑の労働争議
神戸郵船支店給仕の盟休
東京久原製作所の労働争議
東京福山印刷製本所職工の要求
尼崎旭硝子の労働争議
東京永峰セルロイド會社の労働争議
東京砲兵工廠の労働争議
灘五郷の酒樽製造工の増賃要求
小倉市小倉製作所の労働争議
愛媛縣製糸工場女工の盟休
若松市附近船渠業者の増給要求
横濱印刷工の要求と印刷工組合の成立
小倉市東京製鋼小倉工場の労働争議
東京通信局工務部職工の要求
京都府津田電線工場の労働争議

大阪市鼻緒製造者の増賃要求
姫路市内活版工の増賃要求
横濱港沖人足の増給要求
神戸水火夫の要求
姫路市内製材職工の盟休
九州戸畑鑄物會社の労働爭議
大阪活版職工の運動開始
埼玉縣東洋館製糸工場の労働爭議
福井銑鐵、福井鐵工兩會社の労働爭議
兵庫縣リバーブラザーズ石鹼工場の労働爭議

△八月之部……………

大阪淺田友禪染工場の労働爭議
大阪田村友禪工場の労働爭議
東京日本電氣會社の労働爭議
朝鮮釜山鮮人仲仕の増賃要求
銚子町醬油樽製造職工の増賃要求
伏木港沖仲仕の増給要求
東京瓦斯會社職工從業員の増給運動
東京府下南千住石炭運搬夫の労働爭議
大分市大分鐵工所の労働爭議
門司大工賃銀値上要求
名古屋煙草專賣局運搬夫の同盟罷業
岡山縣三井物產玉造船所職工の要求
德島市製靴工の工賃値上要求
京都扇骨職工の増賃要求
德島縣の瓦斯職工の賃銀値上要求
福岡印刷工の要求

大垣驛機關庫機關手等の同盟休職を要求す
九州三池炭坑製作工場職工の要求
長崎重誠社印刷所職工の増給要求
茨木縣日立鑛山從業員の不穩
大阪新田造船所の労働爭議
大阪石炭仲仕値上要求
京都市今熊野附近の陶工の要求
東京八王子郵便局集配人の盟休
東京府下大森町日本特殊鋼會社職工の労働爭議

神奈川縣淺野製鐵所の労働爭議
神奈川縣鶴見埋築會社船夫の同盟罷業
兵庫縣明石印刷職工の盟休
福山市印刷工の労働爭議
大連川崎造船所工場の労働爭議
大阪市内唐木細工職工の増給要求
京都市石工の罷業
東京京橋淺野回漕部船夫の値上要求
東京中央郵便局集配人の賃給要求
若松港解船人夫の増賃要求
東京水崎機械工場の労働爭議
東京天野工場の労働爭議
東京日本電燈會社從業員の増給要求
横濱市沖人足の値上要求
神戸三菱造船所職工の増給運動
長崎市三菱造船所立神工場職工の労働爭議
大阪藤田組八幡屋製材所の労働爭議
東京印刷局の労働爭議
名古屋日報社の労働爭議

尾道市鍛冶職工の罷工
岡山市葬儀人足の同盟罷業
東京瓦斯電氣會社大森工場職工の労働爭議
京都煙管職工の増賃要求
福岡木材仲仕の盟休
神戸三菱倉庫支店仲仕の増賃要求
門司市荷馬車同業組合の賃銀値上
東京山本鐵工場の労働爭議
東京中央郵便局臨時雇の要求と集配人の同情
神戸市内土砂運搬夫の増賃要求
東京沖電氣會社の労働爭議
東京明治電氣會社職工の労働爭議
東京本所硝子職工の値上要求運動
東京高砂鐵工場の労働爭議
神戸島上棧橋仲仕の同盟罷業
長野縣上田信濃電氣會社の女工の盟休
神奈川縣内田造船所職工の労働爭議
福井市印刷職工の賃銀値上要求
京都奥村電機商會の労働爭議頗末
和歌山田邊附近貝鉤職人の増賃要求
大阪市松竹合名會社道具方の賃銀値上要求
静岡縣東京絹毛會社職工の同盟罷業
山口縣防府町柏木檢溫器製造所職工の労働爭議
高知縣土佐電氣工夫の罷業
大阪藤田田造船所職工の要求
大阪鑛業會社の労働爭議
横濱三外人商館專雇船夫の増賃要求

東京日新染布株式會社の労働爭議
丸龜市團扇職工の盟休
丸龜市在住文撰職工の増賃要求
岸和田紡績會社野村分工場の労働爭議
丸龜市讀岐日々新聞社の労働爭議
神戸陸仲仕の増賃要求
群馬縣大胡町集配人の盟休
常陸日立鐵山製作所記録工の要求
横濱市内石工の労働爭議
大阪谷口印刷所の労働爭議
栃木縣木戸ヶ澤鐵山坑夫の労働爭議
足尾銅山の労働爭議
東京月島日本機械製造會社職工の労働爭議
横濱ペンキ職工の罷業
名古屋市扇骨製造職工の労働爭議
北海道日本電氣工業會社苫小牧場職工の同盟罷業
岩手縣杜氏組合の値上要求
高崎市板紙會社職工の労働爭議と解雇
尼ヶ崎驛仲仕の値上要求
福井縣今庄村製絲女工の同盟罷業
姫路日出紡織工場職工の労働爭議
名古屋郵便局集配人の盟休説
宇治火藥製造所職工増給要求
新潟縣鹽澤町製絲工場女工の労働爭議
東京砲兵工廠の労働爭議
東京砲兵工廠職工の労働爭議に關する陸軍省側の發表
東京砲兵工廠罷業事件の本田仙太郎氏

目次

横濱市寝卷職工の増賃要求
朝鮮各地の労働爭議
信濃絹絲紡績會社製絲部の労働爭議
岐阜市川原澱粉工場職工の同盟罷業
名古屋桶製造會社の労働爭議
大連苦力の盟休
秋田縣小坂鐵山の労働爭議
東京芝池貝鐵工所職工の同盟罷業
神戸日本燐寸會社女工の同盟罷業
大阪帝國木管會社の労働爭議
横濱市内疊職工の増給要求
下關内務省土木出張所職工の同盟罷業
大分市郵便局配達夫の同盟罷業
鳥取市洋服縫工の同盟罷業
尼ヶ崎造船所職工の労働爭議
東京カフエーパウリスター使用人の増給要求
大阪南區廣瀬鐵工の労働爭議
大連郵便局配達夫の同盟罷業
吳海軍工廠職工の労働爭議
臺灣臺北の人力車夫の増賃要求
△九月之部……………九〇
大阪市西區大阪製鐵職工の労働爭議
兵庫縣飾磨町三菱鐵山部出張所仲仕の同盟罷業
福岡縣三池炭坑労働者の不穩
栃木縣足尾銅山鑛夫の労働爭議
東京市電氣局濱松町工場の醜態と職工の憤

概
大阪市北區大阪製鐵所職工の値上要求
東京日本製麻會社赤羽工場職工の労働爭議
神奈川縣浦賀船渠會社職工の労働爭議
兵庫縣飾磨港仲仕組合の労働爭議
福島縣若松鈴木製絲場女工の労働爭議
廣島縣蘆品郡下駄職人の値上要求
東京市街自動車會社從業員の増給運動
大阪市南區品川白煉瓦會社大阪工場職工の値上要求
小樽解船人夫の同盟罷業
大阪市西區大阪耐火煉瓦會社職工の不穩
高岡市高岡染物株式會社女工の同盟罷業
朝鮮京城活動寫眞館從業員の値上運動
福岡專賣支局職工一部の同盟罷業
横濱輸出更紗染織工の盟休
愛知縣旭陶器會社の職工總辭職問題
大阪西區大阪製鐵會社職工の労働爭議
濱松市鐵道院機關庫機關手の労働爭議
福島縣岩城郡入山炭坑坑夫の賃銀値上要求
兵庫縣姫路水力電氣會社工夫の値上要求
和歌山縣黑江町漆器職工の同盟罷業
長野縣下伊那久原鐵山の暴動
長崎縣守山郵便局從業員の總辭職
横濱市各錢湯の三助の罷業
神戸市川崎造船所職工の労働爭議
神戸市川崎造船所兵庫分工場職工の同情的サボタージュ
大阪久保田鐵工所の労働爭議

福島縣石城郡磐城炭礦坑夫の労働爭議
名古屋市内下駄職人の値上要求
名古屋日本陶器會社畫工の労働爭議
東洋汽船サイベリア丸の労働爭議
福岡縣小倉製鋼所の労働爭議
東京市電氣局電燈課従業員の値上要求
名古屋大曾根驛仲仕の増賃要求
神戸市裁縫職工の工賃値上要求
高松市讃岐自動車會社運轉手の労働爭議
名古屋擦絲職工の工賃値上要求
和歌山紀陽織布會社の労働爭議
長崎三菱造船所立神工場の労働爭議
濱松市新聞配達夫の定休要求
大阪市居染工場の労働爭議
兵庫縣日本織布會社の労働爭議
岐阜縣飛彈電燈會社従業員の同盟罷業
横濱キリンビール會社の労働爭議
島根縣濱田製絲所の労働爭議
廣島縣廣島製作所の労働爭議
鳥取縣朝鮮人工夫の増賃要求
兵庫縣美囊郡地方鍛冶職の増賃要求
大阪鐵工所の労働爭議
兵庫縣播磨造船所の労働爭議
東洋紡績桑名工場の労働爭議
愛知縣岡崎市附近瓦職工の値上要求

△拾月之部……………二〇

三菱神戸造船所の労働爭議
神戸市營電氣局従業員の労働爭議

北海道瓦斯會社々員職工の労働爭議
紀伊高野山の駕夫、車夫の自動車反對
神奈川縣小田原細田紡織の労働爭議
東京凸版印刷會社の爭議
東京日本電燈會社の労働爭議
大里製粉會社の労働爭議
大阪汽車會社の労働爭議
大阪川北電氣企業社工場の労働爭議
大阪今宮田中電機製作所職工の労働爭議
大阪電燈會社製作所職工の労働爭議
宮崎縣宮崎町指物職工の同盟休業
大阪市内外の瓦製造職人の労働爭議
福岡縣粕屋郡諏訪炭坑坑夫の労働爭議
大阪市附近手拭職人の労働爭議
滿州本鷄湖煤鐵公司の労働爭議
神戸製鋼所の労働爭議
日本毛織物會社加古川工場修繕部の労働爭議
汽船イースタン、ガイド號廻航の船員罷業
大阪新田造船所の労働爭議
大阪砲兵工廠の怠業
宇治川水力電氣會社電工の労働爭議
大阪煙草專賣支局の労働爭議
横濱市横濱電氣工業會社の労働爭議
大阪瓦斯會社工場の労働爭議
大阪南海鐵道天下茶屋車庫の労働爭議
德島縣川田礦山の労働爭議
大阪市外精工社の労働爭議
愛媛縣今治松本鐵工所の労働爭議

岡山縣兒島郡三井造船所の労働爭議
大阪市藤永田造船所の労働爭議
宇都宮專賣支局の労働爭議
東洋紡績會社大阪四貫島工場職工の労働爭議
堺港内小廻船々頭の増給要求
大阪電燈會社春日出發電所職工の労働爭議
大阪電燈會社安治川發電所職工の労働爭議
大阪軌道小阪車庫の労働爭議
大阪大日本紡績下福島分工場の労働爭議
朝鮮總督府印刷所の労働爭議
神戸東洋燐寸會社の労働爭議
名古屋市内下駄鼻緒職人の増賃要求
大阪合同紡績會社天滿工場職工の労働爭議
大阪林ブラシ工場の労働爭議
大阪帝國製麻傳法工場の労働爭議
堺大日本セルロイド職工の労働爭議
室蘭日本製鋼所の労働爭議
兵庫縣播磨郡造船所の労働爭議
東京瓦斯電氣工業會社の労働爭議
九州日華製油若松工場の労働爭議
大阪南海鐵道電車従業員の労働爭議
兵庫縣大阪合同紡績分工場の労働爭議
大阪東洋紡績三軒家工場の労働爭議
大阪化學肥料會社の労働爭議
室蘭輪西製鐵會社の職工の動搖
鹿兒島市内靴工の同盟働工
横濱船渠會社の労働爭議
東京本所區内掃除人の盟休

大阪市營電車現業員の労働争議
大阪市合同紡績今宮工場の労働争議
大分縣馬上金山機械部の労働争議
大阪城東製作所の労働争議
京阪電鐵従業員の動搖
門司神戸製鋼所門司伸工場の労働争議
大阪市東亞鐵工所の労働争議
尼ヶ崎日本木管會社の労働争議
大阪府中河内の戸田紡織所の労働争議
函館堤製罐所の労働争議
松山市伊豫鐵道車輛部員の労働争議
和歌山縣黒江漆器會社の労働争議
大阪市國友鐵工所の労働争議
函館船渠會社の労働争議
京都嵐山電車現業員の労働争議
伏見丸火夫のサボタージュ
福岡縣嘉穂郡の印刷職工の同盟罷業
松山市愛媛新報社員及職工の増給要求
九州八幡官立製鐵所の労働争議
福井市内の靴職工の盟休
東京市大阪汽車會社支店の労働争議
大阪造幣局の労働争議説
越中中越鐵道現業員の要求
香川縣三本松花筵職工の罷業
九州若松市桤木造船所の労働争議
大阪電燈修理工の増給要求
大阪天満織物會社職工の動搖と増給
長崎電氣軌道會社工務課員の要求
朝鮮兼二浦三菱製鐵所の労働争議

目次

東京芝浦製作所の労働争議
大阪毛斯綸紡織會社の労働争議
滋賀縣木之本町山十組製絲場の労働争議
京都市營電車現業員の動搖
九州大牟田電化場の労働争議
朝鮮東亞煙草會社の労働争議
大阪市外三平洋燈口金製造會社の労働争議
東京電氣株式會社の労働争議
福島市羽二重會社の労働争議
大宮鐵道院機關車庫乘務員の要求
京都市内金箔職工の増賃要求
信友會對東京各印刷の労働争議
築地活版所の労働争議
三秀舎印刷所の労働争議
秀英舎印刷所の労働争議
宮本印刷所の労働争議
博信堂印刷所の労働争議
愛善社印刷所の労働争議
三省堂印刷所の労働争議
丸利印刷所の労働争議
中屋印刷所の労働争議
東洋印刷所の労働争議
福岡縣大里日本金屬會社大里精煉所職工の増給要求
大阪市西區大阪製鐵職工の労働争議
東京市電濱松町工場の労働争議
兵庫縣美濃郡各鍛冶工場職工の増給要求
京都市電氣部架線工夫等の要求
名古屋淺井製材合資會社の労働争議

小田原郵便局雇員及電報配達夫の増給要求
大阪商船會社船舶司厨部員の増給要求
箱根宮下富士屋自動車會社運轉手の労働争議
岡山縣山陽紡績會社の労働争議
鐵道院岡山驛機關車庫員の動搖
姫路市山本鐵工所の労働争議
神奈川縣日本鋼管株式會社の労働争議
住友鑄鋼所起重機係職工の労働争議
名古屋瀬戸陶磁器間運搬車力の労働争議
新潟縣長岡鐵工所の労働争議
鐵道院兵庫鷹取工場職工の要求
吳海軍工廠職工の怠業
福岡縣八幡安田製針所職工の労働争議
滿鐵沙河工場の労働争議
名古屋港解船業者の同盟罷業
尾道港石油發動機船々員の労働争議
福岡縣遠賀郡折尾町日本製鐵會社職工の労働争議
門司管理局小倉工場職工の増給要求
茨城縣筑波鐵道従業員の労働争議
兵庫縣龍野醬油釀造所職工の賃銀値上要求
東京小石川計器製造會社職工の労働争議
岡山縣日本養貝株式會社織物部の労働争議
大阪府下西成郡豐崎町東洋製紙會社職工の労働争議
北海道鐵道管理局札幌工場職工の増給運運
松昌丸船員の同盟罷業
横濱帆布株式會社の労働争議

神戸三菱倉庫の仲仕人夫の要求
神奈川縣相模紡績會社職工の労働爭議
東京關東酸曹會社の労働爭議
岡山市深井鐵工所の労働爭議
石川島造船所若松市分工場の労働爭議
滿州日日新聞社の労働爭議
名古屋電燈會社架線工夫の労働爭議
四日市仲仕の同盟罷業
愛知縣土木工夫の増給嘆願
橫濱電氣會社職工等の要求
大阪毛織株式會社の労働爭議
兵庫縣印南郡龍山石材工の値上要求
淺野造船所の労働爭議
武藏豐岡石川第一製絲工場の労働爭議
所澤飛行場職工の労働爭議
北海道小樽鐵工場組合二十五工場職工の労働爭議
石川島造船所の労働爭議
△拾二月之部……………一六〇

秋田鑛油會社の労働爭議
大牟田港帆船々員水夫の怠業
東京日本橋郵便局集配人の不平
東京市内各新聞配達夫の増給運運
山梨縣若尾製絲場女工の盟休
瀬戸内海帆船同盟會の船賃値上運動
長崎縣崎島炭坑の労働爭議
福岡縣戸畑東洋製鐵會社の労働爭議
福岡縣三池鑛業所棹取坑夫の同盟罷業

東京鬼怒川水力電氣會社從業員増給運動
青森市青森驛倉方の労働爭議
橫濱市禪馬鐵工所職工の労働爭議
東京市電從業員の労働爭議
北海道釧路築港工事鐵工部の労働爭議
中國岩國電鐵從業員の労働爭議
岩手縣釜石鑛山鑛夫の労働爭議
長崎市三菱造船所立神工場職工の労働爭議
橫濱市東亞製材所の労働爭議
橫濱市内電車從業員の同盟罷業
名古屋山岸製材會社職工の同盟罷業
大牟田市三井製作所の労働爭議
吳市楠堂菓子店職工の労働爭議
名古屋市内電鐵乘務員の労働爭議
東京府下大島鋼鐵會社の労働爭議
東京日本皮革會社職工の同盟罷業
名古屋絞染職工の労働爭議
盛岡市印刷工の労働爭議
橫濱電線職工の増給要求
大阪の刷子工の労働爭議
茨城縣鷹取鑛山の労働爭議
門司石炭仲仕の労働爭議
大阪多奈川村瓦製造職工の値上要求
大阪土井マツチ工場職工の要求
東京南文藏商店職工の労働爭議
福岡縣三池鑛業所宮の浦炭坑坑夫の労働爭議
栃木縣足尾銅山鑛夫の労働爭議
九州電燈鐵道會社久留米支店電工の労働爭議

三洋社ゴム工場職工の労働爭議
東京柳島精工舍時計製造所の労働爭議
福岡縣帝國炭業會社小松鑛業所の労働爭議
臺灣縱貫鐵道員の労働帝議
愛知縣愛知町菊井紡績會社女工の怠業
東京砲兵工廠の労働爭議
日立礦山の労働不安
陸軍省馬丁の増給運運
橫濱埠頭車力の罷業
東京三越の馬丁馭者の増給運動
東武鐵道從業員の増給要求
鐵道院東京管理局現業員の増俸運運
東京府下疊職工の増給要求
△拾二月之部……………一八三

福岡縣宇美炭坑々夫の盟休
大阪高島屋の店員の動搖
仙臺市片倉組製絲場の労働爭議
八幡製鐵所女工の盟休
廣島縣沼隈郡松永町下駄職工の労働爭議
大牟田三井三池鑛業運轉手の労働爭議
熱海鐵道工夫の労働爭議
奈良縣共盛鑛山の労働爭議
金澤市電氣瓦斯株式會社工夫の労働爭議
東京日本電燈會社從業員の要求
日本郵船コックボーイ同憂會の待遇改善要求
大里帝國麥酒會社職工の労働不安

島根縣濱田町の某製絲場の労働爭議
大阪電氣分銅會社職工の労働爭議
茨城縣西茨城郡稻田村石工の増給運動
茨城縣多賀郡千代田鑛業所坑夫の労働爭議
東京市外眞砂機械製作所の労働爭議
印刷局職工の賞與に關する不平
東京中央電信局員の賞與不平
大阪電球會社職工の労働爭議
姫路鷺城新聞印刷工の盟休
大阪砲兵工廠職工の労働爭議
德島縣撫養鹽田の労働爭議
日本製鐵株式會社職工の労働爭議
名古屋鐵道從業員年末賞與に對する不平
京濱電鐵會社從業員の労働爭議
東京市内各郵便局集配人の労働爭議
東京濱松間鐵道仲仕の公休日要求説
靜岡縣極東日本練乳會社搾乳者の罷業
京王電車從業員の労働爭議
朝鮮各地電信技術の不平
甲府八王子驛現業員の不平
労働爭議の理由別表
罷業怠業工場閉鎖の調査
労働爭議の結果表
労働爭議統計に就いての備考

(二) 労働保護問題……………一九〇

工場法制定の由來
工業法制定の由來
治安警察法制定の由來

目次

衆議院に於ける治安警察法改正法律案
衆議院に於ける労働政策に關する質問
憲政會と労働組合法案
憲政會の社會的法案
労働組合法の骨子
縦斷的労働組合と政友會の少壯派
内務省の労働委員法案と大阪工業會
東京實業組合聯合會の労働組合法案
工場監督官會議
救済事業調査會の労働施設

(三) 福利増進設備……………三九

工場に於ける福利増進設備
工場救済に關する調査
鑛山に於ける共済組合
鑛夫扶助増加
大工場に於ける精神講話
電鐵事業從業員救済會設立の計畫
煙草專賣局の職工待遇
鐵道從業員の家族に内職獎勵
海軍工廠に於ける相互救済機關擴大
京都府下に於ける職工保護施設
陸軍省管の各工場の職工共済組合の評議員
制度
東京に於ける労働保護の労働者福利増進設備
東京府下大島町富二瓦斯紡績工場の職工待遇法
東京京橋黒澤商店の店員職工優待法

神奈川縣川崎東京電氣會社の職工優待法
海軍工廠に於ける優良職工保護制度
神戸川崎造船所に病院建設
海軍工廠の購買組合と附近の商人
東京府の職工表彰會
北海道石狩町労働供給組合の人夫職工擁護規定
東京瓦斯電氣工業株式會社の職工待遇の新計畫
日本郵船の下級船員の爲に二病院經營
工場監督に適當なる人物缺乏
印刷局工場の職工對遇
日本體育會の工場體操
東京電燈會社の職工待遇
淺野セメント工場の職工待遇
中島工業會社の坑夫待遇
東京小石川砲兵工廠の職工待遇情態
全國菓子職工に強制貯金
東京電氣機械會社の職工待遇
大阪製塋所の職工待遇
東京府に窮貧調査部新設
船夫慰勞會
大日本紡織福島工場の職工待遇
東京府職工共済組合
東京本所の労働者保護設備
大阪に於ける模範職工表彰式
東京府工場主懇話會委員總會の決議
職工の生活に對する各種工場救済の概況
門司淺野セメントの保育所

九

大阪砲兵工廠の職工慰安會
鐘淵紡績取締役の職工招待園遊會
大阪砲兵工廠に人事相談所設置
労働者の慰安と浪花節
八幡製鐵所の職工貯蓄銀行と相互救済設備
東京砲兵工廠の職工慰安觀劇會
大阪に於ける紙商店員の組合修養會
鐵道院の保健施設
さしら會の労働者慰安日
林野現業員共済組合令
佐世保海軍工廠の職工慰安
横濱船渠會社の職工家族待遇法
福岡縣三池鐵業所の養老金授與
鐵道院共済組合規則
女工連の盆踊慰安會
大阪朝日署の工場主への警告
大阪汽車會社作業手組合の新事業
日本郵船の増給と待遇改良
東京絹毛紡績會社の職工待遇
東京労働保護協會の不信
鑛工業衛生協會設立
大阪市岩井商店の循環會議所
福岡縣田川郡山下鑛業會社炭坑の慰安會
鐘ヶ淵紡績の負傷職工扶助方法
カフェー、ハウリスターの店員優遇法
砲兵工廠職工の積立金の分配
大阪天満橋屋外労働者と保護
海員救済會の九月中の成績
仙臺職工の聯合野外運動會

神戸海員ホーム
郵船會社の船員保護會
廓清會と労働問題
大日本紡績會社の救済會
門司港仲仕集合所設立計畫
東京工業組合

(四) 労働保險及職工貯蓄……………二七二

衆議院に於ける片岡直溫氏の労働問題に關する質疑
簡易生命保險課長會議に於ける遞信次官の訓示
簡易生命保險と労働保險
東京菓子職工の強制貯金
職工の貯蓄狀態
大阪に於ける職工強制貯金
鐵道院門司管理局内の庶民銀行案

(五) 労働條件……………二七六

労働者賃金問題
全國紡績工場紡績職工平均賃金及員數
全國紡績工場織布職工平均賃金及員數
労働時間問題と其改正
店員公休日問題の決議と勤務時間問題
不適用工場に於ける職工待遇
東京府に於ける工場法違反者(大正七年度)
製箔労働の性質
不備なる工場
東京に於ける工場の作業短縮及賃金低落

住友伸銅所の公症私症の判別検査
鐵道院の八時間労働實施
東京府下王子瀧の川町内職工の賃銀及時間
陸軍の職工優遇法と召集者へ給料補給
富士瓦斯紡績會社の最低賃銀制定
電信電話郵便事務員の増員計畫と時間短縮
富山縣炭礦泉會社職工に利益を分配す
福岡鹽鹼工業製品製作所労働條件改正
神奈川縣浦賀船渠會社職工に利益配當す
利益の半分を用人に分配する安藤製版所
姫路印刷業組合の十時間労働制決議
長野岐阜地方製絲工資支拂期
名古屋郵便局八時間制採用
労働者の公休日問題
鐵道院の時間外勤務手當
大阪砲兵工廠の労働條件改善
海軍職工の諸問題
大阪市内外の運輸従業者の收入調査表
陸軍職工優遇法
東京印刷局の時間給制度
海軍職工手當
大阪市内幼年職工賃銀調
民主的な自動車會社の設立計畫
陸軍省所屬事業部現業員の増給
東京市電從業員の收入
巖手縣と製絲工場
東京電氣會社の増給
長野縣片倉組の利益分配制度
八時間労働効果

香川縣に於ける勞働能率及賃銀比較調査

(六)失業問題……………三三

失業問題一般

全國職工解雇數(大正八年)

全國職工所要見込數(大正八年)

京都府に於ける職工移動狀況(大正六年)

兵庫縣に於ける職工移動狀況(大正六年)

職工就職前の狀況

年別職業紹介營業者數

地方別職業紹介營業者數

大正七年度被紹介者職業別比較

大阪市營職業紹介所成績

東京市立職業紹介所求職者の教育程度

同上大正六年度求職者の希望職業

寄子業

過去五箇年間に於ける失業者調査

内務省に於ける失業者救済方針

内務省に於ける職業紹介所問題調査

失業救済方策に對する各府縣の希望

東京府下に於ける解雇職工

大阪府下の失業者

大阪府下に於ける勞働者解雇内容

東京市電氣局職工募集狀態

東京製綱其他の職工解雇

山口縣彦島製煉場職工の解雇

大阪東洋鐵會社の職工解雇

東京鋼材株式會社の失業問題と暴行

富士製綱株式會社の失業問題

東京本所東京鐵會社の職工解雇

失業者と熟練、不熟練職工

東京品川白煉瓦會社の事業縮少

神奈川縣川崎附近の職工不安

鯨鯨仲仕が減る

吳海軍工廠で職工二千名募集

北九州工場の職工需要

德島縣内勞働者不定

大阪市木津川尻無川沿岸の職工移動

島吉リベツト鐵工所閉鎖と解雇

大阪帝國製鐵製鋼所の職工解雇

廣島縣船渠會社の職工解雇

帝國製鐵會社の職工解雇

日本金屬株式會社の職工解雇と紛議

中國地方の砂鐵製所の失業

海運界の人員不足

本所深川方面に於ける勞働者の不安

橫濱船渠會社の職工解雇

電力普及と失業問題

農商務省鑛山局解雇鑛夫の調査

東京に府立の中央職業紹介所

靜岡縣鈴木製油所の職工解雇

東京勞働獎勵會の職業紹介

大阪市朝日橋警察署管内の職工解雇

尼ヶ崎市岸本製釘の職工解雇

鑛山勞働者の解雇

有技術勞働者の不足

板紙工場の一齊閉鎖

東京に於ける一月以降閉鎖工場百餘

失業者救済の爲めの大工事

東京府に於ける失業救済の努力

職業心理と適業調査

大阪市の無定職勞働者の狀態

解雇職工の行方調査

男工漸減の大阪工業界

職工解雇數と其の原因

福岡縣下の職工募集

解雇後の職工死亡者

求職者の群東京へ入り込む

東京、深川勞働獎勵會の求職者

京都市營勞働紹介所

鑛夫失業調査報告と失業の實狀

逓信省の海員補充措置

六月中に於ける東京府下の職工解雇

英國の莫大小解雇か三十萬の失職者か

勞働界の狀態稍緊張す

東京府下堀之内銀鍍金工場職工の解雇

大阪造船所の職工解雇

大阪に於ける屋外勞働者(鯨鯨)の増加

勞働力の紹介と勞働者の紹介とに關する警

視聽と裁判所判決との見解の差違

朝鮮の女子を内地の工場へ世話する融和會

の計畫

東京市の車夫減す

神戸市職業紹介所と松方幸次郎の寄附

車夫の廢業

京阪神活版工の爭奪戰

東京市營職業紹介所擴張

女工や鮮人を雇入れる資本家側の計畫と鈴木工場監督官の話
失業救済に関する施設
小倉電氣製鐵會社の工場閉鎖
足尾銅山の坑夫三百餘名解雇
和歌山縣の職工募集取締
大阪府下大阪電球會社の職工解雇
奈良縣職工減退
「炭坑夫募集案内」の一例

(七) 勞働組合……………三七四

活版印刷組合信友會
大日本總勞働同盟友愛會
大阪中央製綿會社中央親友會
北風會
大阪石工平和會の成立
長崎三菱造船所船體課三笑會
石工共和會
東京石工組合
京都金箔業從業者の諸團體
商船會社司厨部員の組合商船同志會
勞働同盟會
大阪商工青年團の設立
大阪シヨフゾー交友會
勞働組合の設立を願出づ
友愛會關西勞働同盟會
京都ヅルが俱樂部
帝國勞働協會の設立
皇國力行青年團の組織

東京に新人セルロイド職工組合生る
大阪鐵工組合設立
日本勞働協會の發會
大阪鍍金職工聯合義德會の成立
日本勞働協會改名日本勞働組合本部の設立及其經過
日本勞働組合の紛擾
日本勞働聯合會改稱共隆會の設立
東京鉛版工業相互組合の成立
東京に於ける立憲勞働黨の發會
自由勞働者組合設立
仲仕組合聯合會の組織
東京各新聞製版工聯合組合革進會の設立
汽船製造會社作業手組合
横濱に於ける沖人夫の勞働會社
大阪市朝日橋人夫勞働組合の成立
姫路市内印刷工の團體交友會
東京に立憲勞働黨會生る
名古屋港沖仲仕組合を結ぶ
名古屋陶器畫工組合發會式
大阪職工組合の成立と鐵工組合との合併
勞資親善會設立
王子勞友會
横濱歐文技術工組合
小石川勞働會發會式
栃木縣足尾銅山に日本鑛山勞働同盟成立
赤旆會
福博印刷技工共濟會
廣島市印刷工親友會

吳市活版職工の組合親友會
東京深川人夫保護救済會千鳥會
大阪鐵工業工手組合の成立
日本職工坑夫組合本部並に坑夫至誠團
日本勞働同盟會
東京市木版彫工の勞働組合同志會
鳥取市洋服職工組合
礦夫協會
京都に皇國勞働會設立
大阪印刷同業組合青年團の成立
和歌山勞働共益會の設立
東京市内大工職の聯合大會
日本交通勞働組合設立
東京府下十條に於ける十條會の成立
松山市内印刷工の親睦會
東京小石川博文館職工の大進會
伏見模範勞働會
海員各團體の聯合協議會開催の計畫
兵庫縣師磨町仲仕の勞働組合組織
日本洋服工業組合
名古屋市の仲仕聯合會
尼ヶ崎市に勞働組合設立の計畫
帝國勞働者組合大阪に生る
廣島製針職工組合朋友會
名古屋市内下駄職人の組合
先覺會(東京博信堂印刷所)
日本共働會
京濱硝子職工組合の成立
小坂銀山、小坂協同交誼會

中越鐵道從業員同志會
日本勞働革新親和會
大阪安治川鐵工所職工組合鐵心會
大阪煉瓦積立同業組合
關西電鐵從業員同盟會設立
福井市に新潮會組織さる
勞働保護會
八幡製鐵所同志會
臺灣勞働俱樂部設立者退去を命ぜらる
長野市主催印刷職工の組合
勞働公正會
日本勞友會
中國勞働組合
築地工人會
東京砲兵工廠勞働組合
東京市電氣局從業員組合
大阪砲兵工廠の職工組合向上會の設立
福岡縣鞍手郡に大工組合の成立
東京印刷工組合の創立
大日本建具職組合
織物工自助團西陣織友會
大阪に電工組合成立
關西屋外勞働者誠友會
京都印友會の成立
純勞働會の成立
東京新聞配達夫の同盟會(新聞勞資協調會)
長崎市三菱造船所南木工場の協和會
横濱ニュース勞働團成立
茨城縣に石工勞働組合

目次

松本勞働俱樂部
大阪の友禪染職工組合
芝浦技友會成立
鐘淵々紡績大阪工場勞友會
大阪に關西硝子工組合
廣島勞働共濟會
釜石鑛山誠心勞働組合
東京紙箱職工義工會成立
倉敷紡績萬壽工場の明星會
住友伸銅所新進會
布哇に日本人勞働同盟成立
神戸市活版印刷職工組合
下關の仲仕組合
發動機株式會社職工團體勞聖會
大日本紡績津守工場内勞働組合惟德會
帝國農友會
東京市内新聞印刷職工の新團體正進會
日本勞農同盟會
大日本機械技工組合の成立
日本勞働黨の成立
東京玉川電車從業員の勞働組合成立
日本全國内勞働團體
勞働組合期成會
鐵工組合
日本鐵道矯正會
活版工組合
東京協資會
大日本勞働協會
過去の職業的勞働組合

東京船大工職組合、同盟進工組、木挽組合
(八)勞働運動……………四八
勞働組合公認期成講演會
神戸に於ける學生勞働者聯合演說會
友愛會神戸市尻池支部發會式
友愛會の普通選舉運動演說會
勞働組合問題及治安警察法修正問題に關する川村警保局長の談
京都友愛會支部主催普通選舉期成勞働者大會
神戸友愛會支部主催普通選舉期成市民大會
松本市普通選舉運動
煽動者を飽く迄罰する
群馬縣普通選舉期成同盟會發會式
友愛會の治安警察法撤廢運動
勞働者啓發講演會
東京印刷工の信友會の發展準備
友愛會城東聯合講演會
勞働者組合公認期成大講演會
友愛會大阪傳法支部發會式
立憲勞働黨主催、福岡勞働者會
友愛會大阪第一支部三週年記念大會
東京毎日新聞主催勞働者演說大會
友愛會北海道勞働者大會
帝國勞働協會總會の紛擾
上野公園に於ける普通選舉演說會
勞働同盟會主催勞働者大會
勞働同盟會の勞働會館設立行惱み

労働同盟第一回會合
友愛會京都聯合會の大活動
大阪鐵工組合設立記念講演會
社會政策協會の労働演說會
信友會の賃銀値上要求運動と其副生的紛擾
労働運動本部の公開狀
國民同盟會の労働組合の労働祭決議
信友會六月例會
友愛會關西労働同盟會の労働問題討論會
労働同盟會の勞資會議所
労働同盟會幹事會女子を會長に推す
日本労働聯合會の電車従業員の宣傳
労働組合本部の演說會
労働運動本部の東京市内宣傳
日本労働協會の労働協議會
労働組合本部の演說會
友愛會の組織改正の協議
新聞製版職工組合の相談會
名古屋市平和祝賀會と労働運動
治安警察法第十七條の適用問題
革新會の活動と其崩解
東京瓦斯會社職工の大會檄文
大阪普通選舉期成會の幹事會
東京労働聯合會發會式
鈴木文治氏歸朝す
鈴木文治氏東京着と友愛會員の示威運動
政府と社會運動記事
鈴木友愛會長協調會に参加するを拒む
東京印刷信友會の値上要求決議

日本労働組合懇談會
鈴木友愛會長の關西宣傳
東京印刷信友會の同情的大會不許可
日本労働聯合會第二回大會
京都友愛會支部の大動搖
名古屋友愛支部の動搖
友愛會の労働問題時局大講演會
鈴木文治氏に立會演說要求
労働團體の切崩し運動
友愛會の動搖に就いて鈴木氏辯す
友愛會關西労働同盟會の友愛會本部組織變更運動
友愛會京都聯合會臨時大會
京都に於ける東西労働大會
友愛會七週年大會
東京に於ける大日本労働聯盟
友愛會と社會主義者及著作家組合
吳海軍工廠職工の労働大會
友愛會大阪聯合會、大阪鐵工組合に合併を勧誘す
横濱の海員大會
大阪に於ける友愛會海員大會
濱松市の労働大會中止
労働聯盟會の宣傳
友愛會婦人主催婦人労働大會
大阪鐵工組合と堂前労働顧問
大阪で労働代表反對全國労働大會
改造同盟と普通選舉
日本印刷組合信友會の要求

海上労働者の自由要求の運動
大阪普通選舉同盟會の方針決定
原内閣打破、労働者大會
松本市普通選舉期成同盟會の講演會
大日本労働者革新親和會の演說會
原内閣彈劾労働者大演說會
布哇邦人の労働運動
築地海軍造兵廠の二労働組合の争闘
大日本労働者教育會
新潟の労働問題講演會
革新會第二期運動
全國仲仕業組合聯合會大會
東京友愛會主催労働問題講演會
著作家組合と信友會罷業應援
日本労働組合の労働及關東本部發會式
神戸海員團體聯合演說會
神戸普通選舉期成同盟會設立
大牟田地方の労働組合熱
北九州と友愛會の活動
憲政會と普通選舉運動
全國普通選舉大會第一演說會
東京に普通選舉期成同盟會の同志大會
全國海員仲仕組合公認を主務省に陳情す
關西地方労働團體の普通選舉運動
自由協會主催労働聯合大會
罷業の權利を認めずと警保局長語る
(九)社會主義運動……………四八
最近社會主義運動史

幸徳秋水感謝狀事件
京都のサンザカリスト捕はる
衆議院に於ける社會主義取締に關する質問
國家社會黨の出産
社會主義者の集會と労働問題
東洋社會黨大會開かれん
東京に於ける労働組合研究會と其解散
富豪の私財を皇室に奉還
賣文社主催演說會で警官と衝突
社會主義者の労働者への潜入
大杉榮氏吉田一氏檢舉さる
京濱社會主義者の會合と其解散
横濱のホリシヅアイズムの宣傳者追はる
社會主義者横濱で印刷物を配布す
平民大學夏期講演會
平民大學講演會の中止と紛擾
青森縣警察部のホリシヅアイズム宣傳者を檢舉す
社會主義者O氏肖像畫事件
社會主義者の労働懇親會
賣文社の再分裂
實驗的共產主義者の處刑
労働組合研究會
政友會本部建築物の放火と社會主義者
大阪中央公會堂の堺枯川氏の労働問題講演會
外務省官邸の天長節夜會の出來事
社會主義者の労働問題講演會參會者の引致
過激派の宣傳書の入寇か

目次

(十) 俸給生活者問題……………五〇七

堺枯川氏の演說中解散命令
横濱市内の社會主義者四名收監
雜誌「新社會」關係者の茶話會と其引致
俸給生活者の増給問題
中等學校教員の生活に就て外語教授片山氏の談
京都の小學校教員消費組合を組織す
東京小學校教員互助會の成立
文官二十三萬人中九割六分は貧乏人
勞銀低下傾向の恐るべき影響豫想
三井物産社員増給要求
横濱取引所員の同盟休業
著作家組合の成立
小學校教員俸給改正調査
全國小學校教員の増給實行
全國公立中學校教員の増給
兵庫縣飾磨郡教員の増給要求飛檄
東京俸給生活者同盟會の協議會(S、M、U)
S、M、U、大阪演說會
東京の私立中等學校教員の向上會發會式
東京小學校教員大會と官憲の干渉
東京小學校教員五割増俸
仙臺市小學校教員の増給要求運動
鳥取縣氣高郡小學校教員の増給要求
岡山縣苫田郡五小學校教員の増給要求
札幌區内小學校教員の同盟罷業
東京砲兵工廠員の増給請願
福島縣石城郡教員吏員の増給と富豪の賦課
北海道渡島小學校教員の増給運動
大阪市小學校教員の新手當
茨城縣下の小學校教員の増給要求
東京婦人の新團體
埼玉縣下小學校教員の新團體
愛媛松山の小學校教員の増給要求
日本郵船高級船員の増給要求
巡查増俸公布
大分縣國東郡の教員大會
徳島市役所吏員の増給要求
青森縣北津輕郡小學校教員の増給運動
門司市小學校教員の示成運動
宇都宮市小學校教員の不平
東京活動辯士の増給運動
青森縣師範調導の同盟休業
岡山縣眞田検査員の増給運動
スタンダード貿易會社朝鮮支店員の盟休
シンガポールミシン京城支部雇員の手當要求
日本郵船會社船員の要求
岐阜商業會議所の増俸建議
愛媛縣越智郡教員の増俸運動
牧師の増給決議
大阪商船高等海員の増給要求
富山米穀取引所事務員の盟休
横濱サミエル商會員の増俸要求
恩給生活者の増給運動
高松の俸給生活者購買組合を設立す
横須賀鎮守府水兵の不平

各官廳の半期臨時手當支給
 神戸の活動寫眞辯士の増給運動
 東京市内看護婦の値上げ要求
 山梨縣看護婦會の値上げ要求
 長崎市三菱造船所社員の増給運動
 教員自衛團啓明會發會式
 東京市水道課吏員の要求
 和歌山縣三等郵便局員の優遇要求
 東京在住癩兵の陳情
 市町村臨時手當支給割合
 兵庫縣明石町銀行員の増給要求協議
 東京市内産婆の値上げ運動
 東京南葛飾郡産婆の同盟値上反對
 東京市内及び郡部收稅吏の増給歎願
 文部判任官の増俸運動
 基督教青年牧師の増給要求
 曾我廼家五郎の増給要求
 金澤監獄監守の増給運動
 東京市、私立中學教員補助期成同盟會大會
 高知市、土陽新聞社員の盟休
 豐橋市、私立豐橋商業學校教職員の盟休
 京都通譯の日當値上要求
 愛媛縣豐川稻荷の雲水の待遇改善要求
 青森縣の神職の總辭職申合せ説
 京都看護婦の料金値上運動説
 會計検査院に判任官の増給運動
 愛知縣一部小學教員の運動
 神戸、大藏省所管官廳の増給運動説
 東京市在住陸軍將校の馬丁連の増給要求

福岡在住文武官の恩給増給要求
 東京雜誌製本業者の値上要求
 東京に、下級官吏増俸期成同盟會起る
 大阪市科野輸出商店員の増給要求
 姫路市吏員の増給要求
 嚴手縣吏員臨時手當増給
 大阪府三島郡主催小學教員互助會
 官吏増俸案決定
 大藏省の判任官同盟して増給要求
 青森師範學生の増改善要求と同盟休校
 東京控訴院裁判所雇書記の増給要求
 東京專賣局員の増給要求
 大阪市會に於ける吏員増給の建議
 福島縣吏員の増給歎願
 鐵道院の増給
 宇都宮專賣支局の局員の要求
 大阪市三島郡、小學教員の組合同志會
 岡崎市帝國數布會社事務員の要求
 大阪電燈會社社員の増給要求
 高崎稅務署員の増給要求
 和歌山縣新宮町の官公吏員の要求
 廣島縣煙草專賣支局勞務者の要求
 廣島縣藝備鐵道事務員の増給要求
 名古屋活動寫眞館太陽館辯士の盟休
 國籍專賣支局員の要求
 大阪大林區署の要求
 大阪煙草專賣支局員の要求
 陸軍、休職停職者の増俸

憲兵の臨時手當増給
 神戸の社會運動團體曉明會
 松山市五十二銀行員の増給要求
 鐵道院神戸管理局下級吏員の増俸運動
 東京市、市吏、區吏の増俸要求
 大阪府巡查の動搖
 香川縣善通寺町役場吏員の増給要求
 仙臺市役所吏員の増給要求
 京都市運輸課吏員の要求
 神戸市水道課吏員の増俸要求
 東京中野の俸夫と自動車との爭鬭説
 門司帝國麥酒會社員の増給要求
 神奈川縣東京電氣株式會社守衛のサボ
 シュ
 朝鮮遞信員の要求
 東京三井物產社員の増俸要求
 裁判所關係下級官吏の増俸陳情
 大阪市、幼稚園保護臨時手當
 仙臺貯金局の増俸要求
 私立女學校長の公私平等要求の決議
 朝鮮總督府營繕員の怠業
 神戸市吏員の増俸
 山梨縣韮崎署巡查の増給要求
 判任官の増給
 日本郵船會社高等海員の動搖
 奈良縣男子師範學校生徒の食料盟休
 警視廳巡查の官舎設置運動
 鐵道院の増給
 名古屋教員購買組合

東京の各大學生の文化同盟
本郷本富士署(東京)巡查の不平
朝鮮總督府技術官吏の増俸運運
逓信省爲替貯金局判任官の増俸運動
名古屋各小學校使丁の要求
京城郵便局電信係員の増俸要求
サラリーマン組合設立計畫
名古屋在郷將校の恩給増額運動
東京麹町署及日比谷署巡查の増給嘆願
福岡縣戸畑町役場員の増俸要求
大分縣日田町吏員の同盟休業
岐阜縣小學校教員の不平
朝鮮京城本町警察署勤務鮮人巡查の盟休
東京應義塾大學職員の増給要求
在郷軍人會の新要求の第一矢
東京府廳及警視廳の臨時増俸
三菱社員の増給
神戸市、小學校教員の増俸運動之計畫
朝鮮天安警察署鮮人巡查の決議
門司警察署巡查等の動搖
府縣吏員及小學校中等學校教員の増給
神奈川縣淺野造船所社員の時間短縮要求
大牟田市役所吏員の増俸要求
京都在住恩給生活者の大會
小學校教員の手當増加と物質尊重主義
山梨縣九郡役所吏員の増給要求
松江市小學校教員の増俸要求
横濱に於ける文官恩給増額期成同盟會
巖手縣氣仙郡書記の増給要求

目次

大阪市内五中學校教員連合の増給運動
大藏省判任官連の要求
東京帝國大學、工學部、土木科卒業生の俸給
最低限協定
岡山市吏員の増俸運動
東京淺草區小學校教員の教員同盟會設立の議
佐賀縣佐賀警察署内巡查の罷業
大阪に女教員組合設立
大阪府下女教員會設立
京都に警察官後援會設けらる
東京市區吏員の要求
高松市在住中等教員の組合設立運動
東京十五銀行本店員の要求説
療兵の増給運動
大阪、藤田銀行員の増俸要求説
甲府市立小學校教員の増給運動
名古屋市内小學校教員の増俸運動
埼玉縣米穀検査員三百餘名の總辭職決議
和歌山市役所吏員の増俸要求
秋田小學校教員増給要求
在郷將校の互助會
富山縣の巡查後援會
京和銀行八幡支店行員の要求
長崎稅關吏員の年末賞與に對する不平
京阪神三郡小學校長會
東京府下八王子各小學校教員の増俸要求
内務省衛生試驗所員の賞與不平
會計検査院判任官の賞與不平
海軍省等の雇員手當、並に賞與増額要求

東京相撲協會の力士の増給要求
陸軍各兵卒に賄料増額
師範學校給費の實狀
中等教員俸給
恩給法改正案

(十一) 婦人職業問題……………五六七

婦人職業問題一般
北陸地方に於ける女工募集
滋賀縣下の女中拂底
東京養育會の見たる労働婦人と分娩
東京に於ける女工の演説
職業婦人の爲に是非必要なる設備
木賃宿の女
東京の女中拂底
小樽の失業女工淪落
長野縣の女工檢徴令出でん
東京同労働舎活版所の女工訓練
女事務員の増加
女子の求職者
女工の生活問題に關する生江孝之氏の意見
日本の女工と労働問題
現在日本に於ける女子の内職
警視廳管下の看護婦
女工の待遇と衛生
富士瓦斯紡績會社程ヶ谷工場長の女工家族
訪問
全國救濟事業に働いて居る婦人
大阪府下の女工と其生殖狀態

婦人思想の變化	
女工募集と女工の保護	
東京砲兵工廠内に哺乳場の設置	
日曜毎に女工の休業	
東京砲兵工廠女工の状況	
家庭内職の會社設立計畫	
婦人労働者とその智識の程度	
紡績業と女工の減少	
女子労働組合設立説	
飛騨、高山の女工労働組合	
女工の指導に必要な監督婦人の養成	
名古屋各工場の工女出迎景況	
友愛會婦人部獨立案	
鐵道院の婦人従業員生活調査	
農商務省の女工産期保護に関する調査	
婦人労働會の婦人労働大會	
友愛會婦人大會	
紡績女工組合成立説	
東京實業組合聯合會の婦人及女工労働制限	
東京市内婦人活版印刷工組合の設立	
中央處女會の女工紹介	
新婦人協會の設立	
婦人車掌募集	
富山縣女教員の婦人運動	
(十二) 農村問題……………五八九	
衆議院に於ける食糧政策及小作農保護に関する建議案	
衆議院に於ける農業政策に関する建議案	

福岡縣と農業勞力問題	
地主對小作人紛争解決對策に関する内務省の調査	
地方農會の新生面	
大阪府下の地主對小作人問題	
三重縣下に地主婦人懇談會及小作人旅行團	
大阪府に於ける農業労働の調査	
小作農問題に関する副島農政課長の意見	
全國農會協定會	
尾張徳川家と小作人との訴訟	
青年社會政策學會の農民研究	
岡山縣藤田組開墾地の労働爭議	
小作人組合の新傾向	
栃木縣下都賀郡小作地主の爭議	
兵庫縣農村問題懇談會	
愛知縣下の地主と小作人問題	
大阪府に於ける都府農村調査會	
北陸地方に於ける農村問題	
關西農會聯合會と農村問題	
福岡縣在住の朝鮮人農業労働者數	
地主對小作人問題狀況報告	
東北地方に於ける小作農民の聲	
京都府南桑田郡小作人組合	
奈良縣下の地主對小作人勞資協調會	
愛知縣彌富の小作人の問題	
愛知縣地主懇談會	
大阪府川北村中島の小作人の農業爭議	
農村の青年と其職業	
大阪府下の農業狀態	

(十三) 労働者の教育問題……………六〇七	
労働者の教育問題一般	
大阪市内鐵道従業員教育程度	
大阪市内某機械工業職工教育別調	
福岡縣下職工の教育狀態	
鹿兒島縣に於ける職工教育狀況	
東京芝三田に職工の夜學校設立	
東京水上保護會の兒童教育	
大阪に於ける徒弟講習	
陸軍工廠職工智識の進歩	
文部省の通俗教育と労働者教育	
大阪市の夜間小學校就學兒童の労働時間短縮	
岡山縣小田郡南部の職工教育狀態	
工業教育調査委員會設置	
尼崎市の幼年工と補習教育	
工場従業員を如何に教養するか	
信愛會の補習教育實施	
東京織物商組合店員の補習教育	
炭坑労働者の教育及信仰	
大阪商業會議所の甲種商業卒業程度檢定	
職工長養成の學校	
大阪に於ける晝間補習學校	
東京莫大小同業組合の従業員に職業教育	
東京市内少年の補習教育準備調査	
兵庫縣下實業學校卒業生就職狀況	
實業補習學校施設概況	

十四) 勞働移民問題……………六四六

海外旅行者と移民
内地に於ける鮮人勞働者保護
山口縣下大島郡の海に移民狀況
南米伯刺西に於ける日本移民
南米の移民歎近
新潟縣出稼職工の身體検査
加奈陀移民法改正案
獨逸の俘虜釋放と其就職
支那人勞働者の使用禁止
米國行三等船客の檢疫法改良
海外協會聯合協議會の新運動
移民協會總會の決議
布哇の邦人米國に歸化
墨國と日本移民
海外興業會社の南米移民
東京府に於ける海外移民獎勵
大阪市内に於ける鮮人勞働者
福岡縣に於ける鮮人坑夫
最近移民の趨勢
馬尼刺の本邦移民六千名饑餓に瀕す
伯國入國特典
愛知縣の出稼人
海外移民の減少
日本移民と其出產率
南米大陸の一部に日本移民排斥

十五) 國際勞働問題……………六五六

目次

講和條約中の國際勞働法規(正文)
第一回國際勞働會議準備委員會決定事項
國際勞働法案と日本の實業家
日本工業俱樂部
農商務省の勞働調査會
國際勞働會議事項と憲政會政務調査會
國際勞働會議と我國の調査材料
國際勞働會議調査委員會
幼年工問題と時間問題
國際勞働會議と紡績の態度
國際勞働問題と大日本紡績聯合會
國際勞働問題と大阪工業會
日本勞働狀態に關する英國政府の照會
國際勞働問題と大阪商業會議所
國際勞働準備會と我國當局の態度
國際勞働問題と日本電氣協會
東京婦人愛勞會主催婦人勞働大會
國際勞働問題と名古屋商業會議所
國際勞働問題と工政會
國際勞働會議と東京商業會議所
國際勞働會議と燐寸製造業者
國際勞働會議と燐寸同業組合
國際勞働會議と蠶絲業者の組合
國際勞働會議と日本輸出絹同業組合
國際勞働會議と日本工業俱樂部
國際勞働會議と京都商業會議所
國際勞働會議と原總理大臣
帝國教育會と幼年工勞働時間問題
幼年勞働者使用制限の影響

國際勞働會議代表委員選定法
資本案代表者選出
國際勞働會議と武藤山治氏の意見
國際勞働會議と日本アクリル會
國際勞働會議代表委員と東京鐵工機械同業組合
國際勞働會議勞働者側代表委員選定協議員會及代表委員決定事情
協議委員會前後に於ける内部の曲折
國際勞働會議と榊本卯平氏の意見
國際勞働會議代表委員選定と友愛會及其他の勞働團體
國際勞働會議代表委員と海員組合
國際勞働會議代表委員と仲仕組合
友愛會京阪聯合會と國際勞働代表
國際勞働會議と鮮滿の勞働者
勞働者側代表委員の選定と脱退組の報告演説
國際勞働會議と日本勞働聯盟
勞働者側代表委員選定と全國勞働大會
吳海軍工廠職工と勞働者代表選出協議會
國際勞働會議代表委員及顧問隨行員の任命
第一回國際勞働會議
第一回國際勞働會議中日本委員に關する諸事件

十六) 生活費問題……………七四三

生活費問題一般
勞働者の生計調査

公設市場概況調査	八月至大正七年七月
福岡市食料品勞銀騰貴比較	物價騰貴を防ぐ吳市職工の決議
福岡縣の教員生活の調査	
文明人としての標準生活費	
東京の下層勞働者の窮狀	
東京本所三笠小學校長生活難救濟方法	
生活警戒と郵便貯金	
死亡率増進は生活の貧弱と智識の缺乏	
大阪府の節米獎勵と職工生活	
出生、死亡に物價の影響	
東京の乳兒預り所より見たる社會面	
職工生活狀態	
日本人の自殺と生活難	
食糧品と問屋の利益壟斷	
木賃宿階級の收入及犯罪	
東京府立第一高女調査月收五十五圓家族五人の家庭の生活費	
東京府立第一高女調査物價表	
生活問題に關する國澤醫務局長の談	
梅雨期に於ける下級勞働者の收入調査	
鐵道院米の無賃輸送	
東京市の細民狀態	
鳥取縣倉吉の消費組合	
東京本郷下宿屋の食費値上げ	
生活安定運動大講演會	
政府の社會政策決定	
神奈川縣に於ける職工生計狀態調査(大正六年十一月調)	
福岡縣に於ける職工生計調査(自大正六年	

(十七) 住宅問題……………七七〇

勞働者の住宅問題	
製絲及染織工場に於ける寄宿舍の狀況	
東京市民の住宅問題	
東京市民の平均住宅坪	
東京本所横川町墜道長屋の取拂ひ	
警視廳管下の木賃宿	
大阪市設住宅	
大阪市電車現業員の爲に住宅新設	
勞働者住宅調査	
北九州の住宅問題	
不景氣來と貸家	
東京府下の木賃宿調査	
東京日暮里に近代長屋の建設	
巢鴨三百軒長屋の狀況	
福田工學士の東京市電從業員住宅市營建設案	
都市住宅の規格統一に就いて佐野利器博士の談	
勞働者の下宿の慘狀	
神戸の家主の新案	
鐵道院從業員の爲に官舎と共同浴場との増設	
長柄密集部落の生活	
東京に職工住宅建設の新計畫	
工場寄宿舍の空氣	

(十八) 各種社會現象……………八一

日本毛織會社の大職工宅建設	
大阪鐵工組合の職工住宅建設案	
大連市の貸長屋	
兵庫縣保安課の家主調査	
幼兒を持つ細民の爲めに貸長屋を設備する	
九州大牟田市の借家人問題	
勞働長屋と若松市	
大阪府下工場の從業員と其住宅	
土地家屋賃借人協會の設立	
福岡縣若松市の地主會の決議と借地人との紛擾	
都市小住宅改良と政府の方策	
小學校教員の收入と家賃及家族員數	
借地借家人組合(長野縣飯田)	
大阪市營共同宿泊所宿泊人調査	
勞働者の合宿所	
名古屋市の細民長屋建設案	
大阪西野田小原鐵工所職工の憤慨	
東京砲兵工廠職工の憤慨	
簡易法律相談所の成績	
全部啞者を職工とする會社の成立	
早稻田大學々生の社會事業着手	
愛國婦人會の不思議なる景況	
大阪に於ける店員休養日期成會	
井上知事府葬と職工の參列	
平和祝賀會と横濱在住の勞働者	
勞働問題と國民新聞	
若松洞海湾の海上生活者	

工場名簿整理取締
パンクローバーの罷業と日本労働者の態度
名古屋千種織物工場職工の労働裁判
公認運送店三千四百四拾六名
臺灣の労働問題と糖業聯合會及當局者
板垣伯死す
東京新聞配達夫、夕刊賣の不平
憲政會の罷業續出に對する態度
東京印刷同業組合の内紛
職工不法監禁事件の終結
鐵道院の下級従業員に對する訓示
改造同盟會の成立
三池炭坑の囚徒使役
東京大島製鋼會社職工の檢舉
岡山市八百屋業者同盟罷業
労働中尉の六時間演説
富山縣八尾町の危険文書配布事件
老壯會の政綱發表
外務省の革新同志會
金澤市の商工業者と暖簾制度
東京上野帝國圖書館の給仕轉職
東京市内各女學校同窓會聯合會と法律改正
希望
神奈川縣労働合宿所
力産會
大阪港の船賃値上運動
青年改造聯盟の成立と活動
帝國電燈會社の暴舉
岡山青年理想俱樂部の「青年時代運動」

目次

自由協會の設立
東京砲兵工廠事件の敲首職工廉賣所を開始
す
神戸海政會
憲政會政務調査會労働問題特別委員會
淨土宗労働共濟會の労働會館落成
軍人遺族及癩兵救濟を目的として報効會設立
東京の水上生活者
大阪の水上生活者
信友會員糊口に窮して幹事に訴ふ
貧乏する理由
三菱の労働問題研究
ともに會
熊野にも「新しい村」
大阪人の過群生活
解放節
(十九)當局者及資本家側の労働
問題に關する意見……………八三三
貴族院に於ける労働問題に關する質疑應答
労働問題に對する警視總監の意見
労働局設置の急務に關する宮島清次郎氏の
談
労働問題に關する床次内相の意見
三益主義の實行
時代の推移を職工は未だ本當に知らない
職工よりも事務員級の問題を先にせよ
職工に宗教心の涵養

失業者と其救済とに就き寺澤直人氏の談
資本家保護論は何故生れぬか
日本色を加味せよ
日本の労働問題
川村警保局長と労働問題
利潤獨占が病根
工場の惡中間者をも考究せよ
労働政策の設立難
工場監督官會議に於ける山本農相の訓示
憲政會加藤總裁の労働問題に對する意見
労働運動に對する岡警視總監の意見
大隈侯の労働演説
床次内相全國商業會議所聯合大會に於て勞
働問題を説く
同盟罷業豫防に關する立石工場課長の意見
小橋内務次官の労働問題に關する意見
水野前内相の労働問題に關する意見
治安警察法第十七條に對する官憲の態度
労働問題に關する各省高等官會議
政友會政務調査會に於ける内相の労働問題
觀
憲政會關東大會と労働問題
同盟罷業に對する岡警視總監の言明
有吉兵庫縣知事と労働問題
大阪工業試験所長莊司市太郎氏の意見
憲政會大津淳一郎氏の意見
大阪朝日橋警察署長大木氏の意見
罷業取締方針の變更
浦賀船渠會社事務今岡純一郎氏の意見

國民黨總理犬養氏の意見

八時間労働制に對する河越氏の意見

非八時間制に關する中山太一氏の意見

安川敬一郎氏労働問題管見

政府と物價調節策

製鐵業者と八時間制

治安法第十七條撤廢と司法當局

セメント業と八時間制

鈴木司法次官と労働組合法

治安法第十七條存廢と政府當局の意圖

労働組合法と警保局長

帝國麥酒會社と八時間制

門司淺野スレート會社と労働時間其他の問題

犬養木堂氏の労働問題に關する意見

縱斷的労働組合法案と、原首相の意圖

労働問題に關する安達謙藏氏の意見

政友會労働問題調査と床次内相の意見

農商務監督官勝部氏の労働運動觀

原首相と治安十七條及普選問題

東京實業組合聯合會の決議

八時間尙早説（日清紡績專務宮島清次郎氏の意見）

保安警察事務に關する岡警視總監の辯明

政友會總務小川平吉氏の労働問題解決策

(二十)當局者の調査……………八九〇

大正七年に於ける工場災害調査（農商務省）
工場法第二條第二項に依る幼年工地方別

工場數の激増

小工場調査開始

製絲工場増加

製絲工の労働狀態

日本の紡績業

労働者の衛生調査

農商務省で労働者の生計調査

九月中及九月中迄の新設會社

三井銀行の調査による解散會社

三井銀行調査による事業計畫の減少

農商務省の労働課設置及小作組織調査

労働統計の要項

政友會の労働問題調査

政友會の労働問題調査

大正七年警視廳管下の工場法成績

帝國ホテル使用人の家計調査

東京印刷組合の印刷職工の狀態調査

中工場の減少と小工場の増加

警視廳工場課の職工調査

東京府下工場の職工生計調査

職工の疾病負傷に關する調査

女工妊婦の扶助料と農商務省の調査

東京實業組合聯合會と商工改善調査

青森職工收入調査

山形縣勞力調査

大阪市の労働問題に關する調査綱目

大阪市調査課の労働問題調査

各種労働者の投票に現れた種々相

大阪市の棄兒激減

細民カードの作製

大阪府下工場の大勢力

大阪市内職現狀

職工勤續調査

大阪市幼年職工の職業別

岡山縣工場狀態

愛知縣職工數

愛媛縣工場研究聯合會の調査發表

福岡縣に於ける工業狀態

福岡縣下工場主中嘗つて労働者たりし者の數

福岡縣に於ける職工の職工繼續年數

福岡縣の鑛業調査

福岡縣鑛務署管内の鑛夫數

福岡縣變災及被害者數

福岡縣鑛務署管内の坑夫保健狀態

福岡縣下の工場法施行後六ヶ月間に於ける職工扶助金額

八幡製鐵所の労働及生産勞銀

福岡縣下私設鐵道労働者の狀況

福岡縣の小學校教員家族數調

門司市中の労働者數

山口縣職工生活調査

(二十一)官私設労働問題解決策……………九三三

協調會の成立及労働問題解決中央機關設置の計畫

大阪工業會の勞働問題調査方針	東京工業教育會主催工場主懇話會
京都市堀川署内工業同盟會	東京工政會と勞働問題
日本工業俱樂部の勞働問題調査方針	勞働局と社會局
丸山救護課長の勞働問題談片	九州鐵工協會と勞働問題
内務省の勞働問題實際的研究	富山縣の工場主懇談會
東京府下工場主懇話會	愛媛縣の工場研究會の調査
大阪市勞働問題調査の方針	富山縣井波町勞資協調會
三井礦山部に勞働課の新設	勞資協調會の役員數決定
京都府知事主催資本金招待會	大阪市主催第四回勞働問題懇談會
勞働資本問題研究會	企業立憲協會の設立
佛教徒社會事業研究會	勞資協調會の勞働爭議解決第一步
大阪に於ける勞働問題研究會	東京府工場懇話會委員總會に於ける協議
大阪工業會總會に於ける回種職工組合公認決定	久留米市鐘紡支店の勞働委員會
東京實業組合聯合會の勞働問題協議	岡山縣高梁町の新企業方法
政友會の勞働問題調査會	
北九州問題會	
智識階級の工場研究會設立	
大阪市主催勞働問題懇談會	
陸軍省の罷業對策	
東京府工場主懇話會七月例會	
東京府慈善協會勞資協議會	
勞資研究會の例會	
京都に於ける工業研究會、工業聯合會及工業協會	
奈良市職工待遇改善協議	
大阪刷子同業組合の勞働問題協議	
大阪工業會の勞働者招待	
愛知縣の工場主懇話會	

目 次

東京工業教育會主催工場主懇話會	九四四
東京工政會と勞働問題	九四四
勞働局と社會局	九四四
九州鐵工協會と勞働問題	九四四
富山縣の工場主懇談會	九四四
愛媛縣の工場研究會の調査	九四四
富山縣井波町勞資協調會	九四四
勞資協調會の役員數決定	九四四
大阪市主催第四回勞働問題懇談會	九四四
企業立憲協會の設立	九四四
勞資協調會の勞働爭議解決第一步	九四四
東京府工場懇話會委員總會に於ける協議	九四四
久留米市鐘紡支店の勞働委員會	九四四
岡山縣高梁町の新企業方法	九四四
大正八年度出版社社會問題關係	九四四
主要著書	九四四
附錄	九五〇

解 説

一、工場數とは工場法適用工場の數丈である。

一、職工數とは工場法適用工場の職工名簿に記載しある職工のみである。

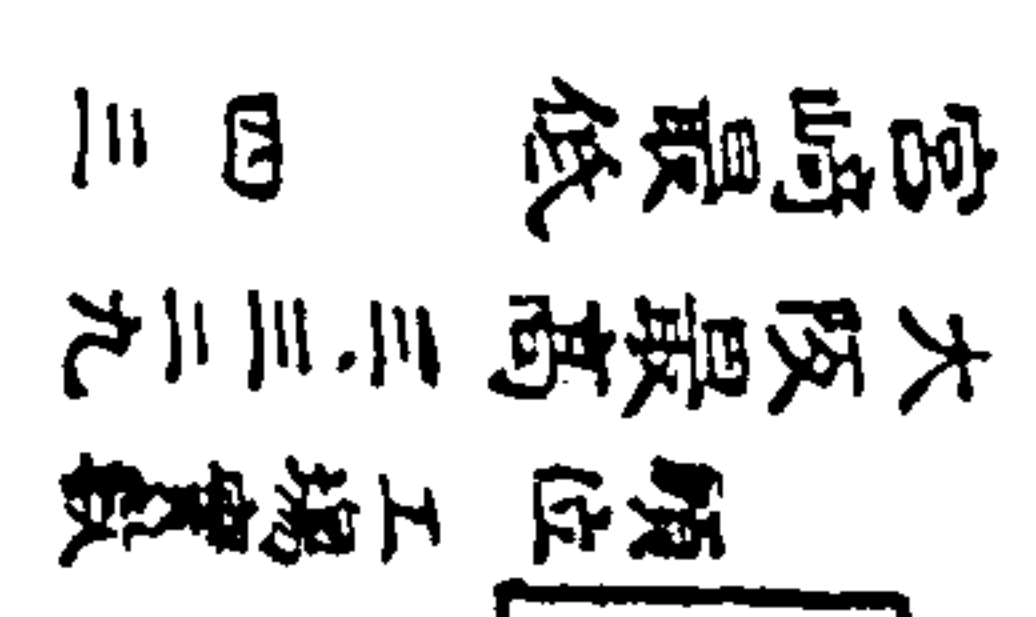
一、鑛夫數とは鑛業法の適用を受けたる鑛山の鑛夫名簿に記載しある鑛夫のみである。

一、以上の外に労働者としては官立工場の職工、不適用工場の職工、自由（屋外）労働者（人夫、仲仕、手傳等）及交通業の従業者等である。

一、物價及賃銀指數比較表は東京商業會議所の調査になりしもの、内七種の線丈を擧げたものである。

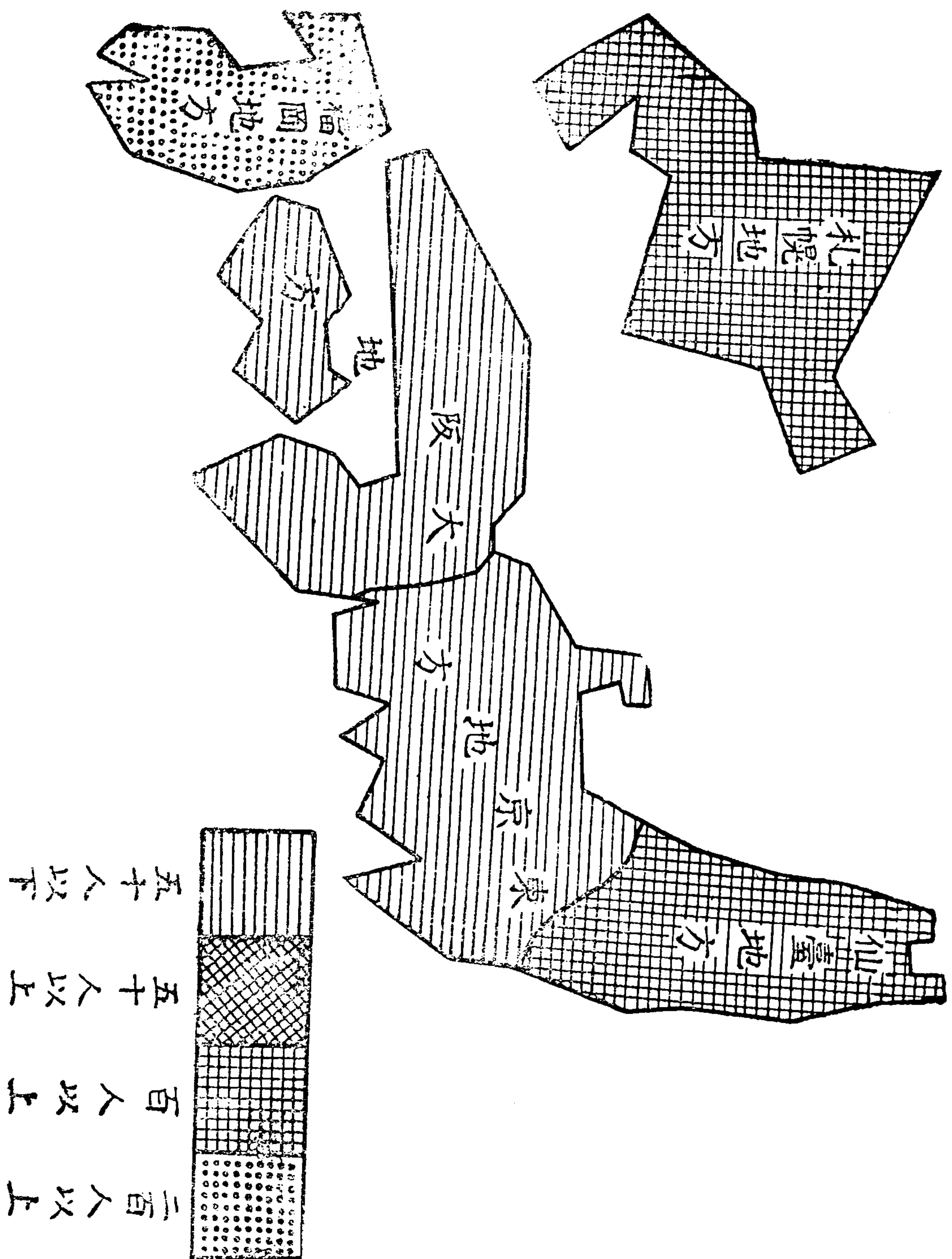
一、紡績會社資本利得及賃銀表は紡績聯合會月報及紡績實社の營業報告を基礎として作成したものである。

大正六年末現在

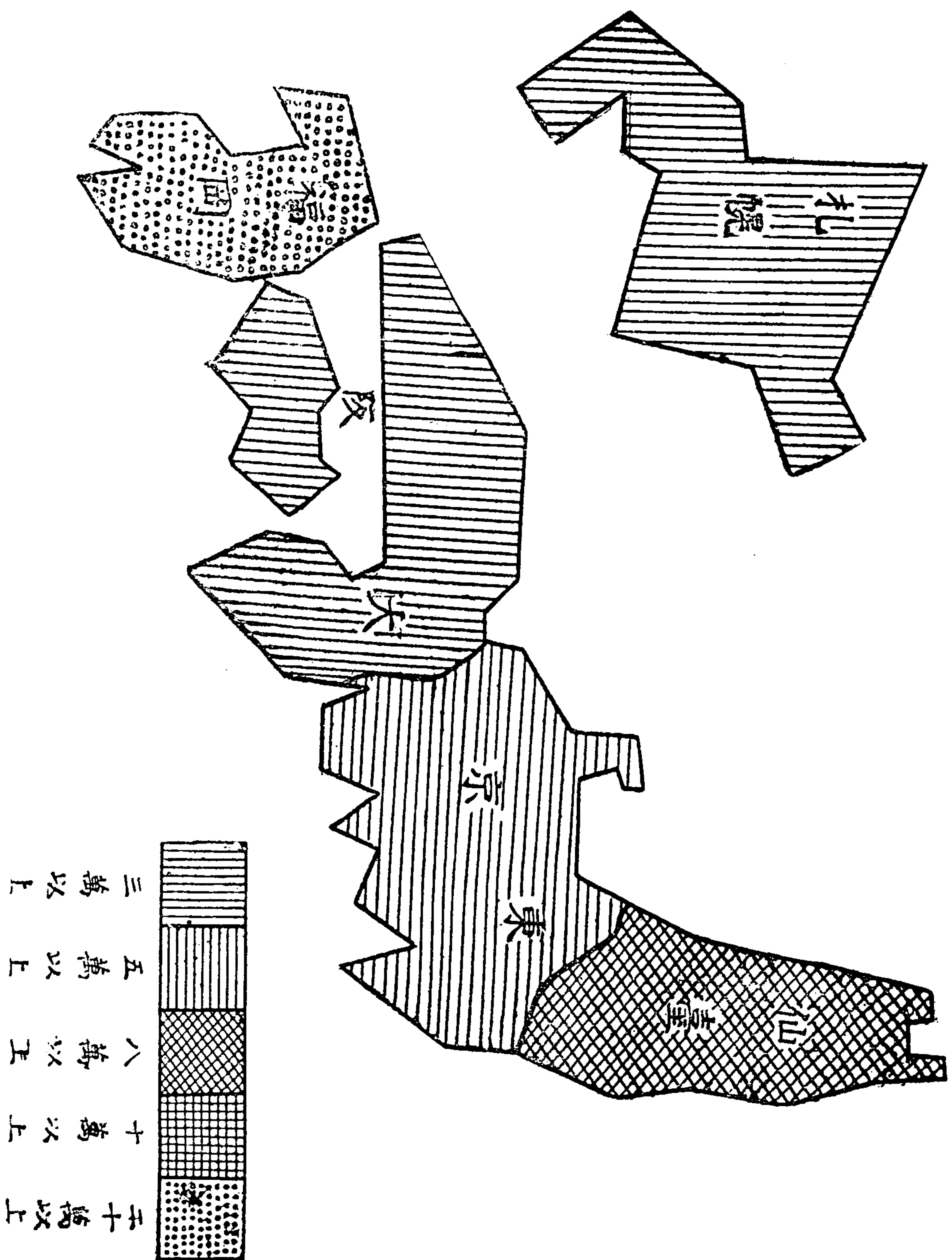


地方別鑛夫數(人口萬中鑛夫數)

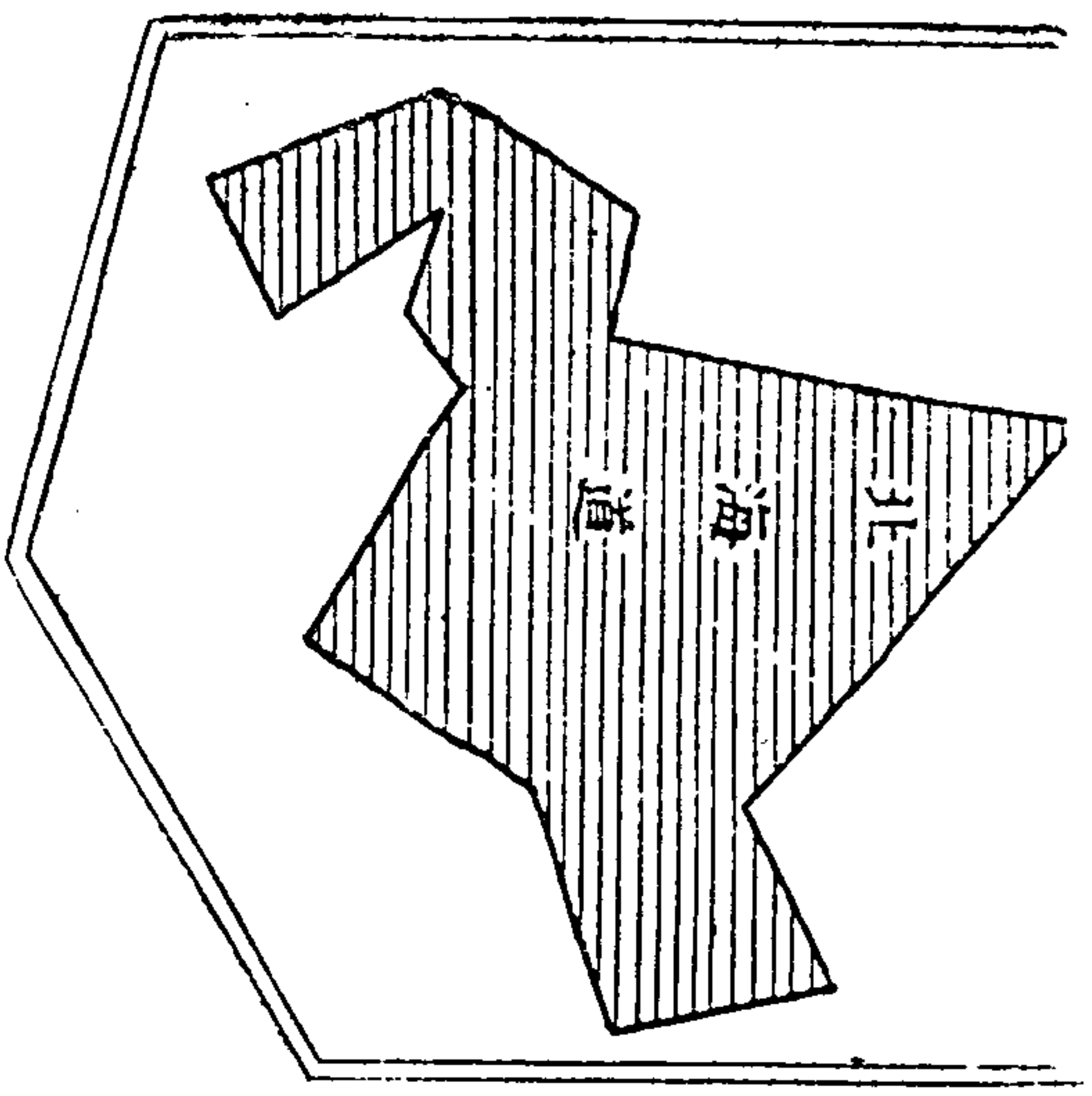
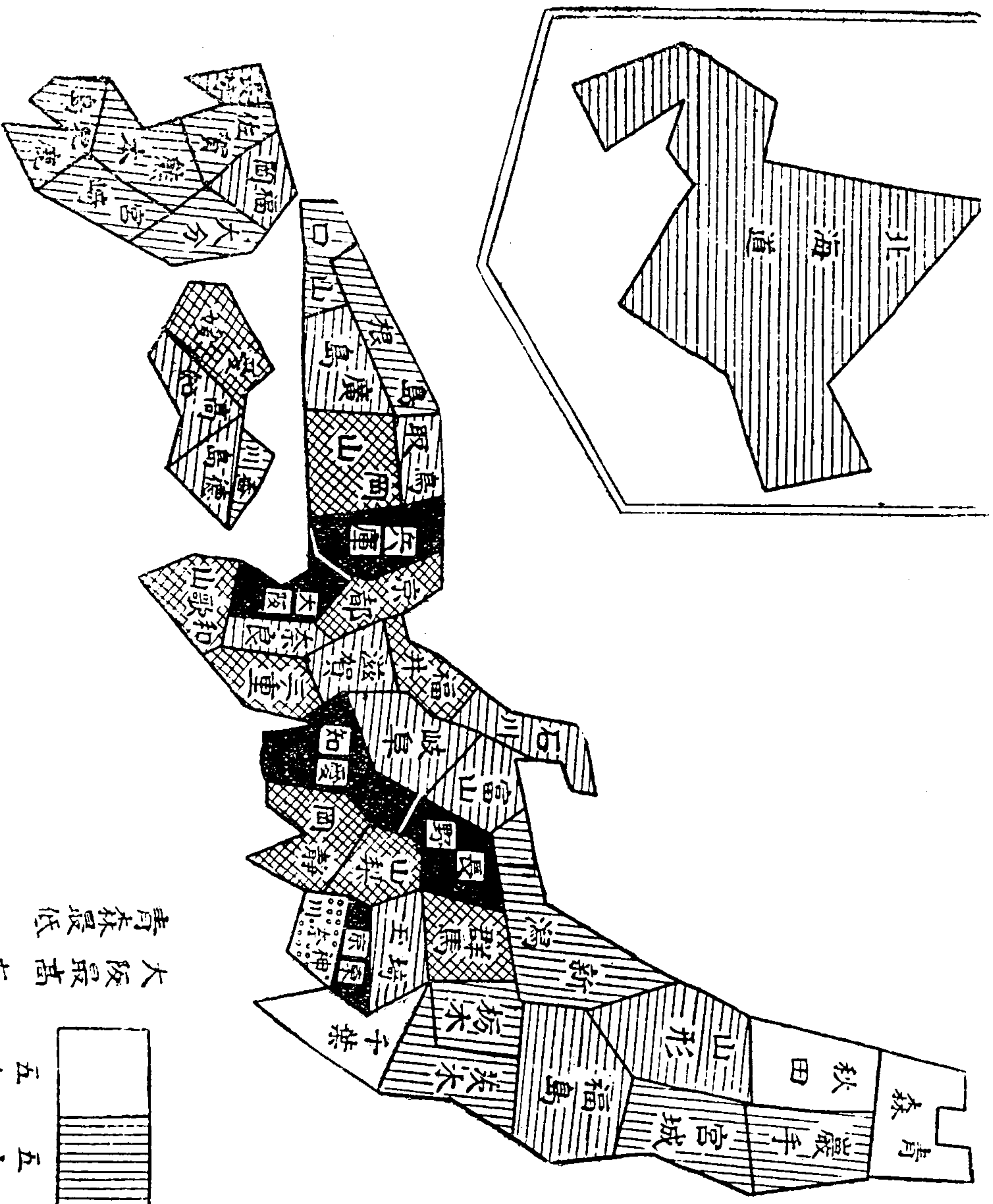
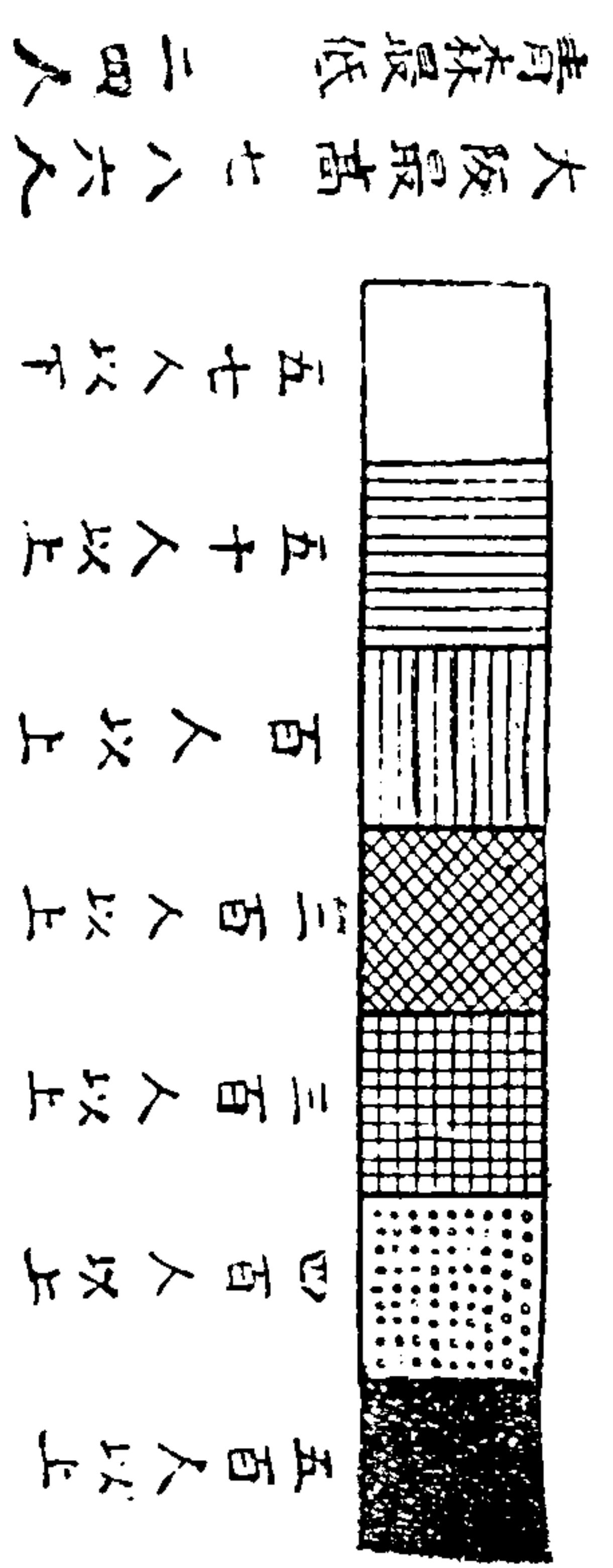
大正七年七月現在



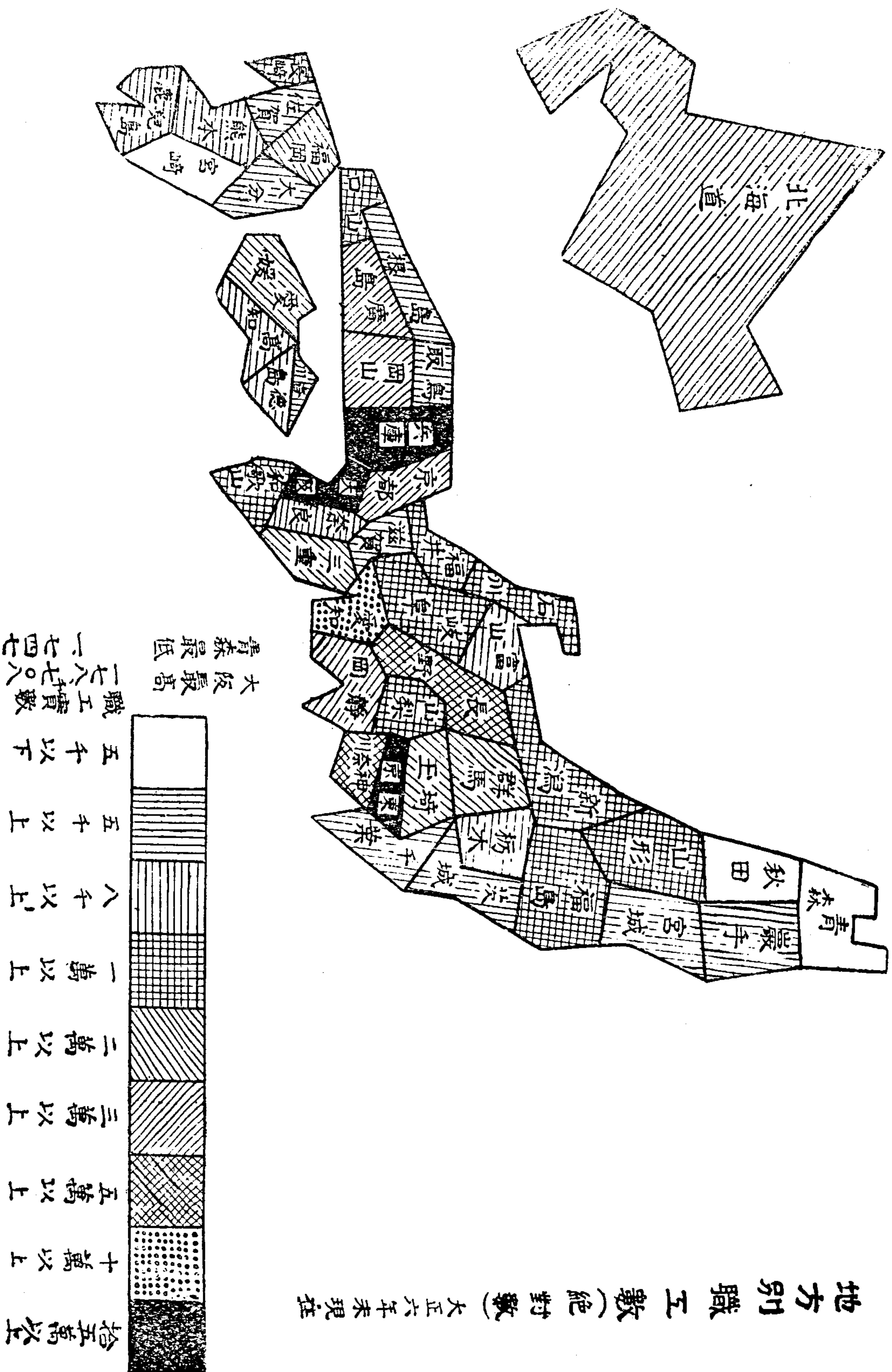
地方別鑄天數（絕對數）大正七年七月現在



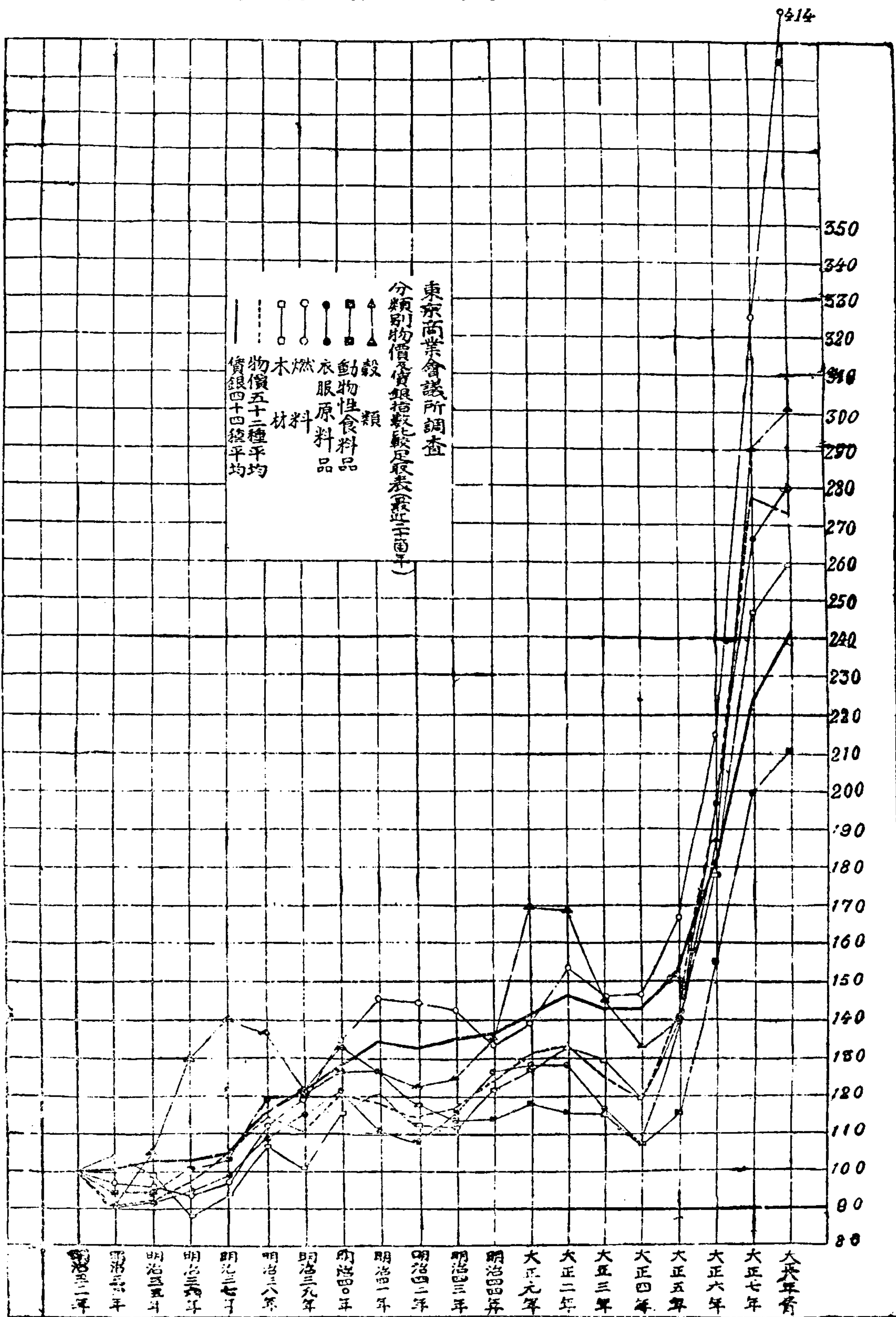
地方別職工數（人口一萬中職工數）大正六年現在



地方別職工數(絕對數) 大正六年末現在



表數指銀賃と價物



性別年齢別及職業別職工數（大正六年末現在）

工場別	性別		常時五十人以上用上ヲ用スル工場							總計
	年齢別	性別	染織工場	機械器具工場	化學工場	飲食工場	雜工場	特別工場	合計	
男			10—13歲	13—15歲	15—20歲	20以上				
工			54	5,607	35,673	80,137	17	1,199	5,954	3,912
			0	0	0	0	25	0	487	479
計			54	5,607	35,673	80,137	42	1,199	492	966
女			10—13歲	13—15歲	15—20歲	20以上				
工			2,154	91,115	275,070	226,513	49	1,103	4,357	3,837
			0	0	0	0	61	0	3,010	817
計			2,154	91,115	275,070	226,513	111	0	6,020	4,654
總計			798	16,722	631,743	206,650	153	1,199	1,512	15,120

十大紡績會社ノ資本利得ト職工賃銀(一)

大正七年 下半年 現在	拂込資本	諸積立累計	利益金	配當金	配當率	後期繰越	職工福利増 進設備基金		職 工 延 人 員	一人一日 平均賃銀	賃 銀 總 額
大 日 本	22,580. 千円	12,886. 千円	10,753. 千円	6,774. 千円	6 割	4,905. 千円	68. 千円	紡績{男女 紡織{男女	712,522 2,812,374 71,489 412,818	75.4 56.5 75.8 62.3	537,241. 1,588,991. 54,188. 257,185.) 2,737,605. 円
東 洋	18,550.	15,600.	9,818.	5,565.	6	3,650.	784.	紡績{男女 紡織{男女	750,315 2,160,789 312,000 1,396,232	82.5 52.4 82.2 54.1	619,009. 1,132,353. 256,464. 755,361.) 2,763,187.
大阪合同	10,250.	6,000.	5,842.	2,184.	5	2,658.	500.	紡績{男女 紡織{男女	380,685 841,909 19,996 119,814	83.0 65.8 82.9 67.6	315,968. 553,976. 16,576. 80,994.) 967,014.
福 島	4,000.	2,840.	1,917.	1,600.	8	783.	100.	紡績{男女 紡織{男女	242,357 714,929 26,032 119,322	70.5 46.6 71.9 43.3	170,932. 333,169. 18,717. 51,666.) 574,484.
岸 和 田	3,024.	2,877.	2,138.	1,209.	8	2,353.		紡績{男女 紡織{男女	229,152 679,564 7,571 35,379	71.7 63.6 86.7 77.9	163,584. 432,202. 6,564. 27,560.) 629,910.
倉 敷	5,370.	1,400.	3,188.	1,235.	6	725.	168. (此期支出金 基金ニ有ラズ)	紡績{男女 紡織{男女	168,295 653,095	64.8 45.1	109,055. 294,545.) 403,600.
鐘 淵	15,787.	16,438.	9,739.	5,525.	7	4,380.	3,214.	紡績{男女 紡織{男女	541,811 2,354,172 162,315 966,445	68.7 50.3 76.4 54.4	372,224. 1,184,148. 124,031. 525,736.) 2,206,139.
富士瓦斯	13,000.	6,721.	5,575.	3,250.	5	3,346.	1,032.	紡績{男女 紡織{男女	363,174 1,538,108 33,470 186,414	81.0 41.7 82.2 51.0	294,170 641,391. 27,512. 95,071.) 1,058,144.
和 歌 山	2,000.	1,100.	1,916.	780.	6	494.	32.	紡績{男女 紡織{男女	129,105 301,499 19,908 119,374	84.7 54.0 82.5 53.6	109,351. 162,809. 16,424. 63,984.) 352,568.
日 清								紡績{男女 紡織{男女	125,557 515,056 5,115 32,040	90.3 52.3 84.9 72.4	113,377. 269,374. 4,342. 23,196.) 410,289.

十大紡績會社ノ資本利得ト職工賃銀(二)

大正八年 上期現在	拂込資本	諸積立累計	利 益 金	配 當 金	配 當 率	後期繰越	職工福利増 進設備基金		職 工 延 人 員	一人一日 平均賃銀	賃 銀 總 額	
大 日 本	22,580. 千円	16,086. 千円	10,696. 千円	6,774. 千円	6 割	5,528. 千円	250. 千円	紡績{男女 紡織{男女	812,714 2,880,054 182,762 461,540	95.6 84.5 98.3 84.4	776,954. 2,433,645. 81,355. 389,539.) 円	3,681,493. 円
東 洋	19,625.	20,600.	9,781.	5,887.	6	3,744.	200.	紡績{男女 紡織{男女	823,892 2,425,356 335,730 1,490,994	92.5 64.6 91.6 67.7	762,100. 1,566,779. 307,528. 1,009,402.)	3,645,809.
大阪合同	10,250.	7,000.	6,249.	2,562.	5	2,686.	500.	紡績{男女 紡織{男女	414,997 903,824 22,585 128,361	91.4 74.0 90.6 75.9	379,307. 668,829. 20,416. 97,426.)	1,165,978.
福 島	4,000.	2,940.	2,483.	1,600.	8	843.	100.	紡績{男女 紡織{男女	259,872 729,294 22,790 114,850	86.6 60.6 84.9 51.1	225,049. 441,952. 19,348. 58,688.)	745,037.
岸 和 田	3,024.	3,617.	4,209.	1,300.	8	2,400.	100. (此期支出金ニシ テ基金ニ有ラズ)	紡績{男女 紡織{男女	243,049 694,013 8,005 38,315	96.9 73.9 97.7 90.3	235,514. 512,875. 7,820. 34,598.)	790,807.
和 歌 山	2,600.	1,200.	1,711.	780.	6	495.	015.	紡績{男女 紡織{男女	138,531 280,925 27,510 129,121	91.2 70.4 91.3 70.1	126,940. 197,771. 25,116. 90,513.)	440,340.
倉 敷	6,079.	2,500.	2,128.	1,636.	6	817.		紡績{男女 紡織{男女	190,613 663,533	82.5 58.8	158,255. 390,157.)	548,412.
鐘 淵	15,788.	2,500.	14,380.	4,526	7	5,245.	200.	紡績{男女 紡織{男女	517,521 2,394,593 190,542 1,166,240	93.4 65.1 95.6 65.3	483,364. 1,558,883. 182,158. 761,554.)	2,985,959.
富士瓦斯	13,000.	7,779.	5,900.	3,250.	5	3,421.		紡績{男女 紡織{男女	387,553 1,463,402 36,045 199,125	96.1 61.3 97.8 67.6	372,438. 897,068. 35,312. 134,608.)	1,439,426.
日 清								紡績{男女 紡織{男女	120,232 449,758 7,867 48,511	99.3 66.3 103.9 9.05	119,440. 298,189. 8,173. 43,902.)	469,704.

日本労働年鑑

(大正九年)

大原社會問題研究所編纂

労働爭議

労働爭議一斑

茲に労働爭議と云ふのは労働者と資本家との利害が衝突して労働者が資本家に對して何かある種の要求をなす場合に、労働者側が資本家側に對して採る所の方法及び資本家側が労働者側に對して取る所の態度を指して云ふのである。換言せば労働者側が自分等の要求貫徹の爲に用ゆる所のあらゆる手段方法や資本主側が其要求に對して之を取り計ふ所のあらゆる處置を含めて労働爭議と云ふのである。單に何かの要求を有ち、ある種の不満を持つて居る場合があつても、其要求や其不満を何等かの方法で具體的に主張し又は何等かの手段に訴へて其要求の實現につとめなかつたならばそれは労働爭議とは云はない。少くとも茲に云ふ労働爭議

と云ふものの中には入らない。茲に労働爭議と云ふものは具體的に何等かの手段方法を用ひ、何等かの處置態度を示したものに限るのである。

此等の具體的方法とか態度とかは個々の場合に從つて種々様々であるが先づ労働者側が資本主側に對して取る所の方法如何と云ふに、労働者側がある要求をなさんとする時には、通常自分等の内より相當に氣力あり才幹ある有能なる代表者を選んで、此代表者をして資本家側の相當機關に要求條件を呈示せしめ、其條件に就て協議せしむるのである。然し此様な代表者を選ぶことなく多數の者が直接資本家側の相當機關と見らるゝ所に押し寄せて要求の掛合を始める様な場合もある。此様な場合には多數を相手の掛合は事の進行上甚だ不便なるが故、資本家側は労働者側に對して通常

其代表者の選出を求める。そこで労働者側より選出せられたる代表者が改めて資本家側と協議するのである。此様にして單純に労働者側と資本家側ととの協議で要求條件の折れ合ひがつけば爭議は茲に終りを告げるのであるが、併し只だ双方の協議丈では常に満足なる解決が求められるとは限らない。そこで若しそれでも解決がつかなくつた時には更に労働者側は相當有力なる第三者たる仲介者に要求條件を委任して妥協、和解、仲裁を依頼する場合がある、然し此様にして第三者が盡力しても尙妥協が成り立たず或は又仲裁條件が自分等に甚だ不満足なる場合がないとも限らぬ。此様な事は往々ある事である。そこで最早かく事件が面倒になり複雑になつては他に解決の道もなく致方ないから最後の解決手段たる同盟罷業を以て要求の貫徹を資本家側に迫るのである。此様な順序で協議から仲裁、最後に同盟罷業となるのが、通常労働者側が資本主側に對して取る所の方法手段であるが、此順序には幾多の例外がある。始めから要求貫徹の爲に直接突然に同盟罷業を行ふ場合もあり、又双方協議丈で要求事項が落着せぬ時にそれより直ちに同盟罷業に移る場合もある、

る、或は又それ等とは手段を異にし同盟罷業と同時に暴動の形式に出づる場合もある。

労働者側の用ゆる手段は右に述べた様なものであるが此要求に對して資本家側が如何様な態度を取るかと云ふに労働者側から何か要求があると其要求をよく審査して同盟罷業などの起らぬ前に自から直接労働者側と協議し、成るべく其要求を容れて爭議の落着に努むる場合もあり、又は官憲其他の有力者に調停を依頼して要求の緩和を求むる場合もある。然し又此様な方法によらず始めより労働者を威嚇して要求を全く拒絶する場合あり、或は巧に労働者の弱點を利用して其要求を撤回せしむる場合もある。而して資本家側の用ゆる最後の最も有力なる手段は労働者に對する閉鎖か、主謀者馘首か然らずんば同盟罷業者を以て國法蹂躪者となすの威嚇である。何れにしても資本家側は事件發生の深き原因よりすれば兎も角現實にある事件の成り行きより見れば被動的の立場にあり受身の地位にある故問題となれる事件に就ては相手方即ち労働者側の態度や手段に應じて臨機の處置を講じ閉鎖と解雇と威嚇との三者を盾として變通の手段を採るのである。

然し我國には此勞働爭議解決の方法として西洋に行はるゝ様な Mediation or Conciliation; Voluntary arbitration; Compulsory investigation; Compulsory arbitration など云ふ比較的輪廓のはつきりした調停の機關はない。仲介者が和解、仲裁に努力して居る最中でも何等の遠慮なく勞働者側は同盟罷業の斷行もやればサボタージュも實行する、又資本家側も解雇をするに容赦をせぬ。一般に云はゞ爭議解決の方法には未だ何等の秩序が立つて居らないのである。

爭議の方法は大體右に述べた様であるが、其爭議の根本たる要求の起る原因に就て觀るに、或は賃銀の増加を要求するものあり、或は賃銀の減額に反對して爭議を起すものあり、或は現金以外の物品又は設備を以て賃銀支拂の全部又は一部となせる資本家に對して凡て賃銀を現金に換算し現金を以て支拂はん事を要求するものあり、或は待遇設備の改善を要求するものあり、或は監督者等に對する反感より之が排除を要求するものものる。かく其要求の原因は種々様々であるが要するに勞働條件の向上を主眼とせるもので就中賃銀に關するもの最も多い様である。

此様に勞働者側の要求は種々の原因に基いて起るものであるが其要求の結果如何と觀るに好結果を得たる場合、若しくは不結果に終りし場合種々様々である。其内要求の全部が容れられ勞働者側の初志が貫徹した場合は我國に於ける從來の例で見ると勞働爭議の總體中約十九パーセント位である。次に双方より折れ合つて妥協の出來た場合約四十一パーセント位である。次に勞働者側が資本家側に利用せられて自ら要求を撤回した場合は約二十八パーセントで、資本家側が全く要求を拒絶した場合は約十二パーセントである。

以上は大體我國に於ける從來の勞働爭議の概觀であるが、それが大正八年になつてから殊に著しくなつたのは、第一に爭議の一方法として罷業の代りに怠業が流行し出した事である。殊に九月末川崎造船所事件以來此風が特に著しく表はれて來た。それは我國に勞働組合が發達せず、罷業資金がないから、止むなく生存上の必要から此様な方法に出たものと見える。

第二には本年に入つてからは幾分づゝ勞働組合が發達しかけたものだから各工場や鑛山の勞働者が爭議を惹き起す場合に爭議の交渉に其工場の勞働者のみが參

與せず労働組合が其所屬の會員の爲に労働組合として資本家に對して爭議を起した事である。

蓋し労働爭議を起し、雇主に對抗する場合に其工場に關係なき者が交渉を開くとは其工場内の労働者の利益に多大の影響がある。若し自分の工場内の労働者が爭議の交渉を開くときは雇主は其交渉員を主謀者と見て、此等主謀者を直接解雇せぬにしても、漸次其等の者の待遇を悪くし、困難なる仕事を與へて歩増の割合を減じ、低級の仕事を與へて職工の自尊心を傷けあらゆる方法を用ひて其等の職工の退職を止むなくせしめる様に出來るのである。それ故労働者側から觀れば餘程止むに止まれぬ事情がなければ自から交渉委員などになる者尠く、其待遇が悪くとも辛抱する事がある。然るに其工場の労働者以外の者が交渉委員となつて居るときは工場主は主謀者を物色し得ぬから其工場の労働者は精神的苦痛を感じる事が甚だ尠く、頗る有利に爭議をついけ得るのである。併しその場合には治安警察法が遠慮なく行はれるのである。治安警察法の正直な解釋からせば何も爭議の交渉委員が其工場の労働者であると否とを問はず、總て同盟罷業などに際し

て他人を誘惑した者は全部處罰さるべきである。然るに何故か政府は一工場内の労働者のみが其雇主に對して爭議を起した場合に之を罰する事少くして、其工場以外の者が之に参加した時には嚴重に檢舉する方針を採つた。そこで組合が雇主に對して交渉を開く場合には其幹部は大概檢舉を豫期して労働者の爲に闘ふのであるが、労働者側から觀れば自分等の利益増進の爲に自分等の幹部を犯罪人とするのであるから餘程重大事となければ事を舉げず、又一度事を舉げて幹部が檢舉となつた時は頗る緊張の色を示し、汚名と壓迫とを覺悟して初志貫徹に努める。それ故組合が爭議に参加し官憲が之に干涉する様になつてからは勞資双方の間には協調に向ふ途よりも對立に向ふ道の方がより大きくなつた様である。

第三に昨年の労働爭議中最も注意すべき現象の一つは爭議鎮壓に關して軍隊を使用した事である。十一月下旬の釜石鑛山事件には盛岡及青森から二個中隊の軍隊が出動した。軍隊を用ゐなければ治まりがつかぬ程の大仕掛の爭議であつたか否かは別問題であるが、純然たる労働爭議に軍隊を使用したのは吾人の知る限り

に於ては此事件が最初の先例である。尤も昨年末騒動の時には各地に軍隊の出動随分多く、米騒動に附随した労働爭議は同時に軍隊によつて鎮壓されたが、只だ純然たる労働爭議鎮壓に軍隊が使用されたのは此事件が始めての様である。少くとも近年には是が始めての様である。

第四に十二月始め足尾銅山罷業事件の最中東京に於ける各労働團體が協議會を開き、左の如き決議をしたのは労働爭議に於て最も注目すべき一現象である。

吾々労働團體は凡ゆる労働爭議に對し、之れ單なる部分的問題にあらずして吾人労働階級全般の消長に關するものと認め、今後一切の情實を廢して一致協力以て之が貫徹に努めん事を期す。

第五に本年の労働爭議には暴行の舉に出たものが甚だ尠ない。從來ストライキと云へばよく器物破壊、傷害等の暴行を伴ふた。殊に鑛山のストライキに於ては暴行は附き物の様に思はれ、足尾暴動とか鑛山騒動とかは尙人の耳に強い響きを持つて居る言葉である。然るに此年は此様の事が殆どなくなつた。九州地方の炭坑、生野鑛山、足尾鑛山、釜石鑛山等で随分大きい罷業事件はあつたが往年の様な暴動は一つもなかつた様

である勿論小規模の器物破壊は少々あつたが昔日の如き暴行は其跡を絶つた。

第六に例の治安警察法第十七條問題であるが、官憲は第十七條の適用を事件最中に適用せず、事件後に之を適用する様になつた。其理由として某警察官の云ふ所を聞くに「事件最中は双方氣が立つて居るから強ひて干涉しては却て血を流す様な慘事を見る虞れがある、それ故事件進行中目星しを附けて置き、火の手が治まりかけた時に一舉に檢舉するのである」と云ふ。

大體に於ては前に述べた如くに一工場内の労働者達が爭議を起して居るときは第十七條の適用は少かつたが此場合には主謀者に對して雇主の壓迫があつた。併し一工場の労働者以外の者が參加した場合には第十七條は事件下火となると共に遠慮なく適用された。砲兵工廠事件、足尾事件、釜石事件などは其適例である。それ故適用は事件最中に來ないが、何れにしても來るのは事實であるからして、現在日本の労働者は其適用を脱れて資本主に要求を提出せんとせば雇主の壓迫を覺悟しなければならず、又雇主の壓迫を脱るゝ爲組合の幹部をして事を進行せしめんとせば幹部諸共に犯罪人

とならなければならぬ。要するに此二つのデイレンマに挟まれて目下の労働者は地位の向上に對する生の苦しみを體驗して居る状態である。

自大正三年至大正八年 同盟罷業調 (警保局調査)

年次	件數	人員	一件平均人員
大正三年	五〇	七、九〇四	一五八
大正四年	六四	七、八五二	一二三
大正五年	一〇八	八、四一三	七八
大正六年	三九八	五七、三〇九	一四四
大正七年	四一七	六六、四五七	一五九
大正八年	四九七	六三、一三七	一二七

同盟罷業業別調

業別	大正三年	大正四年	大正五年	大正六年	大正七年	大正八年
坑夫	九件 二、四五〇人	五件 一、二六八人	二件 七四七人	五件 五二二〇、三四二	六件 六六二二、七五八	三件 三三二〇、九一六
紡績製絲職工	三	七	六	三四	三三	四七
染織職工	一〇	二	八	二三	二四	三一
機械金屬品製造職工	三	一	二〇	五三	五〇	八七
造船職工	二	二	二	一一	九	六
窯業職工	三	三	一八	三三	二三	二一
化學工業職工	二	九	三	三一	三六	四五
大工木工及木挽	五	六	八	二五	二六	三四
諸人夫及仲仕	一	一三	二二	四二	五八	五四
鹽田稼人夫	一	二	一	二八	一五	一一
船員及船夫	一		三	一〇	一六	一三
其他	一〇	一四	一六	五七	六二	一一
合計	五〇 七、九〇四	六四 七、八五二	一〇八 八、四一三	三九八 五七、三〇九	四一七 六六、四五七	四九七 七四、九一六

同盟罷業原因別調

原因	大正三年	大正四年	大正五年	大正六年	大正七年	大正八年
賃銀増額要求	二五件 四、一〇五人	三八件 三、五〇一人	七一件 五、四四一人	三〇四件 四、八、九〇三、三四〇、五九、一九七四人	四〇〇件 五、三、一三〇人	
賃銀減額反對	一一	八	三二六	一四	一、二九三	一七
待遇改善要求	二	一	一、四四〇	一二	六三九	一四一
監督者ニ對スル反抗	三	五	六五八	一七	八九五	一六
其他	九	一二	五四八	五一	五、五七九	三八
合計	五〇 七、九〇四	六四 七、八五二	一〇八 八、四一三	三九八 五、七、三〇九	四一七 六、四、五七四	九七 四、九七六

同盟罷業結果別調

結果	大正三年	大正四年	大正五年	大正六年	大正七年	大正八年
妥協	二二件 四、八五三人	二一件 二、四五一一人	三九件 三、五六五五人	一六七件 三、八、八四〇人	二〇五件 四、四、二一、二六、一三九、四〇五人	六三件 五、八、一三三人
要求貫徹	八	一七	一七	一、七九八	八七	一〇、二〇二
要求撤回	一五	二〇	二、三五四	九二	一五、七二二	八四
要求拒絶	五	六	三五四	一三	六九六	五二
合計	五〇 七、九〇四	六四 七、八五二	一〇八 八、四一三	三九八 五、七、三〇九	四一七 六、四、五七四	九七 四、九七六

同盟罷業繼續日數別調

繼續日數	大正三年	大正四年	大正五年	大正六年	大正七年	大正八年
一日	一件 五七二	二件 二、七四八	三件 二、四九二	四件 一、四五一	五件 一、六二六	六件 一、五〇一
二日	一〇件 二、二二六	一一件 一、一五九	一二件 一、六三〇	一三件 一、〇三一	一四件 一、〇三〇	一五件 一、一七一
三日	七件 一、〇一九	九件 五七二	一〇件 一、一〇四	一一件 五五、一一〇	一二件 一、〇一九	一三件 八、八七七
四日	三件 二二〇	四件 一一八	五件 一、一七三	六件 三三、一四	七件 一、六九二	八件 三〇、一五
五日	五件 一、九一三	四件 九三七	六件 九六一	八件 一八、一八九	九件 一、三三二	一〇件 二七、六四五
六日以上十日以內	一三件 一、七九三	一〇件 一、九九六	四件 四二四	三件 五、三一	二件 二五、三三七	五件 五七、二六六
十一日以上	一件 一八一	五件 三三二	六件 六二九	一一件 六五三	一五件 一、二三一	九件 三、六七九
合計	五〇件 七、九〇四	六四件 七、八五二	八〇件 八、四一三	九八件 九、八五七	一二〇件 一二、〇九四	一三七件 一三、七六三

自大正三年至大正七年治安警察法第十七條違反者調

年次	同盟罷業件數	檢數	舉員	有罪(懲役)	無罪	不起訴	未決
大正三年	五〇件 七、九〇四	四件	一四員	一	三	一〇	一
大正四年	六四件 七、八五二	四件	四九員	一	八	九	一
大正五年	一〇八件 八、四一三	一六件	四〇員	一	一六	一六	一
大正六年	三一一件 五〇、五九〇	二二件	一五五員	一	一九	二〇	一

勞働爭議一班

日本勞働年鑑

大正七年	大正七年
計	計
四一七六六、四五七	九五〇、四一、二一六
三四	七九
三七五	六三三
一七	一九
四六	九二
三五	九〇
二三九	三九四
三八	三八

自大正三年至大正七年治安警察法第十七條違反者檢舉調

府縣別	大正三年	大正四年	大正五年	大正六年	大正七年	合計
北海道	二		一〇	二	一	八
東北					二	二
東京			一	一	一	三
大阪	一		一			二
神奈川			五		二	七
兵庫					一	一
長崎					四	四
群馬				一		一
奈良					一	一
岐阜					二	二
福島		一				一
鳥取		四〇				四〇
岡山			五	九		一四
合計	二	一	一〇	二	一	八
人員計	二五	四〇	一〇	六二	一	七七

長野縣伊那電軌車掌の同盟罷業

一月八日 長野縣伊那電氣軌道株式會社龍野驛の車掌等一同は同盟罷業を起した。原因は從來の月給拾八圓は目下の如き物價騰貴の實際安きに失すると云ふ理由で賃銀増額を要求したのに由來する。其手段は突然同盟罷業の方法によりしものゝ如く、其爲に貨物車の運轉絶對に不可能となり、滞貨七千噸に及び第一に迷惑したものは荷主であるが罷業か拾日も續いたならば地方民も物資の配給上著しく困難を見るだらふと云ふ。地方有力者等極力奔走したので一先づ落着した。

中國製鐵所の支那苦力の紛紜

一月九日 廣島縣田方郡川根村中國製鐵所に於ては昨年來雇入れたる支那苦力二百名、一圓の日給にては忍び難しとして紛紜を重れた。其筋にては鐵道院及雇主と協議の結果、旅費を給して一月十一日の朝八時、廣島驛發汽車にて彼等の募集地方なる支那安東縣へ送還して解決した。

東京府下大井町理化工業職工の同盟罷業

一月十一日 東京府下大井町燈ヶ淵理化工業株式會社職工五拾名が午後三時頃に到り同盟罷業を起した。原因は賃銀増加の要求である。然し一部の職工等は傳へて云ふ『不徳の行爲を増長して居る工場長を排斥せん爲である』と。兎に角始め社長に賃銀増加を要求せしが社長之を拒絶せしより遂に同盟罷業を起したものである。但し此爭議の裏面には昨年末素行不良の故を以て解雇せられた職工部長等の煽動があつたと云ふ。

天拜山丸船員の同盟罷業

一月十二日午後三時頃 三井物産所屬汽船天拜山丸(八一八〇噸)

の下級船員三拾二名が同盟罷業を企てた。原因は昨年拾一月拾二分の給料を今月横濱入港後支拂はるべき約束なりしに、一時に全部の支拂出來ぬかの風説有りしを以て、之れを不平に罷業をしたものと云ふ事である、原因判明したので直ちに支拂ひを終り。同夜八時無事落着した。

千葉縣野田醬油職工の勞働爭議

一月十五日 千葉縣東葛飾郡野田町下總醬油醸造會社職工千三百名は一同同盟罷業を起した。原因は物價騰貴の爲生計困難なる故賃銀値上を要求したのに基いて居る。始め職工一同協議の上職工長數名を委員に擧げ、從來普通職工給料一ヶ年九拾五圓なるを百五拾圓に。賣子の二拾五圓を三拾圓に増額してもらいたいと資本家側に交渉をしたのに對して資本家側は斷然之を拒絶した。それ故職工等は飽く迄初志を貫徹せんと努力し遂に拾五日に到りて更に一同決議の上同夜七時會社を引揚げてしまつた。茲に於て資本家側は職工側の要求を容れ給料賞與二者合して一ヶ年百六拾圓を支拂はんとの條件を呈示し職工の引留を努めた。そこで職工側も更に協議の結果二者合して百八拾圓迄譲歩した。然るに會社側は百六拾圓以上は絶對に交渉に應じ難しとして職工側の申出でを拒絶した。其爲拾九日には交渉斷絶し職工等は夫々轉職運動を起し過半數は轉勤してしまつたといふ。

賃銀不拂と樵夫百卅名の絶食

一月十七日より和歌山縣粉河町共有山林に伐採に従事せる百卅名の樵夫等は賃金不拂の爲め絶食しつゝ在りしが、二十四日夜より二十五日朝に互り雨を冒して下山し粉河町に來り、大阪より來れる資本主今岡留造其他關係者の投宿せる旅館に迫り善後策を要求して返答を待つた。其間僅に米二斗内外と梅干一個の割にて給與されたるに過ぎず惨狀見るに耐えないものがあつた。粉河署でも極力調停し

支拂停滯金の内取敢えず三分五厘を支拂ひ、残り六分五厘は今後勘定毎に支拂ふ事となり、凡て従前通り従業する事として二十八日より二十九日朝に互り登山し二十九日より仕事を初めた。事の原因は同町にて郡立女學校を縣立にする關係上寄附金の工面として町有立木を賣却し、紀伊、大和、和泉方面より樵夫を狩り集めたが、伐採中計係上平嘉造阪本庄一郎の二名が多額の金員を費消して終に不拂ひを演じたるものにして、兩人は和歌山裁判所檢事局に送られた。

東京府下南千住東京毛織物會社職工の罷業と暴行

一月十七日 東京府下南千住赤池ヶ原東京毛織物株式會社職工は一種の暴動を起した。原因は利益分配の額に對する不平に基くものである。事件の由來は同社が戰亂の爲莫大の利益を得た故社長より社員一同に對して賞與金壹萬圓を支給した。其時社員が工にも利益を分與しては如何と發議したので十六日午後六時職工長に二拾圓・工手長に拾五圓、工手に拾二圓、職工に壹圓宛を分與した。所が職工中に分配の不公平を訴ふる者ありて拾七日約二百名は同盟罷業をなしつゝ代表者をして社長に其不平を鳴らさしめた。然るに社長は「元來右の金は職工に分與すべき性質のものならぬ故斯かる質問に答ふる必要なし」として拒絶した。それ故代表者等は已むなく歸途に向ひし所丁度折柄作業を終りて歸路に就かんとせる同社の他の職工等に出會ひ多數の者より冷笑せられ、其爲に忽ち兩者の格闘となり會社側と非會社側と大立廻りを演じ遂に官權の爲に取り鎮められた。

山口縣阿武郡郵便局集配人の同盟罷業

一月二十三日 山口縣阿武郡福賀村郵便局集配人全部は同盟罷業を企てた。原因は勞銀増加の要求である。始め給料値上げを要求せ

一月及二月の部

るも局長の拒絶する所となりしを以て遂に一同罷業を企てたのである。

東京芝東洋印刷會社の少年職工の勞働爭議

一月廿五日 東京芝愛宕町東洋印刷株式會社の少年職工は二拾餘名は待遇改善の要求を會社側に對して提議した。其理由は會社より與へらるゝ食料は分量少く飢を凌ぐ能はず、さりとて間食によりて其缺乏を補はんとするも而も會社より支給さるゝ手當は僅かに紙、齒磨其他の日用品を購へば何等餘す所なく、拾八歳を頭とする之等少年の三食の費用僅かに二拾八錢にては餘りに殘酷なる故待遇改善が然らずんば賃銀増加かをして貰いたい。若し二者共に出来ないならば解雇してもらいたいと云ふのである。其爭議に就ての資本家側と少年工との態度を觀るに一月二十三日以來少年工等は熟議を重ね、二十五日同輩中の年長者五名を代表者とし代表者をして寄宿舎取締に對し待遇改善を要求せしめた。然るに此要求に對して具體的確答を會社側かなさなかつたもの故少年工等は然らば解雇してくれと要求した。此時會社側は從來の食費二十八錢に二錢を増加して三食三拾錢とし、賄係を交代し手當は一月末より多少増加すとの答へを與へた。然るに食費二錢の値上げでは到底滿腹出來ずとて少年工は尙爭議を中止せず解雇をせまり積立金の拂渡を要求した。之に對して會社側は工場法施行後の積立金は渡すも其以前の分は渡さずと答へたと云ふ。

福島紡績姫路工場職工の値上要求

福島紡績姫路工場の職工は一月二十五日午前六時の交替後梳綿部精紡部、機械部、打綿部、総部其他各部の代表者約五十名姫路公園に集合賃銀値上につき協議し、委員を擧げて會社に交渉する事を決議し、八時引揚げた。

東京瓦斯電氣光學工場職工の労働爭議

一月二十九日夜 東京本郷彌生町東京瓦斯電氣株式會社光學工場レンズ職工は工場長に對して賃銀値上の要求を提議した。是より前同所七拾餘名の職工は度々協議を重ね、六名の職工組長を代表者として工場長に賃銀増額の要求を申出でしめた。然るに何等の確答を得ざりし故此内約四拾名は二十九日夜十一時頃工場長の自宅に押し寄せ六名の代表者を以て工場長に面談を求めしめ、一時間餘に亘りて要求を陳情せしめた。

東京本所碌々商會の職工の暴行

一月三十日 東京本所小梅葉平町機械製作業碌々商會株式會社職工五拾餘名は資本主側に對して暴行を起した。原因は社長及營業部長の専横に對する反感に基くものである。此等の職工は豫て職工救済會へ入會の希望を抱き居り工場長を總代として其由を社長に申出でしめた。然るに社長及營業部長が其必要を認めずとて申出でを拒絶した故、工場長は面目を失ひ遂に辭職を乞ふた。此事を知つた職工等は大に憤慨し酒に勢を借りて社長及營業部長並びに會社の器具備品等に對して暴行を加へたのである。

東京日清印刷會社の労働爭議

二月十二日 東京牛込日清印刷株式會社職工七拾餘名は會社側に對して賃銀増額の要求を呈示した。其理由は一日二拾五錢の辨當料が二拾九錢に値上げせられたから賃銀の方も一割の増加を求めたいと云ふのである。此要求に對する會社側の態度は單に印刷部の職工のみに増給し得ぬ故十六日より全職工三百六拾餘名に對し各七分宛の増給を實行すると云ふのである。此條件では幾分の不平はある様子なりしも大體に於て協議調ひ爭議は圓滿に解決した。

東京府下中野醬油醸造職人の同盟罷業

二月十三日 東京府下中野醬油醸造業淺田某方職人二拾四名は同盟罷業の舉に出でた。原因は日給四十錢を五拾三錢に増加せんことの要求に基いて居る。先に賃銀増額の件を資本主に申出でしも其要求を拒絶せられた故大事を踏んで固く誓約し破約者よりは拾圓の違約料を徴收することとして罷業を起したのであると云ふ。

東京市電氣局保線工夫の不平

二月十四日 東京市電氣局半藏門前出張所の保線工夫約五拾名は突然同盟罷業を企てんとした。其理由は雨中勤務は苦痛なる故と云ふにあるも實際は賃銀値上を要求せるものなりと云ふ。蓋し昨今工夫不足の結果新に雇入れらるゝものは比較的高給を得るも數年勤続せる者は割合安價の日給より得られぬを不平に思ひ數日來熟議の末遂に罷業を企てんとしたのである。之に對し係員は極力慰撫に努め漸く事なきを得て全部就業した。

横濱碇泊龍華丸の船員船主を訴ふ

二月十六日 東京本所三橋某所有龍華丸（四四二噸）の船長以下十七名は船主に對する説諭を横濱水上署に訴へた。理由は船主が一月分の給料は勿論食料すらも支出せぬ爲船員一同甚だしく困難を覺え目下の窮狀を脱するの道を求めたいと云ふのである。其方法として同船に残留せる石炭を食費給料の代償として賣却し一同の困難を救はん事を水上署を通じて陳情したのである。

和歌山市石工組合員の同盟罷業

二月十九日 和歌山市石工組合員七拾餘名は石材商組合（雇主側）に對して同盟罷業を實行した。原因は工賃一割増の要求に基くものである。其結果雇主側は五分の値上を承諾する旨を答へた。然るに

職人側は一割増を固執して動かす途に罷業を起すに到つたのである。

長崎三菱造船所職工の労働爭議

二月二十日 長崎三菱造船所模型工場職工八十名は同盟罷業を企てんとした。原因は賃銀増額の要求に由るものである。始め職工側は其要求を工場主任迄申出でしも、之を容れられざるより罷業の舉に出でんとした。此形勢を見て小頭組長等は兎もかく事件を全部自分等に引受け職工を就業せしめ置き、改めて小頭、組長以下拾八名より工場主に増給の申出をなした。然るに是又前同様に拒絶せられた故小頭組長は一同辭職願を呈出するとなり其結果同工場職工も全部罷業せんと申合をしたが終に事なく治まつた。

徳島市紡績工場職工の同盟罷業

二月二十三日 徳島市大阪福島紡績株式會社徳島分工場職工一同は同盟罷業を開始した。原因は米の廉賣の要求である。事の由來は昨年末より同社が米の廉賣を中止したるより職工側は先づ其復活を求めたのである。然るに會社側は全く之を拒絶せるより、二十一日には第一第二工場職工等罷業を開始し、二十三日には各工場職工全部之に加擔し、廉賣復活が然らずんば賃銀値上げかを要求して止まず。形勢甚だ硬化の状態となつた。之に對して會社側の態度は甚だ強硬にして右の要求に殆ど譲らず、若し調停困難とならば一時大阪本店より職工を呼び寄せて就業せしめ、罷業職工に對抗せんと計畫さへも立てたと云ふ。休業職工は附近の寺院に寢泊りまでした、二十五日正午會社と最後の交渉も斷絶したから彼等は二十六日一同公園に旗を押し立て、野天演説を爲し以つて世の批判を乞ふと云ふ事に決めた。

東京市電氣局車掌運轉手の不満

三月及四月の部

二月二十六日 東京日日新聞は東京市電氣局大塚車庫詰車掌運轉手等の不満を報じて居る、不満の原因は勤続年限長き者に對する待遇がよろしくないといふのに基いて居る。募集廣告には好遇する様に書いてあるも其恩典に浴するものは極少數であるから生活費用が漸次増加して行く様になると到底腰を据えて電氣局の爲に働かふと云ふ者はなくなる。これでは皆のものが腰掛の様なつもりになつてしまつて落ちつく事が出来ぬ故賃銀値上げをしてもらいたいと云ふのである。之に對し同車庫主任は「賃銀増加の必要を認むるも其決定は電氣局長一人の計らいでは出来ぬ。それには 參事會の決議を見た上でなければならぬ」と云ふてゐる。

神奈川縣鶴見大坂製鋼分工場の職工解雇と爭議

二月二十六日 神奈川縣鶴見大坂製鋼會社鶴見分工場にては職工二拾名を解雇し翌日更に拾六名を解雇した。原因は事業緊縮の爲である。同社は戦後成績思はしからず早く職工を解雇せんと欲して居たのであるが時節柄職工の動搖を虞れて其儘となつて居た。然るに此事情を知つた職工等は解雇手當を要求した。併し會社は其要求に答へずして前記の如く解雇したので殘餘の職工二拾四名は前記の者と協同して會社に對して示威的態度を取るに到つたと云ふ。

三月及四月の部

横濱市英七番船頭の増給要求

三月五日 横濱市英七番の船頭五十餘名は賃銀の點と監督の點とに關して不平を抱き、全部結束して不穩の舉に出でんとした。其故は昨年末物價騰貴につき給料値上げを要求したが之れも拒絶され、尙又二月中船頭監督が辭職したが其後任に擬せられつゝある人物に

對して不満を抱くもの多く、其結果資本主側に對する不平の叫びとなり、遂に罷業を行はんとしたのである。之に對して水上署は嚴重に警戒した。

茨城縣唐蟲鑛業所坑夫の暴動

三月六日 茨城縣多賀郡所在大日本炭礦會社唐蟲鑛業所坑夫一千餘名は午後一同出坑と同時に大暴動を企てた。原因は從來白米一升二十三錢にて供給を受けて居たのに今回三十錢に改められたのを憤つて此舉に出たものである。六日午後五時一同出坑するや否や一隊は輕便鐵道を扼して交通を絶ち、要所々々に人員を配置して坑内を眞暗とし、一千餘名は獲物を携へて警務見張所、事務所、俱樂部、鐵工所、役宅十棟等を破壊し、電信、電話を切斷し、橋桁を取外して大暴動を惹き起した。尙他の一隊は炭山倉庫を破り米麥百俵を奪ひ來りて附近山林に籠つて氣勢を示した。會社側では早速消防組合全部を招集して現場に向つたが橋桁のない爲近づく事出來ず大に困つたが、七日午後三時頃、降雨あつて坑夫側の氣勢漸く衰へた故飯場頭其他、坑夫と會見を求め、坑夫側の要求を聞き、折合を計るべき旨を告げて四時頃漸く鎮靜した。急に接して檢事、憲兵、警察官の出張したのは云ふ迄もない。

朝鮮に於ける各種の同盟罷業

三月九日 東亞煙草會社の鮮人職工五百名は突然同盟罷業をなした。其他の工場にも不穩の形勢見えたので官憲は軍隊を用ひて工場の門を警戒した。

三月二十九日 京城滿鐵會社の鮮人職工九百名中の八百名は同盟罷業し又京城電車の鮮人従業員も同盟罷業をなした。

其他各地に同盟罷業又は之に類したものであるが、それは大低政治的に不平を有する鮮人の脅迫によるもので労働狀件の改善を要求する爲に起つたものでない。従つて之に對する官憲の取締又

は鎮定方針も主として軍隊を用ひ、高壓的に鎮定した様である。

福岡專賣局の職工の同盟罷業

四月十三日 福岡專賣局の男女職工五百餘名は同盟罷業を企てた。原因は物價騰貴の今日現在の賃銀にては到底生活し得ぬ故賃銀値上げを要求したのに基いて居る、一同は協議の結果値上の要求を提示して同盟罷業をなし、市外の東公園で善後策を熟議して居る。之に對して專賣局では極力職工側との折合方法を協議して居る。目下同局では日給制と出來高拂ひとの二制度に分れて居るが、其賃銀は生活を維持し得ぬと云ふ程ではないと局長は云ふて居る。

京都市電現業員の要求

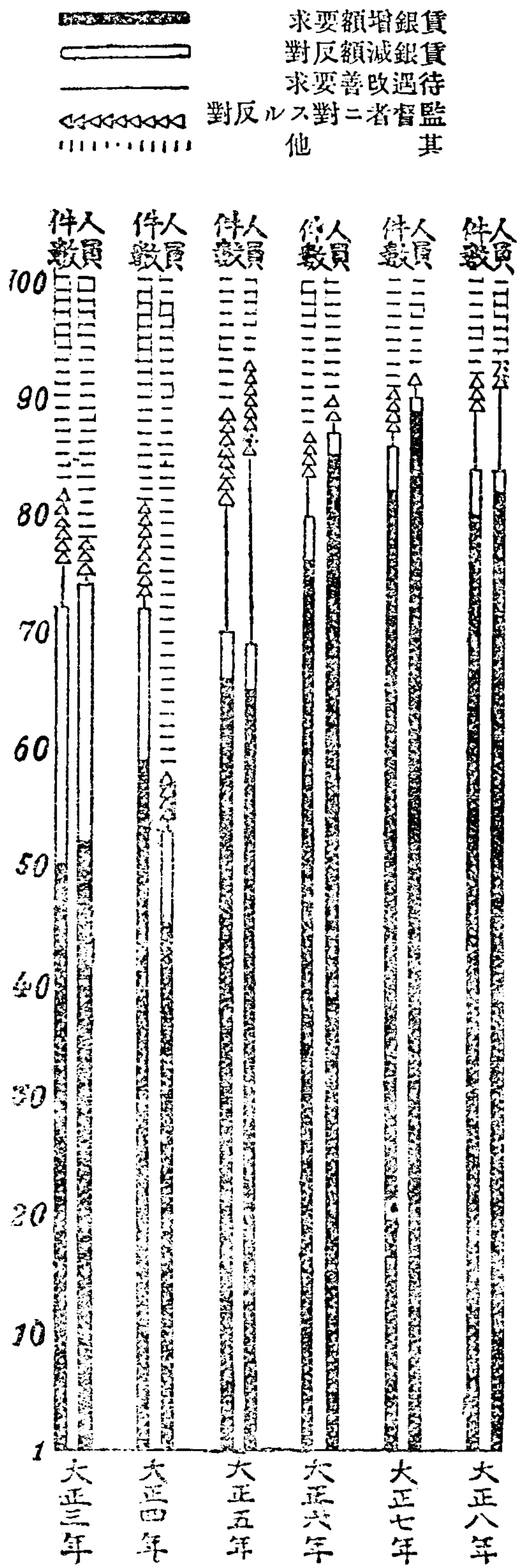
京都市營電車現業員は三月下旬より十錢昇給の旨を約されてゐたのに。其後岡井新課長來るや五錢とした爲め現業員協議の結果二名の代表者を出して四月廿日正式に十錢昇給の陳述書を提出して内部の結束に力を注いでゐたが、一朝、主謀者の一人が上役に買収されて職を抛つや、問題は自然消散となつた。彼等は組合の必要を知つて、壬生友愛會其他の會を組織せんと努力した。

五月及六月の部

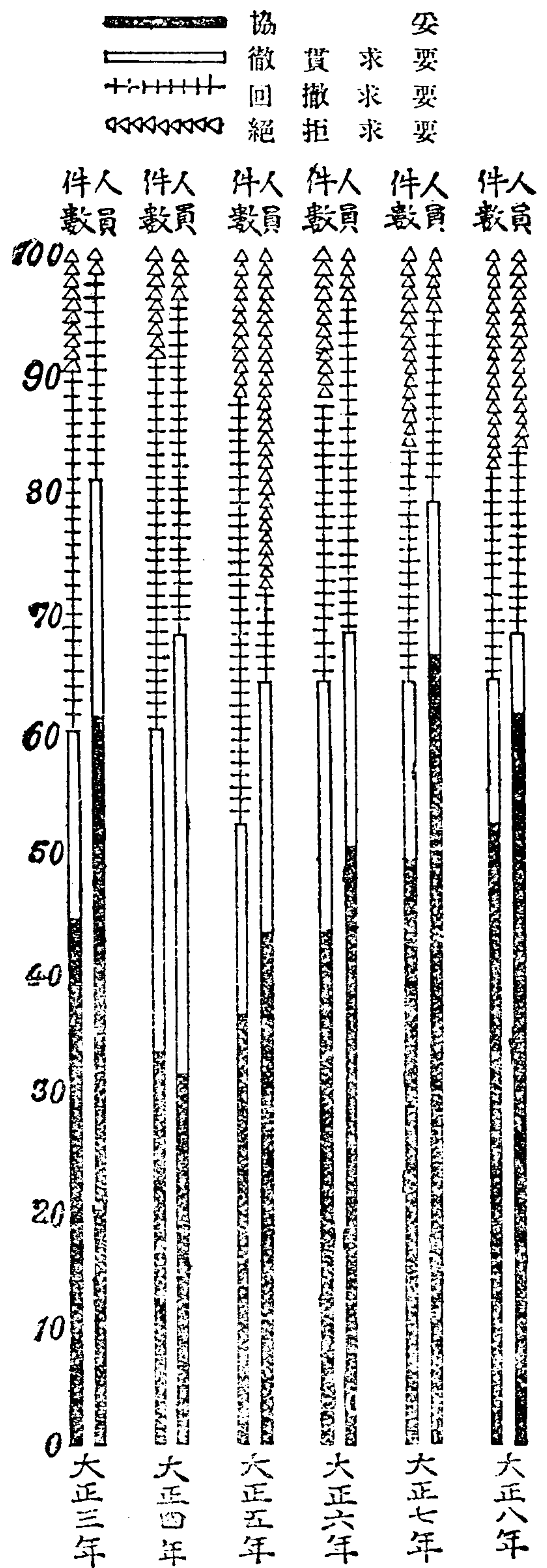
内田汽船大武丸船員の賃銀値上要求

五月初め内田汽船大武丸下級船員十名は同船がホートサイド航行の際船長に對し賃銀値上げを要求し、若し應ぜざる場合は下級船員全部同地に下船すると強請的に増給を迫つた。併し同船では交代員無き爲一時下級船員の要求に應じ、無事航行を續けて六月九日神戸港に入港した。入港と同時に此旨を船長は水上署に訴へて出た故同署では大武丸の下級船員を全部召喚して取調べを行ふた。

(比百分)合歩因原業罷盟同



(比百分)合歩果結業罷盟同



東京、大島製鋼所の労働爭議

五月四日、東京府下大島町大島製鋼所職工約千名中約百名が突然解雇した。同工場内にて器械工場七十人は全部友愛會であつたが其處にも二十一名の解雇者を出したので、器械工場は直ちに結束して不當解雇と認め五月五日朝會社に左の三條の要求を提出した。

一、器械工場の職工全部を先きに解雇せらるる職工に支給したると同額の解雇手當を支給して解雇せられ度き事

二、旋盤工場主任及仕上工場助手某を解雇せられたき事

三、職工が毎月月収の三分を積立てある手當金は拂戻されたき事
會社では即刻拒絶したので、正午より同盟罷業を敢行し友愛會城東聯合會に集合して飽く迄も要求貫徹を約した。かくて實行委員は數回常務取締役松野氏に交渉を重ねたが六日午後に至つて依然として要求を拒絶した。平澤城東聯合會長は松野氏に更に懇談を重ね、終に同氏を職工の集會所に來らしめ職工の眞情を親しく視察せしめたので同氏も痛く心を動かされたと云ふ。七日朝、實行委員及平澤氏は瀧の川なる同社監査役澁澤武之助氏を訪問し懇談して理解を求めた。同夜會社に再び澁澤、松野兩氏と會見し、澁澤氏の意見により職工側より妥協案を提出した。即ち第二、第三は其儘で第一の要求を撤回し其代りに解雇者中職工等〇信頼ある者六名の復職を要求した。然るに會社は八日の返答に第三の要求のみを容れ他を拒絶したので職工側は輿論に訴ふるに決し、九日夜、大島町五ノ橋館に労働者大會を開催し、友愛會各支部より出席もあり應援もあり、會衆を動す事多大であつた。果然翌十日朝に至つて同社の器械工場外の工場の職工も出勤し乍ら一切手を措いて怠業し、罷工は全職工一千に波及せんとした。折柄久保田龜戸分署長より調停の申出があつたので數回折衝の末、第一の要求は六名を三名復職にし、業務の都合にて職工増員の場合には今回の解雇職工を入職せしむる事、第二の要求は他日實行する事、第三の要求は承諾にて十一日無事解決した

五月十四日夜龜戸町女子部小學校に報告演說會を催した。

兵庫縣朝來郡生野鑛山鑛夫の労働爭議

五月七日、三菱經營兵庫縣生野鑛山で坑内鑛夫六百名が同盟罷業を企てた。超へて八日には罷業全山に波及して千數百名が一時に休業してしまつた。原因は從來同鑛山で白米の廉賣をして居たのであるが之れを五月以來中止せんとしたので鑛夫等は其繼續を要求する爲、且近時物價騰貴の傾向甚だしい故賃銀増加を要求する爲に罷業の舉に出たのである。鑛夫の同盟罷業と聞いて往年の足尾の暴動の様になりはせぬかとの心配から鑛山側も官憲も頗る憂慮して直ちに火藥庫の周圍に嚴重なる警戒を加へ、其他所要所には終夜警戒を施し、鑛夫側に對しても種々の手段を用ひて其軟化に努めたのであるが、鑛夫側は少しも暴行がましき動作なく、爆藥は彼等の手中にあつたのであるが一人も之を用ひんとした者もなく、又鑛山側に對して何等威壓がましき運動も起さなかつた。此時生野町長及隣村村長等調停の勞を取り、廉賣米は九月迄支給する事とし、賃銀値上げは鑛夫側から撤回する事として無事解決した。聞く所に依れば同鑛山鑛夫には渡り鑛夫甚だしく、鑛夫の半數以上は生野町又は接續町村の者である爲、種々の點に於て鑛山及地方民と利害關係を有し假令何等かの要求を鑛山側に提出するとしても決して暴行に出づる様な事はないと云ふ。此度の交渉に於ても部屋頭を通じて一切交渉を町村長に委任し、鑛夫等は平穩に罷業して成行を觀て居たと云ふ。

倉敷紡績松山分工場女工盟休

五月八日、倉敷紡績松山分工場女工五十餘名は同盟罷業をなし、其内三名は支配人を訪ひ村山工務監督を處分する件と共に其他の件に就いても要求した。之に對して同工場では他の要求條件は承引するも工務監督の排斥は承引しないと拒絶した。松山署にては首謀者二名を引致取調べた。原因は該監督が同分工場の前身なる松山紡績

時代からの勤務者たる二三名の好監督の権限を縮少したものに由るらしいとか。

福島紡績福山工場朝鮮人職工の労働爭議

五月十三日、福島縣福山市福島紡績會社福山分工場の鮮人職工二百餘名は同盟罷業を企てんとした。原因は十日第二工場にて鮮人女工に對し日本人男工が言語の不通より女工の顔面に微傷を負はせた故である。茲に於て鮮人男工は該日本人職工を處分せよと會社の責任者に要求し、若し其要求容れられぬ時は一同引揚る覺悟であると云ふて居る。之に對して會社側は只管鎮撫せんと努めたが。結局將來を警めて一同復業した。

京都奥村電機商會職工の労働爭議

五月十二日、京都奥村電機商會旋盤部部長上久保某が部下見習職工久保一郎を毆打した事件が重大な結果となつて表はれた。同部の大部分の職工殊に友愛會員は日頃より同部長の態度を快く思つてゐなかつたので忽ち部長排斥の運動と化し、友愛會京都聯合會に對して切りに罷業命令を下さむ事を望んだ。聯合會本部は容易に命令を發せなかつたので、旋盤部約二百名は任意に休業を行ひ會社に對し部長處分を要請し、各所に演說會をすら催した、結局一部職工が仲介に入つて部長が聯合會本部にて職工の前に謝罪して事が治まつた、時に十七日午前五時頃であつた。然るに同部長が又々不謹慎な言を發したので問題は再燃した。茲に於いて會社も終に同部長を誠首して局面の轉回を計つた。夫と共に被害者並に同社職工たる友愛會關西労働同盟副會長井上末次郎氏を問題を工場外に持ち出して雇主の體面を汚したとの理由で解雇して事済みとなる。

竹内金庫工場の労働爭議

五月中旬、東京本所南二葉町竹内金庫衡器製作所の男工約百五十

五月及六月の部

名は左の五ヶ條の要求項目を所長に提出して終に全部容れらるゝ處となつた。

(一)十八歳以上の職工には臨時手當一ヶ月五圓、十八歳以下は三圓(二)皆勤賞與の制度を設け半ヶ月皆勤者には日給一日分、一ヶ月皆勤者には日給三日分を支給する事(三)工場の衛生設備を完成する事(四)組長職長は爾後職工の選舉に依る事(五)病氣休業二週間に及んだ者には相當の手當を支給する事

長野縣上田町時田館女工の罷業

五月二十二日、長野縣上田町時田館製絲工女一千餘名は同盟罷業をなした。原因は絲の検査方を改正したるものが餘りに苛酷なると且物價騰貴の今日工賃を昨年よりも尙二割方安く計算し居るを不當なりとして、工賃値上げと検査方變更とを要求する爲であつた。

土肥金山暴動

五月二十三日、静岡縣田方郡土肥金山にては頃日來賃銀値上問題起りつゝありしが五月二十三日午後九時過突然坑夫百餘名暴動を起し各手々々に兇器を持ち事務所長、課長宅等を襲撃した。然れども巡查事務所役員等の調停慰撫の結果二十四日午前一時過一と先現場を引揚げたが尙形勢面白からず警戒を嚴にした。

鳥羽造船所職工の労働爭議

五月二十五日、鳥羽造船所製罐部職工は豫てよりの賃銀値上問題の解決を得んと欲し、組長脇田開藏を代表として交渉せしめたが。同人は會社と特種の關係あるを以つて至極冷淡な態度を持しのみならず職工側の不利益を計る模様ありたれば五月二十五日夜職工の一部は同人宅を襲ふて負傷せしめ且工場の一部を破壊し、二十六日より三十餘名の職工罷業をなした。

淺田明礬會社の同盟罷業

六月一日、兵庫縣飾磨町淺田明礬會社職工百餘名は朝來突然同盟罷業を企て、同町濱の宮に集合協議した、原因は賃金値上げである職工側の態度強硬にして警察側の仲裁も聞き入れないので會社側は善後策に苦心した。

京都市營電車従業員の労働

爭議

五月廿一日の部分的昇給の結果として、京都市電従業員は古參精勤者にして尙新參者よりも給料少きと云ふが如き矛盾を生じ、加之、從來屢々同盟罷工を企てたるも常に一部の者が買収、召喚等に依りて破れたるに憤慨し、尙、賄賂公行の實狀、課長の交迭等に快しとせざる者等相合して終に密議を凝したる後代表者を選んで友愛會京都聯合會の援助を求めた。友愛會は多數の従業員が友愛會員として入會する事を條件として援助を約し、一方屢々講演會を催して宣傳に努め、他面阪神地方に人をして、該地の電車従業員の待遇方法を調査し六月二日より左記條項に就いて市當局と交渉する事となつた。

一、要求ノ理由 現行ノ支給額、勤務規定及其他ノ待遇ニテハ

常ニ生活ノ不安ニ堪ヘ難ク到底此上忍ブ能ハズ。

二、要求事項 (イ)年功加給制度ヲ新設スル事、其方法ハ滿五ヶ年勤續者ニ對シ年額二十圓トシ爾後一ヶ年ヲ増ス毎ニ四圓宛ヲ増ス事、(ロ)初任日給ヲ六十錢トス、古參者ニ對シテハ第三項ノ昇給率ヲ以テ勤續年月ニ應ジ増加スル事、(ハ)定期昇給ハ六ヶ月毎ニ日額五錢以上トスル事、(ニ)特別手當ハ現在ノ儘繼續支給スル事(ホ)勤務時間ヲ八時間トシ該限度ヲ超過シタル分ニ對シテハ日給額ニ比例シテ増加支給スル事、(ヘ)一ヶ月精勤者ニ對スル月末賞與ハ五圓以上ナル事、(ト)毎年二回(六月末十二月末)一人ニ付貳拾圓以上ノ賞與アル事、(チ)賣上ゲ配當ハ現行ノ通り百分ノ三ナル事、(リ)退職慰勞金又ハ恩給制度ノ設定、(ヌ)全車臺ノ運轉手臺ノ兩座除ケ窓硝子ヲ本年中ニ設備スル事、(ル)職務上ニ基因スル傷病疾病及死亡ノ際ニ於ケル慰藉救恤(死亡ノ時遺族救済ヲ含ム)及現役入營中豫後備役者ノ應召入隊期間、簡閱點呼出場等ニ際シ適當ナル救済保護ノ制度ヲ設ケ本年六月中ニ公表ノ事、(ヲ)現行共濟會ノ組織及規則改正ノ事、但シ共濟會全會員ノ決議ヲ以テ之ヲ定ムル事

三、糾問事項 (イ)大正八年四月市會ニ於テ臨時手當十錢増加ヲ決議セシ旨當時各新聞ガ報シタルニ係ラズ五錢ニ減シタル理由如何(ロ)大正八年五月二十一日昇給ヲ定期ノ分トスレバ從來ノ慣例ニ背キ相當ノ出勤者ニシテ昇給セザルモノ多數アリ、其理由如何(ハ)今回ノ五錢昇給ノ結果新參者ニシテ古參者ノ給料高ヲ超過シタルモノアリ理由如何(ニ)合宿所居住者ニ限り特ニ一日參錢ノ補助アル理由如何(ホ)(ヘ)(ト)省略

尙市會にても要求を是認し着々調査對案の作成を急ぎつゝあるを以つて罷業に至らずして解決すべしと云ふ。其後六月廿日の市會は現業員に熱心なる同情を持つて諸條件を審議した。年功加俸三年に就き年額十二

圓以後一年毎に參圓宛とし、初任日給及昇給二回五錢以上宛の件は大約承認し、時間は十時間とし年末給與は約一ヶ月分、其他は共濟會の事業と認め大體に於いて従業員側を満足せしめて解決した。之が爲めに主として奔走した牧野某は職務怠慢の廉で減せられた。

東京永峰セルロイド工場の労働爭議

六月二日、東京淺草藏前永峰セルロイド商會では其所有の本所押上町工場及北豐島郡上尾工場の職工三百八十餘名に對し、物價騰貴につき事業縮小を理由として賃銀値下の交渉をなした。恰も此時新人セルロイド職工組合成立せる處にして永峰セルロイド商會の職工の大部分は其會員なりしを以て同組合は大に之を憤慨し演說會を開いて示威運動をなし却つて職工側より三割値上を要求せしめ同盟罷工を爲さしめた。同商會は大に狼狽し直ちに其要求を承認する旨を約して漸く解決した。

東京服部時計店精巧舎職工の労働爭議

六月二日、東京銀座服部時計店の經營なる本所柳島精巧舎職工業山俊、石川菊雄二名は『八時間労働と工賃二割値上げを貫徹せすんば最後の手段に訴へん』と叫び職工を煽動せんとした爲に警視廳へ拘引された。之に就き同工場監理は云ふ『五月三十一日に八時間労働と工賃二割上げの實行を職工側の委員より申込んで來た。併し當工場は今年四月から労働時間を十時間に縮め、賃銀は平均壹圓五十錢位出し相當の補助を與へて居る事故、要求は暫く待つて貰いたいと答へて別れた。然るに委員が此問題を解決すべき旨職工に演說せんとしたが警視廳で容れられず、遂に二日正午突然騒ぎだしたので

五月及六月の部

ある云々。

東京芝東洋印刷會社職工の同盟罷業

六月三日、東京芝愛宕町東洋印刷株式會社の歐文、文選、植字、校正各課の職工は同盟罷業をした。其原因は去月二十八日前記職工百九十五名は代表者を以て會社に對して四割増給を要求せしめたのに對し會社側は營業不振の爲且又他所との振合ある爲七分位の増給は可ならんもそれ以上は不可能であると答へた。茲に於て六月三日朝文選職工三名は會社の二階に於て演說會を開き同盟辭職を主張したので職工一同之に同して罷業したのである。信友會本部は之に就き何等かの調停策を講ぜんと交渉し、七分乃至八分の増給にて解決する事となつた。

東京瓦斯電氣工業株式會社大森工場の労働爭議

六月四日、東京瓦斯電氣工業株式會社大森工場鍛工部職工百二十三名は同工場會議室に大會議を開き、會社側に對して強硬の示威運動をした。其原因は數日前より部長に對し賃銀値上げの要求を提出せしも、同部長之を握り潰し何等の回答を與へざりし爲之に對し其不法を問ふ爲に大會を開いたのである。事起るや警官驅付け、又部長が謝罪したる爲一時沈靜した。

名古屋市外愛知織物會社の労働爭議

六月七日、名古屋市外千種愛知織物株式會社分工場紡績部職工約四十名は午後六時頃食堂にて器具を破壊し暴行を始めた。之に對して官憲は其内二十名を檢舉したので、他の職工等は其釋放を迫り、若し聞かれずんば全部の同盟罷業を斷行すべしと敦囑いた。其原因は先頃織布部の職工が三割増給を要求して五分の値上げを得たので紡績部職工も委員を擧げて同様の要求をした。併し會社は前同様五

分の値上げを承諾したが紡績部の職工は之を不足として前記の舉に出でたのである。

尙後聞する所によれば同社の女工二千名は會社側及官憲の態度に不満を抱き、男工に同情して九日遂に同盟罷業の舉に出でた。

兵庫縣武庫郡小泉製麻會社寄宿舎女工の不滿

六月八日、午後六時兵庫縣武庫郡西郷町小泉製麻會社の寄宿の女工百五十名は同郡六甲村の野中に集合して同盟罷業の舉に出でんとした。原因は會社の待遇に關する不滿にあるらしく、御影署の説諭にて事なきを得た。

名古屋市愛知時計電機會社の同盟罷業

六月八日、名古屋市愛知時計電機株式會社旋盤部の職工百八十餘名は鶴舞公園に集まり、決議文を起草し、組長より之を重役に提出して後、一同同盟罷業をなした。原因は六月一日會社が仕事により一割乃至五割の増給を實行する事を發表した所、職工側では階級をつけるのは面白くないから平等に四割増にせよと要求し、更に請負仕事は喰ひ込むことがあるから日給二割乃至八割の手當を與へよと要求した。之に對し會社側では職工の言分通りにすると利益が皆無になる故、其要求を全部容れる事は出来ぬと云ふた。茲に於て職工側は其要求を貫徹する爲先づ旋盤部の職工百八十名は同盟罷業を開始したのである。旋盤部の同盟罷業に次で他の職工等も之に同ぜんとして、六月九日には罷業の程度益々大ならんとしたが、會社關では極力其鎮撫に努めつゝ一方職工側の要求を拒絶する方針に出でた。茲に於て六月十日には旋盤部職工六十名、仕上げ部職工五十五名は連署辭職し、他の者は平日の如く就業した。尙後聞する所によれば前記辭職々工等は十二月午前九時會社に到り、辭職當日迄の給

料積立金の拂戻方、及解雇證を渡すべしと要求したるに、會社側は解雇證は前例なき故之を發行せず、又給料及積立金は規約により一ヶ月後に拂渡すべしと答へた。其爲又々職工側と會社側との間に紛擾を生じ、遂に愛知縣工場課に對し兩者より陳情するに至つた。それ故工場課長仲介者となり調停を試みた結果、漸く双方の和解成り平日通り復業する事となつた。

名古屋市外日本陶器會社職工の勞働爭議

六月九日、名古屋市外日本陶器株式會社職工の一部は會社に對し賃銀値上げの要求を提出し、會社との間に紛議を重ねた。之に對し會社側では職工側の意志の案外強硬なるに顧みて工賃の値上げを實行し一先づ事件は落着した。然るに同社の附屬工場たる機械修理工場では、職長の某々二名が日頃横暴で自分等の近親を引き入れ之を重用し、他の者を酷使する等の事多かつたので、同工場の職工二十餘名は之を憤慨し、六月二十二日協議の結果上記職長等除名を會社側に要求した、之に就き會社側では取り調べの結果職長排斥の主謀者二名を解雇したので、職工側は會社の處置に反感を抱き二十餘名は遂に同盟罷業の舉に出でた。併し會社側では此等の罷業職工に對し冷靜たる態度を示し附屬工場を閉鎖した。其故は元來同會社は二三年前迄は會社外の鍛冶工場に出して居たのを便宜上修理工場を會社内に設置したのである故之を閉鎖しても本工場の作業には何等の支障を來さないからである。

神奈川縣日本鋼管會社職工の同盟罷業

六月十日、午後六時より神奈川縣川崎在日本鋼管株式會社製條課熔爐部職工は同盟罷業を企て、果ては監督及職工長に喰つて掛り双方入り亂れた結果數名の負傷者を出した。原因は先日同部の監督及

職工長より時代精神に鑑みて副組長を新に選舉せよと申渡した爲同部職工甲組は年齢、技術、經驗の點より衆に秀れたる大塚某を新副組長の候補者に擧げた。然るに前記の監督及職工長の二人は横山某なる者より贈賄を受け之を副組長に任すべく宣言したので職工等は激昂し遂に罷業の舉に出たのである。罷業の報あると直ちに會社の幹部驅付け調停の結果、兩人共不徳を謝罪し一先づ鎮靜した。

東京博文館の凸版職工の同盟罷業

六月十七日、東京博文館小石川第一工場凸版工二百四十名は同盟罷業を企てた。原因は賃銀値上げの要求である。事の起りは六月十四日終業後、前記職工等は近傍の貸席に集合して賃銀値上げに關する協議を凝らし、上原某外二十名の實行委員を擧げ、十六日午前十時委員より同工場理事に對して四割の賃銀値上げを要求せしめた。之に對して同工場では本年に入つてから既に三回の値上げをしたこと故最早これ以上の要求には應じ難いとて職工側の要求を拒絶した。それ故職工等は十七日夜兩度會合して初志貫徹迄斷じて執務せずと申合せた。

東京市外綾瀬前田鐵工所の同盟罷業

六月十八日、東京市外綾瀬に分工場を有する長野市前田鐵工所選鐵職工四十名は同盟罷業を企てた。原因は賃銀五割増の要求である。工場主側では職工側の要求を受けて二十五日に回答すると答へたのであるが職工側はそれに耳を傾けずして罷業の舉に出たのである。

汽車製造東京工場の勞働爭議

六月二十日、東京本所錦糸堀、汽車製造株式會社東京工場の旋盤、仕立、鑄物、木型、鍛工各部の職工全部九百六十二名は七名の代表委員を擧げて、日給五分値上要求を技師の手元まで提出したが、同社は既に三四回値上げを爲し、且過緩の警視廳の調査に據るも貯金

五月及六月の部

収入の狀況良好なりとて要求を拒絶したから、職工側は二十一日夜再度強硬に要求を爲したので、會社は二十五日午後四時迄に回答する旨を告げ結局二、三分値上げして落着した。

大阪造船所の職工賃銀不拂を訴ふ

六月二十日、大阪市西區泉尾の大阪造船所では從來十日目毎に支拂つゝあつたが、六月二十日に同職工十一名が會計課に於て賃銀の拂渡を請求したのに對し、同課にては副社長及課長の不在を理由として支拂を拒絶した。其後再び職工等は支拂を嘆願したが前同様に拒絶せられた故、二十一日職工側は委員五名を泉尾署に出頭せしめて此事情を訴へて署長の盡力を懇願せしめ、一方二百餘名の職工等は事務所に集りて支拂を引續き要求した。同造船所は大戦當時は千八百名以上の職工を收容して居たが、休戦後大頓挫を來たし、漸次職工を解雇し、目下は殆ど事業を休止して居る状態である。然るに其後聞く所によれば同所は到底事業繼續の見込なきに立到り六月二十七日午後三時職工二百名、二十八日に職工百五十名に對して賃銀を支拂ひ、且つ幾分の涙金を分けて全部解雇し、遂に造船部を閉鎖してしまつた。

大阪電氣分銅の勞働爭議

六月二十四日より盟休事件を起した大阪天滿橋筋四丁目大阪電氣分銅株式會社にては本年四月昇給の議ありしも、其後何等實現を見ず、職工中には漸次不平者を出した。尙三月分約百十名の職工淘汰を斷行し最高四百三圓より八圓の程度の解雇手當を給したるが、其後尙事業縮少、職工淘汰の意思あり、常に職工をして

不安を懐かしめた。其上新に工場長更迭してより所謂能率増進、科學的管理を實行せんとして、一ロールの作業人員を一人減じ、或は二人減じて其數字上の結果を比較研究したりしかば一層職工をして不安を感ぜしめた。然も同會社の賃銀たるや最高七十錢最低四十二三錢平均約五十錢にして、夫々歩合として一人一日に一人一分——一人七分(請負の歩)或は夫以上を附した。歩合の性質は請負の歩合たるもあれども通常は單に當然賃金に繰込むべきものを強いて恩惠の意味を加えて與えんとしたるものであつた。又、時としては請負をしたる場合に通常の歩合の上に請負の歩合を與える時もある。然れども、若し職工にして中途退場等の場合には時間の如何を問はず日給の半日分を給するに止まり其他は之を給さない。尙昨年八月より臨時手當として日額四十錢以内の精勤賞與を支給した。即ち欠席二日以内の者には四十錢、三日——五日以内の者には三十錢、六日以上以上の者には皆無と云ふ制度であつた。しかも、同會社にては從來會社にて時勢時期を計つて昇給増手當等を與ふる事尠く常に小頭を通じて職工より要求あるに及んで初めて給與するの狀態なりしを以つ

て、職工はいつかは大舉して要求せんと待つてゐた。三月頃より急に友愛會へ入會する者多く約二百五十名に達した。因に勞働時間は朝六時——夕五時、休憩時間は正午に四十分間であつた。

六月十六日、工作課原動課精鍊部伸延部に於ける友愛會員は充分合議の上代表者二十三名連記署名の上、精勤賞與に過ぎざる手當制度(四十錢以内の)を純然たる手當とし出席日數に應じて給すべき事、及び現行共濟會規定中脚氣病者に扶助慰安を爲さざる點を改め、一般の病氣と同様にする事の二項を長文の懇願書として會社へ提出した、之に對して會社は容易に返答を與えなかつた。茲に端なくも全職工の動搖となり、豫てより希望の増給要求を此際會社に提出しようと云ふ事に期せずして決し、友愛會に屬する者は連日會合して協議したるも、幹部連は常に時期尙早なりと唱えて慰撫に努めた。然るに計らずら地金部(六十名、友愛會員一名もなし)は全員舉つて他部へ無斷で急に六月廿一日「増給か解雇か」を會社に迫つた。かくて友愛會員の多數を有する伸延部職工は忽ち一種の刺戟を受けて昂奮し、愈々要求事項を決定する爲めに凝議し、廿三

日朝小頭を通じて（前日小頭連よりの切なる頼みに依り小頭の手を通ずる事とした）左の四ヶ條を要求した。

（一）現在日給ノ三割ヲ増給スル事、（二）五號工場全従業員及三號工場内地金銀従業員及一號ロール従業員ニハ日給三割増ノ外、特ニ現在歩合ヨリ六歩増給スル事、（三）職工中途退場ノ場合ハ如何ナル理由ト雖モ勤務時間割ニシテ工賃ヲ支給サレタキ事、（四）職工從來ノ昇給法ヲ公平ニ年二回定期昇給法ニ改ムル事。以上、

然るに廿四日會社は該要求を受取らざるものとして四十錢以内の手當を要求通りにし、同時に更に二十錢以内の精勤獎勵の手當を給する事を發表した。其給與の方法は、二日以内の欠勤者には二十錢、五日以内の者には十錢、五日以上の者には支給せずと云ふのであつた。しかも此發表を爲す際に事務員等が「單に金さへ與えればいゝのだらう」と云ふ様な態度を採つた事、小頭連が裏切つた様に見えた事。要求者に何等の相談もしなかつた事等は職工達の憤怒を買ひ、地金部職工の如きは廿四日朝より罷工を開始し、伸延部職工は更に十名の委員を選んで再交渉を試みたるも、會社の峻拒に逢ひ、十名の委員は責を以つて明廿五日正午辭職すべき旨申出た。終に全員（三百五十名）、連判の辭職届を同日出すべき旨を決議した。友愛會の幹部も既

五月及六月の部

に職工の要求を抑へる事を得ず罷工も單に時間の問題となつたので、加藤主事は神戸の久留氏と共に前記十名の委員と謀り、兎に角職工の再考を求め、左の如き修正要求事項を具して加藤、久留兩氏を正式代表者として廿五日午後二時會社總務部長神戸正樹氏と會見した。警察より警部一名立會した。

會社の發表せる精勤手當（二十錢）を廢し日給一割五分増給する事以上、（理由）（一）労働時間の過長、現行賃銀制の過廉、労働過激（即ち業務上に基因する負傷者不具者多數なるは事實なり、少頭等に成れる所謂飼殺し連中以外は能率上古參者程收入少きもの往々あり）、（二）此提案は計數上より見るも何等不當ならず、即ち五十錢日給を受くる者が精勤したる時は一日の總收入一圓八十五錢となるに對し、此要求よりると時は一日一圓八十三錢餘となり結局收入は却つて減少を示すものである。故に此要求は精勤手當の金額を定賃銀に直すに止り不當の賃銀値上げを強要するものに非ず。以上、

然れども此調停案も容るゝ所とならず、兩代表者は其旨を委員に傳へ委員は従業員中の職工に傳へ、斯くて伸延部一同は四時五十分、正規の退場時間に、一切を取片付けて、隊伍を整えて引上げた。同夜直ちに天満橋四丁目國分寺に労働者大會を友愛會大阪支部主催にて開催し、經過報告の後罷工者交々登壇して意氣決心を示し、新に二十五名の委員を選び十時半解散した。

然るに會社は驚いて、種々切り崩しを策し、或は人力車を持つて迎え、食事を給する旨を以て迎え、裏門からでもよいからなどと誘ふたが無効であつた。翌二十六日正午より再び同寺に集合して會社にして要求を容れざれば斷じて復歸せずと決議誓約して夜十一時頃迄演說會を催して、散會、同日夜刻より友愛會大阪聯合會は代議員會を開き罷工の事後承認を與へ、全國各支部に移檄の手續を定めた。

二十七日午前二十五名中より更に二名を代表者として會社側と交渉を試みたが効なく、夕暮、曾根崎署長と久留、加藤兩氏と會見したるが、署長は調停を計りしも到底見込なき旨を告げた故に同夜天神橋六丁目の安養寺の演說會に報告し、各員協議の上「現状を繼續すべし」との説多數を占め一同之を誓ふ。此夜友愛會各支部より義金或は電報を以つて激勵し來り、疲勞し切つたる闘士も更に軒昂たるものがあつた。

二十八日加藤主事は警察部長田中氏を訪ふて協議したるも時既に會社にては罷業職工一同を解雇したる旨發表し或は新聞政策として職工募集の廣告を出す等の事をしたるを以つて、同夜友愛會大阪聯合會は代議員

會を開いて席上罷工委員等の斷じて工場に復歸せざる旨の言明を得て、本事件を打切り罷工者に對する具體的扶助方法(物資供給就職紹介)を決議し、二十九日午後一時より天満與力町壽座に會合し救済、就職紹介の兩委員若干名を選び、同夜、同所に罷工顛末大演說會を開催し、聴衆千を超へ、盛會裡に悲愴なる會を終えた。

三十日午前、再び一同國分寺に集合、「無條件復歸の意志」ありやを問ふ、萬場一致にて否定し去り、午後三時頃一同會社に從來の貸銀殘部を受取りに行き、同夜再び會して北陽軒ビヤホールに訣別宴を開く、會費十五錢、かくて紛擾は滞りなく幕を垂れた。

鐵工、原動、精鑛、工作等の職工は何等同情罷業に出でなかつた。地金部も此後、間もなく全部復歸し、伸延部にても既に五十名以上の復歸者在り。京都方面へ紹介就職したる者約五十名、其他夫々職を得約五十名程物質的扶助を要するのみであつた。

會社の最後まで強硬なりしは、事業の閑散期にして反つて職工を淘汰せんと欲した時であつたのと、最初より友愛會並に労働者の眞意を中間者の爲に誤られぬ

たるは争ふ可らざる事實である。會社は一旦無條件で沈黙せしめて、おもむろに要求を容るゝ意思ありたるものゝ如きも、事此處に至つて、一層強硬に出で、無條件の復歸を許さず、會社の必要なる者のみに限つた。職工にも會社附近に生ひ立つて、充分なる自覺なく、職工中に確乎たる中心人物を欠きたるの傾ありしを以つて、些か輕卒の恨みある事件を天下に公にしたとも云へる。關係人員四百十餘名。

名古屋市尾張時計會社職工の勞働爭議

六月二十五日、名古屋市尾張時計株式會社職工に賃銀値上げの要求を會社側に提出した。其顛末は同社木工部機械部其他の職工百餘名は二十三日作業中私かに回章を廻し、二十四日午後六時退社後一同或る空地に集合し、各部より委員を選び普通職工三割、備職工四割の値上げを要求すべき決議文を作製し、正面より會社側に要求を提出して若し容れられない時は同盟罷業をなす様に申合をなし、實行委員は其決議を會社側に提出した。之に對し會社側は「同社は本年二月値上げして一人平均月收四十圓以上に達して居る故、更に又此多忙時に賃銀値上げを要求するなどは許すべからざる事である」と云ふて居た。

尾張一宮仲仕の増給要求

六月二十五日、尾張一宮の仲仕、車力、荷馬車挽百八十餘名は物價騰貴の爲め運送業者に對し賃銀五割の値上げを要求し、其結果晴天一割、雨天二割の値上げを承認する旨の回答に接し、勞働者側は更に晴天二割雨天三割を主張し遂に妥協成らず全部休業したが結局

五月及六月の部

晴天二割雨天二割五分とし晴天計算は一割五分とし残額五分は精勵者に與へる事で落着した。

ビーシー洲に於ける邦人勞働者とストライキ

バンクバー浮田領事の報告の一節に曰く、
「英領ヨロムピア州に於ける本邦勞働者は此際勞働組合に加入し利害の共通を圖らんとする新傾向を生じて來た。從來製材所又は炭坑等に使役せらるゝ多數の日本人勞働者が雇主側より可なり好遇せられたのは能く命を奉じ忠實にして他勞働者のストライキの場合には止つて從業し雇主側に便利なるものがあつたからであるが、近時の如く勞働問題の喧しい折柄、日本人勞働者の行動が常にストライキ、ブレイカーの位置に立つが如きは直接關係ある他勞働者側は勿論、一般公衆よりも却つて同情を失ふの虞れあり。若、一部ストライキの場合に於いて日本人が引續き使用せらるゝ時は他の勞働團體はストライキ側に同情を寄せ示威的同情大罷業を發生する虞あるを以て近時我勞働者も豫め此等ストライキの場合に處する態度を定め置くの必要を感じ今後は成る可く一般勞働者と同一行動に出づべき意見を持つてゐる」。云々（六月末日）

豊川鐵道從業員の同盟罷業

六月二十六日、豊川鐵道會社驛員等は物價騰貴の折柄支給の薄きに不平を懷き、吉田驛車掌以下十名、豊川驛三名、新城驛二名、合計十六名は遂に辭表を會社に提出した。其原因は賃銀少く勤務時間長く兎角缺勤に流れ易き故、俸給の五割増を要求したのに基いて居る。之に就て會社側は役員會を開いて前後策を協議し、一方憲兵隊及警察官は交通機關を司る現業員の同盟罷業は捨て置き難しとて種々取調べを開始したので、それでは双方不利益の解決に終らんことを恐れて石炭商某仲介者となり懇談の結果罷業者一同から會社側へ

詫び状を入れて従前通り就業することとなり、會社側は詫び状を入れる限りは無條件にて不問に附すべしとて其儘使用することゝなつた。尙同社支配人は近日重役會を開いて賃銀値上を決定すると云ふ。

小倉市小倉製紙會社職工の同盟罷業

六月二十七日、小倉市小倉製紙株式會社紙料部職工五十餘名は夜勤賃銀三割増しを要求して同盟罷業を企てた。小倉署では直ちに主謀者三人を取調べ、二十八日より就業する事に協定したが出勤者は僅かに八名に過ぎなかつた。それ故更に技師長より慰撫して二十名は二十九日から出勤する事となり、其他は任意解僱する事となつた。其後聞く所によれば小倉署では二十九日より三十日にかけて同盟罷業の爲解雇せられた職工數十名を召喚して取調べ、小倉検事局からも檢事出張して應援したと云ふ。

若松市金箔職工組合増給要求

六月末、若松市金箔商組合と金箔職工組合との間に政府拂下地金問題で紛擾が起り低廉なる拂下地金から生ずる利益の内一千五百圓を救済資金として職工側に引渡す事となつたが、其後地金制限撤廢の通知を正金銀行から受取つてからは差金を渡さぬと云ひ出して前の引渡を實行しないので職工側は承知せず、賃銀二割五分値上の決議をし若し聽かなければ同盟休業に訴へても貫徹すると云ふ態度を示した。

六月中に於ける東京府下の小爭議

六月中、東京府下では日本自轉車會社外四十三件の賃銀値上げの要求があつた。此等の内には値上運動に成功した者もあるが、他には事業縮少の爲解雇された者も尠くない。

七月の部

名古屋陶器畫工の賃銀値上要求

七月一日、名古屋市在住の陶器畫工は平和祝典を期して東郊覺王山に集り賃銀値上げの協議をなし、更に三日夜東部畫工同盟組合を組織し、會長幹事を選舉した上値上率を三割乃至五割と定めて秩序よく實行運動に着手した。目下同市には見習生及び女子を加ふる時は約千三百人の畫工が居るがこれ等の平均収入は月三十圓乃至三十五圓である。然るに現在生活費は夫婦に子供二人として最少限度に見積つても四十二圓五錢を要する故是非とも此際賃銀値上を要求するの必要ありと云ふ。而して此要求の運動費として各自壹圓宛を持ち寄つて實行に着手した。

尙七月十一日、新愛知所載に依れば、工賃値上げを好機にして組合創立に奔走中なる陶器畫工組合は其後三十餘名の委員に依つて着々其歩を進め七月十一日も午後七時から西二葉町の清瀧寺に總會を開き事務の進行報告及畫付業者との値上交渉の顛末を報告した。十日名古屋陶器貿易商工同業組合の第三部會(畫付業)は午後一時より同市東區撞木町二丁目の事務所を開き畫工側より五名の事となつた。併し畫工側は第一部(貿易業者)より確答のない爲めに再び回答を促した。第一部の人の云ふには「畫付業者の要求は今回こそ畫工の値上に對するものだが已に種々の名議上値上げしてゐるのだから今回の要求に満足を与えるかどうかは疑問である。畫付業者は焼付燃料窯燃人夫と畫工に支拂ふに止まつてゐるが我々の方は荷造り材料、木箱、搬入搬出費も夫々騰貴してゐるのに又畫工の賃金を五割六割を値上げせよと云はれても堪えられない。現在の註文品は損をしても輸出せねばならぬが將來の者に就いては手控へねばならない。既に或者は玩具の輸出に努力すると云つてゐる。要する畫工の不當なる要求は陶器貿易に大なる影響を及ぼすだらう」と。

兵庫縣御影地方輪竹職工の値上要求

七月一日、兵庫縣御影地方酒樽輪竹職工六十七名は酒樽製造業者に對して賃銀三割増の要求を提出した。それ故酒樽製造業者は酒造家に對して樽代の値上方を交渉した。然るに酒造家は目下閑散期であると云ふ理由で酒樽製造業者の要求に即答を與へなかつた。それ故酒樽製造業者は輪竹職工に對しても同様の態度を取つた。

東京市電車従業員賃銀値上要求協議

七月一日より十日迄井上東京市電局長は運轉手、車掌を毎日三四百名宛青山教習所に集め、時節柄労働問題生活向上等に關して訓示を試みた。其内に「現在従業員諸君の生活困難の事、業務の劇しい事等は充分諒察して賃銀値上等に就いても盡力してゐるが、市の經費が夫を許さぬ故に諸君は宜しく市民に訴ふ可きだ」と云つた時に場内一齊に拍手を浴せた。彼等は局長の力では及ばない同盟罷業に依つて直接市民に訴へよとの意に解し、從來から要求の志望を持つてゐた事だから其後寄々集合協議をした結果、直ちに罷業せよと云ふ派と、交渉の後にはせよと云ふ派に分れ、結局七日頃に至り實行の策一着手として委員を選んで生活狀態、要求等を市會議員等に懇ふる事となつた。井上局長は自己の演説に對して「左る意味に非ず自ら市民に訴へても諸君を安んぜしめよう」と云つたのだと辨解した。

米澤市米澤製材職工の同盟罷業

七月二日、米澤市米澤製材所職工長以下十二名は同盟罷業を企てた。其理由は始め職工側より賃銀値上を會社側に要求した所、會社側では先月増給(一割)したばかり故其要求を拒絶した。それ故職工等は此物價騰貴の際單に一割位の増給には満足し得ずとて尙増給を迫り遂に罷業を實行するに到つた。

神奈川縣大日本軌道會社従業員の勞

七月の部

働爭議

七月四日、神奈川縣大日本軌道株式會社(小田原熱海間)の従業員は四割の増給を會社側に要求したが六日に到り社長へ突然辭表を提出した。其結果運轉課長、驛長其他従業員も要求容れられぬ時は連袂辭職する旨を通告した。其後罷業とはならなかつたが紛擾を續け十二日終に會社は形勢容易ならずとして三割増給を行つて解決した。

大阪北區某莫大小店職工の同盟罷業 と其妨害者

七月四日、大阪北區某莫大小裁縫工男女十數名は賃銀値上の要求を雇主に提出し、雇主の拒絶に逢ふて同盟罷業を行ふた。然るに雇主は此等の職工に對して四日迄の賃銀を支拂ひ全部解雇してしまつた。此同盟罷業の不成功に終つた裏面には一部の職工が同盟に加入せず罷業の妨害をした故であつた。それ故前記職工中十六七名の者は其罷業妨害者を遂に擁して之に鐵拳制裁を加へた。

甲府市電力會社電工の勞働爭議

七月四日、甲府市電力會社の電工全部は其代表者を以て會社に對し賃銀値上の要求を提出せしめた。若し重役會に於て此要求を拒絶した場合には一同同盟罷業をする旨を公言した。

姫路市日出紡績會社女工の同盟罷業

七月四日、姫路市日出紡績株式會社姫路工場總部職工二十名は同盟罷業をなした。其原因は從來再三賃銀値上を懇願したのに對して會社側は全く應ぜぬのみならず、新に工手の罰則を嚴重にした故職工側は終に辛抱爲難くなり遂に罷業の舉に出たのである。

甲府市矢島組製糸工場女工の増給要求

七月四日、甲府市矢島組製絲工場女五百餘名は近時各方面にて勞銀値上げの事あるに製絲會社に此事なきを憤慨して賃銀値上の要求を會社側に提出した。若し七日迄に其解決を得ない時は同盟罷業をすると云ふて居た。

横濱市運送人夫の罷業と其妨害者

七月五日、横濱市丸川運送店人夫八十餘名は賃銀三割値上げの要求を雇主に提出した。然るに店主は之を拒絶したので四十餘名は同盟罷業をなす申合をして六日から休業した。然るに其内木村某を部屋頭とする十餘名は誓約を破り六日も平日通り従業した。之を聞いた他の者は大に憤慨し同日午後就業先きなる貿易倉庫に押かけて大格闘を演じた。

京都製箔労働者の工賃値上要求

七日七日、京都金箔製造下請業者の團體たる協同會は職工に動かされて總會を開き最低單位工賃拾貳圓の要求を決議し容れざる時直ちに同盟罷業を執行すと附加し問屋側と交渉を開始した。單位工賃とは上澄目方四分(材料)にて三寸七分角金箔五百板一袋を造り附前(殘粉を問屋へ附けて返す)一分八厘の工賃であつて、附前の多少に依つて工賃の上下が出来、製品の良不良に依つても工賃に差違あるを免れない。今回の運動の前後の経緯を調査したのに、昨年八月製箔労働者は暴力の伴つた罷業に訴えて資本主(問屋)と工賃問題で争ひ松原警察署長の調停にて最低單位工賃八圓五十錢で落着した。然るに問屋側は前言を食みて、八圓五十錢を最高とし、順次七圓五十錢、六圓五十錢等の差級を附して仕舞つた。本年六月職工、下請業者相携へて友愛會に加入し箔友支部を設け、餘勢を以つて、先の誓約履行を問屋側に迫り無事履行せしめた。然るに職工の能率は十四時間勤務、六日一袋一ヶ月二日の休日を除き平均四袋餘に過ぎない。しかも工賃は下請業者(親方)と折半だから、職工の一ヶ月の收

入約二十二三圓——四五圓を出でない。實際に於いては色々、特別の注文等の歩合を得るので二十七八圓にはなつてゐるらしい。斯る状態なので更に工賃増額を要求する聲高まり前記の決議となつたのである。然るに問屋側は金澤地方の同業者が承認するならば承認しよう云ひ出し、わざ／＼下請業者の有力者に金を與へて同地方に運動を試みさせたけれども、其結果を待ち兼ねた職工連は七月十四日に至り、友愛會箔友支部の名を以つて、同職者を招集し十五日、友愛會京都聯合會本部に大會を開き、更に同一要求を問屋側に致し聽かれずんば箔友支部の名に依つて罷業を爲す旨を決議し、十名の委員を選出し、十六日中を期限とし問屋側に回答を迫つた。そこで十六日問屋側は互親會商工委員會を開き、問屋、下請業者の代表者聯合して協議し、十圓に値上げする事を投票を以つて決し之を職工側に回答した。此票決に際し下請業者の一人が反盟したる事實に就き友愛會箔友支部は協同會長宛に照會狀を發し、事實の有無及び協同會の決議を實行するや否やを問ふたので、同會長は十七日正午を期して同盟休業を爲すべき旨を非公式に傳へ正式の回答を避けた。此時職工側より罷業中の生活保證を各下請業者に於て爲す旨の言質を取られた。其後協同會の主なる者續々松原警察署に召喚せられ、爲に尖鋒鈍る事夥しく、警察は昨年の如く無事に調停せんと試みたのである。かくて事件は一向埒らないので友愛會箔友支部は工賃値上要求の趣旨を印刷にして、一般同職者間に廻して調印を求め、十九日大部の調印を了したる上、友愛會京都聯合會本部へ交渉方を請求し、下山同會主事主として、二十日より問屋側と直接交渉を開始し一方萬一に處する爲めに轉職準備、内偵、演説、救済等の各委員を選任して持久戦の用意をやつたが、二十三日午後四時に至り問屋側は職工側に要求通り承認する旨を回答したので無事解決した。

京濱電車従業員労働爭議

七月七日、八日兩日に亘つて京濱電氣鐵道會社の車掌運轉手三百

六十四名は運輸課の俱樂部に集合し、増給要求を決議し、實行委員を選び九日重役に會見して七割増給を要求した。重役は會議の上回答する旨答へたが、會社側は之を不當なりとして結局拒絶したので大いに従業者は不満を鳴らし、同盟罷業を叫ぶものすらあつたので警察は嚴重に警戒した。彼等の収入は一切を合して最低三十二圓より最高四十二圓だと云ふ。

福島縣郡山紡績會社職工の罷業

七月八日、福島縣郡山町郡山紡績會社男女職工三百五十名は午後一時より麓山公園に集合し賃銀三割値上の運動を開始したるが郡山警察の注意に依り一旦解散したるも引續き罷業し朝來再び同公園に集つて示威運動を爲した。暑長以下町内有志者調停を試みたるも職工達は目的の貫徹されるまで斷じて就業しない旨を主張して退かなかつた。

名古屋日本車輛會社の同盟罷業

七月八日、正午名古屋なる日本車輛株式會社木工部職工三百名は結束して業務を中止し職工長排斥の運動を惹き起した。會社側にても繁忙期をひかへて狼狽した。しかし會社にては職長排斥の事實を否認して八日他の工場では早仕舞して平和祝賀の餘興をやつたりしたのに木工部は繁忙の爲め之を許さなかつたので不平を鳴らしたものであらうと云つてゐた。實際は、過般同工場焼失に依つて前職長罷免せられ、職工側よりは後任として小頭谷忠吉を推さんとしたが、會社側にては器に非ずとして現辻谷職長を就職せしめたが同人は職工に對する態度面白からず職工全部の反感を招きつゝ在つた。折柄七月八日平和祝賀の餘興として同會社の他工場に於いて種々の催物爲すを見、木工部にても催すべき事を小頭より職長に申出たるに職長は直ちに拒絶し、罵る等の事があつたので、職工は大いに激昂し同日は一同其儘仕事を中止して引き擧げた。は早朝より熱田澤上名電車庫附近に集合し第一に職長排斥の決議をし、之に附隨し

て先日來計畫中なりし賃銀値上運動を起さんとしたが、當日は職工の全部の出席が無かつたので一と先散會し十日再び熱田内田町内田橋際の空地に參集引續き協議し代表者五名を選出し職長排斥の決議を會社側に提出し交渉したるが、會社の辨明頗る曖昧にして一層激昂を買つたが三名の小頭が鎮撫に努力したる結果、彼等の顔を立つる爲めに就業する事となつた。尙、強硬なる職工は欠勤を續けた。

東京佐野機械工場の罷業

七月九日、東京芝白金三光町一二五、佐野機械工場七十餘名の職工が物價騰貴の故を以つて先頃來賃銀値上げを要求してゐたが折合付かず、同日午前八時一同申合せの上罷業を爲した。主謀者は四五名に過ぎず、他の者は盆前故一錢も賃銀多からしむる事を願へる者なるを以つて幾分の増額にて解決すべき見込があつたが果して十日妥協が調つて解決した。

堺市の舐船船夫の値上要求

七月九日、堺市の舐船船夫は戰時中貨物の動き多き爲め相當の收入ありしに其後貨物減少し物價は反對に騰貴甚だしき爲め生活困難なるを理由として先づ港内船夫二百二十名の中の委員十餘名堺市龍神橋通一丁目堺小廻船組合事務所に集合協議を遂げ八月一日より一般運賃二割値上げに決議し、尙特に四斗酒樽は一隻に三十個、食鹽は二十五畝と云ふ定量を定め從來酒は一樽六十九錢食鹽一畝五十九錢の規定を平均七十七錢に値上げの事とし此旨荷主側に交渉をしたが荷主側の意圖不明なる故萬一交渉不調に終らば同盟休業を爲すべしなど相談があつた。堺市の舐船業者は百六十名、舐船數三百八十隻船夫三百八十名なりと。尙七月十七日大阪朝日に依れば八月一日より實施する事となりて解決した。

兵庫縣龍野附近貝卸職工の値上要求

七月十日、朝より兵庫縣埴保郡龍野町、神岡村、香島村の貝鉋職工二百餘名は龍野町北龍野山に集合し賃金値上要求に關し協議の結果四割値上要求を可とし雇主に通知し夫と共に十四日迄に確答を希望する旨の條件を附し交渉委員十名を選びて午後一時解散各自雇れ先に歸り就業した。

室蘭三菱石炭部人夫罷業

七月十一日、北海道室蘭の三菱支社石炭積込人夫五十名は賃銀一割増を要求し、容れられざるに依り遂に同盟罷業をした。

鐵道院被服工場職工の値上要求

七月十一日、鐵道院經理局直轄の東京芝被服工場男女職工五百六十餘名は中食時賃銀三割方増給を要求せよと説く者在り一同直に賛成し、形勢一變したので工場當局者は大いに驚いて本院に通じた。經理局では直に二割の増給を爲し十五日の勘定より實施する旨廣告したので圓滿に解決した。出來高拂制に依つてゐた同工場では平均男工一圓十五錢で目下五割の手當が在るから一圓六十錢の收入があるが、出來高拂賃二割を値上する事となつた。尙問題の起つた裏面には仕上品の検査官が融通が利かない爲に反感を抱く者が多かつた。且他工場に比し賃銀低廉の嫌ひがあつたりしたが爲めだとか。

神戸川崎造船所兵庫分工場の同盟罷工

七月十二日、神戸川崎造船所兵庫分工場の製鐵工場職工二百名は全部結束して一同同盟罷業を爲し八名の委員を選んで會社と交渉した。其原因と云ふ可きは近來殘業尠くなつた結果收入著しく減じ、のみならず責任仕上噸數の從來よりも増加せしめられ、且夏期中殊に勞働過激なるを以つて、爾來屢々集會を催してゐたが終に二割値上げを至當と認め同工場主任の手元に増給の要求を十一日午後提出

した。然るに工場側では此一分工場に増給するに依つて事業全部に影響の及ぶを恐れ斷然拒絶したので全員は同日退場後、更に集合して要求貫徹を期し罷業の申合せをして十二日終に罷業を爲すに至つた。一度職工が罷業すると會社側は俄に狼狽して直ちに佐長運を動かして職工に復職を薦めさせたが職工側は之に應じなかつた。それ故會社側では更に警察の應援を求め一方には社内の工場巡視監督にして元警部であつた久重某をして職工側と折衝せしめた。十三日に至り職工側は更に協議して從來の十二時間制を十時間制として從來の同一の賃銀を要求するか又は十二時間制其儘として賃銀の方二割の値上げを要求するか二者何れかを選ばんと協議したが遂に前者を擇ぶが此場合穩當ならんとの事に議定まり八名の委員をして其旨を會社側に更に申込ませた。然るに會社側は十時間制を要求するならば時間は二時間程短縮するが賃銀は二時間分同時に引去ると云ふので又交渉不調に終つた。十四日に至り會社側は職工の重立つた者を個人的に説服する方法に出たが職工側の結果案外に固く、又職工側も一同集合の上協議したが何等事件の進轉上に貢献するが如き案も出ず双方とも無策に苦しんだ上改めて會社側から「十時間の勤務にて十二時間勤務の時と同様の作業能率を示したならば機を見て十二時間分の賃銀を拂ふべし」との條件を提出し、職工側の委員をして職工側に其旨を傳へしめ、職工側との妥協漸く成立し十五日解決した。

和歌山縣製材工場職工の八時間勞働要求

七月十二日、大阪毎日新聞所載に依れば紀州古産川筋に製材工場が十一職工が百三十餘名あるが、今回彼等は結束して賃銀値上、八時間勞働實施を各工場主に要求した。然し其眞意は賃金値上にあつて場合に依つては同盟罷業に出づるの氣勢を示したので、工場主側も強硬に出で一ヶ月休業斷行を言明して、双方睨み合つてゐた。其

後形勢職工側に不利となり、職工側は無條件で屈服したが、九月二十四日に至り職工側は再び結束を固めて工場主に迫り、賃銀五割増と八時間労働制とを要求したが再び拒絶されたので一齊に罷業し各工場も己むなく休業を續けてゐたが、双方の委員協議の末一等職工賃銀一日二圓三十錢(職工の要求は二圓五十錢)に値上し他は之に準ずる事とし一應承諾して解決し十月六日朝から全部復業した。

神戸東洋燐寸會社の同盟罷業

七月十三日より盟休事件を起した東洋燐寸株式會社は神戸市内九箇所の分工場の軸列職工約二百名中の一部は賃銀三割値上げを要求した。之に對して會社は一割の値上げを爲す旨七月十二日正午發表した。然るに右職工は日本燐寸職工と氣脈を通じ十二日夜湊川新開地に集合し若し三割値上げを聞き入れざる時全部罷業は不利なるを以つてサボタージュ即就業するも實際の仕事に手心すべしと決議し、七月十三日は平常通り出勤したが機械の前に立つて殆ど仕事をしない。軸列工場の仕末は軸抜、軸揃、標貼、函詰、側塗包裝職工約三千名をして爲す事なからしめ遂に正午より休業するに至つた。中道工場にては午後四時過迄作業を繼續したが松原工場の代表者十四名來りて非常なる勢を示し

て遂に休業せしめた。會社側は不況の今日以上は以上の要求に應じ難しと職工の鎮撫に力めつゝ在つた。十四日も男工出勤せざる爲め九工場とも休業した。機械職工は合計百九十五名にして、會社より十三日一割乃至一割五分増給を承認するも夫以上は拒絶すと言明したので、職工側は協議の末二割値上にて妥協を策した。尙東洋マツチ會社以外の燐寸職工も値上げ要求をしてゐた。尙後に聞く所によれば十四日午後社長より職工側に説く所あつて遂に會社側の提出した妥協條件で折れ合ふ事となり十五日から一同復業した。此同盟罷業に就て會社側の云ふ所は次の如くである。

『本社の職工に對する賃銀は從來決して低廉ではない。本社は寧ろ工場員以上の優遇をして居る。殊に労働問題に就ては法學士木戸某をして充分研究もさせ、充分の措置を取つて居る。それ故目下職工が生活困難に陥つ入つて居ると云ふ様な事はない。從來の賃銀に據ると一日最高が二圓五十九錢三厘(軸列ベ一臺五錢八厘五毛として)最低が一圓五十九錢二厘、平均額二圓十錢七厘であるが本月十三日以後一割値上げによると最高二圓八十八錢餘。最低一圓七十九錢五厘、平均二圓三十三錢九厘となるのである云々。』

神戸の日本及帝國兩燐寸會社職工の増給運動

七月十三日、神戸日本燐寸會社各工場の職工は同日より起つた東洋燐寸會社の罷業職工と多少の連絡を取つてゐたが果して殆んど日

を同ふして從來一枚に就き五錢八厘となりしを七錢に値上げすべき事を要求し、會社側は六錢五厘増賃を發表し悶着した。又此と同時に帝國燐寸も増給要求の運動を初めた。結局會社側の回答を期限を付して待つ事となり十六日より復業した。

神戸水道人夫の同盟罷業

七月十三日、神戸市奥平野市水道淨水人夫五十名は現在日給壹圓四拾錢にては生活不可能であるとの理由で二割増給の壹圓七十錢の要求を貫徹する爲途に十五日より同盟罷業を企てた。態度頗る強硬にして、爲めに工事遅延の虞があり、市役所には善後策考究に腐心した。が、十八日に至つて妥協調ひ就業して解決した。

東京麻布松尾鐵工所職工同盟罷業

七月十三日、東京麻布松平鐵工所職工百八十名は同盟罷業を企てた。原因は技師長某の職工に對する態度に不満を抱き、且職工の信認せる技手を誡首したのに憤慨して技師長を排除せん爲に其舉に出たのである。從來技師長は自分に腹心の者を雇ひ入れる爲に他の者を事業縮少の理由の下に解雇し、職工の生活上に不安の念を起さしめたので十日職工側の代表者は事情を會社側に訴へて技師長の更迭を求めた。然るに十二日に至り會社側は斷然之を拒絶したので職工側は遂に罷業するに至つたのである。之に就て警察側では仲裁せんと云ひ出したが、十四日夜職工側代表者と技師長と會見して全く和解する事を得、七月十七日より全部就業する事となつた。

石川島造船所職工の増給要求

求

七月十四日、東京市月島石川島造船所鐵工部職工七

百餘名は組長中村某、高山某二名を代表者として會社に對し四割増給と白米廉賣を要求した。會社側にては協議の結果既に六月末に職工一同に對し日給五六錢の昇給をした故に到底全部の要求を容れる事が出来ないし、白米廉賣は事情が許さないので實行困難だと云ふので結局二割増給を承諾した。其旨右代表者は職工一同に諮り同日會社に返答する事となつた。然るに十五日に至り造船、鐵工、鑄造、機械、仕上、原動部の職工等全部不平を起し、一大示威運動をなす爲に各自調印して其結束を堅めた。此運動に就て一職工は左の如く語つて居た。

「元來此石川島造船所は昔は囚人のお救ひ工場であつて待遇などは少しもかまはず、又造船も以前は七八百噸迄のものであつた。然るに開戦以來急に發達して五千噸級の驅逐艦迄造る様になり、昨年は四割の配當をなし、今年は三割の配當を出して居る。然るに職工側の待遇は以前に何等異なる所なく此物價騰貴の時に日給が七十錢から壹圓七十錢迄、手當が七錢乃至十二錢である。伍長心得の月收が夜勤殘業全部合計して四十七圓位にしかならぬ。他の造船所では臨時手當も多く出し購買組合にも補助を與へ、又は家賃にも補助を出して居る。然るに此會社は四割の増給を要求したのに對して一人に付き平均八錢の増給を承諾したのみである。是では毎月一家族に付き十五圓以上はどうしても不足する。尙其上此會社は造船所でありながら自動車の運轉手や交換手には四十圓五十圓の賞與を出し職工には組長にすら七八圓の賞與しか與へて

居らない云々。』

然るに二十一日朝に至るも會社側は依然として職工側の要求を容れず茲に兩者の間は悪化し從來罷業して居た七百名の職工以外の者も凡て此運動に参加し、二十一日には早朝より一人も就業せず、午前九時半に到り他部の職工二千三百五十三名は構内廣場に集合して各自演説を始めた。茲に於て官憲は私服巡査を配して警戒し、會社側は重役會議を開いて前後策を協議し其結果戰時手當二十五錢を本俸に直し且つ日給二十錢を増給する旨を職工側に傳へ其以上の要求には斷じて應ぜぬ決心を示した。此報に接して職工側は直ちに八名の委員を選び重役と交渉する事となり、支配人は會社側を代表して伍長以上百餘人を集めて目下の状態よりして會社側は前記の條件が極度の譲歩である旨を説き、結局職工側の硬派の者も其事情を聽いて漸く妥協に歩を進め二十二日朝に至りて漸く解決する事となつた。

鹽水港製糖拓殖會社職工の増賃要求

七月中旬、臺灣臺東廳、鹽水港製糖會社にては各工場にて賃銀値上げ要求を爲すに至り、會社は充分調査研究の上、約四割値上げを

斷行して解決した。

尼崎造船部職工の減給反對運動

七月十四日頃大阪市西區難波島町尼崎造船部にては事業開散の爲め九十餘名の造船職工に對し、從來支給し來れる十割の臨時手當を幾分減額するの内相談あるを知りたる職工は協議の結果七月十八日に至り代表委員を選びて工場長に面會し減額なき様申出でた。資本主側にては手當の減額が職工減員か何れかに依つて算盤を合す模様であつたが結局現状維持で解決した。

東京凸版印刷工場の罷業

七月十四日、東京下谷二長町東京凸版印刷株式會社男女職工約三百餘名は會社に對し一割五分の値上を要求したるも容れられざりしにより同盟罷業を爲したるが、七月十八日午前二長町榮喜亭に職工一同集合し友愛會本部の菊池氏の仲裁に依り同日より一割増給にて妥協する事となり、解決を告ぐ。

東京文祥堂印刷所の勞働爭議

七月十四日、東京市京橋區文祥堂印刷所職工が賃銀値上其他の條項を要求したのに對し印刷所は三割値上承認の上首謀者として委員、三名を識首した。

臺灣打狗船大工の増賃要求

七月十五日頃臺灣打狗の各造船所の船大工は同盟して賃銀値上げを要求し、三上支廳長兩者の中間に立つて一日約二圓七十錢の賃銀を三圓に値上げし、六時出勤を六時半として双方合意の上解決して同月二十日より實行した。然るに八月二十九日重ねて賃銀値上の要求をしたので造船所主側は正面より拒否した、就中中村造船所の如きは今回内地より新に十數人雇入れたとかで鼻息荒く、造船組合が

萬一承認しても、自己の造船所では全部を解雇しても拒絶し内地より招来すると云つた。

名古屋仲仕の休業者續出

七月十四日、名古屋港の仲仕は四千餘名は從來毎日十數艘の入港船に對し荷揚げ荷役に従事したが昨今賃銀低廉の故を以て休業者續出し三井物産の如きも甚だ困難を感じたと云ふ。

所澤飛行場の労働爭議

七月十五日、所澤飛行場の約六百の職工中旋盤仕上工百五十名は四五日前より協議の結果、愈々賃銀値上げ工賃仕拂の確定の要求を迫らんと委員を選び、他部職工とも連絡を取らんとしつゝあるを耳にしたる當局者は首唱者と目せらるゝ。八町某を十九日附にて解雇した。職工の云ふ處に依れば、工賃支拂に一々陸軍經理部の支拂命令に依り支拂はるゝ爲め十日乃至十三日を要し其間の苦しみは格別だ。尙現在の賃銀にては今日堪へ難いので本給の二割乃至二割五分の増給を要求せんとしたのである。又工場監督將校側の談に依れば八町某が煽動したもので、同人は平素缺勤勝ちなので、此際斷然解雇した。職工の言分に就いては考慮する積りであると。職工側にては八町某の復職運動に就いても協議した。要求は具體的に出されなかつたが、監督に對する不平もあつた模様だ。

東京大島製鋼所の労働爭議

七月十五日、東京府下大島町大島製鋼、所職工約二千名は、給料三割増を要求したるも容れられなかつたので二十二日頃より内三百名程は罷業を續けて、更に會社と交渉中であるが、愈々容れられない時は全部の罷業を見るであらうと報ぜられた。

大阪電燈安治川發電所職工の増給運動

七月十五日、大阪電燈株式會社安治川發電所機械部職工三百名、電氣部職工百名は連署の上代表者三十名を以て至極穩かに三割増給の要求を會社に提出した。會社側は社長上京を理由として一と先づ引取らしめた。十八日田所社長歸阪後直ちに幹部と協議し、問題が單に安治川發電所のみでなく、經營全體の問題なる故若し増給を承認するとせば全職工一様にも増給すべきものとして種々考究を重ねた。職工側は二十一日午後五時迄に解決する事を要求した。結局十九日午後六時、安治川發電所のみならず春日出發電所、市内各修繕所、内線、外線等凡ての職工、工夫約二千五百名に對し日給の高下に拘らず一人一日十五錢宛を増給する事に決し、職工側も之に應じ解決した。

堺、宮田鐵工場職工の値上要求

七月十六日、堺市寺地町西四丁宮田鐵工場の磨き部職工十五名中八名は此程結束して、賃銀値上げを要求し、工場主と應對の際不穩の言動を示したとかで堺署から係官出張鎮撫した。

名古屋日本車輛會社の労働爭議

七月十六日、名古屋市日本車輛會社製鐵部職工約二百名は、職長及小頭排斥と、請負仕事に對する單價引上げを要求し、午後二時半仕事を打ち切り同會社附近の新堀川堤防に參集協議を凝し、十七日に代表者をして主任の元に申出でたるも要領を得ず作業を休止して猶も協議しおたるに該主任が「罷めるならば罷めて歸れ」と申渡したので先手職工全部工場を引上げ、熱田梅林附近の森に會合して、會社側より正式の返答ある迄、同盟罷業を爲す旨決議し、六時散會した。彼等先手職工の親方とも云ふ可き位置にある、三十餘名の横座の大半は此運動に反對した。熱田警察署は十八日午前九時盟休の首謀とも見らるゝ三名を召喚取調べたるも、十時歸宅せしめた。午後二時頃に至り罷業職工等は熱田神宮東開附近及梅林附近に集合し對會社

政策を協議しぬたる處午後三時熱田署は解散を命じた。同署長の云ふ處に依れば『職工側の要求の理由を聴取したが理由がないのか、又十分發表し得ないのか殆ど理由らしきものを何も語らない、賃銀値上の理由も認められない』云々因に會社側の辯明によれば十八日の罷業者数は全部職工千五百三十四人中製罐部二百、鍛冶部五十六、木工部九十一人合計三百四十七人である。平生にも事故缺勤者が百五十名は在るから實数はそう多くない。又、生計困難と云ふ事も斷じてないと思ふ。會社として頭から取り合はない、と云つてゐた。又職工側にも案外會社が強硬なので、漸次復歸する者も在つた様だ。然し、行懸上二十日に至るも依然二百餘名の缺勤者を出してゐたが會社側との交渉は何等纏る事なく、職工等は只爲す事もなく日を暮してゐたに反し、會社は飽迄強固に出でたから大部分の罷業者も暗に調停者の出づるを望んでゐた折柄各工場主任が熱心に調停の勞を執つたので製罐、鍛冶兩部は廿日より木工部は廿一日より無條件で復職する事に決し、同社支配人は充分將來は理解を以つて事に當る旨誓つた。

福島縣磐城採炭坑夫の罷業

七月十六日、福島縣石城郡上遠野村地内磐城採炭株式會社瀧礦業所坑夫百十二名は午前六時頃結束して同盟罷業を爲し、之が爲同礦業所は休業するの已むなきに至つた。原因は賃銀五割の値上を迫りたるも會社側の態度冷淡なるに憤慨しぬたる矢先坑夫長某が職權を楯として横暴の振舞多かつたので不平に堪えずして今回の舉に及んだものであつて、誠意なき會社に勤むる能はずとて一同連袂辭職を申出で、其旨を他の坑夫にも傳へ益々紛糾した。

京都梅小路驛人夫仲仕團の増給要求

七月十六日、京都梅小路驛人夫仲仕團の牛馬車挽夫三百六十名、貨車積卸人夫五十名は運送業組合に對して賃銀値上げの要求を出し

た。現在牛馬車挽夫は月收平均百二十圓であるが此方は三割増しを要求し、積卸仲仕は月收平均六十圓であるが此方は五割増しを要求すると云ふのである。其後此件の成行に關して聞く所はなかつたが七月二十一日の京都地方新聞に梅小路驛運送業組合の名を以て『諸物價暴騰し勞働賃金値上に付七月二十五日より運賃三割値上げ』と云ふ廣告が出て居た。由是觀之賃銀値上げをしたから或は賃銀を値上げをするから運賃三割の値上げと云ふのであらう。何れにしても三割以上の點に於て増給の要求が成立したものと見える。

函館船渠職工の増給要求

七月十七日、函館船渠會社製罐部職工二百名は結束して賃銀四割値上の要求を爲し、同盟罷業に訴へても貫徹せしめんと申合せを爲した。各部職工も亦之に應じて起たんとする形勢あるを以つて會社側は色々奔走しつゝあつた。

愛知セメント會社の労働爭議

七月十七日、名古屋市熱田愛知セメント會社の火夫及油差十二名は同盟休業を爲し、同日午後八時一所に集合し賃銀値上要求を協議せる處へ、同社の職長が來て熱心に復職を諭したので十八日より復職した。同社では賃銀の値上げはせぬが賃銀以外の點に於て職工の便宜と利益を計る事として此問題を解決した。

東京日清印刷會社職工の増給要求

七月十七日、東京牛込榎町日清印刷株式會社内賄所にては從來職工一同に供給してゐた辨當を三食に付十錢の値上を爲したが職工側は承認せず、賄所が社營なる以上値上は不法なりと彼等は勞銀一日三十錢宛の値上要求を重役に提出したるも一向回答なきより廿一日來一同二百餘名協議中であつたが廿四日重役會議を開くに先つて無條件承認の内意を傳えたので廿二日は午後八時迄無事就業した。其

結果職工側は博文館職工と同様の要求を更に提出し、會社にて、先づ卅錢一齊増給の分を容れ、他の部分は未定の儘一と先づ解決。

門司石炭仲仕の賃銀値上運動

七月十七日、門司市内の石炭仲仕約三千名は近時物價暴騰を理由として賃銀四割値上を要求し、十三名の委員を選びて關係商店へ交渉し初めた。其後若松の仲仕の運動と相連絡して事に當つた結果二十六日夜漸く三割値上にて請負業と折合付いた其後炭商側との交渉長引き三十一日夜漸く二割五分上にて解決した。且陸揚陸下の夜業は三割増、船積の夜業は五割増となる。主なる賃銀次の如し。

石炭陸揚賃	改正前	改正後
同陸下賃	三一・二(單位錢)	四一・五
高架棧橋増除賃	二六・〇	三二・五
汽船積込賃	二〇・六	二五・八
	五八・七	七三・四

大阪鐵工所職工の労働爭議

七月十八日大阪鐵工所櫻島工場造船部職工二千余名は物價騰貴を理由に小頭百五十名を代表者として、一同連署して會社側に對して左の四條件を提出した。

- 一、從來一割の臨時手當を三割に増額する事。
- 二、救済資金を以て購買組合を作る事。
- 三、年二期の賞與を支給する事。
- 四、日給平均二割五分値上の事。

之に對し會社側では社長上京中の爲歸阪の上回答する旨を答へた。之に就き技師長の語る所によれば『今回職工の要求は當社にて豫て實行せんとして居るもので今更問題とする程の條件ではない會社では生活救済の意味ではなく能率増進の意味で優良職工に増給するつもりで居る』云々といふのである。二十三日午後に至り會社は要

求を一部容れて當時の手當一割を三割に、米價補助十三錢を十八錢に増額の旨發表して解決した。然れども同鐵工所造船部に限られ、約二千餘名の造船部に及ばざるを以つて、造船部にても協議した。

東京府下大井町日本光學工業會社の同盟罷業

七月十九日、東京府下大井町日本光學工業會社第三工場職工六十名は同盟罷業をした。其原因は前記職工等が始め四割の増給を要求したのに對して會社側が何等の理由なく之を拒絶した故である。二十日に至りては此影響他の第一工場にも及び、同工場の職工三百餘名も之に加擔して罷業の舉に出でた。

大阪汽車會社職工の値上要求

七月十九日、午後三時大阪西區島屋町大阪汽車製造株式會社の職工約千九百七十名は先般來協議を重ねつつありし増給要求を愈々會社に提出した。その内容は一日平均賃銀三十錢乃至四十錢の増給方を要求するに在る。會社側にては社長上京中なるも出來得る限り要求を聞く旨を言明したので、一と先づ引き取つた。職工側は二十三日午前中に回答せん事を求めた。二十一日に社長歸阪協議の上、職工側要求の具體的な根拠を訊したるに、確定的のものでない事が解つたので會社側より案を出し從來賃銀平均一圓二十錢、米價補助十錢を給しゐたるを、改めて來年三月迄の期限を附して臨時手當二十錢に賃銀十五錢宛増給し差引二十五錢の増收を計る事となり、職工側にも異議なく二十三日正午全部の職工に發表して解決。

横濱内田造船所の増賃問題

七月十九日來、横濱内田造船所の二千三百餘名の職工は、昨年五月以來臨時手當一日十四錢を得來りたるも、近時の物價暴騰に堪え

兼り勞銀値上に關し協議中であつたが、會社にては先手を打つて二十三日手當六錢を増して一日二十錢の手當とし、尙夜業の賃銀を増額したので事なくして熄む。

兵庫縣曾根町鹽田稼人夫の盟休

七月十九日、兵庫縣曾根町鹽田稼人夫百餘人は、資本主たる同町地主龜田精一他六名に對し賃銀五割値上を仲介者を以つて申込みたるも不調に終り爾來盟休中であつたが廿一日夜同町長の調停にて圓滿に解決を告げ二十二日より就業した。

東京神田三省堂印刷部の勞働爭議

七月十九日、東京神田三省堂印刷部の歐文職工を除く八十餘名の職工は日給十五錢値上げの要求を提出して紛議中の處、廿二日に至り、雇主側より六分以上一割五分の範圍で値上する旨を發表し、職工側は條件不滿を唱えたが結局無事解決した。

東京製鋼會社月島工場の動搖

七月二十日、東京製鋼株式會社月島工場男女約三百名は本月初めより夜業廢止の結果收入激減を理由として代表者九名を選び賃銀値上要求を提出した。會社側は事業閑散なる折柄なると、且、九名の代表者が會社の回答ある迄休業する旨聲明したるを不穩當なりとして前記九名の代表者を解雇し手當一人に就き三圓を給したが、九名の者は大いに憤慨して二十二日警視廳に出頭、事情を申出でたるを以つて、同廳工場課長は同情して會社と交渉し各日給一週間分を支給せしめて解決したが、残余の職工は會社の處置を不當なりとして動搖し初めた。會社にては双方協議の上辭したるものにて、其後他の職工は就業してゐる旨を聲明した。

和歌山縣新宮町製材職工組合の増給要求

七月の部

七月二十日、和歌山縣新宮町製材職工組合の榮組は賃銀一圓四十錢を二圓に増額するの要求を雇主側に申込んだ。然し新宮製材業組合には挽材組合、木材仲仕組合等ありて各部の聯合會の協定を経ないと協議が調はぬ虞ある故榮組は各部の勞働者に交渉し、直ちに停車場構内の仲仕及び其他の同意を得て總數約五百余名一隊となりて要求を更に協定の後提出した。組合幹部は取引先等とも談合の上要求を容るる事となり製材工一日一圓四十錢を一圓八十錢に、揚人夫一圓七十五錢を一圓九十五錢に其他二割乃至三割の値上を實行して解決した。

東京田岡電氣機械製作所の勞働爭議

七月二十日、東京芝區本芝の田岡電氣機械製作所の職工五十五名は給料二割増給を要求したるも、會社は一割増より承諾せざるを以つて紛糾してゐたが其儘解決した。

大阪砲兵工廠の勞働爭議

七月二十日、大阪砲兵工廠の職工主催の救濟會積立金分配問題の演說會は憲兵隊及府警察部の力によりて稍々高壓的に中止せしめられた。由來大阪砲兵工廠にては十數年前より救濟會を職工に依りて組織し、積立金を蓄へて來た、其上、三菱、高田よりの職工救濟金としても多額の金を寄附してゐるので現在では二十三萬餘圓に上つてゐる。然るに今回政府補助の陸軍共濟組合が成立したので救濟會の必要がなくなり過般來職工連は東京工廠に倣ひて會の解散、積立金の分配を叫

び、連判狀に署名して會長たる工廠提理に願つたが、當局は積立金の性質の異なる事及び新組合が成立するも尙存置の必要ありと主張して、動もすれば、高壓的に職工を抑へんとした。猶、過日多少の臨時賞與を分配して要求緩和を計つたが、物價暴騰に加ふるに請負單價の値下げ、歩合制限作業時間短縮等にて苦しめる職工は仲々納まらず演説會を催して氣勢を上げんとしたるも前記の仕末にて尙不平が絶えない。尙工廠では餘りに其聲の高いので各工場より約五十名の委員を投票に依り二十八日迄に選出せしめて卅日開票の後一般の意思がどうかを確める爲めに協議會を開き、村岡提理より

一、全般の永遠の利便増進の爲め事業を主として救済を従とするか。

一、前記主従案を平等にするか。

一、一時的救済を主とするか。

の三案を提示したる結果、大體五萬圓を残し十八萬圓を勤續年限に應じて分配するに傾き、尙一應全職工の意見を訊す爲め第二回協議會を開いたが結局五萬圓を診察其他救済資金に残し、十八萬圓を分配するだけでは足りないと言ふので二十萬圓を分配する事となつ

た。殘金額三萬二千四百圓になる。其分配方法は八月十一日現在の職工一萬二千人に對し十二萬圓を均分し、七萬六千圓を年功に比例して分配するのである。最高者僅かに二十圓を出でない。殊に資金は債券類であつたので賣却の結果四千圓を減じた。然し、兎も角解決した。

横濱川添造船所の労働爭議

七月二十日、横濱市新町川添造船所職工百余名は會社に向つて賃銀値上げを要求したが容れられないので十數名の職工は憤慨して二十二日退社し、殘部は無條件で要求を撤回した。

日本製靴會社の労働爭議

七月二十日、午前十一時東京府千住の日本製靴株式會社月島工場水兵靴工六十三名は短靴一足の工賃六十五錢を八十錢に、長靴一足の工賃八十錢を一圓とし更に三割五分の歩増し要求を同工場長に提出した。二十一日朝、工場長は千住の本社に赴きて協議中、機械部職工百二名も手當三割方値上を申出た。月島工場長は早速歸場職工側の申出全部を拒絶したので全部の職工は罷業を決議し、二十二日朝に至り、二十余名の出勤者を出したのみであるが同日午後愈々交渉不調に終り連袂辭職に決し、會社は二十三日午後賃銀の支拂を受る事となる。一方機械部も要求容れざるより、更に從來四日の休日な二日に改める事を要求し二十二日午後二時復拒絶され、一同退職するに決し、同會社は無期休業の状態で全職工は去復職した。つた。然るに二十四日に至り女工二十數名は會社の呼戻しに應じて

神奈川縣日本製鋼の勞働爭議

七月二十日、神奈川縣川崎町日東製鋼會社川崎工場の第一第二兩工場職工約二百五十餘名は七月十日に提出したる賃銀三割値上げの要求の回答を催促したるに、工場長は上卒期に八十五萬圓の缺損を招いた様な次第故要求を容るゝ能はずと回答したので職工側は一と先づ交渉を打ち切り出勤を爲すも、仕事を勵まず、他工場へ轉勤の運動を爲す等動搖し初めたので會社は極力慰撫してゐる。

東京南千住驛人夫の増賃要求

七月二十日、東京南千住驛人夫約二百名は一人に就き二十錢宛の値上を要求したが一向解決がつかない、更に二十七日に至り五割要求を請負者側に提出し警察側が調停する等の事もあつて、一割五分は承認されたが、尙不満だと云つてゐる。

岡山縣小田郡石割工の増賃要求

七月二十日頃岡山縣小田郡北木島村に於ける石割職工は同地石工場組合長に石工賃銀の値上を要求した。七月二十七日に至つて同村字大浦の旅館にて石材組合長以下諸役員と會合打合せの結果、從來石壹才の石割工賃六十七錢五厘を七十八錢に値上げ實行と極つて解決した。

東京、下野製紙工場の増賃運動

七月二十日、東京千住町下野製紙株式會社分工場の職工三十四名は二割増給を要求し、拒絶されたるを以つて二十四日來同盟罷業を爲した。二十七日に至つても解決しなかつた。

金澤製箔同業組合の賃銀値上げ要求

七月二十一日、金澤製箔同業組合の職人は三寸七分角金箔五百枚の工賃を拾二圓に増給する様商人側に申込んだ。其由來は去る七月

十日金澤製箔同業組合では七圓五十錢に工賃を値上げする事に折合がついたのであるが、七月二十日京都の製箔業組合の職人が商人側に對し増給要求をした時、商人側は『金澤の組合が値上げするならば』と云ふたので京都の職人側は直ちに金澤へ交渉懇願した、そこで金澤の職人側も更に改めて工賃増加を要求して來たのである、結局京都側も其後惡戦して二十三日要求を貫徹したので、金澤の方も同時に値上承認無事解決。

東京メート商會の勞働爭議

七月二十一日、東京麻布西町メート商會製作部女工約五十名中二十名は日給十錢増を要求したるに拒絶されたる爲め同盟休業をしたが、二十五日午前五錢値上にて交渉纏り解決。

服部製作所職工の盟休

七月二十一日、東京月島、諸機械製造服部製作所本工場職工二百名が午前中賃銀値上要求の協議中、會社側から早速八月一日より三割五分強の値上、七十五錢以下の者に五錢、以上のものに十錢の手當を附する事及び月一回米四斗を限り三割引を以つて、會社側より支給し其他殘業を爲さざる者には日給二割を増す等の條件を附したが、職工側は満足せず、五割増を要求して、拒絶された。二十一日午後三時より同盟罷業を爲し、同製作所分工場の職工五十名も同一要求を提出して二十二日より同盟罷業をなした。二十三日朝に至り兩當事者種々折衝の結果、會社側の提案に懸る前記條件にて無事解決。

東京本田鐵工場の勞働爭議

七月二十一日、東京深川本田鐵工場職工約二百名は日給一日五十錢以上のものは三割、一圓以上の者は四割、一圓以下のものは五割の値上を要求し、二十二日同盟罷業をした。二十三日代表者を選び

て再交渉を開始したが、容れられない時は全部退職すると云ふ。

住友鑄鋼所職工の増給要求

七月二十一日、大阪市西區島屋町住友鑄鋼所にては豫てより賃銀値上げに關し職工間に協議中の所、恰も當日朝練鐵工場にては停電の爲め約二百名は爲す事もなく、値上要求の件を決し、熔解部鑄物部落砂部等の四百名に傳へたので忽ち合同し、正午頃に至つて仕上工場、機械工場三百五十名又賛同し、委員を選んで物價騰貴を理由として四割増給を要求し、同日中に回答を追つた、會社にては幹部協議の末同日午後五時從來の臨時手當四十五錢の上に物價手當三十錢を同鑄鋼所及電線製造所、伸銅所一般に給する旨發表して解決す。

東京、京成電車従業員の連帶辭職

七月二十一日、朝京成電氣軌道會社の車掌、運轉手四十餘名中三十一名は同盟罷業の上會社員の復業勧誘をも退けて連袂辭職を申出で會社にては二十二日早朝解僱に決し、監督及事務員工夫等に依り運轉を繼續した。原因は最近賃銀値上を要求せしに代表者たる運轉手某を解僱したるによる。問題は終局ウヤムヤの内に解決。

福島縣伊藤炭坑の勞働爭議

七月二十一日、午後十一時、福島縣石城郡伊藤炭坑の坑夫五十餘名は平町二丁目の同炭坑事務所に押寄せ朝まで喧擾を極めた。原因は同炭坑不振の爲め坑夫の賃銀も満足に仕拂はず、豫てより坑夫側より要求してゐた賃銀値上もせない爲であつた。事務所には重役會議の上要求を容れる旨を答へたので二十二日夕刻、坑夫連は引き揚げた。

東京博文館印刷所の勞働爭議

議

七月二十一日、小石川博文館印刷所の職工（男六百名、女百餘名）は委員を選んで次の要求を提出し廿二日午後八時を期して回答を求めた。

（一）八月分より賃銀三割増給の事、（二）夜業は二時間限り夫以上は賃銀の二倍増の事、（三）日曜を公休とする事、（四）精神的慰安方法を講ずる事、（五）供給部（米麥其他の日用品廉賣）を復活する事、（六）諸會議には工場各課より一名宛代表者列席の事、（七）適宜前借を許す事、（八）傷病者にはなるべく保護を與へ退社者には相當の手當を給する事、（九）年金額の改正、（十）衛生設備の改良（十一）婦人工、補助工（幼年）の待遇を改むる事。

以上に對し高橋支配人は大阪へ出張中なる大橋事務の歸京迄延期を希望せしも、廿二日朝に至るや平素の通り出勤した職工は八時を期して更に回答を迫り仕事を休止して工場内に演説を始め、女工中からも立つてその意見を述べたりした、結局支配人の希望を容れた。

會社では日給を給して當日を休ませた。翌廿三日も朝より出勤して來たが、又、給料を附して休業せしめた。職工側は結束を一層固める爲更に委員を選び、併せて、東京市内外の各印刷工をも糾合して大運動を初める爲めに夫々交渉を開始した。既に、彼等に同情して、同一要求を提出して罷業を企てた精美堂（二百五十名）日本書籍會社（約四百名）も相次いで二十二日も二十三日

も臨時休業を爲した。會社側にては罷業者の強硬なる
と營業上信用上の打撃の増大を慮り要求の大部を容る
ゝ事となり二十三日午後六時三工場代表者と職工側代
表者と會合種々折衝し徹宵凝議したが未決に終り。廿
四日午前七時、各職工の出勤を待つて男工を小石川銀
杏寺、女工を金子製版所へ集合せしめて、職工側代表
者は交渉顛末を報告して更に傳通院に演說會を催し結
束を固めた、正午過ぎ大橋專務歸京したるより直ちに
重役會を開き要求條項の第二項は夜業を四時間に制限
し、夫れ以上に互る時は五割増の事、第三項は日曜に
手當を給せざるも一ヶ月皆勤者には二日分の賃銀を賞
與とする事、第六項の撒廢等を條件として要求全部を
容るゝ事となり、午後八時精美堂にて職工側と會見し、
殆ど双方略々諒解したが。廿五日に傳通院に職工大會
を開いて全員の意志を訊したるに各條項の絶對貫徹を
期する旨決議し、實行委員不信任を叫び、高橋支配人
排斥を叫ぶ等の騒ぎであつたが、漸く同夜再交渉の上
翌日午前報告に決して散會、然るに、會見は長引いて
朝に及び、夫と共に國光社の鵜澤氏調停の勞を試み午
前十一時警視廳の山下工場課長は實行委員數名を富阪

署に召致して調停に努めたるも、傳通院の全罷業者側
の大會を開きたるに、警察廳干涉等叫びて容易に決せ
ず、廿七日朝初めて山下工場課長に一任するに決し、
午前十一時委員一同課長に仲裁を乞ひ、同課長は直ち
に、會社側と交渉を開始し、午後一時に至り、漸く、
居殘料男工四時間以上五割女工、と幼年工は二時間以
上五割増。會社の會議に職工代表者參列の事は職工身
上に關する會議の場合に限る事として外に一ヶ月皆勤
者には二日分の賞與を支給する事と他の要求條件全部
を承認して解決廿八日より就業を約した、然れども其
間多少會社の態度に卑劣なる點があつたりしたので印
刷部の職工連は大いに不平を洩らした、廿八日には百
六十餘の缺席者以外全部出席した、缺席者中には疲労
に依るものも多數の様で、一と先づ段落が着いたもの
である。他の二會社も同時に同様の條件にて解決。

東京小石川日本書籍會社職工の盟休

七月二十二日、東京小石川博文館印刷工場に職工の同盟罷業起る
や、隣地なる、同館の姉妹的工場なる日本書籍株式會社職工四百名
は。業を罷めて、博文館の方へ演說を聞きに行く者多く、殆ど同情
的罷業の形勢があつたので會社は博文館にならひて直ちに給料を附
して臨時休業を發表した。かくて、職工全體は博文館、精美堂印刷

部と合同して全然一致の行動を續けた。二十七日に至つて博文館と同時に解決した。

東京精美堂印刷部職工の盟休

七月二十二日、京市小石川博文館印刷所の盟休に呼應して、同印刷所の関係者の經營する精美堂印刷所にも職工約二百名同一要求を提出して罷業を企てたので、會社では二十二日正午より給料を附して臨時休業とした。二十三日も休業を續け、職工は博文館印刷所職工と全然一致の行動を續けた。二十七日に至つて博文館と同時に解決。

九州若松日華製油工場職工の増給要求

七月二十二日、日華製油若松工場職工百餘名は從來の手當三十錢を五十錢に値上方要求し會社は直ちに容れて解決。

東京吉村木工所の労働爭議

七月二十二日、午後東京京橋月島吉村木工所職工九十名の内三名は三割方賃銀値上を要求したるに、會社側は一割五分ならばと對案を提出し大半は之を諒としたけれども他の十二名は承認せず、其後引續き休業中であつたが、二十五日午後漸く會社側と折合ひ一割五分値上を承諾して就業し全部解決した。

東京瓦斯電気、火藥工場職工の増賃

要求

七月二十二日、東京瓦斯電気工業株式會社志村火藥製造工場職工百三十餘名中約六十名は日給三十錢値上を要求した。重役側は之に對し協議を重ねたが、大崎の本工場其他へ波及する事を虞れて給局大部分容認したので解決着く。

東京汐留驛人夫労働爭議

七月二十二日朝、汐留驛の新橋運送業組合事務所専屬の仁藤組積込積卸人夫約二百五十名は突然同盟休業をして、賃銀二割の値上を要求した。同事務部の人夫は全部で三百五十名位で、六月中旬一割値上を要求したので同部で承認し、七月二十六日より實行の約となつてゐたのに十九日に又も一割値上を要求したので餘りの事だと仲仕頭が宥めてゐたが、二十二日午前七時半に至るも僅かに百名程の人夫しか出て來ず、他は芝浦埋立地に集合協議中だと云ふので仲仕頭、及事務部支配人は直ちに芝浦に行きて十數名の委員と交渉の結果要求全部を容れ、人夫全部は同日午後一時より平常通就業して解決。

若松市石炭仲仕の賃銀値上要求

七月二十二日、九州若松市石炭汽船積仲仕一同は小頭數名を代表者に選び物價騰貴に付き賃銀五割増の要求嘆願書を請負者側に提出し、請負者は色々協議の上双方の意見容易に合致しなかつた。又警察署長は小頭代表者を召集し同盟罷業の舉に出ぬ様に注意した。尙同港石炭陸仲仕連も四割増給の外に賃銀標準一肩二十五間制現在を一肩十五間制に短縮せん事を要求した。同港現在の石炭仲仕數は棧橋仲仕二百名、沖仲仕陸仲仕二千名、浮浪仲仕四百名計三千六百名に上る。茲に、請負者側は二十四日午後六時より若松市、若松汽船積荷聯合會事務所に集會協議の結果、沖陸共に四割増給を容れ、陸仲仕の要求第二項に對し、貯炭場及船移し二十間、船棧橋下十五間に短縮する事に決し、實行方を若松石炭商組合事務所に呈出した。二十七日石炭商組合は協議の結果、二割五分増額を承認し、一肩十五間に短縮の件は拒絶に決し、双方交渉の結果無事解決。

基隆沖仲仕の労働爭議

七月二十二日、基隆郵船組常備仲仕五十餘名中三十名は賃銀値上を要求して同盟罷業を爲したるが、人夫頭の斡旋に依り漸く出勤し

た。然し尙種々口實を設けて就業を拒み、二十四日出港の信濃丸の如き荷役に困難を感じたと云ふ。

東京計器製作所の労働争議

七月二十二日。東京小石川原町東京新計器製作所職工三百餘名は會社側に對し三割値上要求したるに會社側よりは二割を承認したが、二十四日全部休業の上電工部、動力部、器械部の各組長等約四十餘名は附近に集合して初志貫徹の運動を繼續した。

東京淺野スレート會社の労働争議

七月二十二日、より罷業を爲した東京淺野スレートの職工百十八名は二十三日一處に集合して協議したるが仲裁役たる友愛會本部の菊地氏と職工代表者は會社との交渉頭末を發表した。白米廉寶期日は明答せず、賃銀値上は二三日研究の上返答すとの事であつたので職工一同憤慨して二十四日一同退社を申出、會社之を承諾し各自に賃銀を渡した。然るに後澁澤男列席の上職工側代表者と會社側代表者と會見意志疏通した。

東京岡田鐵工所職工の盟休

七月二十二日、東京深川八名町岡田鐵工所の職工百名は増給要求拒絶の爲め一同罷業をし、二十三日再び交渉を重ねしも容れられず、職工側幹部十數名辭職し紛擾してゐる。

北九州東洋製鐵職工の増給要求

七月二十二日。東洋製鐵會社戸畑工場の工作部工場職工六百名協議の上賃銀値上要求を部長に提出し。部長は直ちに會社に通じ會社では其後考究中であつたが八月三日に至つて職員職工其他雇傭人全部の月俸及日給の一割増給し、工作部職工其他技術上の關係あるものに對しては現在給與してゐる二割五分の手當を三割五分を給する旨發表して無事解決。

大阪府吹田、大日本麥酒職工の要求

七月二十二日頃大日本麥酒醸造株式會社吹田工場職工千三百人は賃銀値上を要求したが、同社にては米の廉賣及十錢乃至二十錢の食費手當を支給してゐるを理由として拒絶したので、其後職工側は協議を重ねてゐた。然るに二十七日馬越社長來阪して彼等の要求を容れて三割値上を發表して無事解決した。

横濱鈴木製油所の労働争議

七月二十二日、横濱鈴木製油所職工二百餘名は十五日來相談中の要求條件を會社に提出した。賃銀二割値上と、労働時間を十時間に短縮する事(現在十二時間乃至十三時間)等であつた。委員を選んで交渉した。

山口縣笠戸島井浦船渠職工の増賃要求

七月二十三日、山口縣笠戸島井浦船渠工場職工三十餘名は四割乃至六割の増給を要求したが二十五日工場は三割増給を發表して解決。

石川縣山中温泉漆器職工の増給要求

七月二十三日、石川縣輪島の漆器職工が増給要求をする間もなく山中温泉の漆器職人五十餘名も三割乃至四割の増給を雇主側に要求した。雇主側は協議の結果一割乃至二割の増給を認める事となり結局雇主側の提案で妥協する事となつた。

東京市電龜澤町車庫の車掌の増給要求

七月二十三日、東京市電龜澤町車庫に屬する車掌運轉手五百六十人中二十三日公休の七十餘名は午後三時より、車庫に集合給料値上

の下相談をした。二十八日に至つて出勤者激減して、運轉車臺も約半數になすの止むなきに至つた。

横濱、渡邊船渠の増賃問題

七月二十三日、横濱渡邊船渠會社職工二百八十名中の船大工五十八名は現在最高の賃銀一圓八十錢最低八十錢を十錢乃至二十錢方値上げ要求を決議し會社に交渉を開始した。社長旅行中の故を以つて解答せなかつたが、職工は従前通に業を爲してゐた。

佐賀縣唐津石炭仲仕の同盟罷業

七日二十三、四日頃より佐賀縣唐津港大島貯炭場に於ける石炭仲仕は三井、三菱、安河等の各會社に向ひ從來の賃銀に塊炭五割粉炭二割五分の値上を要求したが七月二十六日會社にては若松、門司の例に依り二割五分の増給の旨を通知したが満足せないうで、八月二日朝に至つて沖人足と大榮組の人足を除き陸揚人夫六百餘名全部盟を爲し、三日間も續けた。

東京市内ペンキ職工の増給要求

七月二十三日、東京市内ペンキ塗工職約三千名は値上要求の爲め同盟休業し、二十六日は數百名芝浦埋立地に集合し一圓六十錢の日給を二圓五十錢に値上を決議し、十數名の實行委員を選び請負業者側と交渉の結果午後九時に至り八月一日より二圓二十錢に、十一月一日より更に二圓四十錢に値上に決して解決。

東京織物會社の労働爭議

七月二十三日、東京千住東京織物會社職工百五十名は五割増給の要求を爲し、三名の委員を出して重役側と交渉せしめた。

東京淺草煙草專賣局工場の労働爭議

七月二十三日、正午東京淺草專賣局工場の職工連は休憩時間に切葉職工等中心となり勞銀値上の下相談をしてゐるのを監督に發見され、六名の者は嚴しく詰責されたので一同大いに憤慨し同志五百名を糾合して古參職工三十名を委員として種々交渉せしめたが、役所側にては五日間の猶豫を望み一と先づ退場した。職工の要求は「前記六名を解雇せざる事」賃銀値上との二ヶ條であつて、同盟罷業をも辭せないと云つてゐたが、煙草專賣局は日本全國に涉つて二十四日昨年四月の四割二分の増手當の上に更に二割五分乃至三割の再割増を八月一日より實施の旨發表した。

東京大塚瑛瑯鐵器株式會社職工の増賃要求

七月二十三日、東京京橋大塚瑛瑯鐵器株式會社職工三十九名は給料二割値上を要求した。

東京月島機械の労働爭議

七月二十三日、東京市京橋月島、月島機械株式會社職工二百名は三割増給を要求し、二十四日、一度出勤したが、同盟怠業を爲し、同會社新佃島分工場の職工八十名も加わるに至つた。種々會社と交渉の結果二十五日午後二時に至り、會社側より賃銀二割増給及、月二回の勘定日毎に皆勤者に日給一日分を支給するの案を出し、一同承諾して解決す。

神奈川縣日本鋼管會社の労働爭議

七月二十三日、神奈川縣川崎、日本鋼管株式會社の職工二千七百餘名は兼て賃銀三割値上げを要求したるも拒絶されたので同日夜來製鋼、製罐、製條、壓延、倉庫各部の組長、代表者等百餘名を代表として、更に強硬に交渉を開始しようと協議した、彼等は賃銀値上の外に、從來家族米として廉賣してゐた米の廉賣を復活實行する事

をも要求してゐる。二十四日午前中代表者は會社と交渉したが要領を得ず、一方。十數萬の鐵を熔鑪爐に入れて變質せしむる旨を流言する者あるなど仲々の騒となり、二十六日に至つて更に最後の回答を要求したる結果從來の手當三割を配し、新に二割の増給を爲し、廉賣米の代りに更に五割の手當を給することとなり午後一時無事解決。

東京日本人造肥料會社の労働爭議

七月二十三日、東京市外香堀村日本人造肥料株式會社木下川工場職工百餘名は三割増給と特別手當を三十錢に値上の要求を爲したが。二十四日正午會社側は手當一割増特別手當五割支給を發表し又一人の職工を解雇した件も友愛會本部の平澤氏等の盡力により取消し落着した。

石川縣輪島漆器職工の増給要求

七月二十三日、石川縣輪島漆器同業組合の概工二百餘名は工賃三割九分の値上げ方を組合に迫つた。其結果同業組合でも其要求を認め八月一日三割六分の値上を實行する事となり無事解決を告げた。

大阪市石工の同盟罷業

七月二十三日、午後十時頃中之島の大阪市役所建築場の石工百餘名集合賃銀値上げを請負事務所に要求したが、拒絶されたので、職工等は賃銀五割増の決議をして二十四日四區市岡の石工業組合平和會に要求を提出し資本家の組織する同盟會の承認を得んとしたが、平和會の一員が一日四十五錢の値上げにて仲裁せんとしたるも應ぜず、大阪市内外石工職四千七百名は全部五割値上げを要求し、仕事を中止する者多し。彼等は六月下旬一度罷業を企て、失敗したる歴史を有してゐる。二十五日職工側代表者二十餘名と同盟會側の代表と協議の結果漸く。本月中一日二十五錢、八月一日より一日四十五

錢の値上に決し二十六日より就業解決。

鐵道院兵庫縣鷹取工場の労働爭議

七月二十四日、鐵道院鷹取工場機關客車電氣の三工場職工約三千名が午前七時の制規時間に出勤したるも就業せず、同工場のペンキ、工鐵工製材其他各分業の組々の者寄々集團して賃銀値上要求の下相談を初たるにより工場當局は直ちに重なる職工を集めて新制定の職工待遇法などを説明して諭したるより一同間もなく就業無事解決。

東京築地活版所職工の博文館罷業職工に同情

七月二十四日、東京築地活版職工一千二百名は秀英舎職工と協議の上博文館職工の運動と協力する事となり重役等に要求を爲し同時に決議書を作成して之を印刷同業組合事務所に提出した。七月二十八日三割上げにて問題一時消滅。

大阪丸福製罐所の労働爭議

七月二十四日、大阪府泉北郡三寶村丸福製罐所職工七十名は賃銀値上を要求したが、會社は職工一人に食費二十錢宛補助してゐる事を楯にして拒絶したので職工全部は直ちに休業した。會社は止むなく應分の増給を爲す旨を約し、二十五日解決。

東京瓦斯電氣大森工場の労働爭議

七月二十四日、東京瓦斯電氣株式會社大森工場職工二千八百名は兩三日より賃銀値上要求に關し協議を重ねてゐたのを會社側にて察し同日午後八時貳割増給を發表し解決。

神戸三菱造船の労働爭議

七月二十四日神戸又新日報に依れば、神戸三菱造船所の人夫及獨身職工等は數日前より各所に集合して賃銀値上げ要求を協議しつゝ

在つたので會社側は二十二日夜三木所長を初め各主任者會合して種々協議の上一般に現在賃銀の二割を値上する事と決し八月一日より實施し從來二十五錢に販賣し來りし白米を三十錢又は三十五錢に値上げすると云ふ。從來同工場にては有家族者に限り白米一升二十五錢に分配しゐたるも、獨身職工及び多數の人夫や年期者などには分配に與り得なかつたので不平が起つてゐた。猶、同工場の人夫及職工の請負者なる清洲某は日々同造船所に八百人乃至一千名程の者を一日一圓の契約にて入れてゐるが、彼等の手に實際に入る金は一人前七八十錢を超えない、最も相當の歩増しも附いてゐるが時節柄尙不足するので値上協議を初めたが結局何事もなく済む。

神奈川縣淺野造船所職工の増給要求

七月二十四日、神奈川縣鶴見淺野造船所取附工、銑附工の伍長、心得等約三百名は正午構内船臺附近に集合賃銀五割値上要求を決議し二十五日朝代表者は會社庶務部に出頭要求陳情書を提出して回答を待った。後しばらく形勢觀望の状態であつたが、八月一日になり各工場の値上運動に鑑み再動搖せんとしたので會社では職工四千五百餘名に對し臨時手當二割の外日給八錢以上十二錢まで増給し十六日より實行の旨發表したが、職工側は之に不服を説き、値上實行前に更に六割の値上運動を試みようとして協議した。

伊豫宇和島宇和水力電氣會社の労働

爭議

七月二十四日、伊豫宇和島水力電氣株式會社所屬工夫約百名午後二時頃代表二十餘名の連署を以つて八割増給並に労働時間十二時間を十時間に短縮方を要求し、回答ある迄盟休する事を申合すと共に東。西、南三字和島に散在する所屬工夫全部に對し決議及經過を通知し三百餘名合同して罷業した。宇和島警察は十數名の主謀者を召喚説諭に努め會社側は要求を容れず新職工傭入の計畫を立てゝゐる

と噂されたが、結局二十歳以下の者十五錢。二十歳以上の者二十錢値上げを發表して解決した。

東京秀英舎職工博文館罷業者に同情する

七月二十四日、東京秀英舎職工一千五百名は築地活版所職工と協議し、博文館の罷業者と歩調を合す事を決議して成行を見てゐたが、二十七日來漸く動搖し初めた、二十八日三割増給の件と其他大部分を容れられて解決した。

東京日日新聞社の労働爭議

七月二十四日、東京日日新聞社製版部員は一致して。從來の賃銀最低者二十八圓を基準として八割増給、及二部制度八時間労働實行の要求を提出したが一向容れられそうになかつたので同日午後暫く怠業を開始して回答を迫つたので午後十一時頃になつて賃銀六割増し、二部制實行の妥協案を會社より提出し、且萬一他社に於いてより以上の待遇をした場合には同等又は以上の待遇をすると云ふ誓約もあつたので無事解決した。二十五日朝は東京各新聞製版部員の團體たる革進會は彼等に應援の爲め大會を開く豫定だったが解決を見たので報告會を催した。日日新聞社の解決振りを見た他社製版部員は其社の事情に應じて増賃要求を爲す事となり終には東京全新聞休刊事件を惹起するに至つたのである。

東京十六大新聞社製版部員

の一齊盟休事件

七月二十四日、解決を見たる東京日日新聞社の労働爭議は直ちに各新聞社に波及し、各社個々別々諸種の

要求を提出するに至つたが、彼等製版部職工の殆ど全部は一つの團體たる革進會に結束されてゐたから其間密接なる聯絡があつた、即ち朝日、讀賣、時事、萬朝、報知、やまと、初め殆ど全部相次いで起り、讀賣は最も解決困難の状態であつた。革進會では二十九日夜幹事會を開いて、各社職工の要求の統一を議したが容易に決せず兎に角一般標準を定むる事となつて次の如き申合せをした。

二部制、八時間勤務、七十圓最低賃銀を大體の標準として各社毎に要求を提出する事、而して革進會としては可及的之が實現努力する事。

七月三十日は豫て要求を提出したる萬朝及讀賣の回答期限であつたが、各社主側も協定の必要を感じ協定の議も具體的に進捗しつゝあつたから、容易に回答を與えなかつたので兩新聞社の職工は盟休を實行した。

同日午後革進會は急遽幹事會を開いた、會長横山勝太郎、顧問加藤勘十氏等も加はり、兎も角も一應更に交渉する事となつて讀賣の如きも妥協的な口吻を洩らしたが職工が強硬な爲め物別れとなり、一方各新聞社主協議會の顧問辯護士鈴木富士彌氏から横山氏に面會を申込んで來て種々懇談を重ね、結局會長等は盟休

會員の就業を勸告する事となつたが、大勢は如何とも仕難く、萬朝報は三十日夕刊を休み、朝刊のみを漸く出し、讀賣は三十一日より休刊の已むなきに至つた。

三十一日も早朝から革新會は幹事會を開いて善後の策を講じた、讀賣との交渉は愈々斷絶し、形勢益々惡化して來たので、横山氏と加藤氏とは一時頃築地精養軒に會合中の社主側に事情を訴え了解を得んが爲め鈴木辯護士に通じたが、後刻會見すべき旨の約を得て櫻川亭なる幹事會席へ歸つた。一方時事新報も不調に歸し就業を停止した旨の報告があつた、茲に幹事會は急轉直下的に決意し、各社同一の步調に出づる事を決議し、直ちに各社に傳令を派して盟休勸告を爲さしめた。其間に成立行惱み中の新聞社主聯盟は漸く步調整ひ、革進會の横山氏に對して次の如き通牒を發した。

新聞社側に於ては革進會なるものを認めず。従て其團體の會長及顧問との交渉を拒絶す。

加之、職工全部を解雇したる旨の風説も立ち、愈々、自衛の爲めに職工側は起たねばならなくなつた。罷工参加人員は、時事六十一名、中央三十七名、萬朝三八名、東京毎日二十五名、都二十九名、やまと四十六

名、中外商業二十五名、東京毎夕二十七名、二六十九名、東京日日六十四名、東京朝日六十一名、國民六十五名、讀賣三十八名、報知六十八名、計十四社六百十三名であつた。職工側は罷業聲明と同時に訪問委員を設けて各方面の了解を求めんとした。一方社主側は愈々辛辣なる方策に出で、一ヶ月の休刊、十萬圓の違約金及輪轉機封鎖、同盟解雇等の條件を約し公正證書を作成した、只東京毎日が同盟解雇に就き除外例を求めたのみであつた、同夜半一齊に解雇通知を各職工にて通達し八月一日附を以つて十六社聯合して市民に次の通報を爲した。

活版工場員は過大の要求に對して各社申合せ止むを得ず、休刊致候間、右御承知被下度此段御通知申上候。

二六、報知、東京日日、東京毎日、東京朝日、中外商業、中央、萬朝、讀賣、やまと、國民、都、時事、帝國、大勢。

八月一日朝より革進會は日本橋常磐木俱樂部に大會を開き、種々協議の結果、全權を横山會長、加藤顧問に一任する事に決議し、岡警視總監も臨席して政府は干涉の意なき事を言明し同時に速に解決する事を希望する旨を告げて歸つた、職工より會長等の顧問として十數名を選出した。かくて直ちに岡警視總監を訪問して

仲介の勞を請ふた。新聞發行、總員即刻復職、賃銀協定を後日に譲る等、の條件を提示したが、總監は種々社主側と交渉の結果夜九時頃に回答に接した。其要點は次の如くである。

- 一、各社從業者に對しては各社個々別々に採用し賃銀は各社大體に於いて相當生活の體面を維持するに要する適當なる賃銀の増額を圖る事、職工團體としての申入及交渉は一切拒絶する事。
 - 二、新聞發行は各社同時に發行する事。
- 尙、第一項に對しては二日午前十時より出社の上決する事、第二は可成速に發行する事。

横山會長は之を承認してかくて同夜直ちに革進會は大會を開き、漸くの事で之を承諾し二日未明總監に通じた、然れども、此屈服に不満禁ずるを得なかつた人々は二日朝各所に集合し、全國の同志に訴ふるの檄を草して、芝統一教會に集つた。其激越悲痛なる檄文の要點は、

各新聞社は我等の要求に對して全然無條件降伏を強いると共に更に其幹部を誡首せんとしつゝ在り、……之最早我等對新聞社の問題に非ずして我が労働問題の消長に關する重大事なり、……率先努力する者必ず誠首せらるゝの實例を示す事は今日漸く自覺しつゝ在る我労働者の出鼻を挫く事甚しきものなり……我等は茲に再び熱涙を吞んで起り、全國労働者の權力伸張の爲め戦を宣せざるを得ず……

又一方、やまと新聞、二六、中外商業、萬朝等順次圓

満に解決を告ぐるに至つたので、統一教會に集つた人々も各社毎に集合して最後を決する事としたが約三百餘は復社を肯じなかつたので、各社を通じて多く全員の復職を見ず、發行能力を缺ぐものすら尠くなかつた。三日に至り横山會長は辭職し、一方、時事、都、中央、毎夕、國民が略々解決し、四日に至つて漸く朝日、日、報知、讀賣等全部解決した。かくて、四日の夕刊より各社とも發行するに至つた、職工側には多少の犠牲者は出たのであるが、尙、職工賃銀に就いては文選及植字工の賃銀は最高六十五圓最低三十五圓の範圍に於て勤続年限及技術に應じ各社適宜之を決定し他の職工も之を標準として定む旨の申合せが社主同盟の間に存じてゐたと云ふ、かくて、苛辣非人格極る方策を以つて其使用人に對したる新聞聯盟は更に之に満足せず盟休職工の復歸に際し左の如き誓約を爲さしめたと云ふ。

一、新聞社より給與する賃銀に對し異議を申出でざる事。
二、革進會を脱會する事。

三、如何なる名義を以つてするも團體を組織せざる事。

此の如くにして凡ゆる點に於いて異常なる印象を與へつゝ、勞働者側の絶對的敗北、奴隸的屈從を以つて大

解決を告げ、東京全市は各新聞が自讃したる如く、再び光明の世界となつた。印刷工組合信友會は革進會員の罷業中極力一般印刷工の新聞社への就職を妨げ。同時に金品を醸出して運動を助けた。各新聞社記者は殆ど此問題解決に就いて社主等の相談を受けなかつた事を遺憾とするの意を洩らしたりした。

宇都宮回漕店人夫の要求

七月二十五日、横濱市辨天通宇都宮回漕店雇人夫六十名の三割乃至五割の値上要求の件は會社側にて承認して解決した。

東京日本紙器會社の勞働爭議

七月二十五日、東京四谷區元町日本紙器株式會社男女工。八百名（女工三百五十名内外）は三割増給を要求し。二十六日正午、男女一割五分、女工一割の値上を發表したが、一同尙不服を唱へ改めて男工に對し三十錢女工に十五錢の要求をして再交渉を初めた。會社は厭々迄強硬に出でたので一同罷業し會社は解雇を通告し、七月二十九日より男女職工新規大募集の廣告を出し、從來本社に従事したる職工にして職務に忠實なりと認むる者に限りては本月二十七日發表したる程度の待遇を與へ再採用する旨附記した。職工側は各處に集合して、委員を選んで更に交渉する事となり、四谷警察署長も調停を試み三十一日午後復職就業する事となつた。調停の條件は次の如し。

一、一同は無條件にて復職する事、但し二割程度の増給を爲すものと認むべき根據がある。
二、罷工中の日給は會社として出し難いが、事落着の上は専務一個人として提供する。

等であつた。尙罷工中の日給は會社にても多少提供した。

大阪府下蘆田工業所の工場閉鎖

七月二十五日大阪府下西成郡蘆洲町大仁、株式會社蘆田工業所工作部職工五十餘名は賃銀三割増給の件を工場長を介して。雇主側に要求した。然かに會社側は營業不振を理由として其要求を拒絶し、且つ八月十日朝工場に赴きたる前記五十餘名の職工を門衛所に阻止して工場に入れなかつた。それ故職工側は之に憤慨し止むなく其内四十名は直ちに辭職した。同社の云ひ分では「從來の賃銀にて復職する者は採用するが、工作部職工の辭職は會社にとつて何の苦痛もなき故、強いて此等の職工に復職を望まない云云」と同社では請負制度の部分ある故此等の仕事を完成して賃銀を得んとて出勤した職工迄も會社側は工場に入れなかつたので職工側の憤慨は甚しいものである。目下賃銀は最低月收十七八圓、最高六十圓、平均三十五六圓であると云ふ。會社では全部解雇して解決した。其後會社では新職工募集に腐心してゐる。戻つて來る職工も十餘名あつた。

下關市外彦島三菱船渠職工の要求

七月二十五日、下關市外彦島三菱船渠職工七百餘名は結束して臨時手當五割を本給とし更に五割の手當を要求した。何れも就業してゐる。

東京サンデン電氣工場職工の賃銀値

上要求

七月二十五日、東京芝高輪北町。サンデン電氣商會職工百五十餘名は三割増給を要求した、會社側にても協議した、其後不明。

吳市活版職工の増賃要求

七月二十五日、吳市内の活版職工の組織せる信愛會は集會を催し

賃銀二割増要求を決議し、七月十五日に遡つて支給せしむる事を各經營者に交渉する事を協議し交渉委員を選んだ。

久留米緋染職工の増賃要求

七月二十五日、久留米、朝倉、三井、各郡(福岡縣)の久留米緋染職工は賃銀三割値上げを要求した。彼等は各自自宅に於いて從業する家内工業職工である。

静岡の製材職工の同盟罷業

七月二十五日、静岡市及安倍郡の製材機械職工三百名は賃銀値上要求拒絶の結果、同盟罷業を爲し、本町通極樂寺院内にて協議を凝らした。

門司九州印刷所職工の増給要求

七月二十五日門司九州印刷所職工五十餘名中の有志は賃銀三割値上を要求した。

東京岸飛行機製作所の労働爭議

七月二十五日、東京池袋岸飛行機製作所職工五十餘名は賃銀五割値上を要求して容れられず、更に三割を請求して拒絶せられ二十五日夕刻より同盟罷業を行つた。職工側では公證役場で仲間に反盟した時には罰金二百圓を出す旨の公正證書を作成した。

神戸の印刷工の値上要求

七月二十五日、神戸に於ける印刷職工五百名は全部結束して二割の値上を要求する爲めに主なる人と新開地方他面に會合して打合せをした。

東京豊住木工の盟休

七月二十五日正午、東京深川豊住町豊住木工工場職工十三名は賃銀

三割値上げを要求して二十六日朝より同盟罷工を爲し強硬な態度を示した。

横濱蠶絲運搬従業員の要求貫徹

七月二十五日、横濱蠶絲運搬業組合は臨時總會を開き生絲運搬賃銀は一個に付五厘、郵装及屑物は一錢の値上げ、又定傭人夫賃は約二割値上の一人一日二圓四十錢にて、就業時間は従前通午前八時より午後六時迄の十時間、夜業は一時間に就き四十五錢拂ひ、尙三階揚卸し賃銀一個二錢の増拂等總て蠶絲貨物運搬従業員の要求を容れ七月二十六日より實施と決定して解決。

東京砲兵工廠の職工増賃要求を爲さんとする争闘

七月二十五日頃より、東京砲兵工廠にては精機製作所精密工場フライス職工等數百名臨時手當三割を本俸に繰込みたる上更に其三割を手當として支給さるゝ事を要求する書面を作り同工場全部之に署名したるに本間某一人のみ之に従はなかつたので、職工連は彼を袋叩きにした、本間は之を怨みて突然大鑢を揮ひ數名を負傷せしめ結局本間を辭職せしめて事済みとなる。尙増給運動に對しては八月より應分の處置をとる旨聲明せしめて提出を見合した。尙小銃製造所の各職工も同様連判狀を作成し初めたが、當局の慰撫にて見合した。

東京市内理髮職人の値上要求

七月二十八日、報知新聞所報に據れば、先般營業時間を下町は夜九時迄淺草、下谷方面は十時迄に制限したが、今回更に就業時間短縮並に給料値上の運動を起しかけてゐる、彼等は最低三食付にて十圓位より最高約二十五圓見當であり其數は市中に約三千人である。數日前より協議中だと。

東京三田土ゴム會社の労働争議

七月の部

七月二十五日、東京本所三田土ゴム會社にて頃日來の賃銀値上に關する職工との間の紛議は一割値上げを以つて無事解決した。

福岡煙草專賣局の労働争議

七月二十五日頃より煙草專賣局福岡支局の刻職工連は賃銀三割値上を要求してゐたが二十七日、八日は殊に激しく一部の職工は出勤し乍ら怠業したりするので二十九日は役所は都合上一日休業した爲め職工側愈々結束を固めた。恰もよし專賣局にては二十九日朝一般職工に對して値上の旨を發表した。一先づ解決したが要求を去る事遠いのは勿論だ。

横濱ドッグ會社の労働争議

七月二十六日、横濱船渠會社職工約三千名は、會社にて七月一日より米價補助十錢家族(出勤者)に二錢を給する事としたが之を足らずとして、以後増給に關し協議中愈々同日午前十時正式に約三割の賃値上要求の件を會社に申出た。會社側は緊急の仕事に従事する者以外を臨時休業せしめ、重役會議を開いて善後策を講じた。要求の内容は、一日一人の手當四十錢と、現在の皆勤手當給與率、甲五日分、乙三日分、丙一日分と差別あるを排して平均一率に五日分を給與せよの二點である。造船部職工は更に多額の要求を主張する等の爲め職工協議に時間を費し仕事に従事せない。會社は爲めに、午後一時日給全額を附して休業せしめ二十七日も引續き休業した。職工側は

日給三割値上、勘定高の三割配當、皆勤者の等級上げ、飲料水の設備、伍長室建設、午後八時半過の残業五割増、朝七時半迄の入門を許可する事。の七ヶ條を作成して會社に提出、會見を重ねた結果、一割五分の値上に打切り、他は今後適當の處置を取る旨を約して解判し、二十八日より漸次復職した。

清水港の人夫の要求

七月二十六日、静岡縣清水港鈴與運送店船人夫二百五十名は不二見村の觀音堂に集合して賃銀二割増給の要求を決議し、店主と交渉した、江尻署より警官主張鎮撫に力めてゐる。

大阪白谷鐵工所の労働爭議

七月二十六日、大阪福島中五丁目白谷鐵工所職工百二十名は午前十時より一勢に業を罷め五名の委員を選んで工場主に賃銀三割値上を要求して、二十八日に至り工場主側より賃銀値上を行はないが、手當として一日最高二十錢、中位十五錢、下位十錢を加給する旨を發表したので一部職工は就業したが、欠勤者は容易に減じなかつた。結局夫れにて解決。

東京日本鑄鋼所の労働爭議

七月二十六日、東京都下大島町七丁目、日本鑄鋼會社職工約三百餘名は先般臨時手當月八圓を要求したのに何等回答が無かつたので一同罷業を行つた、二十七日朝に至つて會社は男工一日十錢、女工幼年工各一日七錢の手當を發表した、職工側は之に満足せず、實行委員を選んで、日給三十錢値上を迫つた、會社は一旦拒絶したが、其後折衝の結果、八月七日職工側は臨時手當三割を廢し一律に三十錢値上を要求して妥協調つた。然るに古參者、高給者は之を不平として八日夜城東俱樂部に集合協議した。

日本計器工場の労働爭議

七月二十六日東京芝區新堀町日本計器製造株式會社工場職工二百餘名は過日來賃銀値上を要求しつゝ在つたに係らず會社は全然拒絶したる爲め同日夕刻より同盟罷工をした。二十七日に至るも尙解決せなかつた。

東京飯田工場の労働値上要求

七月二十六日、東京月島西川岸飯田鐵工場第二分工場の職工約百名は賃銀二割増給の要求を爲し、工場側は直ちに容れて解決。

東京日本製鋼職工の要求

七月二十六日、東京大崎町日本製鋼所職工一千餘名は賃銀三割増の要求を爲した。

東京日東印刷の労働爭議

七月二十六日、午後四時、東京本郷日東印刷株式會社職工五十餘名は博文館職工の要求したる條件通りの要求を爲し、二十八日朝に至り罷業した。會社は飽く迄強硬に出で三十日職工全部を解雇した。其際數ヶ年勤續者にも何等の手當をも支給しなかつたので三十一日一同春日町右京ヶ原に集合會社に更に強硬に談判する事を申合せた。其後の交渉も一向纏らなかつたので十日に入つて印刷工組合信友會の手を経て「手當及損害賠償請求の訴訟を山崎今朝彌辯護士を代理として提起した。十月三十日第一回口頭辯論で花井博士も出た。其後も被告側常に不利であつた。

和歌山縣柑橘函製造職人の同盟休業

七月二十六日、和歌山縣伊都、那賀附部の柑橘箱製造職工百五十餘名は二十七日より向ふ一ヶ月の同盟休業を決議し實行し初めた。原因は今回新に同業組合を組織し、夫と同時に賃銀値上げを決議し。從來小箱一個一錢一厘を一錢七厘に値上を要求した。製函業組合の方では一錢五厘まで承認したが職工側は飽く迄一錢七厘説を主張して前記の仕末になつた。

東京電氣ケース製作所職工の要求

七月二十六日、東京品川東京電氣ケース製作所職工三百名は賃銀三割増を要求した。

東京月島方面に續出した労働爭議

七月二十六日より二十七日に至る迄に數十件の小罷業が月島方面に起つたが工場主にて直ちに承認するか或は爭議に先立つて増給する等にて續々解決した。全體として漸次靜穩に濟んだる。

美濃陶器職工の盟休

七月二十七日頃より美濃土岐郡駄知村に於ける陶器職工千五十名は工賃四割上を要求したが、商業家側は二割を承認したが職工側は満足せず同盟罷業を行つた。

兵庫縣鷹取工場職工一部の不就業

七月二十七日、神戸鐵道管理局鷹取工場の一部職工約三百五十名は賃銀三割値上外數々條の要求をした。同工場長は職工委員と會見の結果賃銀値上に關しては本院に具申し、他の數々條の要求たる職業請負作業の賃率増加、三日以内休業したものに無賃乗車券下附の件は殆ど要求を容れた。二十九日は出勤者二千百名中三百五十六名は同盟怠業を實行したが三十日は祭日にて休業、三十一日は多分平常通り就業解決の見込付き、三十一日午後鐵道院より「都合上三割増しは當分應ぜぬ事、請負仕事の歩増し最低五割は實行し難き事、出勤日數に對する五割の手當を實働時間に變更の件は手續中故早晚實行の事」との電報が入つたので、一同甚だ落膽したが止むなく同日午後より常の如く就業して解決。當日のサボタージは監督が來た時だけ兎も角も働いてゐたが、監督が他の方を廻つてゐると皆手休めてゐたのであつた。

東京園池鐵工所の労働爭議

七月二十七日、午前東京府下大崎町園池鐵工所職工は増賃要求の爲め動搖せんとしたので、同社専務取締役は早速一同を集めて、經

濟界の事情を察して現状に萬足し輕舉せざる様訓告したが、同日午後一同は協議の上、今日に至つては經濟界の事情もさる事乍ら生活が先決問題だと云ふ事になり、終業後許可を得て會社の俱樂部に集合し、實行委員を選び次の如き要求案を提出した。

(一)此問題に關しての責任は一切問はざる事、(二)大正八年七月二十九日より一般職工に對し金三十錢宛の増給を爲す事、(三)請負與時加給手當は從來の通りなる事、(四)日曜日は休業たる事、(五)一日の就業は休憩を加え十時間たる事、(六)工事の都合に依り殘業を爲す場合には午後九時迄とし、五時より九時迄は日給割を以つて倍額を支拂ふ事、(七)徹夜業の必要ある場合は午後五時より日給の三倍を支拂ふ事、(八)面會禁止を解除する事、(九)職工通用門を廢する事、(十)衛生設備を完全にする事、(十一)皆勤は一ヶ月内に五時間を猶豫する事、(十二)俱樂部を開放する事、以上、

二十八日午前八時之を會社に提出して、一同就業した、午後一時實行委員に對して重役より會見申込あり、書記、立會人等を同行して會見した。會社より各條項に對し一應説明を求め、會社は第二項を除き全部を承認し、第二項は三十日正午を期して回答すべき旨を約し一同退出、三十日正午前再び會見、社長専務等もありて、重役會議の結果第二條を承認する事となりたる旨を告げ、會社の爲めに一層努力を盡されたい旨を希望した。職工側も責任を以つて力を致す旨約して、全部成功を以つて無事解決した。因に同鐵工所職工の大部分は友愛會東京鐵工組合員であつた。

東京市電新宿車庫従業員の増給要求

七月二十七日、東京市電新宿車庫運轉手車掌約七百名は各代表者を選出して勤務十時間、三割値上、要求を連署を以つて市役所電氣局に陳情した。二十八日朝、早出時間には一人の出席者もなく、五時半過ぎて、弗々出勤者を出し、出勤者數甚だ減少して當局者は大

狼狽した。殊に他の車庫に波及する傾が顯著であつた。

安全印刷職工の要求

七月二十七日、東京市、安全印刷所の職工約百名は博文館職工と同様の要求を會社に提出した。

東京府日本蓄音機職工の増賃要求

七月二十七日、午後四時過東京府川崎町日本蓄音機會社、機械、音譜、アーム組立、スクリーン塗土工其他各部男女職工三百五十餘名は賃銀五割値上げ要求書を工場長の手許に送つた。其後會社側に於て彼等の要求を無視したので罷業した。

東京明治電氣大崎工場の職工の要求

七月二十七日、東京府下大崎町、明治電氣株式會社工場にては二三日來五百名の職工連が寄々協議中であつたが、當日に至り會社に對つて愈々五割増賃の要求を提出した。

東京一色活版所職工の要求

七月二十八日、東京一色活版所職工約百五十名は博文館職工と同一要求を會社に提出した。

兵庫縣八木村鹽田稼人夫の増賃要求

七月二十七日、兵庫縣飾磨郡八木村の鹽田稼人夫は各親方に向つて相當の賃銀値上を交渉したが、一向回答しないので月末に雨休みを期し協議し八月一日も雨天であつたので各自休業して種々策をめぐらして斷然たる態度に出ようとした。

下諏訪の運送店倉方の盟休

七月二十八日、午後より長野縣下諏訪に於ける各運送店の倉方二

十六名は運送店に賃銀三割値上を要求して店主側の應ぜなかつたので同盟休業した。警察や驛長等が調停に努めた。

大阪日本染料職工の盟休

七月二十八日、大阪西區川岸町日本染料株式會社製作工場職工二百五十名は會社に對し二十五日決議したる如き要求を呈出した。

- 一、現在の賃銀を三割増とする事、
 - 二、十二時間勤務を十時間にする事、
 - 三、時間外勤務に割増を附する事、
 - 四、從來の毎月公休日二日を四日とする事、
- 二十九日朝より職工の大半は就業せずに協議を續けた。やがて社長より朝日橋署長立會の上、各部職工代表者を集めて、目下會社の困難なる状態を説明して第三の要求以外は容れ難しとの回答をしたので、午後二時過一旦會社を引揚げた。三十日午前更に會社の決定的返答を得て去就を決する事となる。會社にては三十日臨時休業を爲し。三十一日より復職する者には給料を給して引續き雇傭し、然らざれば斷然解雇する旨を發表した。賃銀問題等に就いては保護會社であるから農商務省に報告した。三十日職工側は愈々時間外勤務割増改正即ち二時間三分、三時間四分、四時間以上徹夜同額（此點未決）を支給する事項に納得して三十一日より殆ど全部出勤解決。

東京猪俣自轉車製造所職工の同盟休業

七月二十八日、東京四谷東信濃町猪俣自轉車製造所職工男女百七十名の内三十名は午前十時より突然休業し賃銀値上げを要求したが具體案はない模様だと云ふ。

福岡縣金田炭坑の労働爭議

七月二十八日來、福岡縣田川郡神田村、金田炭坑坑夫の一部は勞

賃値上を要求してゐたが、其後約二千の坑夫は殆ど全部休業して採炭賃三割値上要求を事務所に提出した。經營者たる三菱に於いては昨年夏以來米一升二十錢にて廉賣してゐた、且、獎勵金額の増額を計畫してゐた際とかで、盟休と共に獎勵金額を一割増額して從來二割以上の者に對して獎勵金一割を支給してゐたのを二割とし、尙三割以上の者も二割だつたのを三割とする事を發表したので大部分の坑夫は續々就業し初め大體解決した。

神戸郵船支店給仕の盟休

七月二十八日より郵船會社神戸支店給仕四十名の内三十八名（十五歳——十八歳）は同盟罷業を爲した。其要求は現在最低俸給七圓を三割値上して手當及夜業手當共二十二圓位にして呉れと云ふので會社側は今日以上支給する意志はなく、又先般社規に基いて准社員の資格試験をしたが一人の及第者がなかつたので俸給も在來の儘になつてゐると云つてゐる。三十日に至つても會職より回答なき爲め、一同辭職願ひを出した。會社も同時に解雇の通知を出したので父兄連驚いて早速會社へ泣言を入れたが、結局會社では女給仕にでもしようかとの事で拒絶した。

東京久原製作所の労働爭議

七月二十八日、東京佃島の久原佃島製作場職工約二千は賃銀四割値上を申出し、二十九日午後重役と會見の結果、二三割値上にて妥協成立した。

東京福山印刷製本所職工の要求

七月二十八日、東京牛込福山印刷製本所職工八十九名は三割方の賃銀値上げを要求し。二十九日午前二割増給を承諾せしめて解決した。

尼崎旭硝子の労働爭議

七月の部

七月二十九日、尼崎市旭硝子會社職工は賃銀値上要求より盟休を企てたが結局職工側讓歩にて解決した。三十日社長岩崎氏來場して職工全部に十錢宛の値上を行つた。

東京永峰セルロイド會社の労働爭議

七月二十九日、正午より東京龜戸押上の永峰セルロイド會社職工三百三十餘名が給料五割増請負仕事三割の値上げを會社に要求して、同盟的怠業を初めた、三十日に至つて交渉委員を選んで會社側と折衝を重ね三十日以降問題解決迄不就業を雇議して動靜視察委員、傳令、巡視係演說係等部署を定めて活動し初めたので會社では平均三割値上、臨時手當約二倍半増額を發表して一日より全部就業解決、但し附帶要求たる工務員三名の排斥の件は保留にて済む。

東京砲兵工廠の労働爭議

七月二十九日、砲兵工廠小銃製造所職工五名は一萬六千の職工を代表して五ヶ條の請願書を宮田提理に提出せんとしたが、島田工場長が夫を知つて責任を以つて解決する旨を誓つて右の要求を一旦工場長の手を経る事とせしめた。職工側では數日中に解決せないならば王子其他分工場の六千名と氣脈を通じ結束して同盟罷業を爲す決心を示した其要求は大體次の如くである。

(一)賃銀の多少に拘らず二十錢を増給する事、(二)日曜大祭休日の場合も常備給を支拂ふ事、(三)請負單價を三割乃至五割増しとする事、(四)從來勤務時間十時間の外毎日残業二時間に對し從來手當なかりしを日給の五割を給する事、

三十一日同工廠事務所階上で製造所長と職工側代表者と會見の結果同廠提理が陸軍省へ申請したが容れられなかつた旨を發表したので八月二日迄に砲具製造所職工等と聯合して小石川労働會を組織し尙飽く迄貫徹を期せうとした。

灘五郷の酒樽製造工の増賃要求

五七

七月二十九日の夜、兵庫縣灘五郷等の酒樽製造職工約一千五百餘名は生活困難を理由として酒樽製造業者に對して三割五分の賃銀値上を要求した。其後委員十四名は組合側と交渉を重ねたが、八月中旬に至つて組合事務所は本年四月値上をし間もなく三割五分の値上を爲すは不當だと云つて一擧に就き一錢の値上を提議したが職工側は之を容れず。再び紛擾を生じた、然し、一擧二錢値上にて解決の見込があつた。

小倉市小倉製作所の労働爭議

七月二十七日、小倉市馬借町小倉製作所職工五百名は委員を選定し物價昂騰、住宅難を理由として賃銀値上を要求したが會社にては鐵價下落に際した事として重役會を開いて職工側代表者に何等かの方法で要求に應じようと同答したので八月一日より従前通り就業した。

愛媛縣製糸工場女工の盟休

七月二十九日、愛媛縣周桑郡製絲會社女約百二十名は突然同盟罷工を爲した。會社に於いては重役會議を開き、彼等の不平に對する緩和策を講ずると共に書面を以つて就業を促し、人夫をして狩集さめせた結果三十一日に至つて半數の出勤者を出した。

若松市附近船業者の増賃要求

七月三十日九州若松港及蘆屋に於ける石炭水運船業者一同は申告せの上運賃値上を滯業組合に申出でた。組合では役員會を開いて其結果を齎らし筑豊礦業組合水運部へ交渉した。

横濱印刷工の要求と印刷工組合の成立

七月末、横濱文治堂印刷職工千二百名。福音印刷會社八百名、中

央印刷二百名、間瀬印刷七十名は屢々各所に集合協議の結果三割乃至五割値上要求の決議を爲し夫々各社と交渉を初めたが一向捗らないので、市内の印刷工を糾合して職工組合の成立準備を整えた。

小倉市東京製鋼小倉工場の労働爭議

七月末、小倉市長濱東京製鋼小倉工場職工は賃銀三割値上げを要求したが、會社は僅少な増賃に止めて強硬に出たので職工八百名の過半數は八月一日より罷業し、更に交渉を始めた。

東京逓信局工務部職工の要求

七月三十日、東京逓信局工務部所屬の各部職工六百餘名は豫て勞銀増給要求等に就いて協議中であつたが、當日東京市内各局在勤職工の一部は折柄の休日を利用して最終協議會を大森に開いた、降り頻る雨を冒して午前十一時集る者二百餘名、懸案中の五割増給、十二時間勤務を十時間に短縮する事、市内出張にも旅費支給の件、其他を議題とした。その結果五割増給は豫算の範圍を超過するの理由より一般官公吏の如く臨時手當として五六割を要求する事とし、他は全部原案通可決し、此旨を文書を以つて全國各逓信局に通知して批判と賛同を求め、一方直ちに本局に向けて申請の手續を取つた。

京都府津田電線工場の労働爭議

七月三十日、京都府八幡町津田電線會社八幡分工場職工は代表者二十名を選び、勤務時間十二時間を十時間に短縮し及勞銀三割値上を決議して工場主に要求した。

大阪市鼻緒製造者の増賃要求

七月三十日、大阪市内の鼻緒製造業者並に職工二千餘の代表者は秘密に集合を催し三割値上要求を決議した。卸屋組合にては八月二日を期して回答する旨を告げて引き取らした。八月五日に至つて従

來鼻緒百束一圓三十錢の工賃を一圓四十八錢に値上げする事となつて無事解決。

姫路市内活版工の増賃要求

七月末日、姫路市内の活版工の組織する交友會では賃銀値上の要求を協議し夫々雇主に交渉したけれども、雇主側の態度區々であつて要求を承認したものやしない者などあつて均等に行つてゐないので此際更に斷然値上を迫る必要を感じ八月十二日夜西魚町消防俱樂部に會合再度交渉を爲す事を申合せた。

横濱港沖人足の増給要求

七月下旬、横濱港内の約五千の沖人足は増給運動を初めたので、人夫請負業者側で二割増給の通知をすると共に請負業者組合より各汽船會社及運送業者に對して請求した。汽船業者側は要求を認めて解決。其結果平人夫一日二圓五十錢乃至三圓、人夫小頭三圓五十錢内外、世話役は四圓乃至五圓の收入で、夜業又は徹夜の際は相當の割増、辨當は人夫請負業者之を支給する。

神戸水火夫の要求

七月三十一日、午後六時より神戸市在住下級船員の有志を以つて組織する博濟會其他二三の小なる海員團體は湊東俱樂部にて下級船員増給其他の問題を協議した。彼等の主張の要は、現在の給料は明治四十二年に制定されたもので八月より水火夫に五圓其他に二圓、戦争手當五割に一割を増す事となつたが、夫位では今日生活依然として困難だと云ふので、殊に外國航路船などに至つては其結果脱船者が非常に多い。それで彼等は、水火夫給仕の給料を三十圓乃至五十圓に、舵夫、油差し、倉庫番、料理人の給料を六十圓乃至七十圓に水火夫長、司厨長、大工の給料を八十圓乃至百圓に増給方を船主に要求すると共に労働時間十時間乃至十二時間を八時間にし、

夫以外の勤務に對しては相應の賃銀の支拂を求むると云ふに在る。夫と同時に海員擁護會に對しても、從來船員媒介に際し常に船主の利益を露骨に擁護してゐた事を廢止せん事を要求する事となり、一同決議の上各汽船會社支店を歴訪陳述した。

(一)海員の俸給は最低二十五圓最高百八十圓

(二)割増金の件、(三)航海手當の件(三ヶ月以上五ヶ月を要するもの)

(四)労働時間の件(八時間制採用)、(五)勤続手當の件

(六)職名改正の件(例へば水夫は甲板手火夫は機関手等)

(七)日本海員接濟會の海員媒介を全廢する事

(八)紹介業者に紹介を依頼せざる事 以上、

八月十日、神戸下級船員聯合會の名にて日本海員接濟會樓上に日本郵船、大阪商船、東洋汽船及船主同盟の幹部を招待して各項に涉つて懇談する事となつた。之に對して友愛會海員部神戸支部は此際倍額以上の増給を求めろのを當を得ないとして不賛成の意を言明し、反つて人権人格の問題を以つて船主に要求するの機をうかがつてゐる。八月十日夜に至つて、船主側より出席する者一人もなく、殊に博濟會なるものが七八十名の會員を有するに止まり且、會長なる人が餘り評判よき人でなかつたとかで、問題は其儘お流れとなつたらしい。

姫路市内製材職工の盟休

七月三十一日姫路市内の製材商十二ヶ所の雇傭してゐる製材職工八十餘名は各雇主に向け三割方賃銀値上を要求した。之に對して雇主側は八月一日同市西二階町三光亭に會して意見交換の結果一割値上を承認する事を決定して職工側代表者に通じたが、職工側も折れて更に五分値上を迫り雇主側は一割を固持して譲らなかつたので交渉不調に終り、二日朝に至つて職工側は全部休業し飽く迄貫徹する爲めに協議を重ねた。同日午後調停者仲に入り、一割値上と今後時

期を見て適當の値上をする事にて妥協なり三日より全部復業して解決。

九州戸畑鑄物會社労働爭議

七月三十一日九州戸畑鑄物會社職工千餘名は結束して賃銀値上の要求をしたが、八月五日職工全部に對し時間外労働賃銀に六割五分の手當を附する旨發表して解決。

大阪市活版職工の運動開始

七月末頃より大阪全市の印刷工場、活版職工は印刷活版職工革新同志會を組織して工場主に對し賃銀三割値上其他を要求すべしと傳へられたが、八月一日二日に涉りて各職工の自宅を戸別に訪問して加盟連判を勧誘してゐたに係らず充分に體容を現はさなかつた。

埼玉縣東洋館製絲工場の労働爭議

七月三十一日、埼玉縣深谷町東洋館製絲工場女工は夜代表者を擧げて工賃値上の要求をしたが拒絶されたので八月一日朝より動搖し初め、百五十名の女工は一同罷業した。中には逃走した者もあつて混雜した。

福井銑鐵福井鐵工兩會社の労働爭議

七月三十一日、福井市福井銑鐵株式會社職工中仕上工十九名は福井鐵工株式會社仕上工二十三名と連合して銑鐵會社は一割五分鐵工會社は三割の増給要求をした。銑鐵會社は一割五分の増給を爲して間もなかつたが要求を容れて一割五分に増給し、鐵工會社も八月一日重役會議の結果三割を承認して解決した。

兵庫縣リバーブラザース石鹼工場の労働爭議

七月三十一日、兵庫縣尼崎市外リバー、ブラザース石鹼工場職工五百餘名は從來四割の手當を本給に直し、更に三割の臨時手當を附與され度しと要求した。同夜會社は之を拒絶したので、一日午前八時前職工側は非常汽笛を鳴し、工場の電燈水道等全部を休止し仕事も食事も出来ない様にして、更に交渉したが埒が明かなかつた。其處で友愛會支部より協調に入り結局五割を本俸に加え五分乃至七分を年功に依りて賞與とし二十一歳以上の者には一日一圓二十錢以上一ヶ月三十圓以上の收入を保證する事、其他日曜を休日とし職工の新舊の差に關しては他日何等かの方法を講じ、白米を三十五錢にて夫婦者に一升三人以上の者に一升五合を販賣すること等を條件として、職工三分之二以上の賛同を得會社も承認して解決。

八月の部

大阪淺田友禪染工場の労働爭議

八月一日、大阪市外豊崎町淺田友禪染工場職工は附近なる田村友禪染工場職工の盟休事件と共に罷業する者續出し、工場は遂に休場をした。職工は交渉を開始した一向纏らなかつた。

大阪田村友禪工場の労働爭議

八月一日、大阪市東區安土町四丁目田村駒次郎所有に係る市外豊崎町本庄田村友禪染工場職工百餘名は工場主に賃銀三割値上を要求して、一方同盟罷業を爲して示威運動を試みた。

東京日本電氣會社の労働爭議

七月中旬來、東京芝三田四國町の日本電氣株式會社職工八百餘名は勞銀値上要求に間し協議中であつたが、會社側にては之に先じて二十六日付を以つて八月一日より一割五分の賃銀値上を爲す旨揭示した。然るに八月一日に至り職工側は八百餘名の決議を以て會社側に對し賃銀三割増給を要求し、會社は重役會議の結果前記一割五分

の妥協案を固執したし、職工側も譲らず交渉を重ねた。三日には罷業の止むべからざるを言明して委員を選んで会社重役と懇談したが同夜不調に終り四日朝より職工全部罷業を行つた。五日に至つて會社の要求に依つて更に委員は會見したが、同日午後四時會社は再び斷然要求拒絶を言明した。會社にては日本銀行、東京商業會議所調査物價表に依れば戦前に比して二十四割増加なるに、同社工賃は二十七割増だから理由なしと述べた。職工側は友愛會の本部の援助を求め事となつた。六日午前十一時友愛會本部に職工大會を開き次の如く決議をして三時散會した。

實行委員は全責任を以つて来る八日迄飽く迄三割の原案を固執して之が解決を爲すべし。若し會社強硬にして不調に終らば全職工總辭職を決行すべし。

かくて連記調印の總辭職届を作成し、一方交渉を進むると共に他方七日も職工大會を催した。其後益々結束を固めて盟休を繼續して下らず、十二日に至つて會社側より増給一割五分を承認し尙附帶條件として米の補給額を一日二十二錢支給し外に手當五割を給し且請賃單價を引下げざる條件を提出し午後八時半相互圓滿に解決し、十三日一日休業し十四日より就業した。

朝鮮釜山鮮人仲仕の増賃要求

八月一日來。朝鮮釜山港の朝鮮人棧橋仲仕約八十名は賃銀値上を要求して休業者續出し、關釜連絡船員の貨物揚卸に支障を來した要求の内容は從來棧橋より驛迄の貨物運搬賃一個一錢を一錢三厘に増給するに在つたが、八月三日一厘値上にて解決した。

銚子町醬油樽製造職工の増賃要求

八月一日、千葉銚子町醬油樽製造業十六軒の職人二百餘名は賃銀三割値上を要求したが親方側は何等返答を爲さざるのみか年來の慣習たる中元の心附さへ本年限り廢したので十二日一同申合せの上同

盟罷業を執行し同町妙福寺に集合の上代表者を選んで交渉せしめて。之を聞いて同町醬油醸造家山サ、山々及銚子醬油醸造株式會社等の直屬樽職工も歩調を整へて増給を迫ると共に同盟罷業を爲した。但し圓滿解決の見込ありと云ふ。

伏木港沖仲仕の増給要求

八月一日伏木港に於ける舢舨船人夫、船内人夫棧橋人夫は四割以上仲仕人夫は三割以上の増給要求を伏木商工會へ提出した。商工會は八月一日理事會を開いて協議した。

東京瓦斯會社職工従業員の増給運動

八月始め、東京瓦斯會社従業員六百餘名は委員二十名をして増給運動を開始せしめ、委員等は友愛會本部にて審議の結果、日給三十五錢値上、一ヶ月に公休日二日を設くる事、第二回の賞與は一ヶ月分以上を給する事の諸件を可決し、職工大會に諮りて正に正式に會社側と交渉を開かんとした。然るに會社側は早く此事を覺つて重役會議を開き、日給三十五錢増を三十二錢増となす外凡て職工側の要求通りにする事に決定し、此報を以て友愛會本部を訪ふて委員と折衝し職工側も會社側の訂正案を承認して無事解決した。

東京府下南千住石炭運搬夫の勞働爭議

八月一日、東京府下南千住隅田川驛石炭小賣商組合の運搬夫二百餘名は雇主に對して賃銀五割の増給を要求し、其要求貫徹の爲に同盟罷業をした。然るに其後南千住署長及び同業組合長の斡旋に依り八月七日夜二割増額の事に決定してこれにて無事落着した。

大分市大分鐵工所の勞働爭議

八月一日大分市の大分鐵工所職工七十餘名は賃銀値上問題より同

盟罷業をしてゐたが中三十名は復業を申出で、罷工に加はらなかつた二十餘名都合五十餘名は八月四日より仕事を始めた。

門司大工賃銀値上要求

八月一日、門司市に於ける大工職は午前九時より門司市甲宗八幡宮境内に集會し賃銀一日二圓の二割五分値上を決議して各關係先きに通知した。

名古屋煙草專賣局運搬夫の同盟罷業

八月一日、名古屋煙草專賣支局では煙草製造職工に一割五分の工賃値上が在つたに拘らず、常備人夫小使等には何等値上がなかつたので不満に思ひ協議の結果、古參者若干を除いて二十餘名の煙草運搬人夫は二日から全部休業して、代表者を以つて賃銀値上を要求したが「今直ぐは役所の事だから何とも出来ないが、九月の定時昇給期には何とか好く取計らはふ」との回答があつたに過ぎなかつた。三日も尙罷業を續けたので、局の方でも作業上困るので「罷業中の口給を暑中休暇として支給するから」として出勤を促したが、四日に至つても出る者がなかつた。五日に至つて全部の人夫を解雇し其後に臨時人夫をして従業せしめた。

岡山縣三井物産王造船所職工の要求

八月一日岡山縣兒島郡日比町三井物産會社の王造船所造船職工九百餘名は過日來協議を續けてゐた三割方賃銀値上及び殘業一時間に對し一分五厘の増賃要求を職長を通じて會社に提出し、交渉を初めた。一同解決の着く迄休業する事を申合せ一日午後三時より休業を休止した造船職工一千餘名も行動を共にする爲めに二日より休業し會社の回答を待つた工場幹部は何れも不在中だったので至急呼戻しの電報を發して協議し四日午後八時を回答期限として一先づ引き取らした。同日回答の内容は、一、本給の一割増、二、時間以外作業

一時間に對し一分五厘の歩増し、三、皆勤獎勵金の増額等であつたが、此に對して職工間に色々異議もあつて漸く午後五時妥協成立し、五日より全部就業して解決した。

德島市製靴工の工賃値上要求

八月一日より德島市の製靴職工全部は一足の工賃一圓二十錢を一圓五十錢即ち三割値上を要求したが容れられなかつたので同盟罷工した。同市内製靴業者側は三日夜會合して一圓四十錢に値上を決し職工側と交渉し初めた。

京都扇骨職工の増賃要求

八月一日頃より京都市松原警察部内扇骨職人間に増賃要求の聲高まり、爲めに八月四日朝、松原署にては職工側代表者を召集して仲裁する意ある旨を告げた。彼等の要求は三割値上である。

德島縣の瓦職工の賃銀値上要求

八月一日德島縣那賀縣新野町及同郡福井村の瓦製造職工百餘名は從來度々盟休を企てゐたが此頃賃銀三割値上を要求して交渉を初めた。

福岡印刷工の要求

八月一日福岡市印刷工を以つて組織せられてゐる福岡印刷技工共濟會は會長筒井某を代表として各印刷所に日給四割増給、八時間労働、毎月一日十五日を公休とする事の三條件を要求した。

大垣驛機關庫機關手等同盟休職を要求す

八月一日、大垣驛機關庫機關手は機關助手二十餘名は重井驛の列車衝突顛覆事件の責任者として同僚二名が令狀を執行され捕縛を以

つて護送せられたのを憤り斯くては安心して職に止まる事が出来ないと云ふので一日より同盟して休職を申出たが、當事者の慰撫に服して漸く解決した。機関手側では尙、驛長の指揮下に在るを理由として責任は驛長又は其代理者に在る事を主張した。

九州三池炭礦製作工場職工の要求

八月一日三池炭礦機械製作工場の職工千餘名は賃銀五割増給の要求をした。解決如何に依りては他の亞鉛工場、染料工場、副産物工場、坑夫等關係する處甚大であるが、目下の處會社側と要求者との間には無事解決の可能が甚だ多い。

長崎重誠社印刷所職工の増給要求

八月一日、長崎市本博多町重誠社印刷所職工約四十名は三割賃銀値上げを申出でたが拒絶せられたので、二日より同盟罷業を敢行した。

茨城縣日立鑛山從業員の要求

八月二日、茨城縣日立鑛山、同精鍊所及び同製作所にて其從業員二千名は賃銀増額を要求する爲に同盟罷業をなさんとした。之に對して會社側では早速形勢を察して日給二十錢乃至三十錢の値上げを行ひ且つ同額の臨時手當を支給する旨を發表した。然るに職工中のある者は尙不足なりとして約百名程濱の宮公園に集合し引續き値上問題に就て熟議した。その後に至り更に精鍊所を始め、製作所鑛山從業員四千名の約半數は此議に再び加入し、九日夜には形勢益々重大となり、十日には各所に宣言書を貼り出し飽く迄初志の貫徹に力めた。之に就て官憲は多數の警部、部長、巡查を派遣して嚴重に警戒を加へた。

大阪新田造船所の勞働爭議

八月の部

八月二日、大阪市水津川沿岸新田造船所職工五百餘名は事業の性質上既に解雇せらるゝ期の近づきたるを自覺して不安を感じ、竣工に近づける汽船朝日丸の就業職工の如きも多くの休業者怠業者を出し會社は當惑して警察の保護を乞ふた。

大阪石炭仲仕値上要求

八月二日、大阪石炭仲仕、舩船人夫は賃銀三割値上を要求した。八月六日大阪石炭同業組合は要求全部を承認して八月十五日より三割値上と決定した。

京都市今熊野附近の陶工の要求

八月二日頃、京都市今熊野附近の土燒陶器職工等は所々に會合の上賃銀三割値上を要求した。

東京八王子郵便局集配人の盟休

八月三日來、東京八王子郵便局集配人三十二名中十名と電報配達人五名中二名は病氣と稱して一齊に休業したので、集配能力は大支障を來したが、原因は賃銀低廉に對する不満であつたと云ふ。

東京府下大森町日本特殊鋼會社職工の勞働爭議

八月三日、東京府下大森町日本特殊鋼合資會社職工九十餘名は賃銀増給の要求を會社側に提出し、會社側の拒絶に達して同盟罷業した。之に就き大森分署長は調停の勞を執り、其結果八月六日より要求を撤回して就業する事となつた。同社にては事業擴張の爲職工の窮狀は察するが、會社の事情が許さぬ故直ちに要求に應じ能はぬと云ひ職工側も其事情を察して無條件にて復社する事となつたのである。

神奈川縣淺野製鐵所の勞働爭議

八月三日、神奈川縣川崎附近淺野製鐵所製板課職工二百七十餘名は賃銀四割の値上を要求したが會社側が拒絶したので四日同盟罷業をして同社構内に集合示威運動を試みたので同社では主謀者六名を解雇し、職工中就業せざる者は斷然解雇する旨發表したので益々事件を紛糾せしめた。之を聞いた同所旋盤鍛冶職工も百八十餘名値上要求の聲を高め全部合同の上總持寺に集合協議した結果三割値上より一步も妥協しないと云ふ決議をした。五日、會社と交渉し六日再會見を約して引揚げて演説會などを催したりして氣勢を上げてゐた折柄庶務課長が驅着けて、會社は目下百五十萬圓餘の缺損してゐるのだから、當分猶豫して呉れと談つたので職工等は何故當初に辯明しないかなどと憤慨し、出張の警官の慰撫に應じて午後五時一と先づ散會した。六日に至つて會社は閉鎖を賭して「職工の要求には斷然應じ難し」と回答し尙ほ、

- (一)無條件復歸の希望者は七日朝八時迄に會社に出頭する事
- (二)右の時間迄に會社に出頭せざるものは會社に就業の意思なきものと認む。

と附記した。交渉委員は委員を辭すると共に會社に辭表を出し、倉庫、商品、製板電氣、検査、工作の六部の職工は夫々各部に集合熱議の結果、代表者が辭表を出したる以上一同も進退を共にする事に決し七日よりは斷じて出勤しないと申合せて解散した。「警戒の警官百餘名同地の各商店悉く戸を閉して休業殺氣横溢す」と記したる新聞すらあつた。其後會社より無根の旨取消が在つた。

神奈川縣鶴見埋築會社船夫の同盟罷業

八月三日、神奈川縣鶴見埋築會社船夫百七十餘名は賃銀四割値上要求をしたが、同社技師長が之を斥けたので四日同盟罷業をした。職工側よりは委員を選んで會社と交渉したが、技師長の專横に憤る者多くして仲々落着が容易でない。其後船夫船員二百五十餘名使役

人夫三百六十名合同して運動を開始した、五日午後に至つて會社側は三割値上實行と、休業期間中の給料をも支拂ふ旨を回答して解決した。

兵庫縣明石印刷職工の盟休

八月三日、兵庫縣明石町、合同印刷會社職工十四名、野澤印刷屋職工四名は聯合して工賃七割値上を要求して、五日同盟罷業を行つたが、調停者出で双方無條件にて一任した結果三割五分の増賃にて解決し六日より就業した。

福山市印刷工の労働爭議

八月四日、福山市各印刷職工は賃銀四割増、八時間労働を雇主側に要求し、若し要求拒絶せられた時は同盟罷業をすると云ふて居る之に對し雇主側は到底此様な要求はきゝ入れられぬ故止むなく休業するの外なしと傳へて居る。

大連川崎造船所工場の労働爭議

八月四日、大連濱町川崎造船所職工約七百名は賃銀一割の値上を要求して、容れられずはストライキを行ふ旨を言明した。造船所側では四日中には何等回答しなかつたが、先月末七分の増給し二割乃至四割の臨時手當を給する事となつたので今回の要求を不當のものと解してゐるが、結局要求を容れるものと觀測された。

大阪市内唐木細工職工の増給要求

八月四日夜、大阪市内高津一番町、十番丁、反町、松屋町一圓の唐木細工問屋四十餘軒の使用職工約二百五十名は日給平均一圓五十錢であつたのを一圓八十錢乃至二圓に値上要求の件を決議し、其旨を問屋側に申出でた。多分職工の要求を容れられて解決するだらうと云ふ。

京都市石工の罷業

八月四日夜、京都石材業者の組織せる聖徳會は石工の團體たる共和組より勞賃五割値上の要求を受けた。聖徳會側より勞賃一割九分値上案を提出したが交渉纏らず共和組は同盟罷業を爲した。然るに九日石材業者の仲介により結局勞賃二割五分増（從來の相場勞賃二圓十錢を二圓六十五錢、店勞銀一圓八十五錢を二圓三十錢）に引上げる事とし茲に無事解決をつげた。

東京京橋淺野回漕部船夫の値上要求

八月四日、東京京橋區淺野廻漕部船夫九十七名は勞銀二割値上げの要求を同部長に提出した。之に對して同部では親分に諮らすして提出した要求には回答の要なしとて拒絶したので、船夫等は協議の結果更に横濱より親分を呼寄せ、改めて五日正式の申出でをなした。即仕込賃三割運賃二割値上を要求したが午後十時一割宛値上げを發表して解決した。

東京中央郵便局集配人の増給要求

八月四日、東京中央郵便局集配人約四十名は賃銀値上を要求したが、八月六日其の一部を容れられて解決した。

若松港解船人夫の増賃要求

八月五日、若松港内八百艘解船人夫は若松石炭商組合に來る十五日より解賃二割五分値上の要求を出した。石炭商組合は七日協議會を開いて回答する事となつた。

東京氷崎機械工場の勞働爭議

八月五日、東京京橋月崎水崎商店機械部工場職工約四十名は賃銀値上問題より盟休し、八月六日尙罷工を續けた。

東京天野工場の勞働爭議

八月五日午前、東京府下隅田村天野工場木工部の職工四十名は賃銀三割値上を要求し一同協議の末午後四時同盟早退場をなし。六日朝より同盟罷業をした。

東京日本電燈會社従業員の増給要求

八月五日、日本電燈會社本社、市内各出張所、内外線係及試験係等の従業員二百十五名は臨時手當四圓五十錢を廢して其代り本俸を五割増給して貰いたいとの要求を會社側に提出した。之に對して會社側は其要求全部を拒絶した。然るに會社側別には職工側の要求より以上の勞働條件を提出し、年末賞與は從來の二倍とし、退職手當は三ヶ年以上五ヶ年未満の者に二十日分、感電死去の場合は金千圓を給與する事となり、且職工側は日給三十五錢増を要求したのに對して會社側は四十錢増を實行する事となりこれにて職工側は満足して其勞働條件に服した。

横濱市沖人足の値上要求

八月五日、横濱市沖人足は一致して左記標準に基き賃銀値上げを各雇主側に要求した。之に對して雇主側は大體に於て其要求を是認した。

- 一、從來賃銀に三割増
- 一、夜荷役雨中荷役共に舊來の三割増

神戸三菱造船所職工の増給運動

八月五日、神戸の三菱造船所では從來一升二十五錢で供給して居た白米の廉賣を一ヶ月一斗六斗許りとし、代用食として芋、麥、粟の類を廉賣する旨を伍長以下に訓諭し、且つ九月一日から臨時手當の四割を五割とし、本俸を五分乃至一割増しとする旨を告げた。然

るに職工側では白米の供給を減ぜられては結局損であるとして同所の秘密工場である内燃機工場で同日二百餘名の職工協議し、本俸五割増の連判状を作製せんとした。事の成立前會社側は之を發覺して職工側を鎮靜せしめた。

長崎市三菱造船所立神工場職工の労働争議

八月五日、長崎市三菱造船所立神工場では職工一同賃銀増額を要求し、若し要求拒絶された場合は同盟罷業をすると申出でた。會社側は之を鎮撫すると同時に一割増給を行ふて無事解決した。

大阪藤田組八幡屋製材所の労働争議

二月五日、大阪市西區八幡屋町藤田組八幡屋製材所の職工全部は三割増給を工場長に要求したが、要領を得なかつたので一同は盟休し、尙同所に會員を有する友愛會大阪聯合會は協調の勞を執つてゐる。同製材所は目下砲兵工廠の仕事を下請負してゐるので大變困つた。職工の最高賃銀は約一圓四五十錢程度である。其後確然たる事なく十三日に至つて會社は要求を容れて解決した。

東京官立印刷局の労働争議

八月五日、東京麹町區印刷局職工中凹版及凸版の職工二百名は代表者を以て、(一)五割増給の事、(二)休日も全額給與の事、(三)定員未滿にて就業の節は不在者の給料を分配給與する事の三條件を局長に申入れしめた。然るに之に對して回答すべき局長以下幹部等の協議が意外に暇取りたる爲め七日朝に至つて職工等は就業を肯ぜなかつたが、談合の結果漸々就業し同日夜刻更に前記の要求事情を局長に陳述した。局長等は本省に出頭協議を續けて九日に回答を約したが、警察は嚴重に警戒してゐた。印刷局の方では一方職工の慰撫に努めたが、八日午前七時出勤せし二百名は依然として強硬なる態

度を持し、且局長のて言辭に憤慨し職工側は續々退出罷業の形式を採つた。茲に於て印刷局では種々職工の慰撫にかゝり八日局長より再度の訓示をなした。其結果五十名程は復業を申出でたので、それ等の者をして罷業中の職工に説きまわらせ九日には主謀者を除外する事なく一様に壹圓以下の日給の者には一時に二級を上げ、壹圓以上の者には一級を上げ、女工には一級半位を上げ、雇員四十圓以下の者には參圓を増加し、豫算の許す範圍内で極力増給して九日午前全部解決就業した。

名古屋日報社の労働争議

八月五日、名古屋市名古屋日報は突然休刊した。原因は文選職が賃銀値上を要求して妥協附かず、就業中急に歸宅し罷業した結果であると云ふ。

尾道市鍛冶職工の罷工

八月五日、尾道市鍛冶屋町鍛冶職工數十名は同所の神社に會合賃銀三割値上要求を決議し、六日は休業した。

岡山市葬儀人足の同盟罷業

八月五日、岡山市在住葬儀人足四百名は各葬儀會社に對し陸人夫九十錢、平人夫八十錢の賃銀倍額増給の要求を提出した。之に對し會社側は七割迄は應ずべきも之れ以上は相談に應じ難しと答へたので人足等四百餘名は直ちに同盟罷業を行ふた。各會社側は臨時人夫を狩集め、罷業者の足並みの亂れるのを待った。

東京瓦斯電気會社大森工場職工の労働争議

八月五日、頃東京瓦斯電気會社大森工場職工約二百餘名は賃銀三割増を會社に要求した、尙七日には係長を袋叩きにした、其後會社

は二割増給を行つた。然るに十四五日頃になつて又もや砲金部機械部鑄物部の職工等が各部長や伍長等に暴行し兼ねまじき態度を示して不平を訴え、更に二割増給を要求した、其原因は増給と同時に請負單價を引下げ、歩増を減じた爲め収入は何等増さないと云ふのである。

京都煙管職工の増賃要求

前月來、京都市煙管職工間に賃銀三割値上げ要求の聲を放つ者が出來た爲め、問屋側は一割値上を發表して機先を制し、北田松原警察署長に調停を依頼し、結局署長の仲裁にて一割五分として事済みとなる。然るに八月五日に至つて、煙管職工中銀物専門の職工の間には之に満足せず更に松原警察署長の手を経て賃銀(手間賃)二割五分値上を要求した。問屋側も協議の上要求を至當と認め、松原警察署樓上に兩者代表員集合懇談の結果八月六日午前値上要求を是認した。又一方眞鍮職工其他銀物職工組に参加しなかつた銀物磨き職工も六日夜之を聞いて、「銀物職工が二割五分値上をしたのならば我等も相等の要求を爲すべし」と一同集合協議の結果、三割、四割等の説も出たが結局二割値上及び、一分もの、二分ものは一本に付各一厘の値上を要求する旨を決定して午後松原警察署の仲介を頼んだ。

福岡木材仲仕の盟休

前月末、福岡市大濱附近の仲仕は木材仲仕を中心として一般に賃銀値上要求を下相談をしてゐたが、八月五日に至つて木材仲仕百數十名は從來一日一圓八十錢の賃銀を二圓四十錢に値上方を各木材問屋に要求し、六日夕刻より大濱空地に集合協議の末、七日より罷業した。若し絶対に容れられない時には他に轉職する準備をしてゐると。

神戸三菱倉庫支店仲仕の増賃要求

八月五日、三菱倉庫株式會社神戸支店仲仕六十餘名は午後三時和

田岬神社に集合し賃銀二十割値上要求をしたが聞き入れなかつたので同盟罷業の舉に出た。會社では仲仕達の収入は平均一ヶ月五十圓であつたが夫に對して昨年中約十割の値上をした、今亦二十割の値上要求をしたのは過當だと云つてゐる。五日夜八時より同所主任は仲仕側代表者と會見して、何としても要求を容れ難いから、今暫く時機を見てはどうかと懇談的に話して、同夜半代表者等は諒として退出し一先づ解決した。

門司市荷馬車同業組合の賃銀値上

八月六日、門司市荷馬車同業組合は車力夫の要求に應じて賃銀三割上げを決定し七口それぞれ關係方面へ通知した。運送業者は之に就いて協議した。組合の小頭数は十三名。從來の賃銀は五圓であつた。

東京山本鐵工場の労働爭議

八月六日、午前六時、東京府下大崎町山本鐵工場職工七十餘名は賃銀六割増を要求して、拒絶されたるより同盟休業を爲した。

東京中央郵便局臨時雇の要求と集配人の同情

八月六日、東京中央郵便局集配人の要求が一部容れられたので、同局の臨時雇人夫十六名は同日五割増俸を迫つたが局にては豫算なきを理由として之を拒絶し、主謀者たる二名を解雇した。其事を一同七日朝に知り極力復職を迫つたが容れられないので午前九時臨時雇十五名及集配人一同は日比谷公園に集合して演説をした。そこで忽ち群衆野次馬が集合したので警官出張し退散を命じ、二三名を検束して取調べた。

神戸市内土砂運搬夫の増賃要求

八月六日、神戸市内土砂運搬組合に属する人夫五十名は現在二圓乃至二圓五十錢の日収を得てゐるが、更に結果して四割増額を要求した。組合にては交渉協議の結果、二割五分増額で解決した。

東京沖電気會社の労働爭議

八月六日、東京芝罘田町沖電気株式會社工場の男女職工六百五十名は請負歩合三割値上げを要求した。會社側は七日回答の旨を糾して引取らしたが、七日に至つても回答しなかつたので職工側は七日午前十時過より作業休止を宣言し一同直ちに引き揚げ、三田西蔵寺に集合した。其後依然罷業を繼續し十二日の朝も一處に集合し會社側と交渉した。結局、從來同社は請負仕事が多かつたので収入が一定しない。それで従前の成績に依り収入比較的少きものに要求通り三割値上げを爲す事となり十三日より就業した。

東京明治電気會社職工の労働爭議

八月六日、東京明治電気會社職工は前日來協議しつゝあつた賃銀値上げの要求を愈々會社側に提出し、各自區々に休業をした。會社側は事の擴大を防ぐ爲に種々調停運動をなして居る。

東京本所硝子職工の値上要求運動

八月六日、東京本所硝子職工約二千名は夫々聯絡を執り賃銀値上げ、十時間勤務一週間一日の休暇、工場衛生設備の改善等を雇主側に要求する爲互に議を纏めて打合せをなした。現在各種職工中最も苛酷の待遇を受けてゐるのは硝子工場の職工で十七八歳の若で僅に日給二十錢、三十歳前後で五六十錢、勤務は大抵十一時間、硝子の灼の中で作業する事故、吹工の如きは一週間勤務せば二日位は休みを取らねば到底職に堪えられないと云ふ。

東京高砂鐵工場の労働爭議

八月七日、東京府下居木橋、機械製造業高砂鐵工場の職工は日給二割五分値上其他四項の要求を提出した。

神戸島上棧橋仲仕の同盟罷業

八月七日神戸島上棧橋富島組仲仕二十餘名は賃銀三割値上げを雇主側に要求し、其要求を貫徹する爲に同盟休業した。雇主側では百方之を鎮撫せんと努力した結果仲仕等は九日朝より無條件にて復業する事となつた。

長野縣上田信濃電気會社の女工の盟休

八月七日、長野縣上田町信濃電気會社の女工一同は中元の手當の過少なるを不満として遂に盟休を行ふた。

神奈川縣内田造船所職工の労働爭議

八月七日、神奈川縣千代田内田造船所職工全部千三百餘名は會社側に對して日給を六十錢増給さる事、白米を一圓に四升廉賣する事職工住宅料半額負擔の件を要求した。會社側は之に對して四十錢の増給はするがそれ以外の要求は應じ難しと云ふた。それ故職工側は其要求を貫徹する爲一同同盟罷業をした。十日午後職長及び伍長等は再び會社を訪ひ三十八名の委問を以て前記の條件を是認せん事を重ねて會社側に求めた。會社側では十一日重役會を開く事となり職工は全部十一日から就業する事となつた。

福井市印刷職工の賃銀値上要求

八月八日、來福井市印刷工約百名は團結して賃銀値上を要求し若し應ぜざる場合には十一頃より同盟罷工を爲ようと調印を取りに掛つたので各印刷業者は善後策に腐心した。

京都奥村電機商會の労働争議

議

七月二十日、京都岡崎町奥村電機商會の火造部職工及鑄物部職工は相携へて同日午後四時同盟早退場をし將軍塚に登り稚ヶ兒池畔に勞賃三割値上要求の運動を起すに就き誓約を取交して後、同工場に多數の職工を會員とせる友愛會鴨東支部に協同せん事を申込んだ。之に對し、旋盤、巻線、製圖、自働車、木工、仕上、其他各部も呼應せんとした。其原因は近來、同工場では殘業も仕事も少くなり、且、定期昇給も行はれないのに、物價暴騰の勢に壓せられたので値上要求を爲さんとした折柄、七月二十五日三割の増給と同時に手當を取消す事と請負歩合七歩を三步五厘に減少する事の發表ある旨を聞きたる爲めである。友愛會員等は罷工計畫者の自制を望み、全職工の罷工に依つて現時の罷業者の不利を緩和せん事を勧めた、結局二十五日を待つ事となり専ら内部の結束と實狀調査に努力した。然るに發表後に至つて再び動搖し、二十九日朝、火造部は五名の委員を選んで會社に交渉したが拒絶されたの

で其儘罷業し午後更に交渉したが不調に終り、且旋盤部の友愛會員一二名を煽動者として鹹首したので各部の職工三百餘名午後三時一齊に會社を引擧げ、同夜岡崎六盛俱樂部に會合し、直ちに罷工宣言を爲さん事を力説したが、友愛會京都聯合會本部は再び慰撫大いに努めた結果、四日の鈴木會長歡迎會終了後に延期する事となつた。然るに火造部は又もや誓約を破つて八月二日再要求を會社に提出し終に全部解雇をほのめかされ、伍長組長等の勸説に應じて一ヶ月待つ事とし、詫狀を入れて復歸した。但し半數の職工は辭職して工場を去つた。茲に於いて愈々六日下山聯合會主事は數ヶ條の希望條件を携へ會社に至り數次談合したるも、不調に終つたが尙、職工の自重を勧め、かくて八日鈴木會長は九州方面へ報告に趨く爲め自働車に夫人、子息高山聯合會長等同乗して京都驛に向はんとして負傷し再び京都聯合會事務所に引き上げた。一方八日に至つて、職工の要求も警察部長等の調停も無効に歸し、職工に對する會社の壓迫等の加はるあり、終に午後三時罷業を決心して各自に退場し三百餘名馬町小松谷の聯合會事務所に集合し同所庭園たる小松谷溪谷に篝火を

焚き、全部の集合を待つて午後九時高山、鈴木兩氏等交々沈痛なる演説を試みて激勵した。九日早朝より、會員は奥村工場前に出張して休業加入勧誘をなし會社事務員等と職工爭奪戦を演じたりした。警察部は、切りに調停を試みたが社長副社長共に不在の理由を以つて九日會見するを得ず十日午後三時より、最後の要求條項を携へて、鈴木會長、高山聯合會長、古市春彦氏等は爭議委員中より事情に通ずる者五名を連れて奥村に至り警察側立會の上談判を開始した。

一、労働組合トシテ友愛會ヲ承認セラレタキ事(集合契約實行)

二、請負率ハ平均五割ヲ支給サレタキ事、

三、鑄造部組長石田元吉氏ヲ解雇セラタキ事、以上

之れを先きに提出したる要求に比すると充分なる讓歩を爲した事が解る、即ち第一回の條件は右の三項の外に、

一、常備者現在ノ賃銀外ニ金參拾錢ヲ手當トシテ支給スル事、一、鑄造部ノ請負賃銀ヲ改正シテ、(イ)焼型ハ一貫目ニ付一錢増給ノ事、(ロ)生型ハ替最低ヲ七錢トス、但シ變壓部ハ従前ヨリ一貫目ニ付二錢増給ノ事、一、合金部賃銀ハ(イ)請負替ハ一貫目ニ付六錢増給、(ロ)溶解師ヲ請負制ニ改正スル事、一、ボンス部賃銀ハ、送りボンス「スロット」抜キハ二萬五千個ヲ一日分ノ功程トシ該賃銀ヲ八十五錢トスル事、又、外徑内徑及ビ「ギヤツプ」功リハ各四百枚ヲ以ツテ一日分ノ切程トシ該賃銀ヲ八十五錢トスル事、又エキセンボンス拔

キモノ一切ハ現在請負價格ヨリ五割増給ノ事、

の四條七項を含んでゐた。尙九日同商會鹿ヶ谷鑄造部分工場は全部同情罷工を爲し、吉祥院自動車分工場も休業者續出した。談判は容易に進捗せず、會社は賃銀に就いては一步も退かずと強硬に出で、組合承認の意味は判然とせないと突張り、午後八時半に至つて終に破裂し、友愛會側は引き揚げ、晝より聯合會本部の溪谷に集合してゐた四百五十餘の職工に沈痛なる語調にて最後の決心を促し、同夜半殺氣立つ職工をなだめて無事解散せしめ、愈々罷業宣言を爲す事となつた。爭議委員は十一日早朝より罷業監視を爲す事に決した。罷業宣言の責任を鈴木、高山兩氏等に及ぼしを避けて鴨東支部の名に仍て同夜半會社に通じた。翌朝宣言書を改めて送つた。

拜啓 昨日本會々長並に京都連合會長を以つて友愛會當鴨東支部承認の問題に付貴會社最高幹部の御理解を求め候へども遂に其目的を貫徹し得ざりしは最も遺憾とする所に有之候、吾人は世界の大勢に鑑み且労働者自衛權の立場より飽迄吾人主張の正理なる事を確信するが故に支部員一同熟議の上日本労働者の面目の爲め茲に敢て蹴然として貴會社に對し同盟罷工を宣言するの止むを得ざるに立ち至り候。是吾人が情に於いて忍びざる所なるも理に於いて起たざるを得ざる所に有之候、右及通告候也。

友愛會鴨東支部
會員外の罷業者の殆ど大部は既に會員たるの手續を

了してゐた。十一日午前四時頃より工場の周圍七ヶ所に罷業宣言の大立看板を立て、嚴重に監視し、出勤し來る職工、人夫に對し一應事情を談じて反省を促し、非常に効を奏した。會社では當日の入場者には二日分を給し午後三時迄の何時にてもよき旨を以つて各職工宅に通じた。監視は午後五時に及んだ。會社にては午前十一時過十三日限り缺勤者を解雇する旨を發表した。監視者は時々會歌を高唱して示威を試みた。本部にては罷工本部を三條青年會館に移す事となり四百餘名はストライキ事務所の看板を先頭に隊伍を整えて示威運動を爲した。持久戰を表明し、全國各支部よりの應援も切りに來た午後會の幹部は藤沼警察部長を訪問し同日夕刻再び會社側代表者と府廳にて會見し次の如き調停案を容れて一切を警察部長に一任した。

一、適當の時期に於いて双方の代表者と談合を遂ぐる方選にて進む事、

二、二ヶ月後に於いて會社の現行制度(主として賃銀)の成績を検し
たる上にて賃銀制度の改正を爲す事、以上

之は即ち其案であつて、工場課に於いて充分の監督調査を爲すの約あり。然るに會の幹部は之を職工に秘して、尙十二日早朝夕刻の二回に涉り市内に示威運動

を爲す事を發表し、同時に十二日夜は三條青年會館に大演說會開催の旨の廣告を市中に貼付せしめた。如何にも、最後の結末の成りたるは夜半十二時を過ぎたるも、既に十一日晝前に幹部否兩會長には判明してゐたらしいと云はれてゐた。高山氏は夜半此妥協案を齎して、鴨東支部の勞働運動戰士養成所たるボルガ俱樂部に至り、此條件を提示して緘默を希望し、東、堀田等ボルガ俱樂部委員の反對もあつた。翌朝八時、岡崎公園に罷業者を集合せしめた。監視委員等は既に部署に就き、會社事務員等と衝突してゐた。やがて引揚の命を受けてて隊伍を整え、青年會館に至る。茲に於いて爭議委員と兩會長との交渉となつたが、仲々に爭議委員は降らず強硬派常に勝を占めたので午後一時頃止むな警察部長の調停を依頼し、府廳にて職工と會社幹部と對決せしめるとして全部四十名程の委員と共に府廳に行つた。然るに委員等は會社側代表者と對談も許されず、全然會の幹部や警察部に拜み倒されて無條件に近き條件を甘受し、意氣沮喪して青年會館に還つた。一方古市、下山主事、牧野副主事、東福間等の運動指導者等は退會を宣し、箔友支部壬生支部の代表者等も脱

會を覺悟して退場し、同日朝に至つて全部罷業を爲した吉祥院自動車工場の代表者も席を蹴つて歸つた。かくて鈴木會長の報告等あつて、終に過半数を以つて妥協條件を容れた。それより一同岡崎公會堂に至りて、兩當事者双方の萬歳を唱え、會社は十二日の賃銀を罷業者に支給し、職工は十二日は悉く復職を約し、尙會社は二ヶ月間の減收補給の資として一萬圓を全職工に與ふる旨を發表して解決す。但し、友愛會本部では休戦に過ぎずと唱えてゐた。然るに罷業者六百五十餘名中新に友愛會に入會したるもの三百五十餘に上つてゐたが、夫等を初め従前よりの會員中にも、不滿の餘り脱會を主張するもの多かつたので、同夜中警察は多くの刑事を派して主立ちたる退會主張者を監視し慰撫せしめた。十三日朝に至つて友愛會京都聯合會の形勢は急轉直下し、瓦解をすら報せられ、十三日高山氏は辭意を洩し一方脱會者を中心とする新團體設立の内議も既に熟さんとするものすらあつた。鈴木氏は十三日午後出發西下の途に就いた。

歌山縣田邊町附近具釦職人の増賃要求

八月八日頃より、和歌山縣田邊町附近の具釦職工は勞賃値上の要求を爲し、仕事に應じて一割乃至三割の増給を迫つたが、親方工場主等と協議の結果八月二十日頃に至り平均約一割の値上にて妥協し八月一日に遡つて實行する事となつて解決した。

大阪市松竹合名會社道具方の賃銀値上要求

七月下旬から、大阪松竹合名會社所屬の道具方約八十餘名は賃銀値上げに就て協議中であつたが、八月九日に至り遂に日給五十錢増給、棟梁頭引廢止の要求を松竹側に提出した。松竹方では田村重役歸阪の上早速道具方の云ひ分を聞き取り十一日午後六時其要求承諾の旨を答へて落着した。從來芝居道の常例として道具方の親分株(即棟梁)が道具方の給料(最高二圓最低一圓二十錢)の二割前後を頭引して居たのであるが、今回松竹は其棟梁を廢して道具方を會社直屬のものとした。

静岡縣東京絹毛會社職工の同盟罷業

八月上旬、静岡縣沼津町東京絹毛株式會社職工は會社側に對して増給の要求をしたが會社側は之を拒絶した。それ故職工等は寄り寄り協議を重ねて居たが九日夜に至り男工百六十名女工百二十名は會合協議の結果四割の増給を要求することとし、若し容認を得ない時は同盟罷業と決定した。職工側の代表者は決議を携へて直ちに會社を訪問して要求の次第を述べた。同夜女工全部は外泊して寄宿舎に歸らず、十日は職工全部罷業した。十一日、新待遇案を發表し慰撫したので解決し就業した。

山口縣防府町柏木檢溫器製造所職工の勞働爭議

八月九日、山口縣防府町柏木檢溫器製造所では職工全部百餘名に

對して約一割宛の賃銀増給を行ふた。然るに一部職工約二十餘名は之に不服を唱へ、五割の増給を會社に迫り、同時に同盟罷業した。湯主側は之に對して其要求を拒絶し、官憲と協同して其警戒に努めた。それ故盟休を企てた二十餘名も遂に屈して十一日から従前通りに作業して茲に解決をつげた。同地の官憲では解決後に到つても爭議の主謀者を切りに取調べて居ると云ふ。

高知縣土佐電氣工夫の罷業

八月九日、土佐電氣會社の工夫五十餘名は手當及夜間賃銀に關し工夫頭と意見衝突して同盟罷業した。會社側では驚いて、十日代表者と交渉協議をした。

大阪藤永田造船所職工の要求

八月十日、大阪藤永田造船所職工は賃銀増給を要求した。之に對して會社側は直ちに確答を與へなかつた。職工は平穩に就業したが會社の態度如何によつては何時形勢不要求となるかも知れぬので、會社では頻りに警戒を加へてゐたと云ふ。

大阪窯業會社の勞働爭議

八月十日、大阪西區南恩加島大阪窯業株式會社セメント工場の職工百餘名は賃銀三割値上を要求した。然るに會社にては從來一ヶ月の生産能力セメント千三百樽を増して千五百樽にせば要求に應ずる旨を答えた。それ故職工の一部は會社の不誠意に憤慨して遂に同盟罷工した。

横濱三外人商館專屬船夫の増賃要求

八月十日、横濱山下町、グッタフキール、オストン、ヘルムの三商館專屬船夫二百五十餘名は各三割増給を要求し、八月十五日を期して回答を求めた。回答なきか、要求拒絶の時は罷業及鹽業に依り

て更に要求する旨をも申出たので水上署は警戒した。

東京日新染布株式會社の勞働爭議

八月十日、東京本所柳島日新染布株式會社職工約二百餘名（内女工三十名程）は賃銀三割値上を要求し、部長の手に通じた。然るに部長は之を握り潰したので八月十一日委員を選んで會社へ直接交渉し、且十三日午後六時の晝間終業の汽笛を合圖に返答がなくは斷然機械の運轉を止めて罷業を爲すべく、夫迄に誠實に勤務して能率の低下を防ぐ旨を附言した。然るに十三日の該時刻に至りて會社は二割値上を聲明したので、早速妥協成立して解決した。

丸龜市團扇職工の盟休

八月十二日より、丸龜市、團扇製造株式會社の職工四百餘名は賃銀値上要求の爲め市内各所に集合協議し十三日突然同盟罷業を爲した。會社側は最近三回値上を行ふたがら値上承認を欲せなかつたが止む得ないとあつて應諾し從來一千本二圓二十錢の工賃を二圓六十錢と引上げて解決。（丸龜市に於ける同業職工、男百四十八名、女三百七十六名）。

丸龜市在住文撰職工の増賃要求

八月十二日夜、丸龜市文選職工は協議の結果、遂に文選同業組合事務所にて賃銀三割増額を要求した。

岸和田紡績會社野村分工場の勞働爭議

八月十二日午前、大阪府岸和田町岸和田町、紡績會社野村分工場動力部動力部鐵工部員十九名は賃銀三割値上を要求したが後三日會社にては職工一同を解雇した。その爲めに全工場に迄及せんとする傾向があるので目下警察側と協力して警戒中である。

丸龜市讃岐日々新聞社の労働爭議

八月十二日、丸龜市、讃岐日々新聞社活版部職工二十餘名は過半休業し、爲めに四頁新聞を二頁に縮少するの止むなきに至つたが十三日全部盟休したので休刊した。原因は七月より賃銀五割増給を要求して其後終に同社では三割だけ増給する旨回答したが尙應ずるを得ずと主張したのである。

神戸陸仲仕の増賃要求

八月十二日頃より、神戸に於ける山組、鈴江組谷組、富島組等約百五十組に屬する神戸區の陸仲仕は収入減少、物價騰貴に耐え兼ねて増賃要求の聲高めたので聯合組合長は直ちに組合役員會を開き協議の末、三割値上げに決し、八月十七日午前神戸商業會議所で組合總會を開き三割値上を決定、關係荷主に通知を發し九月一日より實行する事となり圓滿に解決した。

群馬縣大胡町集配人の盟休

八月十三日、群馬縣大胡町郵便局集配人全部は同盟休業を爲した、原因は去る八月二日同局集配人五六名が連署して東部遞信管理局長に對し俸給五割増給を要求したるも回答不得要領の爲め此舉に出たと云ふ。同地在郷軍人會は罷業解決迄集配の任に當るの申合をした。

常陸日立鑛山製作所記録工の要求

八月十三日、常陸日立鑛山製作所の記録工約二百名は夕刻會合して
(一)帽子番號を廢止して銀線とする事、(二)記録工の名稱を廢して記録生又は書記と改稱の事、(三)十時間勤務制を八時間制とし、新に二時間の勞銀を支給する事、(四)之に同盟せざる者を懲

戒する事

等を決議し事務所に要求したが拒絶された、然し一同飽く迄貫徹を期してゐると云ふ。

横濱市内石工の労働爭議

八月十三日、横濱市内石工八百餘名は、石工見世持組合に四割増給を申出でも拒絶され行惱みの態であつた。二十一日に至つて組合側は二割を承認したが石工側は最初の主張を固持して應じなかつたので遂に組合側も形式的に解雇の通知を爲して形勢を見た。

大阪谷口印刷所の労働爭議

八月十三日、大阪北區梅田櫻橋谷口印刷所職工約百五十餘名は賃銀値上を要求したるに十五日に至りて、機械部職工には各一人一日十錢宛、印刷部職工にも相當の値上を承認し、時機を待つて更に待遇を改善する旨發表して解決した。

栃木縣木戸ヶ澤鑛山坑夫の労働爭議

八月十三日、栃木縣河内郡木戸ヶ澤鑛山坑夫百數十名は會社側に對して賃銀三割増の値上げをなすか、又は入坑賃として日に二十錢宛支給するかを要求を呈出した。會社側は之に對して東京本社に照會の上回答する故回答を十日間延ばす様に申入れた。然るに十日經過後の二十三日日本社から斷然要求拒絶の旨を回答した。其爲坑夫は大に憤慨して同日遂に同盟罷業をした。

足尾銅山の労働爭議

八月十四日より足尾銅山の坊夫二萬五千人の賃銀値上要求運動が開始された。會社の態度は強硬である。尙日光電氣製銅所にては職工各人に三割の増俸を爲し本月一日より實行してゐるから此地は平穩にすむであらうと云ふ。

東京月島日本機械製造會社職工の勞働爭議

八月十四日、東京月島日本機械製造株式會社職工約二百名は賃銀値上げを要求する下相談をなした。會社側は早速之を採知して十六日午前五時職工側の要求を待たずして突然三日間社務の都合上に依り臨時休業すとの掲示を出した。(但し日給支給)それ故職工等一層不安の念に驅られ、十九日に至り七名の委員を擧げて技師長の手を経て日給三十錢値上げ、三人以上の家族ある者に對し三割安の米の廉賣、夜業に對して日給倍額支給、及其他五ヶ條の要求を會社側に呈出した。委員は會社側と再三、再四交渉を續けたが一向要領を得ないので、二十二日正午にて一切の交渉を打ち切り遂に全職工は同盟罷業をした。而して罷業した職工側は委員と共に各新聞社を訪問して陳情し、警視廳に到つて其斡旋方を依頼した。然るに兩者の妥協の途途に見出せず、技師長の緩和策も其効なく、二十三日午後五時吉村社長は罷業職工全部を解雇した。其後九月一日、中外商業新報所報に依れば月島署長が調停の勞を取り斡旋の結果、八月三十日午後六時職工側から前に呈出した八ヶ條の要求を撤回し、二十七日から三十日迄を公休として日給を支拂ふ事とし、九月一日から全部復職する事となりて無條件で解決した。

横濱ペンキ職工の罷業

八月十五日より横濱市内のペンキ職工三百餘名は賃銀値上を要求して同盟罷業を爲し請負業者側と對峙した。彼等は反つて支那人の請負業者の許に至つて働けば要求通りの賃銀を得らるる處から強硬な態度を續けたので請負業者側も可なり驚いて要求を容れるらしいが、職上側は申合せが嚴重なものと職工團幹部が硬骨者を以つて組織されてゐる關係上中々就業を肯じないといふ。

名古屋市扇骨製造職工の勞働爭議

八月の部

八月中旬名古屋市内西區江川警察署管内江川町扇骨製造職人等は問屋側に對して工賃三割の値上げを要求した。之に對して問屋側は其要求を拒絶したので兩者の間に紛議起り、官憲が之を調停しやうとしたが双方の云ひ分が互に強硬なので調停甚だ困難に見えた。然し漸次兩者の間に意志の疎通を計る者生じ、九月四日扇骨組合員と問屋側とが集り熟議を盡した結果、遂に二割の値上を問屋側が實行する事となりて無事解決した。

北海道日本電氣工業會社苫小牧工場職工の同盟罷業

八月中旬、北海道苫小牧日本電氣工業會社の職工三百名は賃銀値上げを會社側に呈出した。然るに會社側は一顧にも及ばず之を拒絶した故職工側は遂に全部同盟罷業を企てた。

巖手縣杜氏組合の値上要求

八月十五日頃、巖手縣南部杜氏組合約八百名は總會を開き稅務當局及資本家側たる酒造家を混へた席上にて賃銀最低額附付十五圓に値上要求を決議し頑強に主張した。杜氏の給料は昨年迄は七圓五十錢が普通であつたと云ふ。酒造家側も早速總會を開いて善後策を講じた。

高崎市板紙會社職工の勞働爭議と解雇

八月十六日、高崎市板紙會社職工は五割の賃銀増加を會社側に要し、求十七日朝迄に回答を迫つた。會社側では十七日午前十時重役會議を開いたが、職工側の要求は容れ難しと決定し、此旨を職工側に通じた。職工側は交渉の途絶えた爲遂に同盟罷業をしたが會社側は罷業職工四十餘名に對して斷然解雇を宣言した。

尼ヶ崎驛仲仕の値上要求

八月十七日、尼崎驛仲仕六十餘名は賃銀三割値上を運送業組合に要求して同盟罷業をした。運送業組合では直ちに凝議の結果二割から三割迄の値上げを容れる事となり同夜直ちに解決し、十八日から復業した。

福井縣今庄村製絲女工の同盟罷業

八月十七日、福井縣今庄村製絲同業組合の女工四百三十餘名は組合に對し繭一升到就き九錢なりし工賃を十二錢に値上を要求すると共に、十八日より盟休する事を申合せた。十八日は一齊に同盟罷業を行つた。組合側は一錢の値上を發表したが僅少の就業者を見た丈けで大部分は主張を枉げず罷業を續けた。

姫路日出紡績工場職工の労働爭議

八月十七日朝來、姫路市千代田町日出紡績會社工場の男工約二百名は賃銀増額、男女工待遇差別撤廢を要求して盟休した。其原因は十五、十六兩日を盂蘭盆會の爲め工場操業を休止して男女職工九百餘名に休暇を與へ、十六日夜は特に女工の爲め盆踊を爲さしめた。其節男工には風規を害する恐ありとして一切之に加はらしめなかつたので憤慨たのだと云ふ。

名古屋郵便局集配人の盟休説

八月十七日、午前名古屋郵便局集配人は増給を要求して盟休し爲めに集配不能となり午後四時に至つて種々奔走の結果配達する事が出来た。當局者は其事實を否認してゐる。

宇治火藥製造所職工増給要求

八月十七日、大阪砲兵工廠宇治火藥製造所千四十九名は同所長に對して相當増給を請願した。同廠幹部側では右請願を無理ならぬ事と認めては居るが、目下東京大阪砲兵工廠に労働爭議ある故其事件

落着する迄要求を見合せる様に訓諭した。併し職工側は東京及び大阪と同一態度に出でやうとしたので憲兵隊は之が鎮壓に努め、首謀者を處罰する方針を取つた。同廠は歐州戰亂と共に一時三千餘名の職工を募集したるが戰亂終息の結果技術優秀熟練の職工及び同地永住の職工一千餘名を残して他は悉く解雇し男工八百三十四名に對しては賃銀の七割増とし二圓五十錢を最高に七十八錢二厘を最低として給與し。女工二百十四名に對しては同じく七割増にて一圓二十五錢八厘より四十八錢三厘を給與し、普通男工一箇月六十圓女工一箇月二十五圓内外の所得ありと云ふ。其後同所では伏見憲兵隊の應援を求めて職工一千名の生活調査をしたが、其内幾分でも餘裕ある者五百名、餘裕はないが生活に堪へ得る者三百名、生活に堪へぬ者百餘名あるとの結果を得た。それ故八月二十四日同所では直ちに大阪砲兵工廠村岡提理に事情を述べ、二十五日相浦同所長は職工中の代表者十數名と會見し左の旨を述べた。

『今回増給して生活難を救助したきも現在の工廠の豫算は現在にありては此上の増給をなす事困難にして目下の窮狀を救ふ事が出来ぬ、併し陸軍省より費用を支辨すれば多少の増給は出来るかも知れぬ。生活調査の結果生活に堪へざる者百餘名の職工に對しては外米を安く實費にて拂下ぐる事にする故當分現在の給料にて働くやうにしてもらいたい』云々

尙相浦所長は各新聞記者に對して左の知き意見を發表して居る。

『當所の職工は誠に柔順である。従つて要求も穩かである、同盟罷業などは初めからせぬ態度であつた。目下生活に堪へぬ者に對しては之を救済する方法に就て考慮中である云々』

新潟縣鹽澤町製絲工場女工の労働爭議

八月十七日、新潟縣南魚沼郡鹽澤町の製絲工場の女工百五十名は同地小學校に集合して、現在繭一升の換賃七錢五厘を十錢に値上要求する決議をなし、且つ此要求容れられないときは同盟罷業をする

と申合せた。

東京砲兵工廠の労働爭議

八月十二日、東京砲兵工廠の職工にして先般の賃銀値上要求事件にて解雇處分を受けたる數名の者が中心となつて生れた小石川労働會は職工芳川徹氏會長となり王子分工場、板橋火具製造所、目黒火藥製造所等の職工とも談合上全職工二萬七千名の意見が略纏つたので、幹部、理事約二百五十名調印の上數ヶの條項を各職工に通じ十七日、大塚仲町の西信寺及本傳寺に職工大會を開き、先づ西信寺は午後二時より初め約一千名の職工集り藏原惟郭、辯護士山口作之助其他二三の職工の演説あり、午後五時頃王子、板橋の職工代表者約二百名も來り次の如き決議を満場一致を以つて通過した。

(一)吾人は時勞の機運に伴ふ労働組合の必要を感ず、仍て陸軍諸工廠に通勤する職工労働者より成る小石川労働會の承認を要求す。
(二)労働時間を八時間に制限し尙殘業に就かしむる場合には二時間以内に制限する事。(三)日曜日は安息日とし一般労働を禁じ日給の全額を支給し、已むを得ず労働に就かるしむ場合には日給の倍額を給する事。(四)陸軍諸工廠の現給に對し二十五錢の増給を要求す、但し未成年者女子は二十錢とす、尙請負單價は諸要求に準じ三割増

給を爲す事。

此決議が成ると共に此運動に参加した幹部中二三の者は解雇となつた。尙本傳寺の方は約六百名の職工集り、女工約三十人も運動費を多少宛贈出し右同様の決議文を通過した。散會後委員等廿五名は決議文を持つて田中陸相を訪問する事になつて居たが、十七日夜九時東京憲兵隊は小石川労働會本部會長芳川氏に對して同行を求めた。芳川氏は之を拒んだ故十八日午前九時憲兵隊は再び芳川氏に同行を求めた。同氏は陸相に會見の終る迄待たれたしと要求したが、憲兵隊は之を聞き入れず遂に強ひて同行を求めた。茲に於いて他の委員九名は午前十時陸軍省に出頭し、始め副官と折衝したが是非大臣に面會を要すとて午後二時委員中三名大臣と面會する事となつた、陸相は諸君の心情は了解してゐるが種々の關係上明答し得ない、直ちに調査し若し手落があれば充分諸氏の意に協ふ様取計らはん」と云ふたので一同退出した。一方芳川氏は東京憲兵隊にて岩佐少佐に面接し少佐の仲裁的説諭を受けた後、芳川氏は全條件を容れられん事を希望して夕刻歸宅し、同夜八時事務所にて陳情委員九名と會合し協議の

後、一、小石川労働會の設立に關し解職せし職工を復職せしむる事、但し、増給運動に關係して解職されたる者も同様、一、本會が多なる損害を蒙つたのは工廠の責任なり故に相當の慰藉料を支拂ふ事、他一件等を十九日岩佐憲兵隊長に提出する事とした。十九日該憲兵隊長の調停を依頼したが、交渉不調に終つたので、更に陸相へ要求狀を再び提出する事とし二十日芳川會長、新井文章、安達和、清水信一等七氏は委員として陸軍省に出頭して面會を求めたが、陸相は日光へ行つて不在なので兵器局長筑紫中將に面會し、大會決議の條件に對し二日以内に回答を與へられたき旨及び職工優遇方法に對する所見を求めた。之に對する同局長の答辯は不得要領且冷淡高壓的なので、更に山梨次官に面會を求めたが拒絶された、茲に至りて委員等は當局の誠意も疑しく、最早委員等丈にて調停困難と覺ゆる旨を語り合つた。斯くて小石川労働會幹部廿一名は同日午後五時西信寺に集合、尙一應陸相に面談するに決し、更に總理大臣にも意志を告げて、飽く迄目的貫徹を期する事を約した。同日、結果を知らんとして百餘名の職工は同所に集合して來たが廿四日傳通院及本傳

寺に報告會を催すからとて解散せしめた。又王子及板橋の職工連は二十三日午後五時より王子劇場にて大會を催す旨も發表した。

尙同日、嚮きに陸相に面談したる委員中新井文章氏は解職されたので廿一日會長宅に集合して左の如き建白書を陸相に呈した。

本月十八日請願候東京砲兵工廠職工より成る小石川労働會の誠意は閣下に認められし事と想ひ乍ら憲兵分隊の不誠意と筑紫中將閣下の不得要領とは吾々委員一同の立場を失し又一方砲兵工廠内にて本會員を解雇せぬと社言之れ有り候へども先日閣下に面談の榮を得たる新井文章は解雇せられ、又本會の爲めに盡力する者は解雇すべしと各工場長より命令者有之候故職工一同憤怒の極に達し、到底吾々幹部の鎮撫取計ひ致し兼ね候間今後自然の成行に任するの外なし此旨奉御通告候幹部一同泣血期の如くに御座候、二十一日、小石川労働會幹部一同

此如くなるに伴ふて當局の壓迫も加はり、二十一日には更に委員大竹某氏も解雇となり、形勢益險惡となつた。而して此運動の中堅と觀られた砲具部の如きも其結束力に於て樂觀を許さぬ形勢となつた。

二十二日早朝より委員其他多數工廠前に出張して罷業の止むなき旨を出勤者に告げて、協力して團體的行動に出でん事を勧誘し、罷業監視の實を擧げんとした。然るに憲兵警官等百餘名出張して警戒の任に當り、

酒井委員等二十二名は憲兵隊に檢束された。此時之を聞いた内部の職工等は非常に激昂し、溫和派の者すら罷業の舉に出でんとしたが、種々慰撫の結果内部には事なきを得た。同日の缺勤者は三百餘名に過ぎなかつた。同夜半より二十三日朝に清水信一氏等數名は王子十條支廠板橋支廠より先づ罷業を開始する計畫の下に王子に出張したと云ふ。

二十三日は未明より正私服憲兵及巡查の警戒嚴しかつた。勞働會に關係ある職工は正門又は通用門で工廠内に入るを禁じられた。見物人雜沓して交通は杜絶せんばかりであつた。當日の砲兵工廠は砲具砲彈部、砲具旋工場、砲具木工場砲具機工部の全員二千五百を初め小銃輪削工場の約半數九百餘小銃旋工場七百人、精器製造所三百人其他工場合せて約四千名の缺勤者を出したと云ふ、午前十時宮田提理は陸相に陳述する處あり、前日の檢束者も十時頃迄に全部歸宅を許された。一方王子の方では未明より罷業監視を開始したが、憲兵隊に脈を通ずる者あるを發見し、口論の末足立幹事が同人を殴打したので騒ぎとなり自働車で驅け付けた憲兵と格闘初まり終に三名檢束され、午前五時半委員

等は引揚げた。芳川會長は午前十時宮田提理に面會を求めたが不在だつたので柳澤大尉代つて面會した、芳川會長は「工廠に責任あり、鹹首者の復職、職工優遇の實を舉ぐる事」の三ヶ條を提出し、柳澤大尉は「豫算がないので氣の毒だ」と打融けて話した。芳川氏は更に山梨次官に同様の陳述をなし圓滿解決の速かならん事を希望して引き取つた。

廿四日は休日だつたので出勤者各工場合せて五分の一に充たなかつた。此日正午小石川本傳寺に大會を催す筈であつたが憲兵等の干涉の爲め不能に終つたが、王子方面では午前拾時警戒嚴重なる中に於て瀧の川公園に集合し、王子、板橋兩支廠の代表者大泉氏及芳川會長等より經過報告あり、職工等は官憲の壓迫此様に強くなつては同盟罷業も亦止む得ぬ手段なりなど談じながら拾一時散會した。此日板橋、王子方面支廠の職工等の間に勞友會なるもの出來、杉原正夫氏を理事長として、小石川勞働會と一致の行動を取る事とした。又同日夜六時より立憲勞働義會本部なる藏原惟郭氏邸に各幹部は集合して二十五日陸相に面談、即答を求むる事を議して散會した。

廿五日委員等は陸相及次官に面會を求めたが拒絶されたので兵器局長に面會の上決答を求めた。局長は自分一個で裁量得ぬ事故即答六つかしいと答へたので委員等は「吾人の死活問題に當局が斯様に冷淡なる以上諒解ある解決を見るは不可能なり」と聲明して、小石川傳通院に來り其所に出席して居た參百の職工等に其報告をした。當日五時小石川本工廠内六千の職工の退廠時に大會を開いたが集る者少なかつたので決議は後日に延ばす事とした。

尙陸軍省では廿五日職工側の要求に對し新聞係の某中佐をして左の事項を發表さした。

- 一、砲兵工廠職工が自發的に職工組合を組織せんとするは敢て拒否せざれど之が公認は本省の關知する所にあらず
- 二、八時間労働制は重要な我國の労働問題として尙研究を要すれば此の際陸軍省のみが率先して實行するの意思なき事
- 三、賃金値上と休日の勞銀増給に就ては當局に於ては深く考慮し從來も數次之が實施に努めたるを以て目下の事情は彼等の要求を直に容るゝ能はず

而して廿五日板橋方面では「所の内外を問はず労働問題を目的とする集合を禁ず」との言明を長門陸軍屬がなした。それを聽いて職工側は又々憤慨し、折柄私服憲兵の爲に一名の職工が抑留せられたので、一同は

中川所長に對して中川某彈効の陳述書を提出し、廿五日は登廠はするが就業は見合す旨を申合せた。

廿六日は小石川本廠では缺勤者は比較的僅少であつたが、工廠側では危険分子の入場を阻む爲警戒を加へた。尙他方板橋方面では罷業職工多く午前九時頃瀧の川に大會を開く爲集つた者六七百名、小石川労働會の清水理事長は前日來の經過報告をした。

同日芳川會長外十七名の委員は岡警視總監の招きにより同官邸に岡氏を訪問し、今回運動の經過報告、及其目的意嚮を陳述し、岡氏又之に對して意見を述べ、會見一時間半にして委員は同邸を辭した、此會見に就て岡氏は諸新聞に左の如く述べて居る。

『今回の運動の顛末を聴取したが、其要求中時間の短縮の如きは速急に改正は六つかしく思はれる。又先日陸相の緩和策に對し殆ど平穩に復した様であつたが、其後解雇のあつた爲官憲の壓迫と思ふて再び運動を起したらしい。要するに感情問題らしい。自分は成るべく速に復業する様勧めたが彼等も諒解して歸つた。併し自分は彼等が是迄當局と會見の都度能く了解して置きながら歸つた後再び運動を起す所から察すると其背後に煽動者がありはしないかと思ふ云々』

廿七日岡總監は調停の勞を取る爲陸相を訪問したが當日は何事も具體的に定らなかつた。要點は陸軍側も

岡氏も二三日熟考して見ると云ふ事であつた。一方小石川労働會の方では爭議の調停を岡氏に依頼した事故廿七日は一同就業するに決定して其旨を各方面に通じた。然るに廿七日は給料日なる故職工は一先づ出勤し、工賃を受取りて後午後五時頃王子方面に集る者多く、此日は小石川の本廠よりも支廠の方に却て示威運動盛んな様であつた。芳川氏は岡總監に依頼した關係上暫く結束を固うして其解決を待つ旨を説き、王子勞友會の方は三百名程紅葉園で集合し杉原氏が報告演説をした。此日王子勞友會の連中は同會に入會を拒んだ彈丸工場一等助役木村某を食器にて裂傷を負はせ、又填藥工場組長近藤某、藥莢工場組長高橋某を椅子にて毆打した。此日小石川富坂署では芳川氏以下委員二名を呼んで調停を意を示したが芳川氏等は「具體案を見ざる限り單なる抽象案には應じ難い」と述べた。

二十八日は板橋王子方面に罷業益々多く殆ど休業の狀態となり、缺勤した職工中には「從來小石川労働會と歩調を共にして來たが、其主張に多少相違點ある故此際之と別に王子労働會を設立しなければならぬ」と説く者あり遂に同日午後二時瀧の川紅葉園で其發會式

を舉げた。當日王子方面で罷業反盟者あつた様子で罷業職工は其何人なるかを見極めん爲に一時喧噪を極めたが工廠側の辯明を得て事なきを得た。尙同日立石駒吉氏王子勞友會を訪ふて運動の援助を致さうと告げたが同會では之を謝絶した。尙又同日正午岡總監から再び會見を申込んで來たので芳川氏外七名は警視廳に同氏を訪ねた。

廿九日小石川労働會長芳川氏等は陸相にて事決定せぬ時は原首相に懇願せんと欲し、嚴重なる警戒を通つて首相に面會を求めた。首相多忙の爲秘書官に面接し、從來の經過及將來の希望を陳述して首相への傳達方を乞ふた。一方王子支廠の代表者横田、荒木氏等八名は岡總監を訪ひ前日瀧の川にて決議した左の事項を陳述した。

一、今回の事件にて解雇せられたる者を無條件にて復職せしめる事、又今後解雇者又は懲戒者を出さぬ事。(但し此一ヶ條は幹部の私益の爲に設けられた様の感ある故取消す事に後に決定) 二、労働時間九時間程度とする事、但し食事時間共) 三、賃銀を平均四割増とする事、又は「發丁百三號」に據つて支給されたる二割の手當を本給に繰込み、更に男工二十五錢(女工及幼年工二十錢)の増給を行ふ事。尙請負單價は之に準じて値上する事。

尙調停者は從來の行懸り上岡總監に依頼する旨を述

べ、岡氏は委員等の陳述を陸相に傳へる旨を答へ、委員は一先づ引取り、早速報告會を開かんとしたが、會場たるべき場所が何れも貸席を拒絶したので横田氏宅にて報告會を開き一同を散會せしめて後直ちに委員會を開き此際全部團結をなす必要上、組合十條會を設立する事とし、十二名の委員を上げて三十日再度協議する事とし、岡總監の態度に信賴して九月一日から就業する事とし左の決議をして散會した。

- 一、今後の問題は十條會の幹部に一任する事
- 一、二十九日朝提出の要求事項は當局の調査を信賴し其成行を待つ事

附 帶 決 議

- 一、我國には労働組合法無きため労働者の意思表示を爲すべく直にストライキに出づるも住々成功するに吾々自らも往々成功するは吾々自らも甚だ遺憾とする所なり
- 一、勞友會は固より今回の十條方面の運動と何等の關係なく杉原正夫は個人として内面的に助言者たる事を快諾せるものなり

此日午後四時より小石川労働會にても報告旁大會を開き芳川會長より從來の經過を報告し、岡總監が調停する以上は此上罷業も面白からず、且つ多數の人を長日罷業せしめるは本意ならぬ故、要求の貫徹如何に係はらず九月一日から就業する事とし此後の事は一切委員に一任されたい旨を告げた。此件に關しては何事の

異議なく直ちに委員一任と決した。

廿九日は近衛歩兵一個中隊、非番巡查三百名其他正服私服の憲兵等場の内外に亘つて警戒したが罷業者は依然として多く、王子、十條、板橋方面では警官が職工住宅を戸別訪問して出勤を促したが、殆ど之に應ずる者もなく支廠の方は殆ど休業と同様の状態であつた。此様にして形勢は益々不穩になる虞あり、且つ小石川本廠の方は比較的靜穩で職工間に時々紛議ある位であつたが支廠の方は甚だ面白からぬ様子となつたので工廠側では協議の結果「廿八日迄の缺勤者は速に其事由を届出づる事、若し三十一日迄に右手續を出さぬ者は解雇する事、廿九日以後缺勤せんとする者は其都度事由を添へて届出づる事、若し届出を怠つた者は翌日解雇する事」の意味の揭示を門前及各主要部に出し尙同様の通告を七千二百人の職工に發送した。揭示は勿ち効を奏し缺勤届を出す者多く中にも女工は大凡そ同一文句で「私事今般途中危険に付き向ふ三日間不参仕り候」と認めてあつたと云ふ。

當局は本事件に關係した者百餘名を憲兵隊に檢舉する筈であつたが警視廳と交渉の結果暫く見合せる事と

した。之に就き石本憲兵司令官は左の如く新聞に述べて居る。

實は本日(二十九日)首謀者煽動者を檢舉する手筈であつたが私が警視廳に本間官房主事を訪問したのも其相談であつた警視廳側はモウ一日延ばして呉れとの意見だつたから見合せたけれどもサウは待つて居られんで軍事警察の立場から明日(三十日)邊り檢舉を勵行する積りである私の方は事件勃發の當初において之を斷行する意嚮で警視廳とも協議したが警視廳は之を好まず遂々今日迄延ばされたのである。

此日小石川労働會では王子勞友會に對して二者共に共通の目的に向ふて運動するものであるから、今後は協同して運動せんと申入れたが、勞友會の方では之を拒絶した。

廿九日夜既に職工側は大體九月一日から出勤と決定したので三十日朝藏原惟郭氏、本田仙太郎氏は仲介の勞を取る事となり芳川會長及清水幹事長等を伴ふて陸相に面會を求め左の宣言書を呈出した。

解決は光明にあり、時代の大勢は吾人の要求せる處の曩に陸相に提出したる四ヶ條は、吾等生命のある限り極力主張しつゝありて是が貫徹を期すると共に我労働者の爲に吾等は身を犠牲にして當局に當らんとす。茲に於て吾等は會の結果の威力によりて吾等の要求を迫るに及んで茲に同盟罷業の結果を生じ帝國々防の機械製作に従事しつゝある吾等職工が僅少なる要求の爲に國防の缺陷を生ずるは陛下下の赤子として豈忍びんや。茲に及んで吾等は決然國家の爲に自決

し無條件を以て陸軍大臣を信じ、藏原本田兩氏を介して國家を憂ふる餘り血涙を吞んで天下の諸賢に公開す。八月卅日、芳川哲、安達和、清水信一

之に對して陸相は「労働會員が斯く反省した上は誠意を以て自分は極力諸君の爲に盡考すへである云云」と述べた。此日委員等は藏原氏等と共に岡總監を訪ひ、前日來の勞苦に對する謝禮の意を表し、且つ前記宣言書同様の意を述べて歸り、幹部一同集合の上藏原芳川氏等から顛末を報告し、一同涙を以て別れ卅一日報告大會を開きて此旨を全工職に通知する事となつた。一方王子板橋の支廠方面では廿九日の決議に基き委員三名岡總監を官邸に訪ひ「我々は當局者が要求を入れてくれぬからとて罷工をつゞける時は社會の同情を失ひ、旁吾々の本意でない故本日から出勤せんと思ふ、併し多數の職工の事故早速趣旨が通じかねる故二日延ばして九月一日から全部出勤と云ふ事にしたい」と述べ、更に支巡廠回中の宮田提理にも同様の旨を述べて、卅一日報告大會を開く事となつた。此日王子署で十名の檢束あり、憲兵隊にて横田氏取調べられたが職工側は一般に靜肅であつた。尙聞く所によると三十日朝芳川會長等は責任の大なるを感じて自殺せんとし

たが、藏原氏等に説諭されて思ひ止つたと云ふ。

卅一日瀧の川紅葉園で小石川労働會大會は開かれ、顛末全部を會長及び藏原兩氏から報告し、且つ陸相及び岡總監を信じて解決を將來に待つ外なき旨を告げ愈々九月一日から出勤と決定した。尙憲兵隊にては司法次官、警保局長、警視廠側と協議の結果「此後本事件首謀者が事實謹慎の意を表する事なくして又斯様な事をなすならば容謝なく檢舉するが、此度は彼等が改悔したのであるから強ひて罪に落す事はせぬ」と決定したと云ふ。尙九月四日の諸新聞所報によれば東京憲兵隊では此回の事件に關して煽動、教唆、恐喝、傷害等を極力捜査し連日に亘りて召喚取り調べ中であつたが、三日遂に一件書類を檢事局に送致した、其爲檢事局では芳川會長以下數名を召喚して尋問した。其後聞く所に據れば小石川本廠及板橋王子支廠の職工で起訴された者が相當にある様子である。勿論それは治安警察法と刑法正條とに據つたものである。然るに超えて九月中旬に至り小石川労働會幹部の者は本事件解決の時に於て官憲は關係者を檢舉せぬと聲明しながら其後續々檢舉して十八名の多數を收監したのは甚だ其意を

得ずとて此件につきて藏原氏邸にて協議會を開いた。席上種々議論あつたが結局豫審終結迄形勢觀望する事とした。尙本事件に關して出所不明で五千圓の寄附金あつたとかで問題になつたが小石川労働會は一切如何はしき寄附金は受けぬ事に決定した、尙立憲労働義會は本件に關して收監せられた者を救済し窮困者に助力を與ふる事とした。

本事件あつて以來東京砲兵工廠では職工百人毎に一人の代表者を定め、何か意見のある場合には代表者が直接提理閣下に面接して其要求を述べる路を開いたと云ふ。尙又陸軍省では拾月から工廠職工に對し五割の増給を行ふて職工の窮狀を救ふ方針を取つたと云ふ。八月末の状態では職工の月收最高八拾壹圓貳拾五錢、最低貳拾貳圓七拾五錢である。最高級を受ける者は全職工中〇・三%にして最低級を受ける者は五・八四%である。大體に於ては五拾圓以上の者が最も多いと云ふ。

東京砲兵工廠職工の收監

東京砲兵工廠同盟罷業事件に關し東京地方裁判所檢事局では憲兵隊本部へ出張して擬議中であつたが、遂に憲兵隊の檢舉に基き左記

の職工は收監された。

十條會横田多聞、勞友會福田藤吉、小石川勞働會、芳川哲、清水政吉、安達和約十七八名

而して此收監は九月上旬から下旬へ掛けて漸次二三人宛檢舉に據つて行はれたのであるが、此等の人々の家族約百名は日に日に窮狀に陥ち入り如何とも致方なき狀態にあるので、九月十四日工廠罷業事件に關係した幹部の者一同藏原惟庸氏方へ集合して前後策に就て協議したが、結局藏原氏及び辯護士山口氏の盡力により汎く世間から同情を仰いで彼等の窮狀を救ふといふ事に一致した。其後新聞紙の傳ふる所によれば收監された委員中の一人は精神に異狀を呈して獄中にて死亡したともいふ。此事件に關する豫審は甚だ手間取り、十一月下旬に到つて漸く其豫審を終つたので司法官憲は十一月二十六日頃から此等の者を責付出獄せしめた。

砲兵工廠職工の勞働爭議に關する陸軍省側の發表

八月廿三日、國民新聞に砲兵工廠職工の勞働爭議に關して陸軍省筑紫兵器局長は其經過を左の如く發表して居る。

一、七月下旬、東京砲兵工廠にて職工の一部賃銀増額の請願をなさんとする企圖あるを察し當局者は職工一般に對し、目下の物價騰貴に伴ひ勞働者の生計容易ならぬは眞に同情に堪へず、是が爲工廠にても其所置を講究しつゝあるが、何分官立工場は一般私設工場と大に其趣を異にする所ある故其旨を理解する様懇諭せり。

二、一方に於て工廠職工數名は小石川勞働會なるものを設け、八月三日傳道院にて發會式を舉げ、工廠職工五六百人參加せり、其要

旨は職工團體の力に依りて勞働者の生活向上に關する要求をなすにあり。

三、工廠に於ては前記發會式の實況に徴し、其幹部等が勞働會に多數職工の入會を勧誘し、結局其團結の力を利用し、勞働時間の短縮、賃銀増額の請願をなし、勢ひ同盟罷業をも遂行せんとする如き前兆ありしを以て、其幹部等を招致し懇々説諭を加へ反省を促したるも毫も之に應ぜざるを以て工廠の秩序維持上已むを得ず數名のことを解雇せり。

四、八月十七日小石川勞働會は大塚本傳寺及西信寺にて第二回大會を開き、集合せる者約八九百にて賃銀値上、勞働時間短縮等の請願を工廠提理及陸軍大臣に提出すべきを決議せり。

五、八月十八日、小石川勞働會員四十名の代表者八名陸軍省に出頭し、大臣に面會し、第二回大會の決議事項を請願せり、大臣は生活難は同情す之に對しては夫々當事者に注意すべく、又今日の陳情に對しては夫々の相當機關に陳述すべき事を訓諭せり。

六、八月二十日、勞働會代表者數名陸軍大臣に面會を求めたるも大臣不在なりし故兵器局長代りし會見せり、其時彼等は前々日の請願事項の解決を求め、局長は其趣を大臣に傳言すべきを答へたり。

七、此間工廠の職工就業狀態に異常なく、單に前記解雇せられた數名が前述の運動をなせしのみにて、大勢に及ぼすが如きことなかりき。

八、八月二十二日 小石川勞働會幹事等は早朝要所に於て工廠職工の出勤を妨害し、以て強制的に同盟罷業を企圖せしも、工廠の作業に影響なし。

目下小石川構内の職工總數約一萬人、平常の缺勤者約一割、二十二日の缺勤者は小銃製造所に一割一分、其他異常なし。要するに此回世間に傳はりし風説は針小棒大にして、單に一部の煽動者の行爲に起因す。

尙廿五日、陸軍省では左の如く就業狀態に就て發表

した。

八月二十二日に於ける現況

一、八月二十三日に於ける工廠小石川構内各製造所屬の職工登廠時の景況及び就業の状態は靜穩なりし然れども砲具製造所の砲彈工場に於て合計約七百人の缺勤者を生ぜり

二、當日板橋及び十條方面に於ける各製造所の就業状態は前日と大差無し

三、當日に於ける職工の缺勤數と平常の場合に於ける缺勤數の對照左の如し

小石川構内平常の缺勤人員一千六十人(平均數)當日の缺勤人員一千七百九十人(缺勤人員の七百三十人増)板橋、瀧の川、十條及び王子構内平常の缺勤人員五百八十人(平均數)當日の缺勤人員五百七十二人(缺勤人員の八人減)

八月二十四日の狀況

休業日に付き全休

八月二十五日に於ける狀況

一、小石川構内の職工登廠時の景況及び就業の状態は靜穩にして一昨二十三日缺勤せる砲具製造所の砲彈工場鑄工場所屬職工は大多數出廠せり

二、板橋方面に於ける火具製工所の信管工場に於ては約二百六十人の缺勤者を生ぜる外平日と異らず

又八月廿六日の發表

八月二十五日夜

八月二十五日夜板橋方面に於ける電力裝置及用水裝置に加害せんと
の風説ありたるを以て同夜嚴重に警戒せしが何等異變なかりき

八月二十六日

一、小石川本廠缺勤人員は平常の場合より少く、就業状態極めて靜穩なり

二、板橋十條方面の銃砲製造所職工就業状態平常の通り、火具製造所職工の缺勤人員は平常より多きこと二百四十人、板橋火藥製造所職工の缺勤人員は平常より多きこと約四十人、技術科出張所職工の缺勤人員は平常より多きこと二百九十人なり

八月二十七日の發表

一、八月二十七日に於ける工廠小石川構内職工の缺勤人員は平常の場合と異りなく就業の状態極めて靜穩なり

二、同日板橋王子方面の狀況

(イ)銃包製造所に於ては職工就賃の状態平常の通り

(ロ)其他の箇所に於ては缺勤人員平常より多き事約七百八十名なり
火具製造所二百八十名、板橋火藥製造所八十名、技術課出張所三百十名、會計課出張所百十名、計七百八十名

尙八月二十八日筑紫兵器局長の發表する所は左の如くである。

八月二十七日午前九時半以後に於ける小石川砲兵工廠構内の狀況は何等平常と異なることなく極めて靜穩なるも板橋及び王子方面は銃包製造所が朝來稍不穩の景況なりしか午前九時半の休憩終了するも第二壓延工場の職工は作業に着手せず工場の一隅に集團して何事かを密議し居り次第で鑄工場、彈丸工場等漸次作業を中止し午前十一時半頃に至り遂に各工場全部作業を中止せり此の頃より午後二時工賃支給開始時に至るまで各工場とも稍喧騒なりしが工賃仕拂は平常の如く靜肅に行はれたり是より先き午前十時頃填藥工場所屬の組長等會食場に集合し罷工者側より追怛を受くるに付き是れが對應策を凝議しありしに何れよりか十數名の一團亂入し一組長を目がけて打ち掛り後頭部及び臀部に輕傷を負はしめたり又午前十一時半頃工場を巡視し居りし彈丸工場の一助役に對し罷工者側の十數名打ち掛り身體各所に輕傷を負はしめたり狀況斯の如くなるを以て終業前各工場助

役等相集り當分の間休業するに決議せり。他の場所にては就業中往來職工等が三々五々集合して何事か密語し居りし外異状はなかつた以上の如くなるを以て萬一を顧慮し各所とも午後四時終業する事とし又八月二十八日に於ける小石川砲兵工廠構内の状況は全く前日と異なることなく板橋方面各所の職工は迫害を怖れて出勤する者甚だ少く作業は全く休止の状態に在り缺勤人員は銃包製造所三千九百十三人、火具製造所千六百八十一人、板橋火藥製造所三百九十一人、技術課出張所三百四十人、會計出張所百三十九人計六千四百六十四人である。

八月二十九日の發表

二十九日、小石川砲兵工廠内は極めて靜肅なりしも板橋王子方面は前日と同様作業を休止した。同日缺勤人員銃砲製造所三千九百十八人、火具製造所一千六百八十二人、板橋火藥製造所六百四十人、技術課出張所三百七十人、會計出張所百三十八人。

又建築物保護の目的を以て二十八日午後五時より左の如く衛兵を臨時配置した。

目黒火藥庫將校以下二十三名、小石川將校以下二十四名、王子豐島將校以下二十一名、板橋將校以下三十七名、板橋火具製造所將校以下二十九名、瀧の川將校以下十一名、其他豫備員準士官以下十九名、

東京砲兵工廠罷業事件と本田仙太郎氏

八月末東京砲兵工廠罷業事件あつた時小石川労働會に突然本田仙太郎なる人來り、「官憲に向つて争ふの不利を説き多數の職工に向つて頼りに爭議中止」を説教した。此時は恰も職工側の氣勢最も緊張して居た時であつたから、此説教を聞いて職工側は彼を官憲の廻し者と推定し、却て反感の念に驅られた。然るに此事件が愈々結末を付ける様になつた時再び本田氏は表はれて藏原氏と共に大に仲介の斡旋振りを示した。諸事件も一段落片付いた時に官憲殊に憲兵側で

は盛んに事件關係者を檢舉したり引致したりした。それ故職工側では事件結末當時陸軍省側から聞いた事も其後官憲の態度とに心得難き點あるのを見出して不審を抱いて居た。然るに丁度此時何人の行為とも知れず本田氏を通して五千圓の寄附が職工側に對して申出でられた。其後本田氏の態度に甚だ了解し難き事ありと云ふので職工側では本田氏との交渉は一切避け、且つ出所不明の寄附は一錢も受けぬ、本事件の費用は凡て職工側で支辨すると主張した。依て九月十日、本田氏が神田青年會館で事件の報告會を單獨で開いた。職工側は之を聴きに行つたが本田氏の報告には事實相違の點があつたので小石川労働會の幹部等は起つて之を訂正した。之に對して本田氏は其の辯解をしやうと努めたが此時大杉榮氏一派の連中場内にあつて盛んに本田氏を罵倒し遂に再び發言するを得しめなかつた。然るに十一月末此砲兵工廠事件に關して收監された二十餘名の者が責付出獄となつたので本田氏は此事件に關して起つた職工側の誤解を解かん爲自分の弟をして出資せしめ、此等の職工に白米廉賣所を經營せしめて彼等の糊口を助くる様盡力した。

横濱市寢卷職工の増賃要求

八月十七日、横濱市在輸出、外人寢卷職工連約三百餘名は過日來増給運動をしてゐたが、此日午後七時頃一同集合し職工側の具體的要求事項を決議した。彼等は今日迄各其親方の家に寄宿し三食を食つて一日日給一圓二十錢を貰つてゐたが、此回は各自辨當を持參出勤する代りに日給二圓八十錢に値上を要求し、早速實行委員を選んで各親方に交渉の結果全部解決し、無事十二時半散會した。

朝鮮各地の労働爭議

諸物價騰貴の影響を受けて朝鮮にても二ヶ月程前から小規模の同盟罷業など起りつゝ在つたが八月に至りて殊に激しく漸次大規模となつて來た。

八月十八日、京城電氣會社發動工場職工全部は賃銀値上を要求して同盟罷業す。同會社にては本年に入りて四回目だといふ事で會社は強硬であつた。同日日韓印刷、京城印刷所兩所の印刷工も賃銀値上を要求して同盟罷業した。其他小労働爭議は類々として鷄林八道に起つてゐるが、當局は可及的無干渉を口に唱へてゐる。

信濃絹絲紡績會社製絲部の労働爭議

八月十八日、長野縣丸子町信濃絹絲紡績會社製絲部男女工五十餘名は賃銀値上を要求して同盟罷業を爲した。會社側では爭議の結果其請求を斥け是と同時に罷業者全部に解雇を申渡した。爲めに、他の二百五十名の職工も動搖し出した。同會社では七月二十七日賃銀三割値上げを要求した時に技師長が保留して何等實行しようとしなかつたのであつた。

岐阜市川原澱粉工場職工の同盟罷業

八月十八日、岐阜市川原澱粉工場の職工百餘名は目下の賃銀九十五錢乃至一圓五十錢に四割の増給をなさん事を僱主側に要求した。僱主側は其要求を斷然拒絕した故に職工側は初志貫徹の爲めに同盟罷業の舉に出でた。岐阜署では兩者の圓滿解決に盡力した結果、十九日より職工は無條件で復業し、同時に會社では賃銀約一割を増給及時期を見て更に増給する旨を發表して解決した。

名古屋桶製造會社の労働爭議

八月十八日、名古屋桶製造業組合の職工四十餘名は工賃三割五分値上を要求して同盟罷業を行つた。組合では一割五分の値上を承認したので直に職工側の委員は職工等に語りし結果之で妥協する事となり十九日より一同就業して解決した。

大連苦力の盟休

八月十九日、大連に於ける建築關係の苦力約千名は賃銀値上待遇改善要求の爲め同盟罷業した。全滿洲に及ぶものと豫想されて居た。

秋田縣小阪鑛山の労働爭議

八月十九日早朝、秋田縣小阪鑛山の坑夫千二百餘名は突然休業して賃銀四割値上を要求した。鑛山側は大いに驚いて、十分適宜に取計ふ旨を述べて慰撫大いに努めた結果九時過一同復業した。然るに二十日午後に至つて更に工作課の職工全部も値上を要求、事務員不公平などと申告書を以て迫り、形勢穩やかならぬ様になつた。然るに之に對して鑛山側では二十三日に至るも何等の確答を與へなかつたから、鑛夫側の憤慨甚だしく、分析課職工罷業し、機械課職工は連名して辭表を出し、工作課職工三百餘名は神社に集りて密議を凝らし鑛石運搬の電車は運轉を中止するに至つた。二十四日午後分署長、町長等は調停の勞を取る爲め神社に赴き一同に訓諭して一先づ散會させたが、午後六時又六百名程集合し、労働會長は罷業の顛末を報告した。此時町長は仲裁せんとして却て言質を取られ、事務所長を伴ひ來らんとしたが、事務所も狼狽中の事とて何等解決出来なかつた。二十五日午前六時から三千名の休業鑛夫は大會を開き町長も臨席して協議し郡長も調停に行つたが依然として解決しなかつた。

二十六日午前零時鑛夫側は在郷軍人を先頭に隊伍を調へて三千人縦列隊となつて事務所に押し寄せたが、町長、分署長、郡長等の慰めで一先づ解散した。同日午前五時會社側の態度依然として決定しないので労働會幹事は郡長、分署長、町長、事務課長、冶金課長等と顔面揃へ交渉の結果、結局労働側の言ひ分を大部分容れる事とし、其旨を直ちに鑛夫側に通知した。此旨を聞いた四千名の鑛夫は大集會を開き、町長、分署長、郡長等の訓諭の後萬歳を唱へて同日より就業した。

東京芝池貝鐵工所職工の同盟罷業

八月二十日、東京芝三田池貝鐵工所職工七百五十名は會社側に賃銀五十錢値上、退職手當並びに請負單價値上の要求を出したが會社側之を拒絶したので遂に二十一日より同盟罷業を企て二十三日に至つて本式に罷業し、芝本芝町の分工場の職工を糾合して盟休し、芝區瑠璃光寺内にて七ヶ條の決議をして更に重役に提出した。彼等は二十四日午前十時瑠璃光寺内に演説をなし翌朝も亦なしたので會社側も益々強硬となつて妥協の見込が付なくなつた。九月七日、池貝社長及三田署長が職工側の代表者と交渉し八月二十三日分より罷業中の日給を支拂ふ事とし無條件で職工側は就業する事となつた。

神戸日本燐寸會社女工の同盟罷業

八月二十日、神戸市荒田町日本燐寸株式會社箱詰女工等二百五十餘名は正午に到り突然同盟罷業をした。其原因は前記箱詰工場に十數年間勤續せる工場監督名倉某を會社が解雇した故である。女工等は名倉某を復職しない時は就業せずと云ひ張り二十一日も同様に罷業をつづけた。(同社では先月賃銀値上げの運動あり、双方妥協によりて解決したばかりである。)

大阪帝國木管會社の労働爭議

八月二十日、大阪南區水崎町帝國紡績木管株式會社工場の女工が増給を要求した。現在女工約二十名、男工を合して八十名にて要求の程度は八十錢の工賃制度を九十錢乃至九十五錢に値上する點であつて日給者は一割五分値上を要求した。

横濱市内疊職の増賃要求

八月二十一日夜、七時横濱市内の疊職人三百九十餘名は同市山吹町の山吹館に集合賃銀一圓五十錢(食費日辨)を二圓二十二錢、九

十錢(食費雇主持)を一圓二十八錢とする三割五分値上、及臨時手當として前者に十五錢後者に五錢支給を要求する事を決議し、二十日交渉委員を選んで組合と交渉を開いた。

下關内務省土木出張所職工の同盟罷業

八月二十一日、下關内務省土木出張所造船機械工場職工三十餘名は賃銀値上げの要求を出したが、其要求拒絶せられた爲遂に同盟罷業をした。始め職工側の要求は給料三割、手當一割の値上げ、月二日公休日の設定と云ふのであつたが、値上げの件は来る定期増俸期迄待つ事となり、双方意志を疎通するの路開け、二十二日無事解決同時に復業した。

大分市郵便局配達夫の同盟罷業

八月二十二日、大分縣大分市郵便局配達夫(十五歳乃至十八歳の若年者)二十二名は一同早朝より罷業した。局長は直ちに監督員を出して調査したのに、市外長濱に集合して何事か協議中であつたので、一同に訓戒した上同局に連れ歸つた。但し少年等は何等要求條件等を提出して居らず、缺勤して何事かの決議する筈らしく觀えた。

鳥取市洋服縫工の同盟罷業

八月二十四日、鳥取市洋服縫工組合では賃銀四割値上を要求して容れられかつたので同盟罷工した。洋服商組合では大阪地方より既製品を買入れ又は新規に職工を雇入れんものと對策に努力し、職工側は又夫と資金の融通を受け聯合して一大洋服店を組織せんかと談合中だと云ふ。

尼崎造船所職工の労働爭議

八月二十五日、尼崎市內尼崎造船所造船工五十餘名は雇主に對し

て現在の賃銀二圓二十錢より更に二割の増額を要求した。之に對して雇主側は拒絶したので職工側は遂に同盟罷業を企てた。其後度々双方で交渉を重ねたが其結果九月九日雇主側で三十錢の増給を承諾し、九月十一日から一同就業する事となつた。

東京カフエーパウリスタ使用人の増給要求

八月下旬、東京カフエーパウリスタの使用人（全國合計）六百餘名は賃銀値上げ、待遇改善の要求を提出した。パウリスタでは使用人の要求を至當と認め、給料の外に（一）毎月賣上の千分の五を支給する事、（二）毎月賣上げ責任額を定めその超過額の純益の五割を支給する事、（三）毎月賣上げ利益の千分の十五を積立て置き決算期に分興する事、尙其他寄宿舎の建設、教育、衛生、娯樂の設備、食事の支給等を一切雇主側で負擔する事を承諾した。

大阪南區廣瀬鐵工所職工の労働爭議

八月二十九日、大阪市内南區具柄町廣瀬鐵工所仕上工三十餘名は現在の平均賃銀二圓五十錢は低廉に過ぎる故、三割方の値上げを要求した。之に對して雇主側は拒絶したので三十日以來職工等は遂に缺勤し三十一日天王寺公園で協議會を開かんとした。併し公園は場所柄野次馬の集り安き故變更する様にと警官に注意され、一先づ退散した。

大連郵便局配達夫の同盟罷業

八月二十九日、大連郵便局郵便配達夫約五十餘名は給料値上げを要求し、同盟罷業をした。

吳海軍工廠職工の労働爭議

八月下旬、吳海軍工廠造船部職工間では待遇改善に關する要求の聲上り、各職工間に左の如き要求事項を認めた書類を廻附し、各自

の記名捺印を得て聯盟して待遇改善を請願する事となつた。

一、現在十時間労働を九時間とする事、一、出征又は勤務演習等に召集せられた時は其期間中給料の支給を得たき事、一、夏冬二季の休暇を與へ其間給料を支給せられ度き事、一、賃銀を相當増額せられ度き事、其他二三項。

九州電氣軌道門司出張所電工の値上要求

八月下旬、九州電氣軌道門司出張所の電工約二十名は現今の日給最高九十五錢最低三十五錢を餘りに過少なりとし物價騰貴、生活難を理由として五割の増給を會社側に要求した。

臺灣臺北の人力車夫の増賃要求

八月末、臺北の人力車夫が同盟して組合に迫り賃銀値上承認を要求した。組合では早速臺北廳に申請した結果平均二割値上を承諾する事となつた。現在車夫數一千二百三百車臺八百。需用激増の昨今二割値上げ位では喜ばない。九月初旬に入りて人力車トラストを組織せんとする者が現れたりした。

九月之部

大阪市西區大阪製鎖所職工の労働爭議

議

九月一日、大阪市西區春日出町大阪製鎖所製鎖工二百名は同盟罷業をした。其由來は同所の職工は従前利益分配金と云ものを本給の外に十五割宛給與されて居た。然るに會社側は戰時中程の利益が積かないもの故去る六月になつて『九月一日より右分配給與十五割を五割に減少する旨』を發表し、八月十九日になつて更に改めて此由を職工一同に通じた。之を聞いた職工等は憤慨して同日直ちに罷業

した、然るに同日は大木朝日橋署長も出席して一先づ就業する事となつたが、愈九月一日になつて十割減を會社側が實行するので一日から職工等は又同盟罷業を企てたのである。六日には職工一同將來の方針に就て協議會を開いたが結局何等の決定を見なかつた。其後會社側では其態度頗る強硬で場合によつては休場しても差支ないと云ふ風が見えたのと、且つ職工側では利益金分配額を五割に減じられても尙收入は他に比較して餘り劣る事ないと氣がついたので、七日に至り復職する者多くなり、八日から全部就業する事となつた。

兵庫縣飾磨町三菱鑛山部出張所仲仕の同盟罷業

九月一日から、兵庫縣飾磨町三菱鑛山部出張所は仲仕二十名に對して賃銀二割の増給を行ふた。併し雇主側では賃銀値上げと同時に労働時間の延長を施行する事としたので仲仕側は之に對して不平を唱へ、九月七日時間短縮を雇主側に要求し、其要求を貫徹する爲に同盟罷業を行ふた。

福岡縣三池炭坑労働者の不

穩

九月始め、福岡縣三池炭坑所屬石炭仲仕六百名は賃銀二割の値上げを坑主側に申入れた。坑主側では調査の結果其要求を容れて爭議圓滿に解決した。然るに九月八日に至り鹿兒島縣方面から來た仲仕一團は先日の値上方法を不服に思ひ、各自棍棒スコップ等を以て事務所を襲撃した。急を聞いて鑛山側及官憲は直ちに之を取り鎮め、暴行者は一時收監せられた。此事件に就

て後に聞く所に據れば同炭坑では鹿兒島縣與論島人を使用し、彼等が内地人と風俗習慣の別なる故を以て與論島人長屋を作り、廿七棟の長屋の内に一千三百人を收容して大家族的生活をなさしめ、賃銀は一日男卅九錢手當十六錢、女二十七錢、手當十三錢を給して内地人と著しき差別をつけた。それ故彼等は内地人のみ増給を得て生活向上して行くのに自分等のみ虐待せられるのは其意を得ずとして賃銀値上を要求し、同一の勞務に對しては内地人と同一の待遇を與へん事を會社側に要求した。然るに會社側では之に何等の確答を與へずして只だ彼等に働いてくれとのみ主張したので遂に前記の如き始末を演じたのであると云ふ。

栃木縣足尾銅山鑛夫の労働爭議

九月三日、栃木縣足尾銅山通洞坑内坑夫九百名は請負賃銀三割増給を鑛山側に要求した。然るに鑛山側は之を調査する事なく拒絶したので鑛山側の態度に不満を抱き遂に同盟罷業を企てた。九月五日に到り鑛夫等は罷業監視を行ふて入坑者を制止し、同日の罷業者は一千名に及んだ。此時大日本鑛山労働者同盟會足尾本部から委員出張して罷業者を訪問し、同盟會の加入者を集めて『同盟會本部から鑛山側に對して二十八ヶ條の要求條項が提出してある故、それに對する回答が來る迄從來の爭議は中止して要求條件は全部同盟會本部に委任されたい』と申入れた。罷業者側には同盟會員半数以上居た故爭議は一切同會本部に委任する事となつた。それ故同盟會では幹

部會を開いて前後策を講じ、鑛山側と再三交渉したが、遂に七日夜鑛山側の幹部と鑛夫側の幹部と會見し、爭議の原因に就き鑛山側から充分なる調査をなし、九月十日から三割増給も行ふと云ふ事となり九月八日から全部の就業を見た。同盟會では種々協議の末九月末會員の名を以つて二十八ヶ條の要求の回答を會社側に督促せしめた。此運動は極めて秩序的に行はれ鑛山側を動かす事大であつた爲め、日光精銅所の職工も起つて八時間労働賃銀値上を要求するに至つた。會社側も止むなく十月十六日八時間制實行に決した旨洩らした。

東京市電氣局濱松町工場一職工の憤慨

九月三日、東京市電氣局濱松町工場一職工は警視廳に刑事課長を訪ひ次の如き事を訴へた。

『濱松町工場では職工募集の廣告を各所に出して居り、之に應募する者毎月數百人あるが、實際に於ては如何に熟練工でも職工長又は事務員に十五圓の手數料を與へなければ殆ど採用されない。又就業後日給一圓五十錢と云ふ辭令を愛けても一圓しか得られぬそれは採用と同時に事務員等から承諾せしめられるのであるから、夫を兎や角いふと直ぐ減首される。五十錢宛は事務員等が月給袋から差引いて渡すのである。従つて事務員や細工等は職工さへ増加せば収入が増加するのであるから業務多忙を名にして新入者を作る事ばかり考へて居る、次に又工場内の古い金具等も御用商人が何時の間にか運び出し新製品として納入して居る。此如く工場内は醜態百出で職工の窮狀は實に甚だしいものである』云々

大阪市北區大阪製塋所職工の値上要求

九月四日、大阪市北區新家大阪製塋所職工二百名は賃銀三割の値上げを雇主側に要求した。元來同所では從來賃銀安きに過ぎたので

七月始め一割の増加を行ふたのであつたが物價騰貴は益々職工を壓迫したので遂に九月四日二百名連署して職工長及事務取締役に前記の要求を出願したのである。然るに會社側は斷然之を拒絶したので職工側は致方なく六日遂に同盟して辭表を提出した。茲に於て會社側は大に驚き重役協議の結果更に一割五分の値上げを決定し此旨を職工側に通じた。職工側も大體に於て之にて折れ合ひ七日から復職する事となつた。

東京日本製麻會社赤羽工場職工の労働爭議

九月上旬、東京府下日本製麻會社赤羽工場職工一同は新任工場長鈴木某氏に對して不信任を唱へ、男女工約八百名一同調印の上鈴木氏不信任に關する陳情書を社長の下に提出した、會社側では早速重役會議を開き前後策に付き協議したが結局職工側の要求を容れる事となり、前工場長と親交ある田村某氏を工場長に新任し、尙全職工に對して從來よりも二割方増給する事となりて無事解決した。

神奈川縣浦賀船渠會社職工の労働爭議

九月六日、神奈川縣浦賀船渠會社職工は賃銀五割増の要求を會社側に提出した。其由來は會社側が本年上半期の利益金中から十四萬圓を六千餘名の職工に分與した。然し物價騰貴は到底一時の分與金で救はれるものでないので、九月四日伍長以下の職工各組で二名の宛の代表者集つて協議した結果、三割の増給を會社側に要求する事となつたのである。若し會社側は理由なく其要求を拒絶する様な事があつたら職工側は同盟罷業の舉に出でんと云ふてゐる。之に對して同社重役の一人は『會社は先きに職工の生活を助ける爲二割の増給を行ひ、職工救済基金中から日用品を購入し、之に補助をあたへて白米等の廉賣をばして居るのである。此様に職工待遇に注意して居るにもかゝらず此度此様な要求に接したのは甚だ遺憾であるが

調査の上事情餘儀ないと判明したならば職工の要求に應ずる考へてあるが何れにしても重役會の決定を経なければ判定しない」といふて居る。會社側では若し三割増給するとせば廉實に關する補助は止める意向らしい。

兵庫縣飾磨港仲仕組合の勞働爭議

九月七日、兵庫縣飾磨港仲仕組合は運送業者に對し賃銀五割の値上げを要求し、且組合加入者以外の者を同港にて使用せぬ様に運送業組合に申込んだ。

福島縣若松鈴木製絲場女工の勞働爭議

九月七日、福島縣若松鈴木製糸工場繰糸工女外雜役夫百五十餘名は工賃三割の値上げを決議し、數名の委員を擧げて雇主側に要求條項を提出せしめた。之に對して雇主側は何等の回答をしなかつたので一同は憤慨して遂に同盟罷業を企てんとした。此時に到り雇主側は漸く其鎮撫策を講ぜんとしたが、職工側は要求條項に對する確答を聞く迄は決して譲らないと主張して居る。

廣島縣蘆品郡下駄職人の値上要求

九月上旬、廣島縣蘆品郡内各町村下駄職人等は工賃三割増の要求を雇主側に要求した。雇主側は之に對して承諾を與へず、其爲遂に職人等は同盟休業した。之に就て府中警察署長は専ら調停の勞を取り結局二割値上げを雇主側で承諾する事となりて職人側も就業する様になつた。

東京市街自動車會社従業員の増給運動

九月上旬、東京市街自動車株式會社車掌運轉手等は穩健なる態度

を以て二割の増給要求を會社側に提出した。其由來は本年六月末車掌運轉手等は五割の増給を要求したが、交渉の結果三割の増給と云ふ事で一先づ落着した。併し物價騰貴は益々彼等を壓迫した爲彼等も遂に堪へ切れずして殘部二割の増給を懇願して來たのである。同會社の事業は公衆の交通機關である故一般交通に迷惑を與へん事を恐れ、運轉手車掌等は同盟罷業の手段を避け、頗る紳士的態度で交渉をして居る。之に對して會社側の云分では「運轉手は六ヶ月間會社の養成所で養成したものである、其費用は三百圓程がかつて居る、それ故會社の義務年限を終らぬ者に對しては會社から賠償を請求し得る故、會社に對して不當の要求をする事は出来ない」と云々

大阪市南區品川白煉瓦會社大阪工場職工の値上要求

九月九日、大阪市南區木津品川白煉瓦株式會社大阪工場の職工約二百名は代表者十名を選んで賃銀三割の値上げ要求を會社側に提出した。同工場は木工、煉工の一部を除く外は大部分碎石、運搬に従事する者で不熟練工が多い關係上、他工場に比較せば賃銀率が低い故職工等は遂に値上運動に着手したのである。會社側では東京本社に照會して其上職工側に確答すると云ふ。

小樽船人夫の同盟罷業

九月九日、北海道小樽船業組合の人夫約千名は同盟罷業を企てた。其原因は先日賃銀五割増を雇主側に要求した所四割増の妥協案を雇主側から得たので、一同それにて折れ合ひ爭議は一時圓滿に解決した。然るに雇主側は四割の増給はするが從來の手當は廢止すると云ひ出したので人夫等は遂に同盟罷業を企てたのである。其後二三の回漕店主仲介奔走の結果荷主組合にて五割の増給を承諾したので九月十一日全部の和解を見た。

大阪市西區大阪耐火煉瓦會社職工の

不穩

九月九日、大阪市西區石田町大阪耐火煉瓦會社職工十數名は支配人小田某氏を亂打した。其直接原因は同氏が時計の針を十五分程後へ戻した故、職工等は會社側が故意に労働時間を延ばして終業を遅らせるものと思ひ激昂して此舉に出たのであると云ふ。然し其遠因とも見るべきは從來受賃制度であつたのを去る六月から日給制度に改めたので、其爲職工側の所得は幾分宛減少した。それ故職工等は會社側に對して非公式に増給の事を懇願して置いたが、會社側では何等の確答を與へなかつた。然るに同社の寄宿舎には二十名程職工が寄宿して居たのであるが、從來は一日食費四十錢とし別に會社から十錢宛補助して居た。それが九月始めから賄方の方で五十錢では引合はぬからと云ふので五錢の値上げを職工に迫つた。職工が會社に請求せよと云ふたので賄方は會社側に要求したが、會社側でも之を別れ付けた。そこで職工等はそれならば賃銀増給を要求すると以前よりは少しく強硬の態度に出た。此時支配人は始めて食料補助増加の件を承諾すると云ふて職長等と協議したが、職工等は最早食料云々の事ではなく賃銀増給の件が主要であると主張した。恰も此時前記時間延長云々の事に不服を持つた職工等押掛け遂に暴行を加ふるに至つたのである。支配人は直ちに官憲に向つて告訴した。

高岡市高岡染物株式會社女工の同盟罷業

九月十日、高岡市高岡染物株式會社女工百五十餘名は同日秋祭の故に休業し、一同會合の上日給拾五錢宛増給を要求する申合をなした。十一日代表者を以て此要求を會社側に提出した。然るに會社側は之に對して確答を與へなかつた故女工等是一同申合せの上同盟罷業を企てた。それ故會社側も十四日に到り遂に女工の要求を容れたので同日直ちに四五十人の出勤ありて無事解決した。

朝鮮京城活動寫眞館従業員の値上運動

九月十日、朝鮮京城活動寫眞館有美館の従業員は大入滿員の最中に突然同盟罷業をした。其理由は賃銀値上げの要求を先日來雇主側に提出して置いたのに何等の返事なきを不服に思ひ遂に此舉に出たのである。十一日に到つても事落着せず一同は罷業を繼續して居る。

福岡專賣支局職工一部の同盟罷業

九月十日、福岡市煙草專賣支局の碎刻工場職工七十名は同盟罷業を企てた。其結果此等の職工と連續作業に従事して居た男女職工六百名も其爲就業不可能となつた。其原因は去る七月職工は賃銀三割増の要求を提出したが同月末福岡支局では本省の命令で一割五分増を實行したので職工側は一時靜穩になつた。然るに職工等は又々一割五分の値上げを局に向つて要求して來たので支局では遂に首謀者とも認むべきもの七名を臧首した。職工側は支局の此態度に反感を抱き遂に前記の如く罷業を企つるに到つたのである。之に對して專賣局では豫算の關係上早速職工の要求を容れる事ならず、只管鎮撫と警戒とに努力したが十七日に到り遂に罷業職工中三分の一以上は無條件で復歸したが強硬説を爲す者等は依然不就業であつた。然るに二十五日に至つて職工側より詫證文を入れて無條件で復職し專賣局側では十四名を解雇して解決した。

横濱輸出更紗染色職工の盟休

九月十日、横濱市内の輸出更紗染色製造に従事中の職工千五百餘名中の木版部及刷込み部の職工百五十餘は賃銀三割値上を要求したので、全職工にも大動搖を來した。工場主側は二十日午後七時を期して回答する事となつたが、二十二名の工場主中半数は拒絶の意あ

る事明となるに及んで刷込部の職工六十餘は殊に憤り二十日午後一時半頃より同市東太田町更紗業秋山方へ詰掛け、交渉委員を擧げて三割値上の實行を迫り、一方多くの職工は附近飲食店等に集合して示威運動をなすなどの事があつた。結局工場主側は一割以上の値上は不可能なりと拒絶したので職工連は同夜十一時頃より集合協議の結果、要求貫徹迄は休業を爲、事を通告した。工場主側も善後策に腐心してゐるといふ。

愛知縣旭陶器會社の職工總辭職問題

九月十一日、愛知縣西春日井郡旭陶器會社職工一同は（一説には事務所に亂入し暴行したとも云ふ）總辭職を會社側に申出た。其由來を聞くに同社重役中原田某氏神藤某氏とは平素面白からぬ間柄にあつたので、九月始め原田某氏は當務取締役を神藤氏に譲る事となつた。此事情を聞いた職工等は職工側に同情ある原田氏の去つて、其代り神藤氏が常務に就任する様になれば自然職工側に不利益の事多からんと思ふた。何故なれば嘗て原田重役の爲に誠首せられた元同工場の監督であつた大平某なる者は神藤氏は就任早々元の地位に据へた。然るに此大平某なる者は原田氏が入社せしめた職工に對して甚だ面白からぬ態度を從來屢々取つた人である。それ故職工等は此人の就任を頗る危険なるものと考へたのである。此様な事情で職工等は總辭職を申合したのであるが、原田氏は職工側の此申出でに對して神藤氏と交渉する所あつたが、結局神藤氏より職工側に對し原田氏の退社は決して職工側の不利を來すものでないと説き、職工側も納得して再び就業する事となつた。

大阪市西區大阪製鐵會社職

工の勞働爭議

九月十一日、大阪市西區大阪製鐵會社職工七百名は

同社の技師長に對して不信任の決議をなした。其由來は九月九日大阪府議事堂に於て國際勞働會議代表協議員選定委員會に於て、大阪府の代表者三名を連記法によりて投票選舉すべきや否やの件に關して議論があつた。其時紡績業の方面からは盛んに連記法を主張し、之に反して鐵工業側は單記法を主張した。連記法によるときは維纖工業側に勝算ある事は前日來の紡績側の運動に於て略ぼ明らかであつた。それ故鑄工側は結束を固うして連記法派を破らんとしたのであつたが愈々選舉方法を決定すべき場合に於て大阪製鐵會社の勞働者側を代表した同社技師長は裏切つて紡績側に賛成した。其爲僅かに一票の差に於て鐵工側は破れ、紡績側は勝利を得て連記法選舉になつた。其結果遂に二名迄代表員は紡績側から出た。此結果を觀た鐵工側の職工等は大に憤慨し、之を聞いた大阪製鐵所の職工等は他の職工に對して申譯なしとて大に怒り、當日の新聞記事に朱線を引いて工場内各所に張りつけ、十日同技師長が報告演説をせんとしたが職工側は之を肯んせず、技師長の辯解は却て職工の反感を買ひ、職工側は遂に協議の上技師長不信任の決議をした。此時恰も同社内

他の社員中にも技師長に不満を抱く者などあつて職工側の運動と相俟つて技師長排斥の聲を高めた。

濱松市鐵道院機關庫機關手の労働争議

九月十二日、濱松市に於て鐵道院名古屋濱松間機關車の従業員代表者十餘名は秘密に會合して就業時間短縮其他待遇改善に關する要求をなす爲長時間の協議をなした。要求事項決定の上は代表者を以て當局者に請願の手續をなす筈であるが今日は迄に運びしには久しい以前から名古屋濱松間の機關手百餘名の間に度々局部的會合ありて充分意志の疎通が出来て居たからであると云ふ。

福島縣岩城郡入山炭坑坑夫の賃銀値上要求

九月十二日、福島縣岩城郡入山炭坑坑夫三百名は賃銀値上げ及び其他の要求事項の要求をなし、代表者を以て要求條項を炭坑事務所提出した。事務所では一方官憲と連絡を取つて是が鎮撫に當りながら、他方此風潮が他の第二第三の炭坑に及ばん事を虞れて頻りに此方面を警戒した。

兵庫縣姫路水力電氣會社工夫の値上要求

九月十四日、兵庫縣姫路水力電氣會社内外線工夫百餘名は賃銀五割出張旅費五割、死亡慰藉料四百圓を三千圓に各値上げする外被服の給與を願ひ度しとの要求を技師長の手元迄呈出した。之に對して會社側は十八日迄に回答延期を交渉して置き、直ちに重役會を開いて前記要求を協議したが、其結果賃銀は一割五分増、出張旅費は五割増、慰藉料は適宜給する事、被服は支給する事との折衷案を立て之を以て職工側との交渉成り十六日無事解決した。

和歌山縣黑江町漆器職工の同盟罷業

九月十五日、和歌山縣黑江町板物部漆器職工三百名は同盟罷業を企てた。其原因は先日職人一同協議の上工賃値上げ要求の決議をなし、從來一工賃三十二錢であつたのを四十錢に値上げする様製造業者側に申入れた。然るに製造業者側では一錢位の値上げは認めるが一度に六錢は到底相談にならぬと撥附けたので、遂に職工側は同盟罷業を企てたのである。

長野縣下伊那郡久原鑛山鑛夫の暴動

九月十五日、長野縣下伊那郡大鹿村久原鑛山の鑛夫千餘名は暴動を起した。

長崎縣守山郵便局従業員の總辭職

九月中旬、長崎縣南高來郡守山郵便局従業員全部は局長に向つて待遇改善の要求をした。然るに局長は此要求を拒絶した爲一同は遂に同盟罷業の手段を取つた。之に對して局長は依然として強硬の態度を取つた爲兩者の協調ならず、郵便物は集配不可能となり、従業員は總辭職をなし、局長は素人を採用して事務をつづけ、和解調停は全く絶望となつた。

横濱市各錢湯の三助の罷業

九月中、横濱の各湯屋の三助五百名程は賃銀値上を要求して同盟罷業を行つた。其結果、湯錢を値上げて幾分要求に應じて解決した。然るに其後も尙値上要求の聲が絶えないので湯屋の方で立ち行かぬとあつて十月十一日夜より三助を減少して朝湯を廢し、流しを休止する事とした。

神戸市川崎造船所職工の労働争議

九月十四日、神戸市川崎造船所職工壹萬五千名は會社に對して賃銀値上及其他待遇改善に關する要求を提出する爲に左の如き決議をなした。

要求條件

一、現日給に七割の歩増を繰入れ本給とし、之に對して五割の歩増を附する事。但し其他諸名目の歩増は従前通りの事、二、特別賞與（三百七十五萬圓）分配の期日を明示する事、三、六箇月以上の勤続者に對し年二回の賞與を支給する事、四、食堂、洗面所、其他衛生設備を完備する事、

實行方法

一、要求の條件は委員を選び嘆願書の形式を以て各工作部を通じて會社に提出する事、但し造船及電氣は明十五日を期して提出す。二、十五日午前中に調印を了し、午後一時に提出し、十八日正午回答を得るものとす。三、會社が要求を拒絶したる時は最後の手段を取る事、

萬一犠牲者を出したる場合は一般職工より日給額に應じ相當の醵金をなし以て之を救済するものとす。但し之れが準備金として來る二十日の勘定日に於て一人日給一日分宛を徴収するものとす。

職工側は實行方法に明記の如く直ちに委員を選び、

『物價騰貴の勢愈々甚だしく職工の生活窮狀に陥る虞ある故、職工の要求條件を容れられたし』との意味の嘆願書に前記の要求條件を添へてそれ〴〵會社側に提出した。之に對して會社の庶務課長は曰く『要求第一は如何とも未だ決定し兼ねる。川崎の賃銀は勤勉主義であつて他の工場に比して決して劣つては居ない。日

給は平均二圓十錢である、只缺勤が月に十日にも及ぶものがある故月収は其割合には多くならぬが兎に角サラリメンの思ひ及ばぬ収入を得て居る。要求第二は目下社長の下で調査中であるから遠からず分配期日も明白にならう。要求第三は要求の程度が明白でないから何とも云へぬが、從來も年二回の賞與は出してある。要求第四は何分同情に堪へないが目下餘地がないからそれで苦心をして居る』云々

此様にして職工側は十八日の回答を待つたのであるが愈々十八日となつた時松方社長は各部からの嘆願書を取り寄せ各部の代表委員二十三名、各工場長伍長三名宛合計七十五名を會議室に集め『川崎造船所は近々八時間制を實行する故賃銀給與方法も多少改善する考へである。労働時間を減少するとも職工諸君の收入に不利益を與へない。衛生的設備は漸次完備する考へである。特別賞與は十月末分配す』等の確答を與へた。此時職工中『時間よりも賃銀値上の要求に對する御返事を承りたい』と云ふ者あつて、社長は之に對して『賃銀問題は考慮中である』と答へた。かくて委員等は社長と會見の後社長の返事を其まゝ職工側に傳へた。然

るに職工等は『第一條の要求に對する確答がない限り斷じて要求を撤回しない』とて、正午の汽笛と共に當日出勤の職工一萬六千七百八十人は全部豫定のサボタージュを實行しかけた。此サボタージュ實行に就いては委員は餘程の苦心を要した。何故なれば職工等は動もすれば機械を破損したり、作業場を離れたり、酒氣を帯びて喧噪したりする虞れあるので其事のない様八方に手を配つて警戒した。職工側が愈サボタージュ實行となつたので機械は空廻りをするばかりであり、技師、工場長も無干渉の態度を取つたので、會社側は遂に動力の空費を節約する爲機械全部の運轉を停止し、工場は午後二時全く休業の状態となり、會社は午後二時半に『本日定時終了、残業並に夜業停止』と云ふ掲示を出し、午後五時に開くべき通用門を三時に開放した。

十九日に到つて職工側は全部出勤したが矢張依然としてサボタージュを續行した。此日は給料日故萬一間違あつてはならぬとて實行委員は特に警戒を加へ、工場の出入者に嚴重な注意を拂ひ、警察側からも相當に變装して入り込んだ様であつたが委員は會社の許可な

き者の入場を絶対に謝絶して居た。午後九時迄職工側は工場に居り、六儘五時に引き上げた。此日重役宅には訪問者相當にあつた様であるが、會社側では何等積極的態度に出る様子がなないので、正午過ぎから工場長等は會合の上何等かの妥協點を見出す爲『職工側讓歩の最大限度を示されたい』と實行委員に申込んだ。實行委員は之に對して『それは重要事項である故一同と協議の上回答する』と答へ當日は此儘に終つた。

翌二十日に至り職工一同は工場長の幹旋を謝絶して依然としてサボタージュを繼續した。當日は職工一同益々結束を固うし、前日迄はサボタージュと稱しながら殆ど罷業に等しき態度を取つたに引きかへ、愈々サボタージュの特色を發揮して頗る緩漫に作業を開始し昨日迄全く鳴りを沈めて居た動力も本日からは活動を始め、職工は委員の命を守りて秩序的にサボタージュを實行した。委員は多數職工の輕舉を戒め、反盟者の監視を行ひ、變装巡查や、油に汚れた職工服を着けた刑事に充分の警戒を加へた。尙昨日給料日であつた故始めの決定通り各職工から一日分の給料を徴收し、約壹萬六千圓の資金を得た。委員等は此資金を以て萬一

犠牲者を出した場合の用意にすると云ふ。此日松方社長は新聞記者に向つて『私は増給せぬとは云はぬ八時間制を實行してか、賃金を決定する故、それ迄賃金問題は待てと云ふのである。然るに職工は自分が第一項の要求を拒絶したものと考へてサボタージュの舉に出たのは甚だ其意を得ない』云々と語つて居る。之に對して職工側一委員は『松方さんは増給を否認したのでないかも知れぬが、それは信用問題である。言行常に一致して居る人の云ふ事ならば何時迄も待つが、社長の云ふ八時間制なるものは何時實現されるのか殆ど見當がつかぬ。社長は八時間制をダシにしてそれ迄増給を引き延さうとして居るのである』云々と語つて居る。此様な形勢で二十日はサボタージュを益々巧妙に實行し、會社側と職工側とは對立の態度となつたが、翌二十一日は日曜日故會社は全く休業を宣した。

二十二日に至り職工側は秩序の亂れん事を恐れ、實行委員を百名増加した。實行委員はサボタージュと罷業との區別を各工場毎に説いて廻り、要求が容れられる迄は秩序よくサボタージュを續行する旨を職工一同に了解せしめた。それ故職工等は轟々たる機械の音響

の側に立つて、各自受持の仕事を徐々に始め、委員は罷業とサボタージュとを混同する事なき様に監視して廻つて居た。然し此サボタージュに就て會社側の長留秘書役は左の如き意見を九月二十三日神戸又新日報に述べて居る。

『現在の狀態が何時續くにしても會社側方が折れて出るのと云ふ様な事はありません。社長は子供のやつてゐる事だから、放つて置けば其内に飽きが来るだらうと云つて居ますが私等は早く門を閉ぢた方が解決が着き易いと思ひます。職工は如何にしても立派な罷業を續行しつつある様な事を云つて居ますが會社側は之を罷業とは見ません罷業に屬するものでせう。従つて賃金の支配は出来ません。元來賃銀と云ふ物は會社から仕事を與へて其仕事に由つて給與すべき性質の物です。又工場に依つては罷業の出来ない處があります。機械によつて仕事をしてゐる様な處は行か行かないかの二つです。大體職工は給料と罷業の意味を好く解して居ないのでせう。仕事を完全にして居る様に見せかけて目に見えない所で仕事を削つてやるのが本當の罷業ぢやないでせうか』云々

尙此日鹿島市長の談によれば前日同氏宛に仲裁依頼の投書があつたと云ふ。而して松方社長は自分の方は少し位讓歩してもよいが他の工場へ迷惑を及ぼしては困るとの意を市長に漏したと傳へられて居る。それかあらぬか此事件始まつて以來頻りに見舞と稱する訪問客が松方社長を訪れた。

二十三日には會社側も職工側も持久戦に移り、會社

側は靜に職工側の折れて来るのを待つ方策を取つた。此日工場長、組長等は再び調停の勞を取る爲職工側委員と會見したが何等妥協點を見出し得なかつた。それ故工場長等は『五割増給の件を默殺する代りに直ちに八時間労働制を實施する事』の修正案を以て工作部長を経て社長に内意を伺ふたが、社長は最初の言明通りの外一切の妥協に應せぬとの意を示した。此日病中であつた川崎副社長は工場巡視の上左の如き意見を二十四日の神戸又新紙上に述べて居る。

『職工側の要求に對しては松方社長の言明した通り固より受諾する事は出来ない。又怠業といふ事は日本の法律にないが勿論給金を支拂ふべき性質の者でない。會社としては職工が怠業する限り其儘何時迄も抛擲して世間の輿論に訴へると共に自然的の解決に待つ考へである。會社としては些程苦痛を感じてゐない。最も驅逐艦潜水艦等の建造遅延に就ては既に事情を具申して海軍省へ納入延期の願ひをして置いた次第である』云々

尙此日、造船所の社員、各課事務員一同は課長を除きての外全員の連署狀を作り嘆願書を以て職工の要求承認を社長に懇願する様運動に着手したが、同日中に全部の署名を見ず、中には中止説を唱ふる人も出たので、結局一先づ見合す事にした。尙同日、官憲側からして新聞記者に語つた所に據ると、二十三日に到り職

工中賃銀不拂になりはせぬかと心配する者あつて、連盟を脱して復業を會社に申出でんとした者もあつたが他の職工の爲に牽制されたと云ふ。

廿四日は祭日であつた故分工場は作業を始めたが本工場の方は會社側から休業を宣した。此日本工場の實行委員等は會合の上前後策を協議したが何等特に纏つた事はなかつた。

廿五日は職工一同就業したが此日は實行委員から殊更にサポータージュを云々する事なく、仕事をするせぬは職工の自由に任せ、只だ暴行等の突發的行動なき様に監視した。此日實行委員は今一應社長と會見する必要を認め、其旨を工作部長を通じて社長に申出た。それ故午後四時半地下室に於て社長と職工側委員十六名と會見する事となり、先づ松方社長から『どんな方法で私の云つた事を職工に傳へてくれたか』と一人々々に聞き糺し各委員から『要領を紙に書いて配つた』『實行委員が徹底するやう傳へた』と答へ、次で一委員から本日の會見を申し込んだ趣旨を述べた。

『前回の會見席上我等の四ヶ條の要求に對し一、三、四項は要領を得ましたが肝腎の第二項増賃問題に對する社長の御答は頗る不得要領

でした。新聞紙には其後社長の意見として色々の事が傳へられましたが何處迄信用して好いのか社長の眞意を承知したいものです』

と云つたのに對し松方社長は

『私が嘆願書を取上げなかつた第一の理由は上の者にも下の者にも一様に給料を値上げさせようと云ふ點が分らぬ。委員の中では「私達は好いのですが平職工が生活に困つて居るからです」と云つて居る私の考へでは給料の低いものには同く増賃するにしても少しく色を付けたいと思つて居る。私が八時間制度をやるのは國家にも社會にも資本家にも職工にも得策だと思ふからだ。お前達の利益を圖る方法を講じて居るのだ。私の方では増賃をしようとして七月に工場長に調査を命じて居るのに、お前達の方で怠業をやつたのだ。今回の怠業は増賃を妨げたような結果になつて居る。』

と答へ、茲で社長はサボタージュは卑屈だと云ひ、委員等は日本の現状ではサボタージュをやるより外方法がないと云ひそれから社長が語を次いで、

『私の希望では現在の状態よりも優遇する方法を頻りに考へて居るのだから先づ實行委員が率先して就業し全職工に復業するやうに説得して貰ひたい。働いて呉れれば今度の事は水にも流さう、約束も實行しよう』

と云ひ、職工側委員は兎も角社長の意を職工一同に傳へやうとて六時過散會した。

二十五日夜委員一同は協議の上如何なる方法によつて職工側の意志の決定を求むべきかに就て熟議し、結局一般投票に問ふて態度を決定する事とし、二十六日

午前中各委員は各工場の職工に對して前日會見の模様及松方社長の意のある所を詳細に報告した。續いて各委員等は愈各工場毎に『社長に一任すべきか。サボタージュを續行すべきか。斷然同盟罷業の方法を取るか』の三問に就て一般投票を行ふた。而して此一般投票の終つた後、各委員等は各工場毎に多數職工の意を以て其工場職工の意と見做し、其職工の意を受けて各工場の代表委員は午後一時更に一同集合の上野倉委員を議長に押して協議會を開いた。野倉議長は『個人としては社長一任説を執るが議長としては諸君と同一行動を採る』と述べて記名投票の方法で『社長一任』及び『反對』に就て決を採つた。採決の結果『社長一任』六十九票、『反對』五十七票で一任説が多數を占めた。然るに此時一委員から『一工場から代表委員が三名の所もあり又十名の所もあるは不公平である』との抗議出で又他の委員から『投票用紙に無記名のあるのは違反である』と呼び議場亂れて整理がつかぬ様になつた故野倉議長は再投票を宣し、嚴重に一人一票と定め投票場を整理して午後三時半投票用紙を渡して再び決を採る事となつた。採決の結果『社長一任』六十二票、『反對』九十

三票で遂に反対説の優勢となつた。茲に於て野倉委員等は反対説多数なる上は従来とは別方針の運動を採る必要ある故一先つ委員を辭退する旨を告げたが職工側は之を容れず委員留任と決して二十六日は散會した。

二十七日午前に到り社長一任派の電気工作部八百三十七名は早朝より就業したが他の工作部の連中は反対説を持して動かず、委員等は新運動の方法に就て協議したが議論百出の後遂に問題解決迄一同休業と決定した。それ故委員等は其旨を社長に通ずる爲更に社長への會見を申込んだ。社長は直ちに會見を承諾したが、會見前五分に到り社長は十月一日から兵庫葺合の分工場には左の如き賃銀及時間改正を實行する旨を發表した。

(一) 營業時間午前六時三十分招集同七時就業、正午より零時三十分迄晝食午後三時半停業

(二) 日給は就業時間八時間に對し從來の十時間と同様額を支給し更に從來支給せる歩増七割を此際本給に繰入れ支給す但し從來の七割歩増の制度は廢止す尙は從來の本給一圓五十錢以下のものに對し十錢、一圓廿五錢以下のものに十五錢、一圓以下のものに二十錢、但し丁年未滿及び女工にして從來本給七十錢未滿のものに對しては十五錢増給

但し各工共制限以上の日給者にして其以下の増給者より低き勘定となるものは此増給者と同額迄支給す

(一) 時間就業の後残業に對する從來の支給方法は之を廢止し左の通り改正す

残業賃金は一時間に就き日給の八分の一の割合にて支給す三時間以上の残業に對しては一時間に就き日給の八分の一の割合にて精算せるものの外更に左の歩増を支給す

三時間残業日給一割、四時間二割、五時間四割、六時間四割五分七時間五割、八時間五割五分、徹夜(引續き二十四時間作業の場合)に對し日給の四日分を支給す但し工場の場合に於ては毎日夜交代を要するものに就いては別に之を定む

午後三時半に到り委員は再び地下室に於て社長と會見したが、先づ委員側は一般投票の結果一同休業と決定した旨を告げた。此時社長は懇談的態度を以て下に厚く上に薄く待遇を改正した旨を告げ、職工側が誠意を示せば分工場と同様の待遇を即時實行する由を告げた。委員も社長の真意を認めて、職工側の就業に盡力する旨を述べ當日の會見は圓滿解決の望を以て終つた。

二十八日委員等は早朝より各職工に向つて前日會見の經過を報告し、午前九時には各部工場の代表者五百餘名を集め、經過報告をした後直ちに就業しては如何と勸告した所、職工側も其意を諒して直ちに就業と決定し、十四日間に亘つた一萬六千の勞働爭議も茲に漸く解決する事となつた。此様にして永き爭議も解決し

たが其爲職工待遇條件の改正せられたものを表示せば次の如くである。

給料増率新舊對照表

舊日給	新日給	十時間労働の場合				十二時間労働の場合			
		(舊)	(新)	出案中	(舊)	(新)	出案中	(舊)	(新)
五〇	一〇〇	八五	一二五	一二七	一二三	一七五	一二七	一七五	二二七
六〇	一二七	一〇三	一四三	一四五	一三三	一八五	一三三	一八五	二四五
七〇	一五三	一二一	一六七	一七三	一五一	二一一	一五一	二一一	二七一
八〇	一八〇	一四八	一九八	二〇〇	一七八	二三八	一七八	二三八	三〇〇
九〇	二〇七	一七五	二二五	二二七	二〇五	二五五	二〇五	二五五	三二七
一〇〇	二三三	二〇二	二五二	二五四	二三二	二八二	二三二	二八二	三五四
一一〇	二六〇	二二九	二七八	二八〇	二五九	三〇九	二五九	三〇九	三八〇
一二〇	二八七	二五六	三〇六	三〇八	二八六	三三六	二八六	三三六	四〇八
一三〇	三一三	二八三	三三三	三三五	三一三	三六三	三一三	三六三	四三四
一四〇	三四〇	三一〇	三六〇	三六二	三四〇	三九〇	三四〇	三九〇	四六一
一五〇	三六七	三三七	三八七	三八九	三六七	四一七	三六七	四一七	四八八
一六〇	三九三	三四四	四一三	四一五	三九四	四四三	三九四	四四三	五一五
一七〇	四二〇	三七一	四四〇	四四二	四二一	四七〇	四二一	四七〇	四九二
一八〇	四四七	三六八	四六七	四六九	四四八	四九八	四四八	四九八	五一九
一九〇	四七三	三九五	四九三	四九五	四七五	五二五	四七五	五二五	五四六
二〇〇	五〇〇	三八二	五二二	五二四	五〇二	五五二	五〇二	五五二	五七三
二一〇	五二七	四〇九	五四九	五五一	五二九	五七八	五二九	五七八	六〇〇
二二〇	五五三	四三六	五七六	五七八	五五六	六〇六	五五六	六〇六	六二七
二三〇	五八〇	四六三	六〇三	六〇五	五八三	六三三	五八三	六三三	六五四
二四〇	六〇七	四九〇	六三〇	六三二	六一〇	六六〇	六一〇	六六〇	六八〇
二五〇	六三三	五一七	六五七	六五九	六三八	六八八	六三八	六八八	七〇七
二六〇	六六〇	四四四	六八四	六八六	六四五	七一五	六四五	七一五	七三四
二七〇	六八七	四七一	七一四	七一六	六七二	七四二	六七二	七四二	七六一
二八〇	七一三	四六八	七四〇	七四二	七〇〇	七六八	七〇〇	七六八	七八八
二九〇	七四〇	四九五	七六七	七六九	七二七	七九七	七二七	七九七	八一五
三〇〇	七六七	四八五	七九七	七九九	七四七	八一七	七四七	八一七	八四二
三一〇	七九三	五一二	八二四	八二六	七七四	八四四	七七四	八四四	八六九
三二〇	八二〇	四八九	八五〇	八五二	八〇一	八七〇	八〇一	八七〇	八九六
三三〇	八四七	五一六	八七七	八七九	八二八	八九〇	八二八	八九〇	九二三
三四〇	八七三	五四三	八八四	八八六	八五五	九二〇	八五五	九二〇	九五九
三五〇	九〇〇	五七〇	九一一	九一三	八八二	九五〇	八八二	九五〇	九八六
三六〇	九二七	五九七	九三八	九四〇	九〇九	九七八	九〇九	九七八	一〇一三
三七〇	九五三	六二四	九六五	九六七	九三六	一〇〇八	九三六	一〇〇八	一〇四〇
三八〇	九八〇	六五〇	九九二	九九四	九六三	一〇三五	九六三	一〇三五	一〇六七
三九〇	一〇〇七	六七七	一〇一九	一二〇	九九〇	一〇六五	九九〇	一〇六五	一〇九四
四〇〇	一〇三三	七〇四	一二二〇	一二二二	一〇一七	一〇九二	一〇一七	一〇九二	一一二〇
四一〇	一〇六〇	七三一	一二四七	一二四九	一〇四四	一一一九	一〇四四	一一一九	一一四七
四二〇	一〇八七	七三〇	一二七四	一二七六	一〇七〇	一二二六	一〇七〇	一二二六	一二七四
四三〇	一一一三	七五七	一二九〇	一二九二	一〇九七	一二四二	一〇九七	一二四二	一二九〇
四四〇	一一四〇	七八四	一三〇六	一三〇八	一一二四	一二五八	一一二四	一二五八	一三〇六
四五〇	一一六七	八一一	一三三三	一三三五	一二五一	一二七四	一二五一	一二七四	一三三三
四六〇	一二〇〇	八三八	一三六〇	一三六二	一二五二	一二九〇	一二五二	一二九〇	一三六〇
四七〇	一二二七	八六五	一三八七	一三八九	一二七九	一三〇六	一二七九	一三〇六	一三八七
四八〇	一二五三	八九二	一四〇三	一四〇五	一二五五	一三二二	一二五五	一三二二	一四〇三
四九〇	一二八〇	九一九	一四三〇	一四三二	一二八二	一三三八	一二八二	一三三八	一四三〇
五〇〇	一三〇七	九四六	一四五七	一四五九	一三〇九	一三四四	一三〇九	一三四四	一四五七
五一〇	一三三三	九七三	一四七三	一四七五	一三三六	一三五〇	一三三六	一三五〇	一四七三
五二〇	一三六〇	一〇〇〇	一五〇〇	一五〇二	一三六三	一三六六	一三六三	一三六六	一五〇〇
五三〇	一三八七	一〇二七	一五二七	一五二九	一三九〇	一三八二	一三九〇	一三八二	一五二七
五四〇	一四一三	一〇五四	一五五四	一五五六	一四一七	一三九八	一四一七	一四一七	一五五四
五五〇	一四四〇	一〇八〇	一五八〇	一五八二	一四四四	一四一四	一四四四	一四一四	一五八〇
五六〇	一四六七	一〇〇七	一六〇七	一六〇九	一四七一	一四二〇	一四七一	一四二〇	一六〇七
五七〇	一四九三	一〇三四	一六三三	一六三五	一四九八	一四二六	一四九八	一四二六	一六三三
五八〇	一五二〇	一〇六〇	一六五九	一六六二	一五二五	一四三二	一五二五	一四三二	一六五九
五九〇	一五四七	一〇八七	一六八五	一六八7	一五五二	一四三八	一五五二	一四三八	一六八五
六〇〇	一五七三	一一一四	一七一〇	一七一二	一五七八	一四四四	一五七八	一四四四	一七一〇
六一〇	一六〇〇	一一四〇	一七三六	一七三8	一五八四	一四五〇	一五八四	一四五〇	一七三六
六二〇	一六二七	一一六七	一七六二	一七六4	一六一〇	一四五六	一六一〇	一四五六	一七六二
六三〇	一六五三	一二〇〇	一七八〇	一七八二	一六三六	一四六二	一六三六	一四六二	一七八〇
六四〇	一六八〇	一二二七	一八〇六	一八〇8	一六六三	一四六八	一六六三	一四六八	一八〇六
六五〇	一七〇七	一二五三	一八三二	一八三4	一六九〇	一四七四	一六九〇	一四七四	一八三二
六六〇	一七三三	一二八〇	一八五八	一八六0	一七一六	一四八〇	一七一六	一四八〇	一八五八
六七〇	一七六〇	一三〇七	一八八四	一八八6	一七四二	一四八六	一七四二	一四八六	一八八四
六八〇	一七八七	一三三三	一九一〇	一九一二	一七六八	一四九二	一七六八	一四九二	一九一〇
六九〇	一八一三	一三六〇	一九三六	一九三8	一七九四	一四九八	一七九四	一四九八	一九三六
七〇〇	一八四〇	一三八七	一九六二	一九六4	一八二〇	一五〇四	一八二〇	一五〇四	一九六二
七一〇	一八六七	一四一三	一九八八	一九九0	一八四六	一五一〇	一八四六	一五一〇	一九八八
七二〇	一八九三	一四四〇	二〇一四	二〇一6	一八七二	一五一六	一八七二	一五一六	一九八八
七三〇	一九二〇	一四六七	二〇四〇	二〇四2	一九〇〇	一五二二	一九〇〇	一五二二	二〇一四
七四〇	一九四七	一四九三	二〇六六	二〇68	一九二六	一五二八	一九二六	一五二八	二〇四〇
七五〇	一九七三	一五二〇	二〇九二	二〇94	一九五二	一五三四	一九五二	一五三四	二〇六六
七六〇	二〇〇〇	一五四七	二一二八	二一二〇	一九七八	一五四〇	一九七八	一五四〇	二〇九二
七七〇	二〇二七	一五七三	二一五四	二一五六	二〇〇四	一五四六	二〇〇四	一五四六	二一二八
七八〇	二〇五三	一六〇〇	二一八〇	二一八2	二〇三〇	一五五二	二〇三〇	一五五二	二一五四
七九〇	二〇八〇	一六二七	二二〇六	二二〇8	二〇五六	一五五八	二〇五六	一五五八	二一八〇
八〇〇	二一〇七	一六五三	二二三二	二二三4	二〇八二	一五六四	二〇八二	一五六四	二二〇六
八一〇	二一三三	一六八〇	二二五八	二二六0	二一〇八	一五六〇	二一〇八	一五六〇	二二三二
八二〇	二一六〇	一七〇七	二二八四	二二八6	二一三四	一五六六	二一三四	一五六六	二二五八
八三〇	二一八七	一七三三	二三〇〇	二三〇2	二一六〇	一五七二	二一六〇	一五七二	二二八四
八四〇	二二一三	一七六〇	二三二六	二三二8	二一八六	一五七八	二一八六	一五七八	二三〇〇
八五〇	二二四〇	一七八七	二三五二	二三五4	二二一二	一五八四	二二一二	一五八四	二三二六
八六〇	二二六七	一八一三	二三七八	二三八〇	二二三八	一五九〇	二二三八	一五九〇	二三五二
八七〇	二二九三	一八四〇	二三八四	二三八6	二三〇四	一五九六	二三〇四	一五九六	二三七八
八八〇	二三二〇	一八六七	二三〇〇	二三〇2	二三三〇	一六〇二	二三三〇	一六〇二	二三五二
八九〇	二三四七	一八九三	二三二六	二三二8	二三五六	一六〇八	二三五六	一六〇八	二三七八
九〇〇	二三七三	一九二〇	二三五二	二三五4	二三八二	一六一四	二三八二	一六一四	二三〇〇
九一〇	二四〇〇	一九四七	二三七八	二三八〇	二四〇八	一六一〇	二三八二	一六一〇	二三二六
九二〇	二四二七	一九七三	二三八四	二三八6	二四三四	一六一六	二三八二	一六一六	二三五二
九三〇	二四五三	二〇〇〇	二四〇〇	二四〇2	二四六〇	一六二二	二三八二	一六二二	二三七八
九四〇	二四八〇	二〇二七	二四二六	二四二8	二四八六	一六二八	二三八二	一六二八	二三〇〇
九五〇	二五〇七	二〇五三	二四五二	二四五4	二五一二	一六三四	二三八二	一六三四	二三二六
九六〇	二五三三	二〇八〇	二四七八	二四八〇	二五三八	一六四〇	二三八二	一六四〇	二三五二
九七〇	二五六〇	二一〇七	二四八四	二四八6	二六〇四	一六四六	二三八二	一六四六	二三七八
九八〇	二五八七	二一三三	二五〇〇	二五〇2	二六三〇	一六五二	二三八二	一六五二	二三〇〇
九九〇	二六一三	二一六〇	二五二六	二五二8	二六五六	一六五八	二三八二	一六五八	二三二六
一〇〇〇	二六四〇	二一八七	二五五二	二五五4	二六八二	一六六四	二三八二	一六六四	二三五二

然るに此時松方社長は本事件の爲に世間を騒がしたのを遺憾として事件解決次第社長辭任の旨を發表した。之を聞いて職工側は深く驚き十數日の労働爭議の爲社長に多くの迷惑と心配とを掛けたのを深謝し、是非共留任して呉れる様に懇願した。而して本事件に關する一切の殘務を凡て委員に任したので委員は廿八日に會合の上(一)醗金殘額處分の件、(二)嘆願書撤回の件(三)社長留任運動に關する件を協議した。

廿九日は早朝より職工一同出勤し、出勤率は九十パーセント以上で、作業能率は爭議以前よりも進む様であつた。午後二時各部工場の委員全部集合の上會計報告あり、殘金は六ヶ月間各部で之を保管する事とし、次で電氣工作部が同一步調を取らなかつた事に對して同工作部の者から陳謝し、次で交渉委員一同は地下室にて社長に會見し、今後社長の意を體し極力勉勵して仕事の後れを取り返さんと誓ひ、又斯様な始末を起したのは一に交渉委員の不明の致す所であるとして之を詫び、尙社長の辭職は全職工の遺憾とする所である故是非共留任せられたい、萬一辭職せらるゝ様ならば交渉委員一同も亦責を負ふて辭職するの外なしと述べた。其後十月三日に到り本工場の作業能率優秀であると會社側で認め同日から分工場同様の優遇條件を適用する事とし、尙サボタージュ實行中の賃銀も家族扶助の意義に於て支給する事となつた。尙聞く所によれば八時間制にしてから就業停業が頗る極りよく行はれ、作業能率も頗る進んだと云ふ。

神戸川崎造船所兵庫分工場

職工の同情的サボタージュ

九月十八日、川崎造船所本工場の職工が労働爭議を始め十八日午後からサボタージュを實行しかけたので兵庫分工場でも十九日鑄物工場からサボタージュを主張する者あり、午後四時退場後職工等一同會合の上本工場とは全く獨立に、分工場の職工丈の要求を會社側に提出する事を協議した。此時官憲では淺黄服の變装巡查を入込まして警戒を加へた。然るに此分工場の同情的サボタージュは分工場職工全部の意志に基づいて居らず、職工側の步調整はぬ様子があつたので、十九日夜鑄物工場の職工中重なる物は一所に會合して其前後策を協議したが、『今回同情的サボタージュを續行するにしても社會から附和雷同の誹りを受ける様では甚だ不本意であるから一先づ慎重なる態度を取るに若かず』との意見出で二十日からは平日通り就業する事に決定した。

二十日午前中は前夜の幹部會の意志が職工に通じなかつたものと見え、鑄鋼、鑄物工場の千五百名は依然サボタージュを實行したが、幹部の者は前記の趣旨を

職工側に説いたので午後からは全部平常通り就業した。然し職工中には罷業、怠業は兎も角も職工の意のある所を社長に進言すべしと説く者あり、結局職工中から選出された委員三十名は二十一日集合して協議した結果左の嘆願書を二十二日工場長の手を経て社長に提出する事となつた。

嘆願書

敬慕する社長閣下吾等は現在に於ける物價の騰貴に依る生活難の聲と世界の大勢とに鑑み左の條件を許容されん事を懇願す

一、現在吾等に支給せられつゝある七割の臨時手當の平均額（一人當七十錢）を上下平等に本給に繰入れられたき事但殘業其他の歩増は従前通り

二、職工自身の疾病休業に對しては日給額の五歩を支給されたき事
三、會社側に吾等労働者と直接意思の疎通を計るの機關を設けられたき事

尙右各條にて到底現在の生活難を除去する能はず故に其緩和策として賢明なる社長閣下の相當と認むる歩増手當の支給をされたき事

大阪久保田鐵工所の労働爭議

九月十六日、大阪東區難波北高岸町久保田鐵工所の舶甲機關工場中第二、第三工場職工三百八十名は隨所に協議し十七日委員を選んで工場長に會見し、『從來の手當五割を日給に直し、更に三割の臨時手當を支給されたし』と申込んだ。工場長は直ちに會社幹部に通じたので、會社側より職工委員と會見色々交渉の上引き取られた。同工場では約千二百名の職工があり日給平均一圓二十錢の外五割といふ統計を示してゐるが、尙生活不安に斷えず動搖してゐた矢先き川

崎の爭議で著しく刺戟された形跡がある。其後、平常通り就業してゐたが、二十日午後より怠業の形式を備へ來り第一工場二百名も参加し初めたので會社側も捨て置けず、『五割の手當を給料に引き直す事は出来ないが、手當を七割とし米價手當二十錢を三十錢に増し殘業歩増皆勤賞與規定等は從來のまゝとす』といふ妥協案を出したので大勢は承諾に決した。一部には飽く迄戦へといふ者もあつた。結局二十一日は日曜で休み、二十二日出勤後も容易に仕事を初めなかつたが中間者の盡力で漸く平素の如く就業して解決した。

福島縣石城郡磐城炭礦坑夫の勞働爭議

議

九月十七日、午前二時福島縣石城郡磐城炭礦會社坑夫二百名は山神社内に集合し、協議の結果賃銀五割増外五ヶ條を決議し、十五名の實行委員を擧げた。實行委員一同は直ちに各坑夫長屋を歴訪して賛成者の調印を求め、一件書類を會社側に提出し、午後三時迄に回答ありたき旨を述べた。之に對して會社側は是は重大事項である故直ちに回答は出来難いと答へたので、礦夫側は炭礦小學校に集りて示威運動を始めた。十八日東京より來た倉田重役は幹部一同と協議の上要求を斷然拒絶したので坑夫等の憤慨は昂り二千餘の坑夫は前記小學校庭に夕刻より集合し篝火を焚いて示威運動を行つた。かく事態重大となつたので所轄警察署長等は極力鎮撫に努力した結果二割値上げに要求を修正し、一方職工等も三割増其他の要求を提出したが同様に拒絶されたので終に全山の大罷業となり十九日午後五時頃坑夫其他約五十名結束して會社事務所を包圍し初めた。一方約三百餘名の坑夫は辭表を會社に出して全員の決心を促した。警察では仙臺憲兵隊の應援を得て約二百名を以つて警戒し漸く事なき事を得た。二十日會社は先山二十錢、後山十錢其他職工に對しては一日十錢の割増を給する旨發表したので、結束漸く破れ、加ふるに四名の首謀者拘引さるゝに到りて鎮靜に歸した。

名古屋市内下駄職人の値上要求

六月下旬、名古屋市内下駄職人等は工賃五割の要求を下駄商組合に向ふて要求した。下駄職人の如く各戸に散在して居る者の意見を纏めるには少からぬ苦心を要した様であるが兎に角各自寄り寄り協議を遂げ、頗る強硬の態度に出たので遂に下駄商組合も其要求を容れた。

然るに九月中旬に至り再び職人等の間に二割値上げ要求の聲が出た。職人側の言ひ分では現在賃銀一日壹圓乃至貳圓で物價騰貴は益々彼等を壓迫すると云ふのであるが、下駄商組合の方では職人側の生活は比較的安全である。此上増給を要求する様な事があれば岡崎豊橋の方面から職工を雇入れて之に對抗する。それ故職人等が再び此様な運動を起しても成功する見込はないと云ふて居る。

名古屋日本陶器會社畫工の勞働爭議

九月十七日、名古屋日本陶器株式會社の分工場たる同市西區南押切町大嶽方の畫工百十數名は協議會を開いて普通畫工一人一日十時間一圓六十錢の要求を決議し工場主に要求した。會社は之に應じなかつたので更に解雇の證明を請求したが之は又應諾せられなかつたので全然出勤せずして、名古屋陶器又は田代商會等へ轉動するものも出來た處又、二十八日午後六時頃、同社の素描工場職工約二百名が賃銀値上要求運動を起し中村公園に集合したが意見の一致を見ずして散會した。二十七日より全畫工に動搖して缺勤者が多くなつて來た。原因は値上問題のみならず畫工部長に對する反感も加つてゐると云ふ。二十八日早朝に至つて職工側代表者は會社側と交渉の結果賃銀二割増に精算割増一割を附し尙他工場内の他職工との釣合を參酌して給與の足りない者に特に一割の増給を爲す事となり要求は大部分容れられて解決し二十八日は休日にも係らず一同就業した。然るに其十月十二日に至つて此時委員として奔走した三名の職工に對

し工場長は都合に依りとの理由で解雇を申渡したので共に委員として働いた二十四名の者等は復職を會社に要求した。會社側は「職工の任免は自分の勝手だから」と取り合はないので二十四名は直ちに辭表を出して同僚職工の不甲斐なきを憤慨しながら去る事となつた。

東洋汽船サイベリア丸の労働爭議

九月十七日、大阪朝日海外特派員打電に依れば東洋汽船株式會社汽船サイベリア丸乗組員は船員待遇改善の要求を貫徹する爲め横濱入港の上全部辭職する筈だと云ふ。東洋汽船の今井庶務課長は語つた。「未だ何等の報に接しないが、本社は九月上旬から他會社同様好遇を行つてゐるが、サイベリア丸は八月出帆したので知らないのだと思ふ故横濱へ入港すれば直ぐ了解出来ると思ふ。高等海員二十名下級海員百二十七名である」云々

福岡縣小倉製鋼所の労働爭議

九月十七日、福岡縣小倉市淺野小倉製鋼所職工三四百名は連名の上二十名の代表者を出して最近免職となつた藤田技師復職方の嘆願書を重役に出し一同平素の如く出勤し乍ら怠業を行ひ示威運動を試みた。原因は藤田技師が九月一日重役室にて同僚の井原技師補と職工取扱方法にて口論を始め、横山専務も之に加つて藤田氏は負傷を被り且免職となつたので、同氏に恩義を得たる職工連は終に立つに至つたのである。其後一と先づ治つてゐたが十月七日夕愈々藤田氏は去る事となり一旗亭に從來の關係者や子飼の職工等四十餘名が宴會を催したるに、其席上で再び問題は破裂せんとした。夫は一職工等は席上で同人は部下二百三十名の依頼に依ると前提して七日に技師長の發表せる職工待遇に關する不満を同席の問題の人井原技師補其他會社幹部に罵り藤田技師の調停に依つて治つたが、翌八日職工長等は此の顛末を職工に報告したので、何等かの形式となつて争

議が開始されんとしたが、七日發表待遇法の内容は「十六日より九時間制（從來十一時間）とし、居残り時間に對しては日給の一分二厘五毛の割増を附する事」等が主なるものである。

東京市電氣局電燈課従業員の値上要求

九月十八日、東京市電氣局電燈課各區出張所及建設所の雇員、助手、事務員及技手等百五十餘名は血判連署を以て賃銀四割値上げの嘆願書を作り、係長及技師の手元に一件書類を呈出した。今其由來を聞くに市電従業員全部には去る八月から六割の手當が附いておるのであるが、電車課の方の従業員には被服の手當あるが電燈課にはそれが無い爲不公平であるとして、先きに係長技師等に電燈課従業員にも之を貸與する様嘆願書を出したのであるが其儘擱置されてしまつた。それ故今回は被服の方は断念し日本銀行労働賃銀統計表に照合して四割値上要求の協議をなし、一層結束を強ふする爲前記の如き態度に出たものである。

名古屋大會根驛仲仕の増賃要求

九月十八、九日頃、名古屋大會根驛仲仕百三十名は關係各貨物運送店に對し勞銀五割増を要求したが聽入れなかつたので一同は同盟怠業を初めたから貨物の大停滯を來し各運送店も困却して二十一日遂に仲仕等の要求を容れたので無事解決した。

神戸市裁縫職工の工賃値上要求

九月二十一日、神戸全市の洋服裁縫職工約三百五十名中の多數の有志者は同夜神戸湊東俱樂部に集合協議の上近來物價騰貴に生活困難なるを理由として工賃を二倍に引上げる事を各自雇主に要求した。雇主側は二十六日迄に何等かの回答を爲す事となつた。

高松市讃岐自動車會社運轉手の労働

爭議

九月二十一日、高松市讃岐自動車會社の運轉手十餘名は會社に對して待遇改善を要求した。之に對して會社側支配人は一議もなく之を拒絶した故遂に一同は同盟罷業を企つるに及んだ。

名古屋燃絲職工の工賃値上要求

九月二十一日、職工より三割値上を要求された爲名古屋市内に散在する絹絲燃絲業者三百有餘人は諸物價騰貴の理由を以つて二十一日臨時總會を開いて絹絲三百匁の燃絲賃一圓三十錢を値上して一圓七十錢とする事を協議して問屋側組合に通告したが要求拒絶に遭つたので二十三日より同盟罷業をする事を約し、結束を破つて操業する者には五十圓の違約金を徴する事を定めて三十日に至つても尙團結を緩めない。問屋側の反對理由は本年八月中旬既に三百匁に付十錢宛値上したのと問屋でも遠方に販路を有して大取引をしてゐる家では承認に傾いてゐるが、近縣や縣下に取り引をしてゐる問屋は目下不況で寧ろ燃賃十錢値下げを主張してゐる。燃絲業組合では監視委員を設けて戸別訪問をして罷業の監督を行つてゐる。燃絲問屋組合では二十九日解決の大協議會を開いた。

和歌山紀陽織布會社の労働爭議

九月二十三日、和歌山紀陽織布會社紡機部男工七十三名が日給五割増を要求した。會社は之を拒絶したので職工は先月發會したる和歌山労働共益會長山崎傳之助氏に交渉を依頼した。山崎氏が再三交渉した結果、會社側では一割以上應じ難しと回答したので二十四日職工は同盟罷業を敢行した。會社側は盟休の首謀者二名を解雇し、一方出入の素人力士をして職工側と交渉せしめ、二十六日迄に其解決を仲裁人に一任した。二十六日に至つて一割六分値上にて解決した。

た。

長崎三菱造船所立神工場の労働爭議

九月廿四日、長崎三菱造船所立神工場ファースト部の職工二百餘名は手當増額其他の件より、午後一時過一齊に工場を退出し、隊を組み一里餘の山道を越え長崎港外なる福田村に赴き夜を徹して協議を初めた。造船所では此際全工場二萬の労働者に波及せん事を虞れ賃銀増額八時間労働等の發表を爲す意思ありと觀測されてゐた。廿五日職工等は代表者を以つて工場技師に對し日給九割の手當増加を要求したが、同工場は特殊の技能を有するものなので本月四割の値上げ要求を容れ、更に二割の増給を爲した矢先きなると請負制度となつてゐるので全工場に波及の惧なしと見た會社側は廿六日要求を拒絶して二日間を反省期間として二十七日中に工場に復歸しないものは辭職と見做して處分すると申渡したので、職工は二十七日長崎市東立神町山口某方に會合協議の結果辭職するに決し午後早々散會したが其後の行動が注目されてゐた。然るに組長等

は腹心の職工を驅りて同盟脱退を薦め、復業勧誘に努力し初めたが二十八日に至つて立神工場の船體課の各組長より十数名の委員を選びて仲裁を申出でて調停の爲め休業者の戸別訪問を爲し無條件一任を求め漸く納得せしめ愈々廿九日午前八時より全部復業する事となり罷業は全敗に終つて解決した。

其後、十月に入りて九時間労働實施に先立つて會社は立神工場船體課の三笑會員約五十名を集めて九時間制に對する意見を訊したるに何れも八時間を希望し、事實九時間に不平を唱ふるものも尠くなかつた。會社では九時間制採用を公式に發表し實行したので一時職工は沈黙して従ふ事になつた。

濱松市新聞配達夫の定休要求

九月二十四日、午後一時頃濱松市内各新聞賣捌店の支局配達夫の代表者十数名は一所に集合して、毎月一回宛の定休日定め、當日は一切配達しない事に協議の結果、毎大祭日の外毎月第二月曜を休配する事を決議し、各新聞賣捌店及支局主任を経て右決議を關係新聞社に通じて初志貫徹を計る事とし、尙此際團體を組織し毎月積立金を爲し第一回休日豫定日たる十月十三日に大會を開く事となつてゐた。

大阪市居染工場の労働爭議

九月二十四日、大阪市外豊崎町字川崎、市居染工場職工二百名中

約六十名は午後六時より労働時間十時間短縮(當時十二時間以上)賃銀二、三割方値上要求の下相談を爲し他の職工にも勧誘して工場主側に要求するに決したが、二十五日工場主は職工の請求に先立つて賃銀二割値上げを實行して解決した。

兵庫縣日本織布會社の労働爭議

九月二十四日、夕刻兵庫縣加東郡市場驛前日本織布株式會社職工七十二名は物價騰貴を理由として工賃五割値上を要求し會社側が承認しないならば同盟罷業を實行する旨揚言して結束し、一方直に示威的のサボターージュを初めたので會社側は大いに驚いて重役會を開いて善後策を講じた。

岐阜縣飛驒電燈會社従業員の同盟罷業

九月二十六日、飛驒電燈株式會社事務員、工夫、發電所機械係六十餘名は突然同盟罷業を企てた。其原因は賃銀値上げを會社側に要求したが、會社側から確答を得なかつた故である。

横濱キリンビール會社の労働爭議

九月二十八日、横濱在の麒麟麥酒會社機械課機關部職工五十名は待遇改善を要求して容れられなかつたから一同辭職届を出して罷業したので會社は休業の已むなきに至つた。解決は困難であつた。

島根縣濱田製糸所の労働爭議

九月二十一日、島根縣那賀郡濱田製糸所寄宿工女數十名は通勤女工男工等に比し賃銀其他に不公平なる點多きを以つて之が改善を求めて同盟して怠業を初めたので、會社は驚いて慰撫大いに努めた結果、三十日より平常に復したが、尙形勢面白くなかつた。

廣島縣廣島製作所の勞働爭議

九月二十八日、廣島縣仁保村廣島製作所職工一千八百名は代表委員を選んで次の如き要求事項を會社に提出した。

- 一、日給手当の二割を本給に直し、更に二割の手當を給する事、一、皆勤手当の三割を五割にし、病氣缺勤者には缺勤日數を差引き之を日給にて支給する事、
- 一、午後一定の休憩時間を設くる事、一、祝日、休日は日給を支給する事、

會社では驚いて三十日午後重役會議を開いて職工委員と會見する事に決定した。同製作所は室蘭製作所の姉妹會社である。當日會見の結果兩者の妥協成立し解決した。其要求次の如し。

- (一)從來の臨時手当を廢し一割五分の増給を行ひ更に二割の手當を支給する事、(二)皆勤手当は從前通り、(三)住宅手当一人に付一圓十五錢宛支給する事等。

鳥取縣朝鮮人工夫の増賃其他要求

九月二十九日、鳥取縣日野郡溝口河尾間鐵道工事中の菱川組下、歌川部下の朝鮮人工夫三十名は賃銀五割値上、勞働時間短縮(當時十二時間)、飯場の改良等の要求を提出した。然るに雇主側は之を拒絶したので鮮人工夫一同は怠業の舉に出でた。之に對して官憲は嚴重に警戒した。

兵庫縣美囊郡地方鍛冶工の増賃要求

九月末より十月初めに掛けて兵庫縣美囊郡地方の工業職工中多數を占めてゐる鍛冶職工は聯合して増資要求を決議し委員を選んで交渉してゐたが、大體に於いて其要求を承諾せしめたので、怠業や罷業だのはなかつたらしい。

大阪鐵工所の勞働爭議

九月の部

九月三十日、大阪市大阪鐵工所工場の職工中に先般來密議中なりし次の如き要求箇條を回章として全員の同意を求めてゐるのを工場幹部が知つて漸く慰撫した。當日は恰も月末で缺勤者が非常に多く千五百にも達してゐたので罷業説さへ傳へられた。

- (一)八時間勞働實施、(二)本給一圓以下の職工七割増、(三)從來米代補給名目にて給與された二十三錢を五十錢に引上げられたし(四)本給一圓以上の職工は五割増、但米代補給は一圓以下の者と同様たる事、

會社側では八時間制採用に就いては之を承認する事と決し賃銀問題は之を留保したらしいが、川崎事件の後を受けての事なので會社も大いに驚いたらしい。只八時間制實行の方は會社の方でも準備が略整ふてゐた様である。

十月二日に至つて、八時間制採用を聲明(十月十六日より)すると共に、

- 一、精勤手当割増歩合を廢す、一、日給一圓以下には六割、一圓以上は五割を増給す、一、米價手当一圓二十三錢を本給に直し、一、殘業居残りは一時間毎に日給の八分の一を給す、一、一ヶ年以上繼續者には年二回利益配當を爲す。

等を發表して無事解決せるが如く見えたが夕刻早々反對の氣色あらはれ三日午前十時頃職工側は協議を開き

怠業を始むることに決議した。午後になり造船部職工二千名罷業して造機部及天保山分工場に加盟を勧誘した。

天保山の方では會社側が渡船を休航せしめて戒警したに係らず加盟に傾き、造機部千五百名も間もなく加はるの形勢があつたが同日は罷業とも怠業とも附かぬ状態で暮れてしまつた。職工側の要求點は、精勤賞與歩増制廢止に對する不平である。會社側は『類例のない獎勵金制度(年一回利益分配)及殘業歩合も増したから此以上の事は出来ない。只新制度の趣旨を一層徹底させたいと思ふ』と云つてゐるが會社側の勘定は職工が従前通り働く場合には二割程度の増給となす事に固定してゐた。

三日夜、造船部の連中は協議會を開いたが無條件就業説漸く多數を占むるに至つた。折柄、職長等の來りて慰撫し罷業や怠業説は破れ、再懇願を爲す事に決した。四日朝、會社では職工の出勤を待つて新制度の詳細を説明したので多少の不平者もあつたが大多數は之に満足し、午前六時半の始業時より工場は一齊に活氣付いた。當日の缺勤者は約三割であつたが五日より全

部復業した。

兵庫縣播磨造船所の労働爭議

九月下旬、兵庫縣赤穂郡播磨造船所では増給要求を爲し、川崎造船所の爭議等の影響を受けて、兩者關係は益々惡化したが、二十八日八時時間労働原則採用と賃銀二割乃至一割値上を發表して無事解決した。

東洋紡績桑名工場の労働爭議

九月三十日、朝より東洋紡績會社桑名工場の男工二百名は賃銀上の不平より同盟罷業を爲した。原因は先頃同工場で女工に三割の増俸を爲し乍ら男工には一割乃至一割五分の増俸なせし故である。

愛知縣岡崎市附近瓦職工の値上要求

九月末拾月初めより愛知縣岡崎市は岩津村岡崎村の瓦職工六十餘名は瓦製造業組合取締小崎某氏の許に賃銀値上要求を爲したが何等の回答がなかつたので十月三日より同盟罷工を爲した。

拾月之部

三菱神戸造船所の労働爭議

十月一日夜三菱神戸造船所職工は結束略々成つたので委員を選んで部署を定め二日午後

一、八時間制とする事 一、日給七十錢以下三十三錢、一圓以下三十錢、一圓三十錢以下二十錢、一圓五十錢以下十五錢、一圓五十錢以上すべて十錢賃金を値上げる事

を三木所長の手下迄嘆願する事とした。會社側では川

崎より割がいゝ筈であると云つてゐる、職工側は川崎の方が割がいゝと云つてゐる。三日三木所長は役付職工を召集して、次の様な訓示をした。

主唱者が主として在職一箇年位の薄給者にて、要求は全體の職工の意志と認め難し。役付職工も工場整理に充分の責任を持たねばならぬ。若し怠業罷業等に出づる場合は工場閉鎖を斷行する云々。

又一方九時間制と残業と賃銀との關係を詳細に掲示して職工の動搖を防ぎ、役付職工等をして各交渉委員等に撤回の利益なる事を説服せしめたので委員三十六名中約三十名は脱退するに至つた。只六名餘りが熱心に主張を固持して下らなかつた。四日夕刻、終に六名は警官立會の上、職工課長に面會して歎願書を提出したが、課長は六名の委員を全職工の代表者と認めずとて、歎願書を受付けなかつたので委員等は涙を吞んで退き、同夜協議の結果、一回委員を辭し、六日一應全職工に經過を報告して委員の再選を計る事とした。

然るに六日朝に至つて會社は重役會議の決議に依るとして交渉委員九名に辭職を勸告した。修繕部機械工場の如きは頗る強硬説を唱へたが結局福永、高橋、其他數名は餞首され、結束全く崩れて無條件降伏と云ふよりは自然消滅に終つた。友愛會兵庫支部では委員の多

く殊に餞首された委員が主として幹部であつたので十月末に至つて愈々三菱に對して或種の交渉を初め一方附近に大演説を開いて示威運動を開いたりした。十一月中旬に至つて鈴木文治氏と三木所長と會見の結果双方の諒解成立したと云ふ。

神戸市營電氣局従業員労働

爭議

十月一日、神戸市營電車従業員は各主任の元迄増給要求の希望を通じた。電氣局は二日三日兩日に涉つて従業員の生活狀態其他を調べて要求を至當と認め市長に増給方を申告するに決定した。當時電氣局従業員は職工、工夫、工手等をも併せて約一千名である。労働時間は十時間以上である。六日夜に至つて、工務課従業員百六十餘名は春日野工場内に集合して協議の末

現在本俸の日給に五割を増給現在の十時間勤務を八時間に改め作業開始を午前七時より午後三時とし、規定残業は三時間の事、一、残業の歩増は午後三時より五時迄は一時間に付き日給千分の百二十五引續き残業の際は一時間に付き千分の百五十、一、晝夜交代勤務者にも前項同様定める事、一、残業に對して臨時加給金五割を付す事、一、從來支給の賞與金の外獎勵法として特別年功賞を毎期支給する事、尙毎月公休一日を増す事半期の皆勤者には特別慰勞休暇を七日

支給の事

尙附帶事項として購買組合の設置、退職給與支給其他

の嘆願書を七日提出し八日午前課長と會見する事に決した。然るに一方、六日の市參事會は前回の陳情に基いて三割の増給案を可決し十月一日より實施と發表した。然れども従業員側は仲々之れでは満足せず電氣課従業員は十日委員を擧げて本俸七割増要求の嘆願書を課長に提出したが要求過大なりとて却下され十一日更に局長代理に數時間懇談の上同様の要求を爲し結局東上中の市長の歸神を待つ事となつた。運動は全局に擴大して、電燈課、工務課、發電所其他に涉り、下級事務員等も加はつた。十八日愈々市長に交渉すべく局長代理に嘆願書の取次を要求したが容易に受理せないで二十日迄延期を求め、二十日市長の意見發表する旨を告げて漸く引取らしたが、委員等は局長代理の不誠意を憤り一時形勢著しく惡化した。十九日は早朝より委員は議長や參事會等を歴訪して懇談した結果、一般社會の同情の盛んなるを見て、同夜協議會を開き一と先づ市理事者に一任するに決し、無條件撤回の宣言書を發表した。然るに二十日市長の發表に依ると前回市參

事會決定案の繰返しに過ぎなかつたので再び不平は勃發し實行委員は辭職を申出で全體の動搖甚だしかつたので、廿五日各課長は會議を催し、従業員側は陳情演說會を催すと叫ぶなど紛紜は結んで容易に解けなかつたが、各課長が責任を負ふて市長に交渉する事となり其結果市長は七割増給を過當なりとは思はぬが豫算の都合で出來ないから、近々昇給期を繰上げるか、賞與を増す等の方法で多少とも満足を得さす事に努力する旨を聲明したので、同日之を委員に告げ再び無條件で撤回する事となつた。

北海道瓦斯會社員職工の労働爭議

十月初め、北海道瓦斯會社(小樺)の社員及職工百餘名は社員手當月貳拾圓、職工手當最低五圓以上の増給を會社側に要求した。之に對して會社側では北海道の物價騰貴率及賃銀増加率を調査して適當なる増給を行ふと云ふので、爭議は圓滿に解決を告げることになつた。

紀伊高野山の駕夫、車夫の自動車反對

十月初め、紀伊高野山千五百の駕夫、車夫、後押しは、高野口推出間の自動車に次いで高野口高野村細川間にも自動車營業の計畫あるを知つて共同して警察部長へ不許可となる様に、又許可するとしても現在の道路を改修した後にして呉れと陳情嘆願した。之と同時に

に約五千の家族の生死の問題だと云ふので、各發起人の宅へ事業中止を懇願し初めた。其後高野口町九度山町及附近三ヶ村居住の關係労働者は労働者協會を組織し基金募集に奔走した。

神奈川縣小田原細田紡織の労働爭議

十月初め、神奈川縣小田原細田紡織株式會社では九月雇員に對して最低級者七割六七分最高給者約二割を給した故職工側も黙つてゐず直ちに増給の要求を爲した。けれども職工側でも要求の程度に就いて一致せず或は八割を唱え、或は五割と云ふ次第で一向煮え切らなかつたが、十日來、工場長と役付職工の代表者とは新に交渉を開始して、圓滿解決が出来た。同社では本春來二回の増給を行つたさうであるが最上給一圓六十錢より最下級六十錢だと云ふ。

東京凸版印刷會社の爭議

十月初め、東京下谷二長町東京凸版印刷會社石版部では事業縮少を口實として約七人の職工を減首したのみならず、夫等被解雇者の就職を障碍したので残部員約三十餘人は大いに憤慨して怠業を初めたが、會社では解雇の意をほのめかしたので遂に眞面目に就業する者なきに至つた、減首の原因は労働代表選出協議會に出席する工場代表員選舉の時該工場は棄權の意志であつたのを石版部が中心となつて選舉する事を出張し、本所分工場にまで交渉委員を派して運動したので終に二名の工場代表を出したが會社や部長は此運動の中心を非常に憎んだ結果だといふ。

東京日本電燈會社の労働爭議

十月一日、東京本所兩國の日本電燈株式會社及各出張所の外線職雜工夫二百名は日給三十五錢の値上を迫り會社は更に五錢を増して四十錢の値上げとなしたるより一同感激し禮狀すら出すものありし

が間もなく從來午前七時の出勤午後五時の退けにて殘業は五分増し電燈取付は二軒の取付にて總收入に於て優に五十九圓餘ありしを改めて歩合を減じ電燈取付を五軒とせるより職工側にては大に驚き會社は畢竟我々に誠意を以て増給せるに非ずとて五口寄々協議の上會社側と折衝し萬一要求を容れられざる時は罷業をなすに決した。

大里製粉會社の労働爭議

十月初め、福岡縣大里町、大里製粉所職工は八時間労働實施、賃銀値上を要求して怠業を初めた。其後會社は八時間制を布き同時に多少の増給を行つた。

大阪汽車會社の労働爭議

十月二日、正午大阪市西區島屋町汽車製造會社では職工二千名が協議を初め數日前より問題となつてゐた賃銀値上要求案を作成して工場長に左の如き意味の嘆願書を提出した。

「八時間制實施と共に現在の收入減少するを以て六割方賃銀増加されたし」

之に對して七日以後に回答する旨支配人より一同に希望し平穩に終つた。然るに三日朝に入りて會社に賃銀値上の意志なき旨を唱ふる者等ありて急轉して怠業開始を主張して工場の空氣は一變した。會社は驚いて職工長職長等と協議を爲し、一方職工側も委員を選出して運動方略を評議したが、終に七日の回答を待つ事

となり、會社側も増給の意ある事を聲明したるを以つて午後五時一同静かに退出した。四日午前七時より職工は出勤したが事實上怠業の形を現はした。然し同工場内には汽車會社作業手組合（約千二百）と大阪鐵工組合（約八百）とが其勢力を競つてゐる様な姿であつた。作業手組合員で鐵工組合員あり友愛會員（當工場は會員僅少）ある次第で在つたが救済的にのみ活動する作業手組合では鐵工組合の近時の活動に快くなかつた。しかも鐵工組合に挑戦しつゝ在つた友愛會員は以前より作業手組合に據つてゐた。斯くの如くにして職工側の足並みは概して不整ひであつた。鐵工組合側は會社側の辯明を是認して硬論を排さんとし、作業手組合も元來職長組長等を主任に置いてゐる保守的組合であるから調停を事としてゐた。しかし作業手組合中には友愛會に屬する者等を初め多數の硬論派が存したので作業手組合としての活動が稍もすると強硬なものとなつた。例へば鐵工系統では『米價手當二十錢を本給に直して二割値上』作業手側では『現給の六割、獎勵金六割値上、最抵賃銀の決定』を主張した。かくて猶ほ大體に於いて怠業を續けた。四日午後に至つて會社

は職長連を呼んで、『來る七日より臨時傭人、作業手定夫に對し日給三十錢宛増給すべし』と通告し、職工側と協議したが、大體解決するやに見えた。然るに同日夕刻より、硬論派の運動に動かされて再び動搖し終に再び結束して新委員を選出して協議の上次の要求案を改めて持ち出した。

（一）日給五割増給、（二）午前十分正午十分午後十分の休憩時間を廢して終業時を早められたし、（三）從來の一・二・三級に區分した懸賞作業制度賃率を改めて三級を二級額に、二級を一級額に増率されたし（四）請負制度日給を五割増給の割合により夫々増給されたし。

會社は直ちに拒絶した。五日は公休日で六日にも尙、運動は繼續されたが六日午後に至つて、會社側も幾分折れ職工側實行委員と重役と會見の結果、

『日給五割の件は一時留保し、會社側の一人三十錢の増給を一時承認されたき事、並に請負作業歩増の件は會社に一任されたし』

と懇談し一同大體納得して、六日は休み七日より就業する事となつて解決した。

大阪川北電氣企業社工場の労働爭議

十月二日、川北電氣企業會社大阪府下今福工場の職工千二百名は手當金十五錢乃至三十錢値上及十時間労働を八時間に短縮を要求し會社は六日朝回答する旨を約した。然るに六日朝回答遅延したので約半數の職工は就業せず怠業状態に入つたが間もなく工場長より要求全部を容るる事を發表したので無事解決した。同工場は一ヶ月前

に三割の増給三割の米價手當を給したので今回の要求額も僅少であつたと云ふ。然るに落着と同時に冗員淘汰の名の下に九十一名を減首したので、再び動搖したが結局十日乃至三十日分の手當を給して全部職工は七日より就業した。

大阪市外今宮田中電機製作所職工の 労働爭議

十月二日、大阪市外今宮田中電機製作所の職工二百名は、近時川崎造船所の八時間労働制實施後阪神地方に於て時間短縮勞賃値上げを實行する工場頗る多きに鑑み、八時制實施と賃銀値上げ問題とに就いて協議を遂げた。其結果交渉委員を擧げて『八時間制の實施、賃銀六割の値上げ、全職工に對して三十錢宛米代給與、日曜日公休及公休日、日給給與』等の件を會社側に要求した。會社では重役會を開いて熟議したが、八時間制は十一月一日から實行するが賃銀は從來他社より優遇して居るから要求に應じ難い旨を答へた。職工等は要求を提出して交渉して居る間は一種のサボタージュを實行して居たが、愈々増給否定と決定した旨を會社側から通知されたので三日朝十時に至り遂に同盟罷業を實行して職工大會を開き、交渉委員五名を擧げて爭議の交渉を委員に一任した。

然るに其後職工は硬派と多少の折合を認容すべしとする軟派との二派に別れ、四日午後八時市外聖天山にて激論の末遂に兩派の格闘と迄なつたが遂に硬派の敗となり、六割値上げを一割五分に引下げ、更に會社側と交渉する事となつた。茲に於て再交渉の結果會社側の應諾する所となり四日午後十時に至り無事解決した。

尙本事件に關して尾行巡查など多數に入り込んで官憲の干涉があつたと云ふ風説があつたが之に對して大阪府警察部特別高等課長は左の如く辯明して居る。

賃金値上げ八時間労働問題に就ては大勢上已むを得ざるものにして之れに對し警察が干涉するとか、壓迫を加へるとかのことはあるべき筈はない。唯だ公安を害して危機に瀕するが如きことのあつた場合、或は兩者の態度互に強硬にして妥協點を見出す能はずして行詰つた場合の如き際は兩者の意見を聞いて成るべく圓滿に解決せしむべく調停の勞を執るやうな事はあるかも知れない。要するに勞資双方より讓歩し妥協點を見出して成るべく敏速に事を解決するやうに心掛けしむるを第一として居る。

大阪電燈會社製作所職工の労働爭議

十月二日、大阪電燈株式會社製作所職工七百名は委員十五名を選びた左記事項を會社側に要求し、引續いてサボタージュの態度を取つた。

一、本給五割増の事、
一、請負益金五割を八割乃至十割に増加し手當同様の保證を與ふること

之に對して會社側は五日次の三案を發表した。

一、本給を三割増すこと、
一、八時間制を六日より實施すること、
一、請負制度は與り得ざるものと與り得るものとあるより變更して獎勵金制度となすこと

然るに職工側は六日になつてもサボタージュを止めないので所長工場長は委員を呼んで三案の内容を説明し、又獎勵金制度の公平を期する爲何等の會を設けては如何と諮り、職工側の反對を求めたる結果兩者の諒解成立し七日より就業した。作業獎勵金は従前の請負歩増に當るもので十六日より支給する事となつて解決した。

宮崎縣宮崎町指物職工の同盟休業

十月二日、宮崎縣宮崎町指物職工二十名は各雇主に對して日給一

圓四十錢を増して一圓八十錢として呉れる様に要求したが、之に對して雇主側は一議にも及ばず拒絶してしまつた。それ故職工等は申合せの上休業する事となり双方の妥協困難となつた。

大阪市内外の瓦製造職人の労働爭議

十月二日頃、大阪市内外の瓦製造職人は勞賃値上を組合及問屋側に對して求めたが交渉が面白くなかつたので同盟休業してしまつた。八日頃に至つて一割五分値上にて解決した。

福岡縣粕尾郡諏訪炭坑坑夫の労働爭議

議

十月二日、福岡縣粕尾郡諏訪炭坑坑夫二百五十名は一同集合協議の上、採炭賃値上、時間短縮、疾病患者扶助規定改正其他一件を會社側に要求する事を決議し、代表委員三名を以て會社側人事係長に交渉せしめた。其結果係長は坑夫側の要求を容れ責任を以て坑夫の満足する様事件を解決する旨を答へ、坑夫協會の代表者も亦種々と斡旋したので、三日目には一時同盟罷業と迄進んだ本事件も四日無事解決した。

大阪市附近手拭職人の労働爭議

十月三日、大阪市附近手拭製造組合の職工約百名は問屋側及組合側へ勞銀値上を要求したが交渉圓滑を缺いて六日より罷業を開始した。

滿州本鷄湖煤鐵公司の労働爭議

十月三日、本鷄湖煤鐵公司熔鑛爐従業員が五割増給を要求し、同盟罷業をして、本鷄湖神社に集合協議したが、午後六時になつて會社より従業員二割常役夫三割の値上を爲す事となつて解決。反つて

職員間に不平が嵩つてゐると云ふ。

神戸製鋼所の労働爭議

十月三日、神戸協の濱神戸製鋼所では十月十一日より八時間制實行を聲明し次の如き揭示を各工場に掲げた。

▲今般八時間労働制採用と共に賃金其他に就き左の通り改正す

▲賃金其他の改正

新日給は現在の日給に其四割及補助米金を繰込み之に二十五錢を加へ更に勤務の状態に依り獎勵の意味を以て新日給の三割迄を限度とし加給す

▲例

今現在一圓(定雇)とすれば新日給及定時間に於ける新收入左の如し $10 + 40 + 8 + 25 = 173$ 是は勤務成績優秀なるもの $173 + 173 \times 0.3 = 225$ 勤務成績不良なるもの $173 + 173 \times 0 = 173$

▲殘業及徹夜の歩合

殘業二時間(殘業一時間に付日給額の八分の一) 殘業二時間以上(二時間に付日給額の十分の一) 晝夜徹夜(二人八分)

▲附加

今回の改正賃金と共に從來施行し來りし白米の廉賣、補助米代金及從來の請負並は増歩制度は廢止するものとす

早出及後入勤務者に對する歩合並に一時雇及女工見習工の賃金改正は不日發表す

但し左の品種に限り社會に於て原價販賣をなす

白米、麥、薪炭、味噌、醬油、砂糖の六種

然るに職工は之に對して甚だしく不滿を抱き工場内

の空氣は失望より憤懣に、更に決意に變つて著しく動搖の色を見せた。殊に協の濱製罐工場で夜業職工百五十名が何等優遇の實のない外形のみに過ぎないとして示威運動を始むるに決し、内七八十名は一團となつて喚聲を擧ぐると共にスイッチを切り暗に乗じて工場に事務所に瓦礫鐵片を投げ込み硝子窓を破り破目板を毀ちなどして暴動となつた。警官は宙を驅けて來て漸く鎮壓し、九名を引致し、大事に至らずして濟んだ。本工場でも夜業者約八百名は其處此處に協議し、囁きして怠業の形勢を示した。會社は各役員をして切りに説明したが埒が明かず、四日となつた。職工は續々出勤して來たが話はあちこちにはずんで、一向仕事に手が附かぬ始末であつた。十時漸く本工場のみ作業に取り掛つたが間もなく第六、第七の兩工場がサボタージュを初め次いで各工場に波及した。製罐工場では、主任より一同に更に解説に努めたが要領を得ず、四日を休業として委員を選んで折衝を續ける事となり、同時に本工場の職工に對して聯合して事に當る事を提議した。しかし暴動の形勢は更になく至極靜穩であつた。職工側の不平の要點は米廉賣の廢止、請負制度の廢止、

新獎勵金の不確實、殘業二時間制限の内意等である。本工場は怠業狀態の儘日を消し、定刻退出して交渉委員を定め今後の方針を協議し、白米廉賣、増歩（殘業等の）等に依る收入増加を斷然排して眞實の八時間制確立に努力する旨を決議して次の如き請願書を作成した。

（一）今度御發表せられし新日給を從來の收入に比較し精算しますれば却つて減少を免れませぬ御承知の如く物價騰貴は日々に甚しく生活の困難愈々加はる時なれば何とぞ大勢に鑑み左の條項を御許容あらん事を切に懇願致します（二）本給に對し四割及び二十五錢と十三錢とを加算し其三割を本給に繰入れられた度き事（但第十一製館工場は其以外に三割の歩増をせられたき事）（三）止むを後す殘業徹夜に附する場合は一時間に對し日給の八分の一を支給せられたき事（四）傷病者五に對する救濟法を改善せられ度き事（五）食堂及び其他衛生設備をせられ度き事（六）朝夕の準備時間は從來の通りせられ度き事（七）退場の際身體検査を改善せられたき事（八）當所内に職工組合を認められ度き事

右の條項は明七日午前九時までに御回答切に希望の事

五日は日曜日で本工場は何事もなく、只製罐工場は四日休業の代りに五日は朝より平生の如く作業し、兩工場通じて交渉委員、保安委員等は出勤して工場内の秩序維持と善後策に腐心してゐた。六日朝請願書を重役に對して提出するに決つた。會社では之に先立つて各工場主任を召集して、三木支配人より

職工の収入減少は断じてなし。請願書も賃銀値上に關する部分を除けば喜んで受付け實現に努力すべし。若し飽く迄賃銀値上要求を固持するに於いては工場の閉鎖を行ふかも知れない云々。

と説明して各職工に傳達せん事を希望した。職工側委員は之を聞きたるも今更廢棄もならずとして六日正午近く技師長を通じて會社に提出して午後更に協議を續けた。一般職工は平常通り作業を勵んだ。會計委員は萬一を慮つて各職工よりの醵金を整理しなどした。然るに午後四時頃に至つて會社は交渉委員代表の三委員を呼んで技師長より

賃銀に關係ある條項は全部再考の餘地なし、設備改善に就いては充分考慮すべし、職工組合に就いては確答し難し、戦闘行爲を開始するならば直ちに工場を閉鎖する。

旨を申渡したので委員全體は職工に報告すると共に辭任を申出たが留任して更に運動を繼續する事となつた。七日朝職工は殆ど全部出勤し、更めて委員の報告を聽き、再考時間として二時間作業休止を會社に申出でたが三十分以上は承認せずと會社は突き放したので愈々問題は沸騰し全職工總辭職説は突嗟の間に力説されたので會社は午前八時工場閉鎖を爲す旨を宣し、三千三百館名の職工は憤然退出し青谷遊園に集合し、午

後附近の寺院に集合して善後策を協議した。又會社の技師、組長、伍長等は調停を試みんとした。第五工場（鍛冶場）約百名は當初より加はらなかつた。會社は益々臍を固めて一步も譲歩しないと聲明し、二十數名を馘首する等の事もあつた。結局職工側は八日再び請願して其上總辭職と決めたが、八日朝に至つて會社は皆勤賞與の點に就いて半月皆勤には一人五分、一ヶ月皆勤には四人分を出す旨を洩らしたので、結束は全く崩れ調停者等は極力斡旋し終に請願を見合せた。然し、一部は之に満足せずして辭表を提出して退場し、一部は休業したが辭表提出には至らなかつた。斯くて九日には殆ど大半出勤し就業して問題は略々解決した。委員の中心として活動した瀧澤、澤井等の人々は九日會社と手を切つた。茲に爭議は職工の敗北を以つて幕を閉じた。

日本毛織物會社加古川工場修繕部の

労働爭議

十月三日、日本毛織物會社加古川工場修繕部鍛冶職工六十餘名は午前六時出勤後、サボタージュを實行し、委員を選んで工場長に勤務時間短縮日給三割増を要求し、四日も出勤し乍ら怠業して會社幹部と交渉したが煮え切らず四日正午前一同は辭表を提出した。會社

は直ちに之を容れて日給を支拂ひ、一同萬歳を唱へて退去した。從來の日給は最高三圓最低一圓と雜收入とである。

汽船イースタン、ガイド號廻航船員の罷業

十月四日、午後三時、米國よりの注文に依り横濱船渠にて建造したる米國船イースタンガイド號(三千八百噸)を米國に引渡の爲出帆す可く準備を整へたが船長が、乗組四等機關士を敲首したる爲め他の同船乗組高級船員全部は之に同情を爲して同盟して全部上陸し出帆を拒絶したる爲め紛擾を惹起し五日朝までは解決しなかつた。船員側は乗組員大不足を告げつゝある際尙ほ米國へ航海する必要なしと主張して居る。同船は五日横濱出帆北海道室蘭にて石炭を積み込み神戸に廻航して貨物を積載したる上米國シヤトルに於いて引渡しを終る豫定なるが船長は大恐慌を來してゐた。

大阪新田造船所の勞働爭議

十月四日、大阪西區北恩加島新田造船所では各小頭連名にて賃銀五割増の要求を爲した。約八百名の職工は社長不在にて要領を得なかつたので怠業状態に入り五日も引き續き多數の缺勤者を出したが、各職長等の盡力で十一日午後五時を確答期としてそれ迄は平生の如く作業する事となつた。同造船所は十三日から八時間制採用を既に發表してゐた。

大阪砲兵工廠職工の怠業

十月四日、大阪砲兵工廠内火砲部職工約一千人は関の聲を擧げて怠業の行動に出た。此傾向は忽ち器械工

場、彈丸にも傳染し、遂には全工場にも及ばんとした。これ故工廠では將校等を巡視せしめて『不平あらば遠慮なく申出でよ』と諭旨せしめた。今其怠業の由來を聞くに先月東京砲兵工廠に一大勞働爭議あり、其後陸軍省では遠からず職工優遇の方法を講ずると云ふ様な事を云ふて職工側の生活不安から來る不平を押へて居たのであるが、然し職工等は待つても待つても其事なく、拾月始め頃からとの風説らしいものはあつたが拾月も四日も過ぎても何等の通知がないので既に不満に堪え兼ねて居たのである。此時誰云ふともなく『拾時間乃至拾二時間勞働を八時間勞働制として残業時間には残業手當の歩増を多くしてもらふ様に要求しやうしやないか』との聲が出たので此聲を聞いた火砲部の者は忽ち共鳴して一同怠業の舉に出た。此時庶務課長等は職工に向ひ『最高給者は一割、最下給者は五割の範圍に於て手當を増せといふ電報が主務省から昨夜來たが發表を見合してゐた』と慰撫し、『解決の道は付けるから九時半の鐘が鳴つたら就業せよ』と諭したが、職工等は『そんなに早く電報が來たなんて信用出來ない』、『斯様な慰撫や諭示は耳にタコが出来る程今迄聞

いて居る』として依然怠業を續けたが其要求の腹案とも觀らるべきは『第一八時制の實施、第二五割増給及同額歩増、第三日曜、祭日の全額給與』と云ふ事にあるらしい。此件につき工廠では陸軍省に向つて直ちに優遇法發表を催促したが尙同夜村岡提理は報告旁前後策を講ずる爲直ちに上京した。次で翌五日は兎も角も提理の歸阪近事を延期するに決定し、職工一同は休日であつた爲休業して穩に結果を待つて居たが、村岡提理と入違ひに本省から大橋大佐來阪し、工廠幹部將校と協議し、本省と電報往復の結果遂に左の如く之を決定して之を各所の揭示場に揭示する事となつた。

臨時手當増額は八月一日に遡り支給する事に確定せらる詳細は本日掛工場に於いて指示す。

翌六日に到り職工は門前に前記の揭示を觀たので皆々満足して作業に従事し、村岡提理は同日午前八時半歸阪し幹部將校と協議の上左の如き賃銀率を發表し、之を八月分から支給する事とした。

日給者	増給率 (從來分共)	日給者	増給率 (從來分共)
二、五〇〇以下	六、〇割	一、〇〇〇同	八、五
一、七〇〇同	六、五	八八〇同	九、〇
一、六〇〇同	七、〇	八四〇同	九、五

一、二〇〇同 七、五 七二〇同 一、〇〇
一、一〇〇同 八、〇
尙、十月十三日に至つて大阪憲兵隊は此事件に關し内偵の結果、二名を召喚取調べた。

宇治川水力電氣會社の労働爭議

十月四日、宇治川水電の野江、安治川、島屋町、海老江、道頓堀、王造、尼崎、泉尾の各變電所及高津、北濱、九條、安治川の各開閉の電工全部七十餘名は中の島公園に集合して、八時間労働制實施、賃銀値上の要求を協議して會社に要求したが、拒絶されたので六日より任意罷業に出で、七日書留郵便にて

一、八時間労働制 二、手當三割を本給に入れ更に十割増給、其他三ヶ條

を會社に送り八日に回答を望む旨申出でた。會社では電力課の社員技手、職工監督等を六日夜より配置して急を救つてゐるが大口の送電が多いので萬一を懸念して解決を急いだ。職工側は次の様に云つてゐる。

我々の平均日給は六十五錢の少額で手當だの時間外歩増を合しても三十二圓九十五錢しかない會社が何處迄も要求を拒絶するなら不本意なが休業するより他に道はありません。

八日に至つて會社は一部の要求を容れて「日給十錢増、九時間勤務、及明番勤務者に十五錢の手當を給し、祝祭日勤務五割増」の旨發表した。委員等は之の實質上より打算して有利でない事を確めて直ちに再交渉を開始したが、技手團が切りに調停してゐるから結局之で解決すると云ふ。會社は社員、技手にも夫々増給を發表した。八日は一部送電を停止した處もあつたが九日より全部就業した。

大阪煙草專賣支局の労働爭議説

十月四日、頃より大阪煙草專賣支局二千五百の職工が動搖し始めた。近く八時間又は九時間労働制實行要求と賃銀値上の要求を爲すと云はれたが、一向具體的な運動とならずして動搖を續けた。同工場では二千五百名の職工中男工約五百名である。其後動搖は益々激しくなつたのと、職員等からも増俸の歎願が出てゐるので二十日支局長は東京の本省へ協議に出向した。結局豫算の關係一點張りで泣寢入りとなる。

横濱市横濱電気工業會社の労働爭議

十月五日、横濱市平沼町横濱電気工業會社職工が結束して十時間勤務を八時間に短縮、賃銀五割増の要求をしたが何等の回答に接せなかつたので六日男工百五十名、女工百六十名は同盟罷業を行つた。

大阪瓦斯工場の労働爭議

十月五日、大阪西區島屋町大阪瓦斯會社工場内瓦斯部副產物部供給部職工約三百名は委員十五名を選んで次の要求を會社に提出する事を決議した。

一、從來の臨時手當三十五錢を本給に直し更に五割の増給を爲す事

一、月二回の公休日には日給を支給し社内には職工團體を認むる事

一、公傷の場合には日給全部を支給する事

一、春秋二季に慰安會を催す事

一、臨時雇人に對し相當の増給を爲す事

一、工場内の衛生設備を完全にせよ

六日、之を嘆願書の形式で會社に提出し、同時に要求貫徹の爲めにサボターシユの態度を以つて會社側の回答を待つた。

十月の部

大阪南海鐵道天下茶屋車庫の労働爭議

議

十月五日、南海鐵道會社天下茶屋車庫の職工二百餘名は賃銀六割増、八時間制採用、月末賞與十日分を本給に直す事を要求した。會社は九日重役會議を開いて日給者全部に對して五割増給を可決したので無事解決した。

徳島縣川田山礦山の労働爭議

十月五日、徳島縣麻植郡川田山礦山(東海礦業會社主營)の鑛夫百餘名は賃銀五割増、八時間労働、疾病休業者救済俸支給の三要求を夜協議して六日會社に要求した。

大阪市外精工社の労働爭議

十月五日、大阪市外鶴橋町猪飼野強護製造業精工社の職工約四十名は四割増給を要求して容れられなかつたので罷業したが、七日『二割五分値上、十一月より更に一割を増給する』との條件で妥協して解決した。

愛媛縣今治松本鐵工所の労働爭議

十月五日、愛媛縣今治、松本鐵工所職工は賃銀三割値上を迫つてストライキを行つたが、所主不在の爲め其實弟が仲裁案として約二割六分を出したが部長連のみ承諾して職工連は少しも應ずる氣色がないので已むなく成行に委してしばらく工場は休業となり、結局會社案にて解決す。

岡山縣兒島郡三井造船所の

労働爭議

十月五日、岡山縣兒島郡の三井物産の玉造船所職工二千三百五十餘名が一齊に同盟罷業をして隨所に會合して協議をした。同造船所は川崎造船所の罷業に鑑み十月六日より八時間制を實施の旨發表し、同時に從來の米の廉賣、精勤手当、借家手当を廢止し、其代りに現給に對し三割五分の増給、金廿一錢宛平等に手当を給し、殘業一時間に對し日給の八分の一を加へ三時間以上に及ぶ時は更に一割を加へ二十四時間連續作業の時は日給の四日分を給する事等をも發表した。然るに之は事實上職工側に不利なるものがあつたので職工側は罷業して協議の結果、廉賣米の供給復活の外に

(一)日給八割方の引上(二)日給一圓以下の者十錢、一圓二十錢以下の者には五錢の加給(三)全般に互り一人二分の歩増しをなすこと(四)現在の入場時間午前六時四十五分、始業七時、午後三時三十分終業、同三時四十五分退場は、入場六時五十五分、退場三時三十五分に改正すべきこと

を會社に要求し、六日委員を選んで嘆願して怠業を初めた。會社は九日に回答する旨を約して引き取らした。職工側は夫れで七日も出勤して怠業を續けた。會社では職工の要求を不當なりとして休業をはのめかした。終に七日、八日、九日の三日間休業を揭示し、十

一日に至つても双方とも強硬に對峙し一名の就業者もなかつた。然れども十一日午後に入つて職工側にも妥協の餘地ある事を示し、其の限度を會社に通じたりしたので會社側も協議し初めた。十二日に入りて縣保安課長縣工場監督官補等が調停に入つて『時間改正、二割五分増給、米廉賣復活』の諸條件にて解決する事となつて十三日より就業する事となつた。然るに其後會社が休業中の賃銀を支拂はざる意嚮を洩らしたので又々動搖し、形勢逆轉の風も見えたので警察などが仲裁して今回限り支拂ふとの約束で支拂ひ、同時に家族手当として十月六日より十一日迄一日一人分を支給して解決した。

大阪藤永田造船所の労働爭議

十月初め、大阪西區藤永田造船所にて約二百名の職工が中心となつて賃銀値上要求の協議を爲し、六日に至つて三割値上を會社に嘆願した。會社側では五日附を以つて全工場約二千名に對して改正額(最近八時間制採用と共に改正した)の本給の一割を増給する旨發表したので鐵工部の如きは感謝狀を送つたが六日夕に至つて他の大部分は當初の要求を貫徹する爲めに七日よりサボターシュを斷行せんなど協議したが結局時期を待つ事となり解決す。

宇都宮專賣支局の労働爭議

十月六日、午後に於て宇都宮專賣局男女工約六百名は勞務員等の

増給要求の運動に加盟した。

東洋紡績會社大阪四貫島工場職工の労働爭議

十月六日、東洋紡績株式會社四貫島工場（大阪西區）の職工は賃銀五割増、労働時間十時間制を採用せられ度き旨を會社側に嘆願した。此事件に關しては極力會社側は秘密裡に事を處理せんとして居たと云ふが、十月七日大阪朝日新聞には大體次の如き記事が載つて居る。

東洋紡績會社四貫島分工場の賃金値上、時間短縮の要求は會社側に於て極力秘密の間に解決をつける方針にて三名の委員が四日堂島の同社營業所に至り重役と直接交渉を開始したる時も右委員等が外部へその顛末を洩らすことなきやう一臺の自動車に乗せ監視のため社員も同乗歸場したる程にて五日は同工場の出入を一層嚴重に取締り先づ一般の平職工より軟化せしめ次で工務係、助役等を説得したれば中間に立ちて運動したる委員等は苦しき立場となり、尙その間に萬一犠牲者を出したる時を慮り運動費として徴收しぬたる一日分宛の日給返還を裏面より秘かに迫らせる等紛争を極めたり。會社側にては同社の他の十七工場に傳播せざるやう注意し、善後策を講じられるが六日の作業は平態にて怠業等には出でざるも紡績界全體にも影響する要求なれば解決は容易ならざるものゝ如し。尙職工は今回の運動につき同志組合を作り左の誓約をなせりと云ふ。

▲運動費として各自日給の一日分を提出すること ▲基本金として一

十月の部

箇月に各自日給の五分づゝを積立すること ▲一旦納入したる基本金は如何なる理由あるも拂ひ戻しせざるものとす ▲最初犠牲者を出したる時は全部其の責に任ずること ▲其後に至り今回の運動のため犠牲者を出したる場合は本人の就職また全収入を支給し就職後三ヶ月以上を支給する事 ▲向ふ一ヶ年間以内に今回の運動に起因の犠牲者を出したる場合は三ヶ月以上支給す ▲今回運動の衝にあたりたるものにして當事者の壓迫等の爲め退社の餘儀なき場合は事情を精査の上三ヶ月以上支給 ▲組合の利益に反する行爲ありたる者には總會の決議に依り社會的制裁を加ふること

職工の動搖は六日夜に入るも止まなかつたが、會社は時間制及増給制を廿一日發表する旨を通知したので一同之を信じて廿一日迄待つ事となり全部就業した。廿一日に至つて會社は男工に日給三割、女工には一割五分乃至二割の増給を爲し十一月一日より傷病手當をする筈と云ふ事を發表して一先落著した。

堺港内の小廻船船頭の増給要求

七日六日頃、堺港内の小廻船々頭は結束して三割増給を各船持主に要求した。

大阪電燈會社春日出發電所職工の労働爭議

十月六日朝、就業前大阪電燈安治川發電所の職工が待遇改善を會社側に要求したので、同日正午には同社春日出發電所職工一同も「八時間制の實施、日給五割増」の歎願書を會社側に提出し、其回答を八日午後五時迄にせられたしとつけ加へた。之に對して寺田取締役

は安治川發電所同様の回答をした。職工側も平穩に就業し、八時間制は六日より實行した。賃銀は八日の重役會議の結果三割増給と決し一同承諾して無事解決した。

大阪電燈會社安治川發電所職工の労働爭議

労働爭議

十月六日、大阪電燈株式會社安治川發電所職工三百五十名は早朝就業前突然五名の委員を擧げて八時間制實施、並びに日給五割増の歎願書を提出した。之に對して目下會社では社長辭職、島取締役不在の爲寺田取締役は八日に何分の返答をする故其迄回答を待つてくれといふた。職工は之を諒とし平生通り就業した。會社は六日より八時間労働を實行し、賃銀は八日の重役會議の結果三割増と決し、一同承諾、無事解決した。

大阪軌道小阪車庫の労働爭議

十月六日、朝に至り大阪軌道小阪車庫の職工及架線工夫二百名は聯合して精勤手當の値上と車庫車掌運轉手に爲したと同率の賃銀値上を承認して呉れと要求した。會社では直ちに重役會議を開き協議の結果全部承認するに決定した。

大阪大日本紡績下福島分工場の労働爭議

労働爭議

十月六日、大阪下福島一丁目大日本紡績分工場の男女職工三千餘名は次の如き要求を工場長に提出し三日以内に確答を求めた。此運動を主としてやつたのは上級男工及女工を除く約五百の男工である。

賃金五割増八時間制實施職工の保護救済職工一般に對しては普通教育を施し殊に男工には技術的教育を施すこと等、及び十二時(午

後)迄操業の場合は尙五割の増賃。

提出と共に上級職工よりも會社に對し可及的要求を満足せしめられ度き様希望を述べた。會社側は給料値上に就ては要求書を一時留保して會社に一任しては如何と交渉した。之に對し職工側より八日午後二時迄には何等回答しなかつたが圓滿解決の見込が著いた。

尙之に先立つて、同會社木津川分工場にても略同一の要求を爲すべく連判狀を取りつゝ、在つたが表立だゝぬ内に要求見合せを會社より頼んで漸く治めたが二十日に至つて會社は同分工場男工六百、女工二千七百全部に對し一割乃至三割方値上を發表して解決した。

朝鮮總督府印刷所の労働爭議

十月六日、朝鮮京城龍山にある朝鮮總督府印刷所職工全部結束して賃銀五割値上を要求した。印刷所長は七日慰撫に努めたが運動は愈々進んで、八日夜龍山和歌の池附近に内地人職工約百名集合して從來の十一時間労働を九時間に改める事を要求し所長は極力鎮撫に盡力してゐたが仲々強硬だと云ふことであつた。

九日、殆ど終日印刷所長は職工代表者とも意見を交換したが纏らず、十日は一同出勤して怠業等の事がなかつた。總督府では彼等の實情に充分同情してゐるが値上の影響を恐れて當惑してゐるらしい。鮮人職工の方は割合に平穩だと云ふ。五割増要求も職工側では妥協の餘地ある事を言明してゐる。

神戸東洋燐寸會社の労働爭議

労働爭議

十月六日、神戸東洋燐寸會社各工場の軸列機職工二百餘名が日本燐寸會社の同職工と共に賃銀値上時間短

縮其他を迫つて怠業を行つた。會社では十日より二割値上げを實行し他の條項に就いては何等回答しなかつたので、職工側は協議の末次の如き要求を提出した。

賃銀五割値上、停電の場合の休業は從來賃銀を支拂はなかつたのを今後一時間に就き五十錢とする事、定休日以外會社の都合にて休業の場合は三圓平均の六歩を支拂ふ事等、其他三

各工場主任は一應之を拒絶したので、午後に至つて職工は三々伍々退場し、港川公園に集合して同盟罷業を決議し十三日は一同缺勤したので他の全職工三千餘名は就業し得ず全體の罷業と化した。斯る間に罷業者側では委員をして會社と交渉を始めたが會社側が強硬なので内輪割れがして十四日朝に至つて下澤、中道、大開の三工場の罷業者の一部は復業し引續き各工場にも就業者が出たので十五日の公休の翌日は解決するだらうと會社では樂觀してゐた。彼等の収入は現在一臺八錢四厘で一日平均三十臺を爲すから生活は苦しくない筈だと工場主任が云つてゐた。

名古屋市内下駄鼻緒職人の増賃要求

十月六日頃より名古屋市内の下駄鼻緒職人約三百餘名は賃銀値上要求に就いて再三協議して、終に二割値上を問屋側に要求したが、問屋側では一割三分を承認し其實行を十一月一日よりと回答したので職工側では不服を稱へ十一日午後一時から隨所に集合して意見を

纏め委員に申出る事となつたが十一日午後四時頃になるも何等纏らなかつたので一と先づ解散した。

職人側では収入百足で平均三十八錢内外で幾ら働いても一日三百足位しか製造できない。一割三分位では罷業するの他ない。と云

ひ問屋側の云ふ處を聞くと斷じて三割を承諾しない心組である。そうなれば地方から職工を入れるか各問屋合同して一つの工場組織にしてやるかより途はないと云つた。

十二日より斷然罷業する事に決し、各職人宅の製造原料に封印を施し、時々巡回して罷業監視を嚴重に行つた。結局一割五分にて解決した。

大阪合同紡績會社天滿工場職工の勞働爭議

十月六日、朝九時十五分の休憩時間に大阪合同紡績會社天滿工場女工約二千五百、男工約九百名は一齊に作業を中止して屋外に飛出し、怠業の態度に出た。其原因は同會社が既に十時間制採用を公表し、夜業撤廢など世間に發表し、且つ某社員が『職工は十時間勞働に満足して働いて居る』など公言しながら、依然十二時間制を強制し更に改める模様がなないので職工は憤慨の餘り『世間へ公表した所を實行せよ、若し十二時間作業なら殘業手當を與へよ』と會社側に迫つたのである。

る。之に對して會社側は『兎に角要求通りにするから就業してくれ』と懇諭したので女工側は工場の中に入つたが男工側は會社側の責任ある返事を聞く迄は復業せずと主張して強硬の態度を取つて、終に女工十三割男工五割、十時間制を要求した。

六日午後三時より全然サボタージュの状態に入り七日も依然として持續された。工場側は大體に於て承認する方針を取り女工八割、男工五割、時間現在の儘まで承認したが仲々職工と了解出來ず、十日午後六時改めて確答をする事となり職工は七日より平常通り就業した。

大阪林ブラシ工場の労働爭議

十月六日、大阪難波東四手町ブラシ製造業林商工合名會社の職工約六十名は午後賃銀三割値上を要求したが、會社では同業組合の規定に基き暫く猶豫を求めたが聞き入れず即答を求め、七日は約半数三十餘名は盟休した。九日午後三時、一割乃至三割の増額を會社より發表して解決した。

大阪帝國製麻傳法工場の労働爭議

十月六日頃より大阪府西成郡傳法町帝國製麻會社製品工場職工の一部(全職工二千餘)は委員を擧げて八時間制、労働値上げを要求し七日サボタージュを行ふに至つた。會社は其首謀者上級職工七名を解雇し、同時に賃銀男工十五錢、女工十錢値上を發表したが、職工

側では職首職工の復職を要望して猶動搖してゐたが結局鎮靜す。

堺大日本セルロイド職工の労働爭議

十月七日、堺市大日本セルロイド會社職工三百餘名は會社に對し八時間労働實施、賃銀三割増、残業を最長二時間以内とし残業の一時間に對し一割五分増、年二回臨時手當は従前通り

を要求した。委員等は社長不在の爲め技師長の私宅に訪問して嘆願書を差出したが、會社は合併早々故、現在承認し難しと述べ、八日正式に會社にて會見する事として解散し、八日午後二時會見して、職工側は六割を要求する筈だったが會社の事情を察して三割にした旨など述べたが、會社は嘆願書は全職工の意思に非ずとて受け付けず、直ちに職工代表者三名を職首としたので三百餘名の職工は辭表を出すに決した。九日朝來、大和川堤防に集合して善後策を講じた。堺警察は大いに警戒した。然るに會社では報に接した社長が九日朝東京より歸り關係職工を集めて諒解を求めしめたが依然として會社の窮狀を述ぶるのみで職工に觸れないので、一同に報告して後、一同辭表を提出し、十一日賃銀の勘定を受くる事となつた。會社側はしばらく成行きに委す事とした。其後、十一日再び社長より直接説明を聞く事となつたので委員連は約二時間社長と面談種々議論をしたが要領を得ず、己むなく大和川堤防附近に結果如何と待つてゐる職工連に自由行動を取るの他なき旨を説明し、一同隊を整して會社に入門し内百餘は復業の意を示したが他の者等は勘定を請求した。會社は更に會社の立場を一同に説明せんとしたが一同不誠意をなじつて聽かない。十二時頃、勘定を受けて退出した。其後結束破れて大多數は復歸したので無條件解決し會社一任となる。十月末日に至つて會社は労働時間十時間半、工賃一日三十五錢乃至六十錢を値上し十一月一日より實行の旨發表した。

室蘭日本製鋼所の労働爭議

十月七日、室蘭日本製鋼所第一、第二機械工場職工千六百餘名が突然同盟罷業をした。各工場も同様に退缺席者多數に上つたので八日臨時休業として、職工側は五日頃より協議し六日夜も強硬に交渉を續くる事を相談したと云ふ。要求事項は

『勤務九時間を八時間とし、給料四割増を七割増しに手當一日十錢を二十錢に平均値上の事』等

で會社は大體承認の口吻を洩らし自發的行動の形式で九日發表する旨を述べたが職工一部の反對を蒙つて八日午後之を發表した。其内容は、『二十錢の臨時手當、小頭組頭等に一割五分程度、其他は一割乃至四分の値上』に過ぎなかつたので、職工側は會社に誠意なしとて第七工場の如きは直ちに退場、發電部、運搬部の外は大抵退場して殆ど出勤者なく、十日は警官、區吏等内々鎮撫に努めた。十二日に至つて製鋼所長田中盛秀氏が來着したので問題の解決は稍近付いたらしく感ぜられた。同工場の五千の職工中出勤職工は約千五六百にも上つてゐたが機械工場全部が固く結束してゐるので作業は全然出來ないと云ふ。十三日田中所長が職工代表者と會見して直ちに要求を容れ難きも後日を期して必ず増給を實行する旨を契つて就職を促したが、形勢は益々悪化して第一第二機械工場千四百餘名は十六日朝、辭表を提出したので會社は驚いて辭表を保留して十七日更に二割五分増給の旨を發表したので職工側も幾らか納得し十八日より四千餘名の出勤あり、十九日には全部の就業を見て解決した。

兵庫縣播磨造船所の勞働争

議

十月一日、八時間制採用と共に賃銀増給の旨を發表した兵庫縣赤穂郡相生港播磨造船所の約七千の職工中造船部取付職工約九百名は、十月七日次の如き要求條

項を會社に提出した。

(一)七割増給のこと(二)戰時手當を配當すること(三)米一升を三十錢にて供給すること(四)九時間迄の残業を一人役とすること(五)夜二時迄の残業を三人役として給すること(六)徹夜に對し四人役を給し翌日公休とすること(七)船渡の數を増し職工の往復を便ならしむること(八)請負仕事は二割の歩増しを附すること(九)醫局部醫員の不親切を戒しむること(十)社宅に暗き場所多く夜間不便なれば街燈を増すこと(十一)職工風呂場の設備不完全にして不潔なるを直ちに改むること

夫と同時に殆ど怠業に近い態度を示し、結局回答期を十一日に定め夫迄平常通り就業する事となつた。十一日正午に至つて會社側は職工代表者に對し要求の内一部分だけは承諾するも他は應じ難しと回答したので代表者は之を一同に告げたので、或者は役付職工室に押掛けて亂暴をし投石をするなどし初めたので會社は就業中止を命じ二時三十分終業を申渡した。十二日朝職工一部は就業中の他工場に對して投石をやつたりしたので九時限り臨業休業にした。之は播磨造船職工の暴動として大きく報導せられた。投石の原因は日給制なる取付職工と請負制なる造機鉦打職工とが怠業に就き意見の一致を缺いたので取付職工が憤慨したのだと云ふ。一方役付職工等が相生町の俠客某に鎮撫を依頼し部下數十名と共に會社に對し仲裁の勞を採らん事を

申入れさした故職工側の態度も漸次悪化し、争議は次第に他工場にも及ぼんとしたので會社では警察の注意などに依つて十三日を臨時休業にした。友愛會播磨支部は十三日仲裁を申込んだが拒絶された。十三日より非加盟職工側も會社の閉鎖に憤慨して事態は複雑になり兩々共に隊を組んで事務所や合宿所に示威運動を初めたりして警官の警戒と共に物々しい有様であつたが、結局十四日は會社は休業を止す事となり約六千近い就業者を見たが依然怠業の状態を續けた。正午會社は十三日の休業中の賃銀を支拂ふ旨發表して一同を喜ばした。然るに同日多數の職工が午後三時半造船所の船にて棧橋に着くのを待つて強硬派の職工連は其處此處に現れて喚聲を挙げ六時頃に騒ぎは高潮に達したが警官の力で難なく事済みとなつて、一先づ解決した。

東京瓦斯電氣工業會社の労働争議

十月三日、東京瓦斯電氣工業會社では作業八時間制、賃銀従前通り、時間給とし、手當二割を三割に増し、時間外勤務歩増は四時の終業時より三時間以上の場合四歩増五時間以上七歩増、十月十一日より實行、の事を發表した。然るに十月七日に至つて大森工場の三千百餘名の職工は之を不満として代表者を選出して次の如き要求を提出した。要求に關し責任を一切問はざる事―八時間制度に異議なし―一般

技工に對して三割増給の事―物價騰貴手當は三割、但常雇は給料の割増し他は従前通り―請負工事の時は倍額以上支給する事―請負者は常雇の時に五倍増の事―俱樂部を新設せよ―社員技工の通用門を同一にせよ―社員及技工は同一に點檢の事

之に對し技師長及び支配人は社長不在を理由とし、且社長の人格を信じて一と先づ撤回せよと懇談したが職工代表者は之を拒んで社長に傳達を望み、八日中に何等かの回答に接したき旨を附加して引き取つた。然るに八日に至つても何等の回答なく握りつぶしの厄に遭つたので工機部自働車木工部、鑄物部の一部約四百餘を残して二千五六百名は八日午後一時頃同盟退場し、重なる人々は附近の家屋に集合協議の結果、九日午前入新井町密蔵院及び大森町豐年館に罷業職工大會を開き協議の末新に十二名の委員を選出し會社と再交渉を開始したが、會社は甚だ強硬なる態度に出で、職工の増給要求を適當なりと絶對に拒絶した。警察側の警戒は嚴重であつた。十日の交渉も強く拒絶された。一方會社では罷業切り崩しの爲め人を八方に派して出勤を勧誘した。十一日も千餘名の罷業者は豐年館に集合した。警察は仲裁を申込んだ。職工側は社長に面會方取計られたしと述べたので午後社長代理支配人と會見した。其際會社は『要求全部拒絶、十三日午前七時迄に出勤せない者は一切解雇す』と申渡したので委員等は大いに憤つて引き取つた。かくて各労働團體の應援を求め結束を固めた。十二日に至つて更に二百餘名の加盟者を出した。十二日も豐年館に集つた。十二日社長に面會を求めたが不在にて要を得ず、十三日社長松方五郎氏に面會したが、『社長を信任して十四日朝より就業せよ』とのみで要領を得なかつた。併し委員中に社長信任説に傾く者出で、罷業の成算を危ぶみつつ在つた約八百餘名の職工等と一團となつて十四日會社に復職を申込んだ。會社では『既に解雇の手續を了してゐるから一人一人出て来るならば迎ふべし』と答へた。

茲に於いて硬派の人々は大いに驚いて、勘定を受取つて豐年館に集

る各罷業者を擁して熱心に宣明を開始し反盟者の反省を促して終に表面の形勢を一新せしめた。十五日朝から、森劇場に二千五百餘の罷業者は集つて大々的示威演説を開いた。警察は益々警戒した。茲に至つて平林入新井町長平林町會議員等は調停に立ち、松方社長に面會の上職工側の意思と町當局者の希望を述べて調停を申込んだので、松方氏は後刻回答を爲す旨約した。此兩氏は双方の間を熱心に奔走した結果十七日午後一時に至つて職工側は無條件復業と決し、同二時罷業職工全部平林町長を先頭として工場に入り、平日通り就業し、しばらく形勢を見る事となつて解決、其後十一月に入つても何等改善等の事なく、委員等を約束に反して誠首し初めたので少なからず不平が湧き出た。

九州日華製油若松工場の労働爭議

十月七日、若松市日華製油工場の職工百二十名は賃銀四割値上を要求した。會社では十一月一日の昇給期に値上實行の計畫中だから夫れ迄待てと訓戒したが職工側は七日午後よりサボタージユを開始し八日午前七時約七十名は連署して辭表を出して去り、作業は殆ど休止の狀となつた。其後漸次に復歸する者が出て來たので會社では所謂不善分子を淘汰した。

大阪南海鐵道電車從業員の労働爭議

十月七日、堺大濱榮亨に南海鐵道本線乗務員約百名は集合して協議の結果、六割増給待遇法に改善及取締補小橋某排斥を決議し委員を選んで會社に交渉する事となり、又一方殘餘の乗務員百餘名も、同日同場所に集合し同様の決議を爲した。九日兩組の委員は相携えて

嘆願書を作成して全部の調印を終ると共に會社に提出した。犠牲者ある場合には連袂辭職すると唱へてゐたが、九日午後二時半一同調印して嘆願書を支配人に提出する爲め難波驛に集合した。會社は既に重役會議で書記以下五割増俸を決定してゐたので夫々通知した旨を告げた。委員等は日給者には、利益の配當なきを理由として、非番者八十餘名は更に天下茶屋車庫に集合して協議したが、運輸課長の慰撫に依つて其儘解決した。

兵庫縣大阪合同紡績分工場の労働爭議

十月七日、午後五時頃兵庫縣川邊郡小田村、大阪合同紡績分工場附近の電柱に『八時間労働制要求、給金七割増に一ヶ月公休を六日と爲す事、男女一同は此運動に着手の爲め紡績浴場前に集合せよ』との貼代をしたものがあつたので、會社は大いに驚き警察に知らすと共に賃銀四割増を發表し、一方首謀者を物色して二十一名の職工職首した故に三千四百名の男女工は大いに憤慨して動搖し初めたので會社は解雇職工を復職せしめると共に公休六日制をも採用する旨發表して一時解決したが、職工の増賃及時間短縮の希望は尙甚だ強いので警察は嚴重に警戒してゐた。

大阪東洋紡績三軒家工場の労働爭議

十月七日、東洋紡績大阪三軒家工場にても四貫島工場の要求に共

鳴して同一提案、十時間制、五割増を要求した。
二十一日に四貫島工場と殆ど同様の解決を告げた。

大阪化学肥料會社の労働爭議

十月七日、夜大阪化学肥料會社の職工は作業中俄に増給要求の協議を初め八日朝に至つて會社に迫つた。

室蘭輪西製鐵會社の職工の動搖

十月七日より、室蘭日本製鐵所の労働爭議は益々熱度を加えて來たので隣接する輪西製鐵所でも十月八日來職工間に動搖著しく日本製鐵所の結果を見て大學要求するの徴が明かであつたので會社は十二日頃に至つて一割乃至二割の増給を決心した。

鹿兒島市内靴工の同盟罷工

十月七日、鹿兒島市内三十一軒の靴職工の徒弟を除き約六十名は朝來各所に集合して協議の結果八日より突然同盟罷工を行つた。靴問屋側では九日協議會を開いたが一向成案が立たず双方とも固く對立してゐた。原因は賃銀値上要求である。

横濱船渠會社の労働爭議

十月七日、横濱船渠會社職工全部は八時間制、及三割増給、手當五割増、白米二十五錢の廉賣等を要求した。

東京本所區内掃除人夫の盟休

十月七日、東京本所區内掃除人夫百餘名、最高日給一圓を二圓に最低六十錢を一圓二十錢の十割増給を要求して回答を得なかつたので同盟罷業を行ふ。

大阪市營電車現業員の労働

爭議

九月上旬、大阪市電天王寺車庫詰車掌運轉手が賃銀値上を叫び、次いで下旬上本町車庫詰の車掌運轉手十組の會である組合會では

賃銀三割増要求△六箇月皆勤者に一週間の休暇を與へよ△出向を操車時間に計算せよ△毎月六回ある十四時間以上の勤務を全廢せよ

の條項を決議して運動費を醵金して嘆願しようとしたので當局は先づ慰撫して十月三日三十三錢乃至五錢の増給を發表した。然るに其結果、年功者のみ利する事多く、一般薄給者の不平高く、更に決議の主意を貫徹せん爲めに運動を開始し、又、九條車庫口組仁愛會は四日午後約七十名集會協議し、一方三百餘の監督も四日五日に涉つて會合して現業員の爲めに運動を爲さん事を協議した。

十月八日、上本町車庫組は三名の委員を選んで次の如き嘆願書を作成し九日朝主任に提出して、一部怠業をなした。

(一)九月三十日附を以て前日給を四割増された事(二)從來十五時間と九時間との隔日勤務なりしを來る十一月二十一日附を以て長時間の日を廢せられた事(三)同一日附を以て義務乗車時間七時間半を六時間半に短縮せられた事(四)本月を基準に爾後滿六箇月皆勤のものは慰勞休暇一週間を給與せられた事(五)期末賞與金

當時の日給の一箇月分を給與せられたこと

殊に現在の義務乗車時間七時間半を常設にせざれば日給一日分を給與せられず準備時間は勿論減車の際電鐵部側より車庫に溜り居らむる時間等を除外され居り従業者にとりては甚だ不利なり云々

然るに主任は九日午後、三名の委員に出勤停止を命じた。玆に於いて委員等は今後の方策を全部に計つた處が、再提出に決し、委員の停止解除の運動を初めたので、委員は先復職した。此の如きアトモスフィアの中に二日迄は暮れた。十三日に至つて終に重大な結果を産むに至つた。十二日夜に入りて上本町、梅田、天王寺、九條各車庫の勤務者は十三日朝より一齊に罷業を行ふ事に決して略手筈を整えた。計畫の中心は上本町の車庫組で天王寺車庫との連絡は近接地丈けに可成りよく取れたが九條、梅田とは餘り良好に連絡が保てなかつた。

上本町車庫では十三日午前四時半初發の筈が一人も出勤者なく僅かに十數名の初任者が遅れ走せに出ただけであつた。小幡主任は愈々ストライキだとばかり大いに驚いて監督等を驅つて狩出しに奔走せしめ、一方天王寺、九條兩車庫へ交渉して辛くも非番監督三十餘名を召集し午前六時半二十九臺の電車を運轉せしめ、

十月の部

正午に至つても尙廿五臺しか出來ず、三百六十七名の従業者は殆ど五六十名に過ぎなかつた。一方従業員側では朝來、車庫附近に、さては戸別訪問にビケデングを行ひ警官は車庫内に、各従業者宅に警戒やら調査やらで八方に走つた。午後一時半に至つてぬ組三十六名の出勤を出し運轉車臺は一層増して來た。罷業者等は全く姿を消して警官の搜索を遁れた。

天王寺車庫では朝正規の時間に全部出勤して約十七輛の運轉を見たが上本町車庫の罷業の報を聞いて忽ち動搖し直ちに策應した。六時半に至つて全く運轉を止め八時過に至る迄至る處の雨中の停留場に群衆を造らした。然して車庫内に四百數十名の従業員は大會を開いて協議し初めた。其内に本願寺の布教師で従業員の精神講話を擔任せる加藤師が來て種々仲裁を或みたので結局同氏を座長として左の六ヶ條を決議すると共に加々美特別高等課長や種々の人が鎮撫を試みた。

- 一、従業員全部に對して六十錢の増給をなすこと
- 二、最長勤務時間十五時間を最長十二時間とすること但し乗務義務時間は前の通り
- 三、義務時間を九日間九十時間に制限すること
- 四、早出延長の場合はその時間を五割増とすること
- 五、一箇月の皆勤者に對しては一日の公休日と與へ證書を交附する

こと其の有効期限を六箇月とし、公休を取らざる者に對しては日給を支給すべし

但し一日、十五日、大祭日は公休を取らざることを

六、出入庫の時間を乗務時間として與ふること

九時半に至つて十五日正午の回答を待つ事として漸次就業を見た。決議書は午後一時電鐵部長に提出された。

電鐵部では本朝の始末に驚いて取敢えず次の如き掲示を各車庫に貼出さしめた。

出勤者多き此際出勤の上所定の勤務に服したる乗務員に對しては其勤勞尠からざるに就き特別手當として一日一圓を支給す。

梅田車庫では三百六十人の現業員がある。十三日午前五時半頃より平常通運轉を開始し平日と變る處がなかつたが、車臺數の尠少な爲め乗客との交渉がうまく行かない爲めや、罷業者の宣傳やらで天王寺の車庫に止まつて歸つて來ない者や引き返して不平を述べる者など續出して動搖が甚だしいので同車庫主任は九時半頃に次の如き珍妙な掲示を出して一同を慰撫すると共に各従業員にも色々と説諭したりした。

他所に不穩の状況あるに際し克く梅田式責任觀念を發揮して奮闘努力せよ余が滿腔の熱誠を披瀝して感謝する次第今や七十五萬の乗客の運命は唯卿等が雙肩に懸れり、願はくば不撓不屈公人としての榮

譽を世界的に發揚せられんことを、尙ほ慰安料として本日出勤者に限り一圓宛を給與す。

斯くて梅田車庫は終日無事に就業した。

九條車庫は先般來上本町組からの交渉も度々あつたのであるが、十三日午前四時半初發は平常通り發車した。第二回の發車の間際上本町組の者が驅け付けて『罷業に協同せよ』と説き、出車せんとする連中を皆降ろしたりした。そして次の様な宣言を場内の各所に貼り付けて夫から演説めいた罷業勧誘や此に對する同感なりが説かれた。

吾人の要求は明に拒絶せられた、吾人の平和の爲め最後の行動に出づ九條車庫の諸君奮つて同意せよ。

かくて五時頃より約十五分以上停業して了つた。各組の代表者は後刻談合する事として、急を聞いて駆けつけた車庫主任等の願に應じて、一同就業し百七十臺も運轉して一時を救ふたが、午後に入りて形勢は一變して、午後三時終に罷業し廣場に集合して評議の結果天王寺車庫の要求と略同一の決議をして之を電鐵部に陳情した。事態面白くなつたので幹部連一同大汗になつて慰撫するも一向に聴かなかつたが、前同車庫主任現在庶務主任淺野氏が出るに及んで一同は漸く鎮

まり、結局十五日正午迄待つ事とし無條件復業を爲した。時に五時半過ぎであつた。

同夜七時から平日四百五十臺に對し三百臺近くの運轉を見、上本町車庫は午後一時頃より十六臺丈しか出なかつた。

十四日は上本町車庫では大部分出勤したが組長等は當局の交渉を避けて讓歩を拒絶し、天王寺も平常に服したが、加藤布教師が『三十錢値上を二十五錢として市に一切を一任せずや』との提議を爲したに對しても今後とも罷業を辭せないとの意を洩らす者などが在つて交渉は行き悩んでゐた。九條車庫は淺野庶務主任に一任となり、梅田は前日通り何等の申出もなく、全市電は平日に復した。

今回の罷業の裏面には各車庫主任や其他の首腦部に對する不信任、反感等の感情も加はつてゐると云ふ事が明かになつた。之が爲めに罷業問題の責任者として秋田運輸係長、小幡上本町車庫主任は辭職した。其他多少組織を改めたが、電鐵部長關助役の責任は新聞紙も問ふてゐるし、當初従業員の陳情の爲め面會を求めたのを退けたとかで一般罷業者から好感を持たれてゐ

ない。十四日、電鐵部各幹部は回答案に就いて協議した。十五日午前九時に至つて次の如く發表した。全従業員は大體之で満足した。殊に其罷業に對する世人の論說が彼等に不利なるを見てゐるので之で満足した。最も可成り各車庫を通じて不平者もあつたのは事實である。天王寺車庫が最も激しく不平を訴へた。しかし兎に角之で治まつた。

- 一、本月十五日より特別手當として日額金二十五錢を支給す
- 二、半期賞與は本期分より給料の一箇月分を標準として支給す
- 三、就職後一箇年未満の乗務員に對しては其就職の日より滿三箇月毎に成績を調査し其の翌月に昇給の詮議をなす
- 四、臨時早出又は延長を命じたるときは實乗務時間の外其の延長時間の二分の一を附與す
- 五、入庫時間を從來の二倍とし別に出庫時間五分を與ふ

之と共に市では種々現業の待遇改善に關して事業を起す計畫を立て第一に宿舍を上本町、天王寺兩車庫の人々の爲めに天王寺村に五千坪の住宅を建てる事となつた。各車庫に診療所も置く事となり、其等の財源として電車切符割引の廢止及乗客車賃値上等が問題となつた。

大阪合同紡績今宮工場の勞働爭議

十月八日、大阪東區北區高岸町大阪合同紡績今宮工場の男工百二

十名は、賃銀五割値上を會社に要求した。會社では要求なくとも値上すべく準備中だったので九日午後六時迄に回答する旨を答へ委員は諒して引き取った。然るに九日午前六時平常出勤したが中には就業しない者もあつた。終に九時頃約九十名は同盟退場して天王寺公園に集合して協議したが一向纏らず、正午散會して、尙罷業を續けた。會社では二割乃至四割の増給を爲す事となつてゐたのだから計畫通り行ふ事となり九日午後七時職工の要求を拒んだ。職工中の軟派は相次いで復業し、硬派は尙罷業を續けてゐた。かくて十日朝、梳棉部職工の一部其他を會して約十六名は辭表を出し會社は即刻之を容れ他は全部無條件にて出勤して解決した。會社は、二割乃至四割の増給を其後發表したと云ふ。

大分縣馬上金山機械部の労働爭議

十月八日、大分縣速見郡立石町成清工業會社の馬上金鑽機械部職工六十六名が豫て賃銀値上労働時間短縮要求に就いて協議してゐたが終に『一圓以上の者に五割、一圓以下の者に八割の増給、十二時間一日二交代の現在制度を一晝夜三交代に變更方』を要求し、十四日迄に回答を求めて同盟罷業を行つた。會社側は之を拒絶して工場閉鎖を爲し、應急策として大分鐵工所から三十名を臨時派遣せしめて作業を續けた。

十日に至つて職工は會社の切り崩し策に乗つて六十名だけ無條件で復工し、六右は截首されて解決した。

大阪城東製作所の労働爭議

十月八日頃より、大阪市外城東村鳴野城東製作所職工約百名は賃銀六割増を要求したが、會社は經營難を楯として應ぜなかつたので十日同盟辭職をして退出した會社では之を承認して解職を通知し、一方職長等をして職工の自宅を訪問して復職を勧めた結果、七歩通りは復社する見込がつき、結局大半復歸して十二日解決した。

京阪電鐵従業員の動搖

十月八日、京阪電鐵の従業者中非番者百餘名は午後五時より香里にて觀月會を催す旨を豫め傳へ聞いた。會社は其意のある處を察して七日午後各課長會議を開き現在五割の手當に更に三割を増す事を定め東上中の重役に打電して、従業員に其内意を傳へたので何等の事なく治まる。

門司神戸製鋼所門司伸銅工場の労働爭議

十月八日頃、門司小森井、神戸製鋼所門司伸銅工場約八百の職工は八時間労働實施を要求してゐたが終に神戸本社と同様の制度を十月二十一日より實施する事となつた。二時間残業原則の八時間制である。

大阪市東亞鐵工所の労働爭議

十月九日、午後六時より大阪西區西九條東亞鐵工所職工約百名は賃銀五割値上げを要求して同盟罷業を爲した。十日は會社より休業を申渡して交渉を重ねたが要領を得ず職工側より辭職を申出で會社は全員百名に對して十一日給料を支拂つて解雇を通知し解決した。

尼ヶ崎日本木管會社の労働爭議

十月九日、尼ヶ崎市、大日本木管製造工場の職工三百八十餘名は從來の十一時間勤務を八時間制に改め賃銀五割を値上する事を要求した。會社では九時間制を實行し、賃銀五分増にて解決を希望したが職工側は固

く主張して下らない。其間に會社では職工側の委員三名を馘首した爲め益々形勢を悪化せしめた。十一日朝から尼ヶ崎警察署は嚴重に警戒したが同盟罷業となつて尼ヶ崎本興寺裏に集合して協議をし、警察は干渉し初めて數名の職工を引致取調べたりした。十二日に至るも會社は依然強硬で、職工側は連袂辭職と決し會社に對し賃銀の勘定を迫り會社も日曜に係らず支拂を承認したので約九十餘名の職工は夫々出社して支拂を受け別に共濟會の積立金は計算つき次第返済する事として一と先づ落著し、退場職工は十二日夜各所に會合して打合せをした。會社では大半は復職する見込をつけてゐたが、案の如く、生活の資に窮して續々無條件で復歸して來た。

大阪府中河内の戸田紡績所の勞働爭議

十月九日夜、大阪府下中河内の戸田紡績所の職工中八十三名は賃銀値上、時間短縮要求を協議して直ちに交渉開始と共に同盟罷業を行つた。十日午後に至つて會社は十五銭を増給し米價補助十五銭を二十五銭に引き上げ寄宿舎の職工に對して從來十銭の食費を十五銭に低減して本月一日に遡りて實行する事となつて解決した。職工側代表者等は將來此種の行爲を再びせない旨を誓約書を入れて十一日朝より全部就業した。

十月の部

函館堤製罐所の勞働爭議

十月九日、函館堤清六氏經營の堤製罐所は事業閑散の爲めに夜、豫告なくして男工十八名、女工六名を解雇したので、友愛會函館支部より代表として同工場に交渉を開始したが要領を得なかつた。同所では常から無斷解雇を爲さない云とつてゐたに係らず今日の事があつたので一般の人々も非難してゐた。然るに其後に至つて鐵工部職工四十五名は從來の手當六割に賞與金五圓を本給に直し新に五割の手當を與えよと迫つたので會社は九割乃至十一割増にしようと答えたまゝ一向實行せなかつたので職工連袂辭職したが友愛會支部の仲裁で九割乃至十一割増と決定して十一月二日より全部出勤して解決した。

松山市伊豫鐵道車輛部員の勞働爭議

十月九日、松山市、伊豫鐵道電氣株式會社車輛部員は賃銀五割増を要求した。

和歌山縣黒江漆器會社の勞働爭議

十月十日頃、和歌山縣黒江町黒江漆器會社洋傘の柄磨女工三百名は工賃三割値上を要求したが拒絶されたので、十三日より同盟罷業を行つた。會社は十六日に至つて二割値上を爲して妥協整ふたが、約五十餘名の女工は之に應じなかつたので會社は大阪の間屋筋と交渉の上何等かの優遇を爲す事となつた。結局原案で解決した。

大阪市國友鐵工所の勞働爭議

十月十日朝より大阪南區南高岸町國友鐵工所職工約七十名の一部約三十名は同盟罷工した。原因は賃銀三割値上げ要求を拒絶された爲めである。然るに間もなく全員が動搖したので三十餘名を解雇した斯くて殘部は復歸し、三十名は依然強硬に委員をして交渉せしめてゐた。

函館船渠會社の労働爭議

十月十日頃より、函館船渠會社木工部職工百五十餘名は從來の手當を本俸に直し更に五割の増給時間短縮を要求し、會社と交渉を開始した。會社では仲々應ずる氣配もないので、ストライキを敢行せんと叫ぶ者多數で一と騒擾を免れないと觀察されたが十三日會社は二十六日より八時間制實行し且幾分の増給を發表したので解決した。

京都嵐山電車現業員の労働爭議

十月十日、京都嵐山電車(京都電燈會社經營)の現業員が結束して十月十五日を期限として次の要求を提出した。

(一)俸給十割増(二)月額賞與を六圓に爲す事(三)從來制服の支給あるも靴の支給なきに對し年二足宛支給され度き事
然るに會社では十五日を過ぎてても何等返答しなかつたので十八日更に委員をして二十五日を限つて返答を求め、一方隨所に集合協議した。會社にては三割増其他を容れて無事解決した。

伏見丸火夫のサボタージュ

十月十日、横濱を出帆した問題の伏見丸は其後數日にして火夫等がサボターヂニを實行せる事を發見したと云ふ。尙十四日火夫長岡村覺一氏は樹本代表と會見したと云ふ。十五日より平常に復した。

福岡縣嘉穂郡の印刷職工の同盟罷業

十月十日より福岡縣嘉穂郡飯塚、大隈、穂波、熊田、雄井五町村内の七印刷所の職工約三十名の印刷職工は同盟罷業を爲した。それと同時に各雇主に從來の月一回公休制を月二回とし日給二十錢乃至三十錢の増給を爲す事と要求した。十一日の夜に入つて互譲の結果公休は従前通り一回とし、日給は十錢乃至二十錢の範圍で手腕に應じて増給する事となりて解決、十二日より就業した。

松山市愛媛新報社員及職工の増給要求

十月十日、松山市愛媛新報社の社員及職工は増俸を要求した。

九州八幡官立製鐵所の労働爭議

十月に入りて福岡縣八幡市八幡製鐵所職工が八時間労働、賃銀値上の要求を爲さんとして動搖し初めたので十月六日白仁長官は急遽打合せの爲め上京した。同所工務課の十工場及製品部三工場の職工千餘名は煮え切らぬ常局の態度に不満を懷いて幹部迄數ヶ條の要求を提出したとの説さへあつた。同所では八月に一部の同盟罷業があつた。然るに其後職工側は自重して待つてゐた。然るに或日製鐵所の幹部が或新聞記者に動搖説の事實無根を強辯したので、職工側は愈々當局者の頼み難きを感じ、内部的結束を計畫する者續出し、且、同附近に近來組合組織を計畫して労働問題に對する興味の漸く昂まらんとしてゐる時であつたので十日前後より再び動搖し十一日の給料勘定の夜の如きは製鐵所東門附近にて加盟勧誘をした職工もあつたと云ふ。十一日ロール旋盤工場の一部先づ結束して主任の元へ八時間制、臨時手當据置、五割乃至八割の増給、其他を要求し、同夜九時公園に集合して各工場との協働を策した。十三日に至つて工作課の修繕工場、東田分工場、電氣課の修理工場、鑄鋼課外輪工場、鍛鋼工場等を約一千四百名の職工は連署して

八時間制、徹夜殘業全廢原則採用、平均日給金額の七割増給、割増單價の増給、臨時手當及廉米据置、日曜祭日一般休業原則、官舎なき者は住宅料支給、職工共濟會規約改正、十月十五日正午回答を希望す、

等の主旨を要求した。其後運動は大して變化なく、十五日正午にも極めて平穩であつた。之は上京中の白仁長官より回答ある迄待つべしと各主任を通じて訓示した爲めであつた。同製鐵所の職工一萬六千四百人夫其他合計七千三百である。臨時手當は二割五分平均の割

賃金と精勤者にして八十錢以上(日給)の者に十五圓、以下五十錢以下の六圓の程度、缺勤三日以上の者は一日四十錢三十錢二十錢の標準にて支給してゐる。十月十六日に至つて更に三割の臨時手當を十月一日に遡つて支給する旨を発表した。然るに同製鐵所七十餘の工場中大多數の職工は之に満足せず、當局が常に小刻みに増給するを不快とし、増給の揭示を剥ぎ取つた處さへあつて形勢面白からぬものが見え出した。任長等役付職工は平穩を裝ふてゐるが、平職工連は第二の要求を提出するの聲を高め、約五千の職工は略連絡を作り各工場毎に積立金の遽金募集に取掛つて、豫め犠牲者の爲めに備へた。三割要求と八時間制要求とが最も有力であつたらしい。二十日に至つて製鐵所前田第二煉瓦工場女工百數十名が工場内に協議を初めサボターツニを開始した。其要求は男工同様三割を増給し(女工は一割五分)従前通手懸前掛を官給にせよといふに在つた。又、二十一日に至つて、製鐵所は職工の動搖を緩和する爲にか職工以外の判任官以下に本俸の八割職工には日給二十四日分を今月限り支給する旨發表した。之は去る八月四日職員職工に十二日分臨時手當を支給し同時に十一月と九年三月とに十二回宛二回支給する事となつてゐたのを右二回分を一時に給したのであるといふ。職工は尙満足せず十一月一日に至つて十三ヶ工場二千五百餘名が今回組織した同志會を中心として十一月四日を回答期として次の如き要求を出した。

▲八時間制採用 ▲十月五日に遡り現給の八割増給 ▲臨時手當其他 従前通り ▲官舎居住者を除き職工に對し獨身者には毎月四圓妻帯者には八圓を住居補助費として支給 ▲夜勤者は對しては特別手當支給

此と同時に同製鐵所職工入夫供給所に屬する労働者一同は各所屬供給所たる職夫供給合資會社の三好組、岡溝組、酒井組、門司組等に對して賃銀値上の歎願書を差出し、供給所組合は直ちに之を諒として代表者を擧げて三日午前製鐵所工場課長に會見して陳情して引き取つた。其後製鐵所當局に訊したのに新聞に傳えた程の事實は殆ど

無く、製鐵所は大いに迷惑に感じてゐる旨の辨明が在つた。而已ならず職工等に就いて訊しても矢張無かつた様である。只希望としては當然斯くあれとしたに過ぎない様である。

福井市内の靴職工の盟休

十月十一日、福井市内の靴職工は工賃二割乃至三割増給の要求を爲して同盟罷業して協議を重ね北陸各市同職者間の連絡に奔走してゐた。

東京汽車會社支店の労働爭議

十月十一日、東京本所茅場町汽車製造株式會社東京支店の職工は鶴見花月園に集合し十二日會社に對し八時間制實施其他を要求したが、十四日に至つて會社は十一時間を九時間制に改め、請負單價の一割の十分の七を増額し、常備工には日給二十錢を増給する事として十五日より實行の旨發表して無事解決した。

大阪造幣局の労働爭議説

十月十一日頃、大阪造幣局職工百餘名は工賃五割の要求書を提出せんとした。

越中中越鐵道現業員の要求

十月十一日頃より、富山縣高岡中越鐵道現業員一同は最近組織した同志會なる團體を中心として會社に對し増給要求を提出し、會社は熟考中とて延引するので罷業に變ずるの形勢があつた。

香川縣三本松花筵職工の罷業

十月十一日、香川縣三本松花筵工場職工は賃銀値上時間短縮を要求して同盟罷業を爲し、代表者を出して交渉を重ねた。

九州若松市枋木造船所の労働爭議

十月十二日、九州若松市兵の町木造船所職工四百餘名は十一月一日より現在支給の四割の手當を本給に直し、更に四割の手當及十五日出勤者に賃銀三日分相當の賞與金を與へられたしといふ要求條項を協議して工場長を経て社長に提出した。會社では職工待遇に就いて調査中で近日必ず何とかするから夫迄待つて呉れと希望したので職工側も之を諾して平常通り就業した。然るに其後會社の態度が明かでなかつたので約七十名の職工は十九日午後七時頃附近の空地に集合して協議した。二十日は晝間出勤すべき二百名の職工中約六十名出勤してサボツシユを爲し他は同盟罷業を行つた。罷業者は職工の社宅にて更に協議の結果、委員を選んで會社の回答を求めた。會社は十一月一日より多少の増給を行ふ豫定だが要求通りには應じ難いから、不服の者は退社せよと答へ職工側は其増給額を明示せられたしと強り、双方強硬なる態度を持續した。其後會社は他工場に劣らない丈の賃銀を給する旨を契つたので二十一日より職工全部就業したが十一月一日に至つて會社は本給を二割増給して即日實行し他の要求は拒絶する旨を發表した。

大阪電燈修理工の増給要求

十月十二日、大阪電燈の修理職工約六十の代表者八名は重役宅に増給を要求した。然るに同修理工場は主任の請負になつてゐるとかで、主任が社員として増給を受けたに係らず修理職工には何時及ばさない故である。

大阪天満織物會社職工の動搖と増給

十月十二日、大阪市天満織物株式會社は男工四百、女工千二百五十名の全員に對し十月二十六日より五割増給する旨發表し、同時に通勤工には社宅補助として其勤日に限り十錢を給す事となつた。同社では數日前より各職工間に増給要求を爲さんとて甚だしく動搖してゐたのである。

長崎電氣軌道會社工務課員の要求

十月十二日、長崎電氣軌道株式會社の工務課の下級社員を初め工夫等全部賃銀三割増要求を會社に提出して、怠業を行ひ初めた。十八日は全部同盟罷業を行つた。只新參職工のみ就業したがサボツシユの状態にて捗らない。會社側は從來の日給に對し最近二割の増給と一人三十錢の米價補助をしてゐたが職工側は尙生活難を訴へて此舉に出でたのである。會社にては工務員に對して要求を承認すれば經營全部に及ぶので切りに慰撫に力めたが乗務員(車掌運轉手)側も動搖し初めた。會社側は職工側と種々會合懇談したが交渉不調に終つたので職工側主謀者五名を解雇し、他の職工には本月末何分の増給を爲す旨發表したが、出勤者一向少なかつた。

朝鮮兼二浦三菱製鐵所の勞

働爭議

十月十三日、朝鮮兼二浦三菱製鐵所職工は八時間労働、五割値上を要求したが拒絶されて十四日より一部は怠業し一部は罷業した。罷業者數約四百名、其後會社側は甚だ強硬な態度を示し「復業希望の者は十五日中に申出づべし、申出でざる者は解雇の手續を爲す」との揭示すら出したので軟派と云はれてゐた日本人四十一名、鮮人十名、支那人三十三名は無條件で復歸し強硬派約三百名は協議を續けてゐたが、仲裁者が出て増歩合を五割とし生産賞與を幾分増す事及び事件關係

者を解雇したりせない事の約束で全部復業を承認して解決した。

当初の職工側の要求及會社側の對案は次の如くである。

職工要求案 (一)八時間制實施(二)本給の外從來の戦時手當三割生産賞與二割五分を支給する事(三)月二回の公休日(四)年一回の賞與金を社員と均しく二回とすること(五)朝鮮人支那人の家族に對しては會社は廉賣品を支給せざりしが内地人同様支給すること。

會社要求 (一)從來の十二時間制度を十時間と爲し二時間に對し本給の二分を支給す(二)四割の支給はなさず(三)戦時手當三割を廢し生産賞與金として一割五分以上三割迄を支給す然して職工の賃銀は十一月一日より本給の三割五分より五割を支給す(四)公休日二日の給與は支給す(五)朝鮮人支那人の廉賣品支給は社宅に入れたる上支給す

東京芝浦製作所の勞働爭議

十月十三日、芝浦製作所の職工三千餘名は或種の不平より其處此處で一團となつて怠業狀態を現出せしめた。其原因は随分複雑であり、又問題がそう具體しなかつた故判然せぬ。要するに最近發表した八時間制採用に依る收入減少、及び大正五年以來積立てた十六萬一千圓の積立金の處分法に就いて職工側は均分説を出し會社では給料、年功に比例して分配しようとするので大分以前から問題になつてゐた。夫と今一つは來期から同所では一千萬圓に増資するので、増資額の剩餘金百二十萬圓を十一月末に重役及役員に分配する事に内定した。然るに職長組長等は承知せず、職工等に色々告げ口する一方盛んに運動したので最近會社では組長級までは分配に加はる事が出来る旨の告げて慰撫したので職長組長等はすつかり黙つて仕舞つた。之を知つて一般職工は會社の不誠意と、組長等の卑劣とに非

常に憤慨し初めた。かくて色々な事情も加つて怠業的な狀態を示すに至つたと云ふ。いづれ具體的に一騒動持ち上がるだらうと噂された。其後慰撫に應じて鎮靜し、十二月二十八日頃迄に全部充分妥當なる調査に基いて分配する事となつた。

大阪毛斯綸紡織會社の勞働爭議

十月十三日、大阪瓦斯綸紡織會社選毛部職工六十名は紡織部男工と氣脈を通じて一割増給八時間制を要求したが、會社は同夜右六十名を解雇したので十四日紡織部職工は大いに動搖し怠業狀態に入つた。十五日休業であつたが尙動搖は止まなかつた。

滋賀縣木之本町山十組製絲場の勞働爭議

十月四日、滋賀縣木之本町山十組製絲場の男女工約二百餘名は、本年九月迄の給料を十月二十一日迄に支拂ふ事、月々勘定金は翌月二十一日迄に支拂ふ事、幾分の賃銀値上を實行する事、等を工場に要求したが、場主不在の故を以つて拒絕した。忽ち同盟罷業を敢行して更に交渉を開始した。其日恰も同地方に來合した同縣工場監督官補及木之本警察署長等は徹宵調停に盡した結果、同夜深更に至つて要求全部を承認して無事落着十五日早朝より就業した。

京都市營電車現業員の動搖

十月十四日頃、京都市電の現業員が大阪市電の罷業に刺戟されて何等かの運動を始めんとするの傾向現れ同日非番の者約五十餘名が宿舍に會合協議したりと云ふ。京都市では去る八月八日、一日附を以つて一人五錢宛の増給をしたが、之に満足せずして更に種々の要求を爲すのであつて稍々具體的に進行したらしい。十五日壬生車庫の現業員も、ろ、兩組約百名に對し勤務二時間(計十七時間)延長の

揭示を出すや憤然退出する者續出し、十七日朝のは組は申合せて出勤を遅延する等事態漸く急ならんとするものあり、且連日各所會合して協議する等勤搖益々著しきより、市當局は直ちに次の如き新制度を施行する旨發表して鎮撫に盡力してゐたが、尙低氣壓は容易に去らなかつた。

車掌運轉手の一日平均十一時間勤務を九時間に改め給料は現俸の儘を給し更に一ヶ月の所得總哩數の三割五分を増給する外紋日などで義務時間以上に臨時延長勤務をなしたる場合は二時間につき六哩を増給し又番外勤務に服する場合は三割五分を増給し尙ほ入庫車に對しても一哩を加給する事とす。尙監督及信號人の勤務も九時間制を本位とし當分の間現行通り隔日二十時間勤務、監督には勤務日數の三割五分、信號人には二割を増給し雜役人夫に對しては其勤務の種類に應じて適當なる増給をなすべく二十一日より全部實行することに決した。右改正の結果監督及車掌運轉手は一箇月につき日給の十日以上俸號八には六日以上上の増給となる譯である。

果して二十一日より九時間勤務制を實行したが人員補充の出来る迄十一時間勤務として殘業に對して何等の手當がなかつたので二十一日一同は次の如き要求條項を提げて課長に向つた。

- 一、現行特別手当變更の件、(現在支給せられつゝある特別手当の内其半額(二十錢)を本給に繰入れらるゝ事、
- 二、勤時務間制定の件、(各新聞紙上にて發表せられたる九時間勤務を大正八年十月二十一日より確實に實施せられたき事)、(三)延長時間歩増の件、(人員補の必要上現行制度存續期間中は新制度以外の勤務時間を延長時間として既定の歩増を與へられたき事)、(四)義務走行哩整理の件、(九時間制實施に基き從來の義務哩走行不可能に付四十五哩を以て義務哩に制定せられたき事)、(五)延長追加勤務全廢の件、(六)特別慰勞休暇の件、(六箇月間連續皆勤者に對し三日間)、(七)退職慰勞金制定の件、(八)年末賞與金の件

(年二回に分ち一回最少限給料の一箇月半分支給の事)、(七)事故罰金負擔の件、

其後結局市役所案に當分服する事となりて已む。

九州大牟田電化工場の労働爭議

十月十四日、九州大牟田電化工場工作部、電氣部の職工は隨處に集合して八時間労働、賃銀値上要求等に關して協議した結果、十七日、代表者は組長等五十餘名にて具體的要求案を作成する事となつた。職工側は同會社が八月より硫安製造部のみに十五錢の増手当を與へてゐ乍ら、他部を顧みないのを憤慨したのだといふ。二十一日會社は職工全部に對して二割増給を發表して落着した。

朝鮮東亞煙草會社の労働爭議

十月十四日、朝鮮京城東亞煙草會社の職工千八百名中の一部約百名は賃銀七割値上げを要求して同盟罷業を爲した。然るに會社側は之に對して飽迄強硬の態度を取つたので主なる職工七十餘名は二十六日に到る迄も依然として對抗罷業を續けた。此様にして双方の主張強硬なる爲妥協成り難く復業の豫想も付かず、市中では煙草の買占め盛んに行はれ出した。

大阪市外三平洋燈口金製造會社の労働爭議

十月十四日、大阪市外豊崎町三平洋燈口金製造會社の職工は支配人兼職工監督たる人の不信任を唱へて出勤し乍らサボタージュを開始した。

東京電氣株式會社の労働爭議

十月十五日頃より、神奈川縣川崎町東京電氣株式會社の第一、第四兩工場約六百名の職工が從來の十二時間勤務を八時間に改正を要

求せんと協議 十八日に至つて同社ソケット工場職工も加つた。其後會社より職丁側の意見を纏むべく、臨時相談所を設けた結果時間現在の儘、賃銀増給其他待遇改善と決した。

福島市羽二重會社の労働爭議

十月十五日頃より、福島市羽二重會社男女工約一千名は結束して労働九時間制、賃銀四割値上の要求をし、十七日公園に集合決議の上委員を選んで會社と交渉を開いた。

武藏大宮鐵道院機關車庫乗務員の要求

求

十月十五日、大宮機關車庫事務員三百餘名は午前十時より構内俱樂部に協議會を催した結果、八時間労働制機關手助手の特別任用令中元、年末賞與其他住宅料支給等に關して主任を通して鐵道院に陳情する事に決した、東京管理局内の各乗務員も動搖し宇都宮高崎に於いても此種の運動が行はれてゐる傾向がある。

京都市内金箔職工の増賃要求

十月十五日頃より、京都市内の金箔職工約九十名は工賃五割の値上げ運動を起したので下請業者の團體たる同會の問屋側に五割値上げを要求するに至つた。十八日午後二時島原大内座に職工團及下請業者との聯合協議を開き、三割値上要求を決議した。二十二日に至つて問屋側より拒絶された。其後、歩調一向に整はず、不得要領裡に問題は消滅した。一方金澤方面との聯絡を計つたが之も面白からぬ結果であつた。

信友會對東京各印刷所の勞

働爭議

十月の部

十月十二日、日本印刷工組合信友會は臨時幹事會を開いて十月十七日付を以つて次の要求を東京印刷同業組合及百六十餘の印刷工場主へ提出すると共に各工場の會員は非會員の調印を求めて一齊に提出する事に決議した。

- 一、八時間労働(一週四十八時間、食事休憩時を含む)
- 一、保護工六時間(一週三十六時間、食事休憩時を含む)
- 一、十一月一日より實施

尙増給の件は各工場別に任意要求する事とした。之に對して各工場主は十八日及二十日に會議を開いた。最初大會社は之を容認する心組みであつたが小工場主が反對して結局無決定のまゝ日を過したが二十二日に至つて同業組合長の名を以つて信友會に宛て次の如き回答があつた。

十月十七日付御照會の貴會御決議に關しては目下考慮中にあるも、本問題に就いては已に萬國労働會議の議題にも上り近く何れかに決定の運びに至る可ければ同會議決定までは諸否何れもと御回答に及び難く此段御回答候也。

其他各工場主よりも殆ど同様の回答があり多くは他社に於いて實施せらるゝ時は當所にて即時實行の旨を記してあつた。萬月堂印刷所では十月十六日より九時間制、正味八時間制を實行したと回答し、芝近藤印

刷部、福音印刷會社、東京印刷社、回文堂は十月廿六日より實施すべしと答へて來た。信友會では廿三日午後六時より神田松本亭に報告會を催し實行委員十數名を擧げた。廿四日實行委員は廿四日同業組合の集會に參列すべく出向したが流會にて果さず、三秀舎主、他十名の資本家と會見して近く双方代表者の正式會見を約した。此日既に築地活版所と同所職工との間に交渉斷絶の結果、サボタージュは開始され、次いで三秀舎及秀英舎職工も之に呼應するの様を示した。廿五日築地活版は臨時休業を宣して紛糾を防がんとした。廿六日は實行委員が、三秀舎及中屋活版所を訪問して意見交換を爲し、一方築地活版は又もや臨時休業を云ひ渡し、職工一同は他印刷所職工と共に月島海岸に集會して將來の方針を協議した。午後六時より松本亭に會員演說會を開いて決心を示した。廿七日午後印刷同業組合有志大會が京橋會館に催され次の決議をした。

一東京市内に營業する各種の印刷同業者は、總て東京印刷同業組合に加入せしむる事、若し加入を肯ぜざる者は重要物産同業組合法律第四條の違反者として其筋へ告發する事、二東京印刷同業組合員は同盟罷工若くは同盟罷業其の他不穩當の理由に依つて解雇せられし者は決して雇入れざる事、三職工の賃金は一日二圓二十錢を最高限度とし但し既定の契約ある者は此限にあらざる事、四職工の就業時間

は一日十時間の慣例を守る事、五此の決議は組合員各自に於て其の使用せる職工に示して承諾せしむる事若し之れが爲め同盟罷工又は同盟罷業等の起りし時は其の職工の代表者に向つて組合幹部より一應交渉を試み尙ほ承服せざる時は其の職工全部を同業組合員に於て使用せざる事、六前項の如き狀態の發生したる場合は組合員は一齊に無期休業を斷行する事、七組合に於て機關新聞を發行し意思の疏通事業の發展主として各自の營業狀態を報告する事、八此決議の一項若しくは數項に違背したる者に對しては其の營業用の機械器具其の他の物全部を差押へ其の代價に相當する違約金を徴する事

右本年十一月一日より實行する事

恰も此時各印刷所職工約二千名は會館前に集合して示威運動を行つたりしたので議場を變更して次の決議を爲した。

一八時間制實施は我印刷業の現状に於いてはまだ其時機に非ず、仍て本組合員は萬國労働會議の決定を俟ち其決議に基き更に協力一致の行動を取ることを期す。

尙當日築地活版は無期休業を宣し、職工四十餘名を解雇して悲痛なる階級争闘の第一次戦は行はれた。同所職工は直ちに松本亭に引き上げて會員演說會を開いて萬丈の氣を吐いた。之と共に各印刷所の職工も皆何等得る處なく大勢徒らに險惡を傳へて廿八日に入りて三秀舎、宮本博信堂、愛善社各印刷所職工は同盟罷業を開始した。三省堂も夜業より罷業狀態に入り、中屋活版所では一日休業となつたが一と先づ妥協が成立し

た。罷業者總數は二千餘名に達した。廿九日正午より活版工大會を神田青年會館に催し、出席罷業者千五百に上り「吾等は八時間制の即時實施を要求し誓て其の貫徹を期す」との決議を爲した。當日は女子幼年工等も演壇に起つて聽衆に多大の感激を與へた。四時過散會して罷業者は夫々の爭議事務所へ引き揚げた。此日より丸利印刷所職工も罷業を行ふ事となつた。一方資本家側は同業組合の名を以つて次の如き廣告を新聞に掲載した。

本組合は役員會を開き去る二十七日京橋會館に於ける東京印刷同業組合有志大會の決議を尊重し一致團結して其決議を實行する事に決定候間此段御通知申上候、
東京印刷組合組長 手塚猛昌

又、東京印刷協會の名にて次の廣告をした。

本協會員は自今日本印段工組合信友會員を雇用せざる事に申合せ候此段廣告候也

此頃、舊新聞製版工革進會の人々は嘗つて信友會より受けた友誼に酬ふ可く且つは團體復活の爲めに活動を始め、應援資金募集を行ひ約三百圓を信友會へ送つた。新聞社活版工の暗中飛躍が漸く重大なる結果を見んとするに至つて各新聞は申合せた様に印 職工の労働爭議に就いて殆ど報導を怠り初めた。卅日舊革進會

の人々が中心となり労働者有志の名を以つて次の如き廣告を一々新聞紙上に掲げて一般の同情を求めた。

社會の同情に訴ふ

築地活版所職工の正當なる要求に對し頑冥なる工場主は資本家として最も陋劣なる工場閉鎖を斷行して職を宣告したのであります斯の如きは實に同所職工諸君の死活の問題たるのみならず我等全労働階級の生存權を奪はんとするのであります斷じて忍ぶ能はざる所であります我等は我等の生存權擁護の立場より飽迄暴虐なる資本家と戦はんとするものであります希くは我等の義舉に賛し我等の運動費を援助せんが爲めに應分の寄附をして頂きたい

追て金額は何程でも宜しいのですから特志者は芝區新櫻田町十九番地加藤義直方へ願ひます

かくて三十日午後六時より芝神山亭に新聞印刷工有志並に罷業者との聯合演說會を催したが中途にして演說中止を受けなどして次の決議を行つて解散した。

吾等は今日八時間制實施を資本家に對して要求したるを至當と認め各新聞社従業員は是が目的貫徹に援助す

同日信友會の實行委員等は各印刷所主を訪問して意見を述べた。卅一日午後四時同業組合事務所にて四五の工場主と會見し、稍問題は解決に近づいたと觀測された。然し友文社印刷所は三十一日休業し、丸利、健捷堂、一色各印刷所は夫々多數の職工を減首した。十一月一日再び該事務所にて豊原事務長に面會して同業組合代表者との公式會見の日を定めた。三、四、五、六、

七日各委員は各工場主を訪問して極力主張を貫徹する様運動すると共に二日付を以つて長文の檄文を八方に飛して公衆の理解と同情とを求めた。此運動に關し各方面よりの寄附金が随分多額にあつたが夫れでも失業者の生活は惨めであつた。故に夫等罷業者を痛ふ爲めに、新聞活版工有志等と合同して罷工職工慰問隊が計畫され十一月二日、金品、米穀等を車に積込んで各方面を慰問した。此間各罷業職工は各所に集會を催して結束を固くし殆ど半永久的な罷業をすら決意する職工が多數であつた。夫と共に福山、中外、神田、東洋、凸版、博文館等各印刷所職工も動搖して怠業氣分を溢らし凸版印刷、博文館の如きは三割乃至五割の増給に依つて僅かに動搖を防いだ位であつた。又一方資本家側の應戰振りも仲々盛んであつた。或は一人五圓の獎勵金を以つて結束切崩しを策し、或は馘首で威喝し、殊に東洋印刷所の如く信友會員一切解雇を宣言して反つて全職工の反感を買ひ危く罷業状態に走らんとした如き或は新聞記者等を招宴する等の事もあつた。然るに罷業者の中には罷業終結の日も計り知り難く、且生活は窮迫を訴へ周圍の事情 誘はれて戰意を忘るゝ者

も多數出て來た。既に築地活版所は五日工場閉鎖を解いて約二十餘名の就業者を得、三秀舎は七日以後約百餘の就業者を得たのである。各方面にも此現象は起つてゐた。しかし尙多數は堅く壘を守つてゐた。七日印刷同業組合は八日の公式會見に先つて次の決議を發表した。

拜啓時下秋冷之候愈御繁榮之段奉賀候陳者去十一月七日午後三時より臨時組合會を開き三日開催の組合員有志大會決議實行委員より移牒を受けたる左記事項に付慎重審議を遂げ滿場異議なく可決候間左様御承知相成度此段及御報告候也

大正八年十一月八日

東京印刷同業組合組長 手塚 猛昌

決議事項

一罷業工場に對し組合員有志は事業上の援助を爲すこと尙相互の諒解を得ざるときは得意の移動を爲さざるものとす、一組合員中八時間實行者に對しては組合より注意を與へ組合の決議に依らしむるものとす、一大會の決議を實行し爲めに罷業せられたる工場ありたるときは場合に依り協議の上組合員全部の工場に於ても工場閉鎖を行ふこと

八日は愈々勞資双方の代表者が東京印刷同業組合事務所に會見し組合長は、結局八時間制に對しては賛成の意を表し、八時間制と賃銀値上とを別個問題とする事の不可能でない事を語つて一應組合員に圖りて回答する事を約した。

十日再び双方の會見ある筈であつたが都合上見合せとなり、書面にて組合會に八時間制案の提出を約した。十一日同業組合役員並に、罷業のあつた各工場主は同氣俱樂部に集合して、かくて信友會幹部と會見して、八時間制問題留保、賃銀一割五分乃至二割値上に妥協成り、終に信友會の敗北に歸した。信友會側は直ちに各罷業事務所に報告を爲すと共に復職重來を勧めた。築地活版其他の強硬なる人々は其後も依然復職を肯せず、殊に築地及三省堂の歐文科の如きは全滅の状態であつた。此等の硬派の實狀に同情して作家組合は次の如き檄文を撒布して民衆等の反省を求めた。

東京印刷工ストライキに關する宣言

吾人は吾人と密接なる職業的關係を有する東京印刷工諸君の八時間労働制要求の運動に對し茲に深厚なる敬意と同情とを表明す吾人は諸君が此の運動に於いて最善の戦ひを爲し、不幸戦ひ利あらずして幾多の艱苦に遭遇し而も猶ほ其の少數者は飽くまで苦節を守つて其の主張の遂行に努力せるを見、諸君の勇敢と耐忍とが他日必ず大いに酬いらるべき時あるを確信して疑はず。諸君の必然に負荷せる社會的任務は亦實に此戦ひの中に其の一步を盡されたるものと謂ふべし。吾人は又、敢て世界の大勢に背反して此の正常なる労働者の要求を拒絶したる印刷業者に對して其の資本家的横暴と淺見と私慾とを糾弾せざるを得ず。

猶ほ吾人は此の要求運動に對し一般社會、殊に先覺者を以て自ら任ずる者が頗る冷淡の態度を持したるに對し、多大の遺憾を表明す。

十月の部

吾人は微力にして大いに印刷工諸君を援助するに足らずと雖も深く本組合の精神に鑑み茲に此の宣言を發す。 著作家組合
此罷業中殊に女工幼年工等の團結が意外に鞏固であつたと云ふ。誠によく戦つたものと云ふ可きであらう。然し信友會は多數の會員を失つた形跡もある。
十一月十六日、神田青年會館に罷業問題終結報告大會を開いて警官より中止を命ぜられなどして喧擾裡に散會した。

築地活版所の労働爭議

十月十六日、東京京橋區築地活版所職工五百五十餘名は代表者を以つて男工就業八時間、女工、幼年工六時間制を十月二十六日より實行する事及び給料四割乃至五割増給を要求し、工場側は二十二日八時間制は早々には實行し得ない増給は一割程度に限り承認するの意を洩らした。職工側は二十三日更に承認と實行を迫り、二十五日會社より前記の回答を正式に得て直ちにサボタージユを初め、示威運動を開始したので會社は臨時休業を宣した。二十六日は朝來平常通り出勤したが一向仕事を爲さない。又もや臨時休業を言ひ渡して事件落着迄工場閉鎖を行ふ事とした。一同は他の印刷所の連中等と共に月島海岸に協議し爾來信友會の旗の下に罷業を繼續した。二十七日夜會社は四十餘名の男女工を職務怠慢を理由として職首した。罷業職工は各所に集合して結束を固め十一月一日は次の如き檄文を各印刷所等へ配布して應援を求めた。

弱者の眞念

吾人等今回の要求は正義人道を根本とせるものにて眼目たる八時間制は人身保健製産能率の上より徴するも敢て喋々たる言を俟たざるなり而るに頑冥なる會社は之が要求に對して何等具體的理由

なくして却下せり是已に資本家を表示するものなり然も之を之等資本家は猶之のみに止まらず吾人の生活を脅すべく不法にも工場閉鎖を敢てす資本家の横暴愚劣なる言語に絶すと謂ふべし茲に於て吾人は緘口して座視するに忍びず普く天下の輿論に懇へ公平なる批判を俟たんとす。

其後會社は罷業切崩しに熱中し、就業者一人五圓の懸賞を以て就業を勧誘し、五日閉鎖を解いて開業を宣したが漸く十數名の就業者に過ぎなかつた。然れども漸次就業者を増し、十一月十四日大多數は無條件復歸となつた。しかし職首者百餘名と歐文科並に女工の強硬論者等數十名は尙罷業を繼續した。十二月二十六日被職首者等百六十餘名は工場主を相手取つて工場閉鎖中の給料及解雇後二週間分の手當金請求訴訟を東京地方裁判所へ提起した。

三秀舎印刷所の労働爭議

十月十六日、東京神田美土代町三秀舎印刷所職工約三百名は八時間制、婦女幼年工六時間残業三時間以内等を要求して種々交渉したが、舍主が印刷同業組合の決議を楯とし一向に應ぜないので二十八日罷業を決議し、舍主を工場に招き機械工具の點檢を求めて後靜かに退出し、罷業を續行した。其後双方可成り立憲的に交渉を重ねたが、結束鈍るや數名を解雇したりした。十一月十一日頃に至り一割乃至二割五分増給にて無條件復職する事となり神田松本亭に最後の報告會を開き各自の自由行動を採る事として二百五十名の罷業者中約百七十名は就業し十二日は殆ど全部就業した。

秀英舎印刷所の労働爭議

十月二十五日朝、東京京橋秀英舎印刷所男工約三百女工約八十名は「日給五十錢値上」「八時間制」を要求する爲め、一時早退場して協議を爲さんとしたが結局事なく済み、其後會社は主謀者數名を解雇した。二十七日に至つて一般職工の知る處となり怠業状態となつた

が、罷業とはならなかつた。

宮本印刷所の労働爭議

十月二十八日、東京宮本印刷所の職工は八時間制、賃銀値上要求の拒絶に遭ふて罷業を行ふた。其後工場側は職工との直接交渉の外第三者の介入を喜ばず信友會に對しては容易に耳を借さなかつた。其後罷業は繼續し十一月十二日一割乃至二割五分値上に漸く妥協成立した。

博信堂印刷所の労働爭議

十月二十九日、東京神田三崎町の博信堂印刷所の職工約五十餘名も交渉不調の結果罷業となる。原因は八時間制、賃銀値上其他で、十一月十一日に至りて終に力盡きて復職し一割乃至二割五分の増給を得た。

愛善社印刷所の労働爭議

十月二十八日、東京神田小川町愛善社印刷所の職工五十名も八時間制、賃銀値上其他の交渉不調の結果二十九日より罷業を行ふた。十一月十二日信友會對印刷業組合との妥協成立するや同時に一割乃至二割五分にて解決した。

三省堂印刷所の労働爭議

十月十六日、東京三省堂印刷所職工約三百名は八時間労働を十月二十六日より實施する事、婦女幼年六時間制、最低限度七十錢値上を要求して數回折衝の後成年工三十五錢婦女工二十錢、値上となり賃銀の分だけ解決したが時間制に就いては何等回答せなかつたので十月二十九日に入りて職工側は會社と合議の上一日間の休業を行つた。然るに會社は三十日より無期限休業を宣し、三十一日工場は全部に解雇狀を交附した。以後罷業は繼續された。十一月十二日一割

乃至二割五分増給の點丈けで妥協成立したが歐文科の如きは連袂辭職して仕舞つた。

丸利印刷所の勞働爭議

十月十六日、東京神田丸利印刷所職工二百餘名は信友會決議の各項に就いて工場主と協議を重ねてゐたが、二十九日に至つて終に談判不調に終つて活版部先づ罷業を行つたので機械部も休業の已むなきに至つた。工場は臨時休業を宣した。罷業者は他印刷所の罷業者と歩調を一つにして爭議は繼續した。其後文選工約二十名を誠首し十一月十一日漸く職工側の失敗を以つて解決した。

中屋活版所の勞働爭議

十月二十五日、東京京橋中屋活版所職工も怠業から罷業し築地活版組や三秀舍組などと協同運動に當つてゐたが、二十七日夕刻賃銀最高三割上げを承認したので、八時間制を後日の問題とする事として解決し、二十八日より就業した。

東洋印刷所の勞働爭議

十月二十九日、東京印刷同業組合は信友會員を一切解雇すとの揭示を各工場に貼り出した。殊に芝愛宕町の東洋印刷會社では即刻信友會員たる職工に對し脱會するか辭職するかと威嚇したので他の職工が承知せず、全部入會する旨を唱へ出したので、會社は驚いて前言を取消したが、納まらぬは職工で、直ちに結束して八時間制信友會員の誠首反對を決議して會社に要求し怠業、缺勤相次いで紛擾を極めてゐたが十一月七日に至つて八時間制時機を待つ事とし、信友會員の地位保證を得て、代表者は復業を諾したが、職工は承知しないで又もや動搖し、結局代表委員等が辭職し双方に申譯をして事済みとなる。

十月の部

福岡縣大里日本金屬會社大里精煉所

職工の増給要求

十月中旬、福岡縣大里日本金屬會社大里精煉所では八時間制實施に關して職工一同の意嚮を質した。然るに職工の大部分は時間短縮よりも賃銀増額を要求する旨を答へ、賃銀増給の要求を提出したので、會社側では協議の結果八時間制は適當の時機迄其實施を延期する事とし、其代り十月二十一日から賃銀三割五分乃至四割の増給をなす旨を發表した。

大阪市西區大阪製鐵所職工の勞働爭議

議

十月中旬、大阪市西區大阪製鐵所職工七百餘名は製條工場、製鋼工場等の職工を先頭として八時間勞働制の實施及び三割増給の要求を會社側に提出した。之に對して會社側は業務不振の折柄到底多額の要求には應じ難いと云ふたので、職工側では委員六名を選び且つ社員側から六名の委員も加はり十二名の委員と會社側の人々と種々協議したが、結局會社側と妥協點が見出し難いので二十五日から職工側は怠業を決定する事となり、二十六日も引續いて怠業した。此事件に關して同社の支配人は二十七日大阪朝日紙上に左の如く述べて居る。

『當會社の専務は勞働問題に十分の了解ある栗本勇之助氏にて本年七月缺損中にも拘はらず五割増給を決定し九月初旬にも増給し決して他の會社の賃銀に劣らず會社の事業は國家の爲め要用のものなれば莫大の缺損を荷へる折柄職工も十分反省して同情を寄せられたきものなり勿論今回の事件に對しては會社としても幾分要求を容れざるにもあらざるも斯かる爭議を惹起しては世間の信用を墜す事夥しく責任者として何とも申譯なし。』云々

二十六日夜、双方委員協議の結果庶務課長一任と決し二十七日は晝間職工全部(四百五十名)は平日の如く作業した。

福岡縣遠賀郡安川電氣製作所職工の

労働爭議

十月中旬、福岡縣遠賀郡黒崎町合資會社安川電氣製作所職工四百餘名は數回に亘つて労働問題に就いて協議し、賃銀値上げを會社側に要求すると同時に要求貫徹の方法として怠業の舉に出んとする氣勢を示した。之に對して會社側では重役會議の結果十一月一日から八時間制を採用し、併せて賃銀を増額する旨を発表した。之に關して安川社長は福岡日日新聞(十月二十二日)に左の如く語つて居る。

『今回八時間制を採用したるに付き重役間に種々議論ありたるも結局時間に於て從來の九時間半制(午前七時より午後五時迄)を撤廢し八時より四時半迄とし従前の休憩時たる午前十時の十五分、午後三時の十五分を中止し新に正午三十分限とせり尙職業に就ては大體本社主義として居残り主張せざる所なれ共製作品の澁滞及び職工に對する或防禦策として止むなく繼續し居れるも要するに彼等は八時間制なるものを眞に意義あるものと解せるにあらずして各地に於ける同制度要求採用の餘波と居残りなより多くし以て賃金の増收を果さんとするが彼等の眞の要求なれば當社にても時間採用と同時に手當方法を改め第一に出勤一日に付き日給五十錢以上四十錢、四十九錢以下二十錢、第二に出勤一日に付き日給の二割を夫々支給し第三に住居の補助の意味にて日給五十錢以下の者に對して一圓五十錢、五十錢以上一圓以下二圓五十錢、一圓以上五圓(各一ヶ月)を支給する事とせり尙此外職工住宅の建設も近年中には着手する考へなり。』云々

東京市電濱松町工場の労働爭議

十月十六日午後四時東京市電氣局濱松町工場の職工約九百名が結

束して電氣局長、工場長の手を通じて次の諸箇條實行方を嘆願した。

- (一)從來臨時手當として支給せらるゝ六割は本給に加入せられ、更に五割の臨時手當を支給せられたし
 - (二)從來臨時手當は一日缺勤せば一割を控除せられつゝあるも、三日の猶豫を與へられたし
 - (三)從來當工場に於ては早退けをば午前中即ち半日歸りにして、家族の急病等にして午後三時歸る事あるも矢張り半日分を支給せられたるも、之れを時間割として三時間分を支給せられたし
 - (四)從來簡閱點呼の場合は之れを公休として差引きたる爲め一日の公休が無効となり其上更に六割の臨時手當の中一割を差引されたれど之を全廢して點呼の日は公休と同じ取扱をせられたし
 - (五)從來軍籍にある者が演習其他にて百日以上の召集をせられ工場を休む時は解雇されたるが其の間休みとして歸りたる場合は從前に引續き使用せられたし
- 同工場職工の收入狀況に就いて時事新報の所報を見ると、最低五十五錢にて五六年乃至十年の勤續者にても一圓十錢が最高級者で平均六十錢餘に過ぎない。三分の一は八十錢で一ヶ月無缺勤者で六割の手當あるのみである

兵庫縣美嚢郡各鍛冶工場職工の増給

要求

十月中旬、兵庫縣美嚢郡三木町及久留美、別所兩村内に於ける各鍛冶工場の職工等は賃銀増給及び就業時間短縮を各工場主側に要求した。之に對して工場主側は早速其要求に答へるには到らなかつたが、郡内で比較的大きい三木製鐵會社が十月二十五日から賃銀三割増、八時間労働制を實施する旨を発表したので、各工場も之に倣ふて漸次増給及時間短縮を行つた。

京都市電氣部架線工夫等の要求

十月十七日、京都市事業部電氣課の架線工夫は賃銀値上げ、年功加俸制、兵役の際の特別手当其他の實行方を嘆願して二十日を期限として回答を求めた。二十日市では一般の市關係の職工、工夫に對し賃銀増給の外に次の如き大體案を發表し細目を二十一日頃に發表した。

市に關係ある職工、工夫の勤務は八時間を本則とし勤務の緩急に依り執務時間を延長することあるべく休業は大祭日及年末年始に掛け五日間、一ヶ月に三回の休暇を與ふること、別に勤務に就ては延長時に對してそれ〴〵手當を支給し、年功加俸をも支給すること

名古屋淺井製材合資會社の労働爭議

十月十七日、名古屋市熱田千年町淺井製材合資會社職工百餘名は賃銀二割値上並に公休日に賃銀を支拂ふ事を要求したが會社では回答を避けたので同盟罷業を行つた。會社は驚いて十九日職工の重なる者十餘名を招いて二十一日迄に回答する旨を告げて懇談したる結果二十日より一同休業した。

小田原郵便局雇員及電報配達夫の増給要求

十月十七日、小田原郵便局雇員及電報配達夫、其他従業員二十餘名連署の上東部遞信局長及小田原郵便局長へ

從來の臨時手当十餘圓を其儘として日給四十錢の本給に十割の増給をされ度き事

を嘆願した。事務員も同様の要求を提出せんとした。同地は別莊地にて物價殊に不廉で月收二十四五圓にては到底耐えられないと陳情した。十九日管理局から庶務課長が出張したが解決困難であつた。

十月の部

其後監督廳よりの慰撫で一と先づ治つたが十一月五日頃より又々動搖し六日夜八時より局内控室で事務員全部が十時頃迄種々協議し増給の要求書と土屋局長の排斥とを決議した。配達夫等も強硬に聲援した。七日午後三時局長の手を経て遞信大臣及逓信局長へ要求書を提出した。

大阪商船會社船舶司厨部員の増給要求

五月初旬、大阪商船會社司厨部員の組織する商船同志會は代表者加藤藤吉氏を委員として増給要求を本社に提出したが拒絶された。又六月初旬に至つて更に再交渉し初めた。八月一日よりの一般的増給に依つて事件は落着したが尙其率僅少にて一般の満足を得なかつたので運動は續けられてゐた。十月廿日に至つて神戸多聞通湊東俱樂部に會合し廿一日午前加藤會長以下商店支店に赴いて強硬に談判を初めたので、同日の商船重役會議で次の如き増給を發表したので一同は快く引取つた。

普通海員には一般二割の増給、ボーイは月給十三圓見當であつたのを最低十九圓に最高二十五圓を三十圓に引上げ特に優秀なるものには特別給料四十圓近を與ふこととしコックに對しては給料の定額なきも最低十四圓以上最高六十八圓と決定した。

右により二割の増給六割の特別手当其他乗船手当を加算せば優に郵船以上の収入となる譯であると。

箱根宮下富士屋自動車會社運轉手の

労働爭議

十月中旬、箱根宮の下富士屋自動車會社の運轉手十餘名は増給を要求して怠業を舉行した。然るに同社は鉄損勝ちであるのを理由として要求に仲々應じない。十一月四日朝、及び午後二人の運轉手が自動車のまゝ行方不明となつた。

岡山縣山陽紡績會社の労働

爭議

十月十八日、岡山縣味野町山陽紡績株式會社工場男工及雇員四百名が工場長の手元まで

一割の手當を本給に直し更に五割を増給し、通勤手当一日十四錢を二十五錢に引き上げられたし』

と陳情した、會社では二十九日を回答期と定めて引き取らせた。其後會社は一割の手當を廢し、三割五分増しを爲すに内定し、極力慰撫に努めたが一向解決せず二十三日頃より一部怠業起り、一方女工側は男工に増給あるに女工には何等及ばさないのを不服として二十五日夜業に出勤した総場女工は突然怠業を爲し、會社

に對して男工同様の増給を迫り、次いで造機部織機工場等約千六百名の女工は一齊に怠業するに至り二十六日は一時機械の運轉を中止したので、會社は女工に對し一割の手當を廢し二割方の増給を爲す事としたので漸く作業は繼續されたが、怠業は同程度に行はれてゐた。二十九日の解答に依つて或は罷業になるも知れなかつた。同盟罷業は幾度か企てられたが基金がないので出勤は續いた。二十九日も各自就業して會社の處置を待つてゐた。會社は二十九日改めて職工代表者より要求條件を聴取の上、大阪の營業所で重役會議に提議して回答する事とした。

鐵道院岡山驛機關車庫員の動搖

十月二十日過、鐵道院岡山驛機關車庫員約四百名中の有志者十數名は増給運動を起して神戸鐵道管理局吏員等の運動に呼應せんと努力した。

姫路市山本鐵工所の労働爭議

十月二十日、姫路市福澤町山本鐵工所職工約六十五名は賃銀五割値上を要求して同盟罷業を行ふた。二十一日附近の青山に集合して協議の結果代表者を出して親方側と交渉を開始した。之に對して親方側では賃銀三割五分の値上げを行ふて双方の妥協を遂げやうとし、二十二日兩者會見の上妥協一致して二十三日から全部就業する事となつた。

神奈川縣日本鋼管株式會社の勞働爭議

十月二十日、神奈川川崎日本鋼管株式會社製鋼、製板、製條、鉛管各課其他十餘課の職工は從來支給の臨時手當を本給に加算し更に五割の臨時手當を増給し、十二時間勤務を八時間に改められたしと要求するに決し二十一日會社に提出した。會社は重役會議の上二十四日正午を回答期に指定した。職工側は二十一日午後大師公園に集合して協議をして萬一拒絶されたる時は團體として行動する事を申し合せた。二十三日に至つて會社側は警察に罷業準備を職工が爲しつゝ在るを取締られたしと依頼し、製鋼料の職工六百餘名は二十四日に於ける會社の回答を待つてゐた。同社は近來事業不振の爲め職工大解雇を爲す必要に迫られてゐたと云ふ。果して會社は職工の要求を拒絶した。二十五日に至つて夜半職工は大舉して熔鑪爐や送電線、瓦斯管等を破壊すべしとの號が流布され、二十六日は電氣課職工約三百餘名も同一の要求を提出して拒絶され、三千餘名の罷業と化し之また暴動を行ふとの風説が出たので二十六日夕刊、二十七日朝刊の各新聞紙は日本鋼管の職工暴動云々と誇大に報じたが二十七日付で會社より取消廣告が出た。職工側は結束成らず、會社も近々幾分待遇を改善する旨聲明したので二十七日より平常通り就業する事となつたが、主謀者六名が敲首されたので製鋼科の出勤者は甚だ僅少であつた。結局職工側は十一月十四日の會社の發表を待つ事となつて一と先づ落着した。其後八時間制は拒絶、賃銀増加も拒絶、但し、請負制度を採用する事(十一月一日より)を發表した。此の爲めに實収入は約二三割方増す事となつた。

住友鑄鋼所起重機係職工の勞働爭議

十月二十日、大阪、住友鑄鋼所仕上係起重機操縦者は起重機者組長三品某に、『規定時間(八時間)従業に依る収入は生活費として頗る

僅少なるを以つて殘業又は徹夜作業に従事する事を希望するは當然である。然るに仕上係には此を許容し乍ら起重機係のみ許容せないのは何故なるか』と質問した。然るに此問題に感情問題となつて、組長は卑劣極まる態度を以つて始終した。然し、勞働者側も其要求に何等根據がなかつた。夜勤は十二時間で一日分と三時間の殘業料にしかならないので徹夜業の一日分と十四時間の殘業料を切望した。夫れが一旦徹夜許容を受けて再び組長の反對で夜勤となつたりしたので組長排斥の聲となつた。此不平は彼等二十三、四日頃から一つの團體『ハチス會』なるものを組織せんとした。然るに此事既に會社當局に知られ、二十五日中心者五名は辭職勸告を主任より受けた。其後種々彼等は其立場を辭解したに係らず、危險人物、組長排斥の陰謀者として容れられず終に五名中四名は辭職し、長文の顛末書を各方面に發送して鬱憤を晴らし弱き勞働者の地位に向いて同情を求めた。

名古屋瀬戸間陶磁器運搬車力の勞働爭議

十月二十日、名古屋市、瀬戸町間の陶磁器運搬車力組合員百三十餘名は協議の結果賃銀三割増を名古屋陶磁器商工組合に要求したと云ふ。

新潟縣長岡鐵工所の勞働爭議

十月二十日過、新潟縣長岡市、長岡鐵工所職工が賃銀五割増を要求して紛争中であつたが十月二十六日に至つて二割五分増にて妥協調ひ十月一日より遡つて支給する事となつて解決した。

鐵道院兵庫鷹取工場職工の要求

十月二十一日、鐵道院鷹取工場三千名の職工は午後委員を擧げ次の各要求條件を決議し二十二日朝神戸管理局及工場長に面會して提

出した。

一、現在日給の十五割増加二、八時間制實施三、残業及日曜公休日に出勤せし場合は給金の倍額を支給すること四、十ヶ年勤続者に恩給を與ふること五、住宅料を支給する事六、山陽線土山よりの通勤者には無料乗車せしむること七、定期昇給の時は一般に昇給せしむること八、慰勞金は必ず二ヶ月分を支給すること。

吳海軍工廠職工の怠業

十月二十三日、吳海軍工廠砲工部第一工場の職工約二千五百名は晝食後機械の側に立ち舉手して機械を顧みなかつたが係官の説諭に依つて十五分間にして就業した。原因は大阪毎日新聞に依れば、同工廠では最近慰安の爲め各工場申告して三十分間宛浪花節を聞いたり相撲を演じたりしてゐた。そして當日も第一工場にて浪花節語りを招いたのだが組長連のみが聞いて職工に聞かざなかつたので憤慨したものと云ふ。

福岡縣八幡安田製釘所職工の労働争議

十月二十二日、福岡縣八幡枝光新地安田製釘所では從來の手當を改正し、工長五拾錢を七拾五錢に、職工三十五錢を五十錢に、女工、幼年十八錢を二十五錢に増給する旨發表したが、職工側では之を姑息なりとして直ちに協議の結果二十三日職工二百餘名連名で左の要求を會社側に提出した。

一、現給料の八割を増給する事二、現在の十一時間勤務制を八時間にする事三、住宅料五圓を給する事四、四十錢以内に於て米の廉賣をなす事五、薪炭を補給する事

會社側では支配人不在の爲技師長は強硬の態度を取つて居ると云つた。職工側では二十三日後會社側の態度の決定せぬ爲怠業の状態を續けて居るが、十一月五日は同會社の記念日である故其時迄には

満足なる回答をする事になつた。

滿鐵沙河工場の労働争議

十月二十三日、滿鐵沙河工場の貨車職場職工は突然怠業を始めして他工場との連絡に努めたので、當局は驚いて善後策を講じ始めた。原因はまだ發表されないが、今回、檢車方として各地に派遣する職工十名を同職場より募集したが、間際になつて之を中止したので平素より同職場主任を憎める職工は非常に憤慨した結果だとも云ひ、又當時發表さるゝ滿鐵の給與改正の内容が餘り有利でないのを聞知した爲めだとも云ふ。

名古屋港舥船業者の同盟罷業

十月二十三日、名古屋港の舥船業者三百八十名（舥船數約同數）が同盟罷業を行つたので、之に關聯する名古屋港仲仕組合の仲仕約四十名は一時的失業に陥つた。其原因は舥船人夫の賃銀値上要求であつて一萬斤の石炭を標準として一圓八十錢で、新堀、舊堀川に回漕して二圓七十錢であつたのを三割値上を要求したのである。元來同港の賃銀は低廉で横濱一噸に對し六噸位の比例であつたので七月にも三割上げを要求して一割五分を承認せしめた。然るに十月十八日又もや愛知石炭協會へ三割を申込んだが二十一日に至つて一割五

分上げ承認を發表した。其間に協會側は常に誠意を缺いてゐたので二十二日來解船の怠業は開始された。そして二十三日は盟休をやつた。之を知らない約四千の仲仕連は大いに狼狽した。中には荷主に「あぶれ」の駄賃を要求し幾分づゝ貰つて歸るものもあつた。之が爲め港内には十二隻の汽船が立往した。石炭協會では驚いて二十三日午後四時、解船業者側の代表者及回漕店主及需用家を招いて協議會を開いたが、解船業者側は出席を拒んだ。名古屋築港仲仕組合も仲仕の失業保護の爲めに同夜協議した。警察も事件の長引く時は産業に及す影響の大なるべきを憂へて警戒し慰撫したりして奔走した。船頭側では四千圓もする船で月収百七十圓乃至二百圓しかないのに船主と船頭とが之を半分宛に分配するのだから暮して行けないと云つてゐた。

罷業解船業者中名古屋築港海陸仲仕組合に屬する分若干とし、三井物産の四十艘、名古屋倉庫の三十五艘の船夫も同様に附合だと云つて同情的ストライキをやつたものである。

二十四日も依然として罷業は繼續された。三井物産専屬の船夫の如きは會社側に説服されて作業に従事せ

んとしたが罷業者のピケツチングが效を奏し作業を放棄した。解業者間には一二の舊式な年寄株があるのみで統一した組合とはなつてゐず、大半家屋を所有せず船中生活をやつてゐるので交渉に不便を感じた。之の罷業に伴つて二十四日朝より單獨仲仕約四百名（立ちん坊）も荷主に對して日當額四圓乃至四圓五十錢の三割値上を要求し、沖仲仕約千名も正午頃に至つて三割値上要求の運動を初めてサボタージュを行ひ、午後三時頃より罷業となつた。愛知石炭協會は二割迄程度を承認する意嚮を洩らし、前日に引續いて回漕店主需用家代表者と協議したが一向纏らなかつた。名古屋築港海陸仲仕組合は失業仲仕の救済の爲め善後策を講じ二十五日協會と罷業者との間に調停を試みる事となつた。然るに二十四日夜深更迄協議の結果双方の間に調停の見込立ち、結局滞船料一時間四十錢、賃銀二割値上にて妥協成立し二十五日から解船人夫全部に對して二割の増給を行ふ事となりて無事解決した。仲仕組合も之に伴つて二割値上に略決定し、只單獨仲仕（立ちんぼ）のみは尙三割上げを固持して二十五日も就業しなかつた。彼等は農繁期で勞力不足なのを信じたが故

に仲々強硬であつたが又統一がないのも事實であつた。

尾道の石油發動機船々員の労働争議

十月二十三日頃、尾道因島間航海の石油發動機船尾道丸土生丸の船長機關長其他船員全部二十餘名は連署して俸給五割値上の要求を汽船同盟組合へ提出した。組合では要求を拒絶すると共に全部解雇したので双方睨み合ひの儘となつてゐたが其後自然意思疏通し、十一月二日より大部分の艇員は復歸し二割増給にて事件は落着した。

福岡縣遠賀郡折尾町日本製鐵會社職工の労働争議

十月二十四日、福岡縣日本製鐵會社工務課職工七十三名は左の如き要求を會社側に提出し、二十七日迄迄に回答を求めた。

一、八時間制採用の事 二、十一月一日より本給五割増の事（但給料以外の収入は名義如何に拘らず各課共平等支給する事） 三、公休以外缺勤三日迄は勤務手當全額支給の事 四、社宅料五圓宛各自に支給する事 五、年二回共一ヶ月以上賞與支給の事 六、醫師を變更する事

今其由來を聽くに同社では作業を熔鑛課と工務課とに分けて居るが、熔鑛課職工に對しては五割の手當を支給して居るのに反して工務課職工には二割乃至四割の手當しか支給して居らない。それ故工務課側では熔鑛課同様待遇せられん事を會社側に求めた。然るに會社側では廿七日に至つて八時間制採用を發表したのみで、要求職工に何等返答しなかつたのでサボターヂを初めた。會社側は廿九日に回答する旨を約したので一時復したが卅日に到つても何等の事がなかつたので又復サボターヂを開始した。卅日午後に入りて會社は三割以下の手當を受くる者に各一割を増加して本給に加算し尙來る

十二月一日より工務課職工一般に對し三分の増給を爲す事を發表したので一と先づ就業した。

門司管理局小倉工場職工の増給要求

十月二十五日、門司管理局小倉工場組立、仕上、旋盤工場以下五工場の工職六百七十餘名連署を以て

一、本俸を五割増とする事 二、從來通り五割の臨時手當を支給する事 一、日曜、祭日は一般休暇口と見做し日給其他を勤務日と同様支給する事 一、雇員と同様の率を以つて半期毎に賞與金を支給する事

の要求嘆願書を工場長に提出し、二十八日午前十時迄に回答を求めた。是より先き同工場では五割の手當と四割の請負割増とを支給し、更に二十四日、大道門司管理局長は同工場に来て手當の二割増と請負の一割増しとを實行すべき旨を告げ、輕擧なき様訓示したのであるが、北九州地方に於ける他職工の收入多き所から、同工場の職工等は他と同額の收入を得んと欲し、前記の如き要求を提出したものでらしいと云ふ。併し工場内では何等の異狀なく、作業は平穩に續けて居た。木工部四百名は右要求に加盟しない事に決した。二十七日工場長は關係工場の職長、主任等を集めて要求傳

達の経過を報告し併せて請負割増最低一人四分は理論上不可能なる旨を説明した。同工場職工の収入は最もよく考へて平均六十餘圓だと云ふ。加盟人員は職工數千八百の半數に達しない。

二十七日午後四時大道局長は要求全部拒絶の旨發表した。結束は全然崩れて、最強硬に主張し續けた組立仕上の兩工場も二十八日正午協議の結果、大勢の不利なるを察して要求撤回を工場長に申出で、問題は落着した。

茨城縣筑波鐵道從業員の労働爭議

十月二十五日、筑波鐵道弓田機關車庫主任以下十數名の從業員は以前よりの増賃運動が失敗したので不平の餘り辭表を提出して同盟罷業を行つた、本社の方も内部に重役の争ひがあつて紛糾中であつた。

兵庫縣龍野町醬油醸造所職工の賃銀値上要求

十月下旬、兵庫縣龍野町附近醬油醸造所職工等は一同協議の上賃銀五割の増給を決議し、委員をして雇主側に對して決議の要綱を提出せしめた。之に對して各醸造家側も早速協議を開いたが、若し要求を拒絶するときは如何なる事が起るやも知れぬと云ふ形勢が見えたので、十一月一日から三割増給を行ふ旨を發表し、職工側委員と交渉した結果双方妥協成立し圓滿なる解決を告げた。

十月の部

東京小石川計器製造會社職工の労働爭議

十月二十六日、東京小石川原町計器製造會社職工約五百名は三割増給、貯金拂戻し、八時間労働制の採用等の要求を會社側に提出した。然るに之に對して會社側からの回答があまり手間取つた爲職工等は之に待ち切れず、三十日午後六時會社の幹部に直接面會を求めたが要領を得なかつたので、遂に器物を破壊し多少負傷者を出すに到つた。要求は拒絶され一同總辭職をした。然るに之を見た所轄富坂署長は仲裁に入り圓滿に双方を互譲せしめて解決した。其要點は十二月一日より一割値上、九時間制實行である。

岡山縣日本養貝株式會社織物部の労働爭議

十月二十六日、岡山縣八濱町日本養貝株式會社織物部職工が賃銀三割増を要求し同時に職工側は附近の同職者の賃銀を調査し、會社も調査の傍ら新職工募集に腐心したりしたので形勢は頗る惡化し二十八日は怠業すら一部に演ぜられ、同夜、主任は職工の寄宿舎を訪問し双方意見の交換を爲し、二十九日再び職工代表者と事務員は各方面を調査し初めた。然るに二十九日に至つて女工も委員を擧げて増給を要求し百餘名全部休業を行つた。

大阪府下西成郡豐崎町東洋製紙會社職工の労働爭議

十月二十六日、大阪府下豐崎町東洋製紙會社職工三百五十名中二百五十名は正午頃突然連袂外出し、附近

の空地に集合して委員二十名を選び次の如き要求條項を會社側に提出した。

(一)從來の手當を本給に直し尙三割の増給を斷行する事(二)勤務時間十二時間を十時間とし残りの二時間を居殘制度とする事(三)皆勤手當日給二日分を三日分とする事

之に對して會社側は二十七日社員及工手助手約二十名を集めて訓示し、職工側の要求を全然拒絶し、職工側が沈靜するならば、幾分の増給をするとの意を洩した。それ故社員等は直ちに其旨を職工側委員に通じ、委員等は二十八日罷業職工の大會を開いて其態度を決する事となつた。二十八日午前附近の寺院に集會を催し、實行委員より會社側の態度を報告し、二十八日中に會社に回答を爲す筈なりと告げたが、職工一同は會社の態度に反感を懷き、容易に決する處なく遂に二十八日も就業者皆勤で盟休を續行した。二十九日無條件復歸となり、辭職者多數あつた。

北海道鐵道管理局札幌工場職工の増給運動

鐵道院九州管理局小倉工場職工の増給運動に次で十月二十六日北海道管理局札幌工場の職工一千名中約二百名は賃銀三割の値上要求の爲に協議會を開いた。然るに此事早速庶務課長の知る所となり課長と職工側委員と會見したが職工側は解決を課長に一任して無事就

業を續けた。

松昌丸船員の同盟罷業

十月二十六日、松昌洋行所有門司横濱間航行の貨物汽艇第六松昌丸(千二百噸)は尾道對岸向島艇渠にて修繕完成して將に出航せんとした。然るに機關部の下級船員十一名中病者其他を除きたる八名は同盟罷業をなし出航を中止せしめた。尙甲板部員も之に應じてサボターヂユを初めたので船長は驚いて本社と交渉し、本社より三圓の増給を發表したが解決しなかつた。原因は賃銀値上、本年三、四、五の三ヶ月間の賄料が豫算を超過したので船長は之を船員全部に負擔せしめたが爲め憤慨したのである。二十七日午後尾の道市役所にて双方立會の上、同地の海事係長より種々調停を試みたが下級船員七名は飽く迄強硬に主張し、賄の收支計算明示を要求して談判不調に終り即座に同日迄の給料を受取りて下船した。同船は大阪に人を派して船員の補充を試みた。

横濱帆布株式會社の労働爭議

十月二十七日、横濱市久保町横濱帆布株式會社女工百廿名は月收平均十五圓に過ぎないので會社に對し生活難を理由として一同結束して次の要求を爲した、

(一)手當六割支給、(二)手當を本俸に算入する事、(三)皆勤賞は一ヶ月日給三分の事、(四)人格を無視した給料支拂法を改むる事(五)八時間制採用

處が會社が誠意ない態度を採つたと云ふので午後より同盟罷業を行つた。二十八日も繼續し、二十九日も會社が極力出勤を勧誘したが十數名を除いて百三十餘名は依然として罷業を續けた。女工側の意見として報知新聞の傳ふる處に依れば會社の創立日淺きを以つて過分の要求は決してしないが一ヶ月平均十五圓では耐えられないから飽く迄貫徹に努力すべしと。

神戸三菱倉庫仲仕船夫の要求

十月二十七日何來神戸三菱倉庫の仲仕は船夫六百餘名は賃銀値上要求を爲すべく協議中であつたが十一月に入りて五割内外の増給を要求するに決した。

神奈川縣相模紡績會社職工の労働爭議

十月二十八日、神奈川縣平塚町相模紡績會社男工三百餘名は日給の八割増 八時間制の採用の要求を會社側に提出した。然るに之に對して會社側との協調容易に成り難き形勢が觀えたので職工側は遂に同盟罷業を企てるに及んだ。

東京關東酸曹會社の労働爭議

十月二十八日、東京府下王子町關東酸曹株式會社職工九百五十餘名は三割増給を要求したが其後一向回答が無いので熟練工約五十餘は出勤せず、會社側は臨時職工を雇入れて急に應じたが、他の職工も怠業を開始し夜業者の如きは出勤半數に達せず、生産高激減するに至つた。職工側は十一月三日迄に最後の回答あらん事を要求してゐた。

岡山市深井鐵工所の労働爭議

十月二十八日、岡山市上石井深井鐵工所職工十四名は從來の二割の手當を本給に直し更に二割の手當を與へよと要求した。同工場は目下甚だ繁忙であるを以つて工場主は直ちに要求を承認し十一月一日より實行を約し無事解決した。現在日給は概して二圓四五十錢である。

石川島造船所若松市分工場の労働爭議

十月の部

十月二十八日、若松市藤の木、石川島造船所若松分工場、職工約四百名は、同日會社側より八時間労働制實施期は十一月一日に非ずとの言明を得たので動搖し、午後三時頃より怠業状態に入つたが、職長等の慰撫に服して間もなく平常に復した。しかし其後も、八時間労働實行並に賃銀増給要求の運動に就いて寄々協議を續けてゐたので會社は十一月一日發表回答する旨を聲明して職工をなだめてゐた。然るに其當日に何等沙汰がなかつたので、十一月四日に至つて旋盤工場の七十餘名が午前中附近の神社境内に協議を初めたのを探知した警察は直ちに解散を命じ説諭を加へ引き取らせた。當日約半數は其職工場に出勤したが、他は缺勤し、五日朝に至つて更に仕上工場の一部約四十名も罷業し、全工場に波及する徴歴然たるものがあつたので會社は八時間制及増給問題に關する具體的發表を八日朝爲す旨揭示して一同をなだめた。然るに職工中には會社が八日に發表した八時間制及一割増給の内容を充分に了解せぬものありて、更に何等かの要求を提出せんかの如き形勢が見えたので會社側はこの慰撫に力め、地方官憲も更に説諭を加へた。此様の次第で其場は一時平穩に歸したが十日朝に至り旋盤工五十餘名は何等かの不平をもつて遂に同盟罷業を企てたが大事に至らずして已む。

滿州日日新聞社の労働爭議

十月末より滿州日日新聞社では職工の罷業怠業など相次いで紛紜を極め、社務大刷新の爲め十一月三日より當分休刊となる。又同地英字新聞マンチュリヤ、デリーニエースも休刊となる。十一月十四日に至つて整理整ひ經營者肩代りして發刊の運びとなつた。

名古屋電燈會社架線工夫の労働爭議

十月末日、名古屋電燈會社本社所屬架線工夫約四十名は怠業を行つた。原因は夜業に對する居殘料支給、賃銀四割値上要求からである。怠業數日に及んだ。工夫の月給は最高四十五圓で夫婦者に三圓

獨身者に一圓五十錢の手當がある。

四日市の仲仕の同盟罷業

十月末日、四日市所往の肥料商及米穀商に附屬する仲仕約二百名は海岸より沖に至る賃銀五割増、沖仲仕は四割増を要求した。仲仕請負業者は之を不當として二割二分だけの増給を米穀、肥料商代表者に承認せしめたが仲仕側は之に満足せず同盟罷業を行つた。此爲めに名古屋煙草專賣局出張所其他仲仕使傭者は此煽りを喰つて人手不足に困り附近の農夫數十名を狩り出したりした。其他油仲仕等も結果を窺つてゐた。

愛知縣土木工夫の増給嘆願

十月下旬愛知土木常傭工夫中第一區より第七區に到る迄のものは、目下の給料最高日給六十五錢、最低五十二錢の七割増附き等では到底生活維持六づかしさを理由として、先きに土木課長に増給嘆願書を出したが何等の回答がないので更に又知事宛に直接嘆願書を提出したと云ふ。之に對して土木課長は左の如く十月三十一日の新愛知に語つて居る。

『そんな大袈裟な縣下全工區の者が歎願したといふことでなく唯一小部分の者(その部分は今云ふ事は出来ない)がずつと以前一度私の處にもう少し何うかして貰ひたいと願つて來たから宮尾知事にもお話して是非何んとかして遣らねばならぬといつてゐた次第で、ナニ工夫許りでなく課員一般誰れでも皆頭の中にはさう思つてゐるに相違ないサ、それも不穩に強硬な態度に出たならば當局でも彈れ付

尙第一工區長は次の如く語つた。

『六月にも増給を要求して來た。増給率も漠然として何等纏つたものでない。殊に人數の如きも市部工夫としては僅かに十二名で此外十名位の工夫があるだけである。彼等には大抵相當收入ある働手があるので收入は下級官吏より遙にいゝ筈だ。』

横濱電氣會社職工等の要求

十月三十日、横濱電氣株式會社の職工等は各課長に向つて戦争手當三割を廢して新に給料十割値上の希望を申出でた。會社にては充分同情して解決に當つた。

大阪毛織株式會社の労働爭議

十一月一日、大阪市外北長柄大阪毛織株式會社(男工三百女工四百餘)の男工中賃銀値上に付いて先般來不平を洩らしてゐたが終に同日午後三時過エンゲンの運轉を停止して大多數は罷業歸宅したので女工等は仕事が出来ない。其内に夜業職工が詰かけて來るといふ騒ぎが持上つた。會社は早速職工側の意向を聴き訊し始めた。其大要は

十時間勤務、残業二時間、時間増支給、定休月二日、五割増給、賞與金廢止、其他、

である。結局、工務部長と職工代表者と會見して會社に一任する事となつて夜業は平常通り就業したが百餘の職工は附近に集合の上協

議した。尙同會社では仕事は多く請負制で、日給は男工に限つてゐる。其他に生産高に應じて日給の四割乃至七割の賞與と男工には日二十五錢女工には十八錢の手當あり、且、近く日曜二回の公休とし同時に請負を廢し日給として多少の増給を十一月十日より實行する準備をした。

兵庫縣印南郡龍山石材工の値上要求

十一月一日、兵庫縣印南郡龍山石材職工は、工賃二割五分値上要求を決議し問屋側に交渉を開始した。十月一日に二割五分を値上した處であるといふ、然し近時需用益々盛んなので問屋側同盟會も之を容れて十一月三日委員を大阪に派して十一月六日より二割五分値上實行方を取引先に承認方を交渉し初めた。

淺野造船所の労働爭議

十月八日午後、神奈川縣鶴見淺野造船所職工約六十名は職工の意を受けて八時間労働實施希望を決議して、九日朝代表者を以つて會社に申込んだ。會社は近々實施する筈だと答えて問題は落着した。然るに十月三十一日に至つて又々不平を洩す者出て來て、工場の其處此處に協議に耽る職工夥しい有様となつた。會社は十一月一日改めて八時間制實施と約五千の職工に一割六分乃至二割の増給を爲す旨發表して未然に事を防がんとした。けれども、増給率に付いて不平をいふ者、戦時手當一割の始末に不安を想ふ者等は忽ち結束して職工全部の運動と轉じた。恰も正午、或工場にてはスウィッチを切斷して怠業を初め之に應じて騒然たるものとなつたので、會社は直に休業とすと言ひ渡して早退場を促し、一同隊を作つて退出した。二日は定休日なるを以つて全部休業とし職工代表者と會社側との會見は行憚んだ。職工側は各所で協議を行ひ、警察は切りに八方を警戒した。三日は午前七時大部分は出勤就業したが造船部の一部約四百名は缺勤した。會社では四日米國への交換船イリスタントレーダ

一號の進水式日なるを以つて、解決を急ぎ、結局三日正午過、一割乃至二割五分の増給を爲す旨を發表したので職工側は之を諒として復業し、委員は實施期日に付いて更に交渉を續行しつゝ、進水期日の遅延を回復する爲め三日夜は徹宵作業に従事して解決した。四日午後二時過雨風を冒して進水式は行はれて昨日に變る悦びに充ちた有様であつた。

其後神奈川署に職長以下十三名を、暴舉並に工場に放火したる件及煽動の嫌疑者として取調べてゐたが七日午前約九名を召喚した。尙三名は行衛不明となつた。

武藏、豐岡、石川第一製糸工場の労働爭議

十一月一日、豐岡（埼玉縣）石川第一製糸工場職工約九百名は賃銀五割増給を要求して同盟罷業を行つた。同地警察官等の仲裁の結果、年末に相當の手當を給する旨を約して同夜無事解決した。

所澤飛行場職工の労働爭議説

十一月一日、所澤陸軍航空隊飛行機職工約三百名は賃銀五割増給を要求して同盟罷業を行つた。同地警察署長等大いに慰撫に努めた結果、年功に相當の手當を給する旨を約して同日夜無事解決した。然るに十一月六日報知は他工場の罷業の誤りであつたと訂正取消を爲した。

北海道小樽鐵工場組合二十五工場職工の労働爭議

十一月一日、北海道小樽區内鐵工業組合二十五工場に於ては八時間制を實施する事とした。然るに之に所屬する職工三百五十餘名は十一月七日以來賃銀増給要求の運動に着手し、三割増給を工場組合に對して懇願した。工場組合では時間短縮實行早々の事で職工側の

要求を閣絶した。職工側は度々協議會を開いて工場組合側と交渉したが結局交渉不調に終つたので十九日遂に職工一同は罷業を實行した。

石川島造船所の労働爭議

十月末日より東京、石川島造船所職工間に八時間制實施要求の聲起り間もなく次の如き具體案の成立を見た。

一、八時間労働、一、賃銀三割増、一、十五日の皆勤者に對して五人分宛を給する事、一、日曜大祭祝日公休日に給料を支給する事、

然るに之が提出に先立つて十一月一日、會社は八時間制（十一月十二日より）賃銀一割増を發表した。けれども機械鑄物、木型、銅工起重機の各工場の職工約二十名は結束して右の要求を發して會社に對抗し初めた。會社は重役會議の結果十一月三日早朝より前記の各工場に對し再考期間として無期限臨時休業を宣して工場閉鎖を行つた。然るに四日に至り就業してゐた製鑄部等の職工千五百名にも動搖を生じ、他方休業を命ぜられた職工等は月島亭に集合して前後策を協議した、或種の妥協案を提出する事とならうといはれてゐたが、四日の重役會議は最初の發表を固守し、職工等に營業狀態のよろしくないのが判明するまで待つ事となつた。四日夜より本式に兩者の關係の斷絶を見た。五日には約半數の出勤者ありと會社當局者は新聞記者に語つてゐたが罷業者約千餘名で形勢は變化せず、六日も月島大師堂に集合し、午後五時委員を以つて會社の代表者と會見し、結局九日までに職工側の態度を通告する事となり、會社も幾分折れて、有利に取計ふからとて物分れとなつた。然るに職工中には復職の上漸次折衝を爲さんとする者もあり、且非關係者たる鐵工造船製鑄、ペンキ、煉鐵等の職工有志が極力斡旋に努めた。七日も朝來月島の大師堂に罷業者の集合を催し、職工側は約二千圓の基金を集め、六日の交渉の顛末を報告し二時過散會した之に依つて罷業

狀態にあつた職工側は愈々十日より就業する事となり、職工委員は會社と休業中の給料支給其他に關して協議した。其の結果は秘密に附されてゐるが、折を見て全部承認する事となつたらしい。

拾一月之部

秋田鑛油會社の労働爭議

十一月初旬、秋田縣秋田鑛油株式會社道川油田の職工百四十餘名が賃銀値上を要求したが、本社にて拒絕したのみでなく仲に立つた同地出張所長に轉勤を命じたので、技師も亦辭職した。職工等は同盟罷業を開始して要求貫徹を計つた。結局會社は職工の要求を容れで最高手當四十圓最低二圓を給する事となり圓滿に解決した。

大牟田港帆船船員水夫の怠業

十一月始め大牟田港帆船船會社船員は會社に對して手當五割の増給を要求した所、會社側で二割五分の増給を承諾し、略ぼ之れで落着しうであつた。然るに船員側に強硬派ありて飽迄利志貫徹を主張した故會社側は之を拒絕した。茲に於て船員等は一同協議の上十一月二十日コックス船を三河沖に繋留した儘停船し、一方此事を聞いた水夫六十餘名も此運動に参加して同時に賃銀値上げの要求をなし同盟罷業の舉に出でた。之に對し雇主側は直ちに應急策を取り、一方船員水夫等と妥協を努めたので二十二日から全部轉業する事となつた。

東京日本橋郵便局集配人の不平

十一月に入りて東京日本橋郵便局では一日三十萬も郵便物が輻輳するので、従業員等は十月僅かの手當を得たのみではと不平に堪えず、八日の如きも郵便蒐集人十一名の内出勤僅かに三名で怠業氣分が漲つてゐると報ぜられた。彼等の初任日給は四十五錢で一切の手

常などを加へて月二十九圓乃至三十二三圓である。六日目に一日休日が與へられてはゐるが缺勤者の多い時は仲々補充として使用されて休めない。殊に給料は四十五錢が十年経つて漸く六十錢位になるのだといふ。同局内の下級の使用人は期せずして團結せんといふ。

東京市内各新聞配達夫の増給運動

十一月二日、東京神田松本亭にて東京市内各日刊新聞社直屬は各賣捌所々屬配達人（總數約五千といふ）は大會を催して配達料値上其他に就いて協議するとの説があつた。十一月二十三日、日比谷公園にて新聞従業員共勵會其他團體の聯合主催にて新聞配達夫苦學生救濟國民大會を開いた。但し計畫中の示威行進は警視廳の注意に依り中止し、各新聞社を訪問懇請する處があつた。

山梨縣若尾製糸場女工の盟休

十一月四日來、山梨縣國母村若尾製糸合資會社女工八百名中約半數は例年の慰安會の計畫なきに不平を懷いて同盟休業を行つた。

瀬戸内海帆船同盟會の船賃値上運動

十一月四日、道後（愛媛縣）に第三回瀬戸内海帆船大會を開いた岡山、愛媛、廣島、山口の四縣下の帆船主代表者は瀬戸内海帆船同盟會を組織し

船舶制限實行の運動、船稅輕減運動、船員の簡便點呼方法改善請願、石炭運賃五割上、滞船料値上（仕向地に到着の日より一週間經過後は總積量に對し一日一噸六錢の割で荷受主より支拂ふを決議し、先づ帆船賃値上の運動を起し、各地に委員を派した。

殊に若松市に於いては運送業者と交渉を行つた時、帆船運送業者の團體親交會にては船賃は需給關係に左右さるゝものなるを理由として値上に反對し、滞船料其他に就いては承認し、同時に荷主側たる

石炭商側に建議したのも之も二十一日評議員會を開いた。帆船同盟會側は港内碇泊中の帆船主を訪問して結束を固め、罷業の手段に訴ふる準備を整えた。二十二日次の如き決議を爲して大體に於いて要求を入れ、各仕向地の組合の同意を得て實行する事となつた。

▲積荷開始後は汽船積石炭の外荷役を中止せざる事若し二日を越えて中止したる時は其以上に對し次項と同率の滞船料を支拂ふ事▲滞船料は仕向地着港の翌日より起算し百噸以下の船は五日二百噸以下は七日其以上の船は十日間經過後は日曜日風雨の日と雖も積高に應じ一日一噸に付十日間は五錢十一日以上は十錢宛を支拂ふ事但し前二項に付不可抗力の日及別に特約あるものは此限に非ず▲荷揚に關する一切の費用（間の子増と稱する費用を含む）は積船に於て負擔せざる事▲送券は正副二通の交附あるべき事▲積荷證書改正の事

長崎縣端島炭坑の勞働爭議

十一月四日、長崎縣西彼杵郡端島炭坑（三菱經營）は非役工夫六百二十名に對し十五錢乃至二十圓の賃銀値上其他の待遇改良法を發表したので之に洩れた採炭坑夫百七十名は一日平均一圓七十錢を二圓五十錢に増給を要求して罷業し、非役工夫も休業するの已むなきに至つたので會社は平均二圓二十錢、出炭賞與は高島、二子島兩坑と同様に爲す事として八日漸く落着き復業した。採炭坑夫は從來屢々優遇したので今回は値上しなかつた爲であるといふ。同時に非役工夫は復び増給を要求したが、運動は具體化せずして済んだ。

福岡縣戸畑、東洋製鐵會社の勞働爭議

十月六日、戸畑東洋製鐵會社戸畑工場コークス場三百四十餘名が賃銀五割値上を迫つてサボターシュを初めんとした。同社は直ちに會議を開いた結果、七日正午職工側代表者に對し十一月の昇給日までに要求に應ずる方針故夫まで待つて呉れと希望したが、尙、意思

の疎通を缺いて八日の朝よりサホーシニを開始し九日の朝に及んだ。九日正午に及んで双方の意思は疎通して全部無條件で復職する事になつた。二十一日に至つて會社は前約を守つてコークス工場職工に對し一割二分五厘の増手當を給する旨發表したが、職工は甚だしく不満の意を洩らしたので會社は十一月に定期昇給すべしとて慰撫に力めた。十月末に至つて工作部五百名にも同様一割二分五厘の増給を發表したが、職工側は之に満足せずして更に八時間制採用の件、増給の件、慰安其他優遇の件に關し具體的條項を決議して會社に要求して十一月四日頃より怠業を始めた。其後同會社機械工場長の、調停にて八時間制手當四割本給加算三割手當の件は工場長も充分職工に有利な様に東京本社と打合す事となり十一月七日より怠業を中止して一段落を告げた。然るに本社との交渉圓滑に行かず、解決期不明なので工作部職工五百餘名は會社に誠意なしとして十一月十二日より又々怠業を始め十三日も繼續した。間もなく會社の慰撫に服して就業した。二十三日に至りて會社は現給賃銀の四割を増給し更に四割七分の手當を給し、職員に對しては現給六圓の月手當を本給に直し月手當三割五分を六割五分に増加する事に決定し無事解決した。

福岡縣三池鑛業所掉取坑夫の同盟罷業

十一月五日、福岡三池鑛業所七浦炭坑運輸部掉取坑夫三十五名は七浦炭坑驛長某氏に對して感情衝突の結果遂に同盟罷業を企てた。其原因は豫てより同驛長の執務上の點に就き前記坑夫等は常に不満を抱いて居た故、一同は申合せの結果遂に前記の舉に及んだのである。會社側では運炭作業上支障を生じ事態重大ならんとした故八方是が鎮撫に努め、同日直ちに一同を就業せしむるに成功した。

東京鬼怒川水力電氣會社従業員の増

給運動

十一月上旬から東京日暮里鬼怒川水電變壓所の従業員の間を増給運動起りかけて居たが、此運動は同會の全従業員に波及し、十一月中旬に停運改善要求書に全部の捺印を見た。現在會社では從來の臨時(戰時中)手當を廢して五割の増給を行ひ、次で二升五合の白米を廉賣して居る。而して従業員側の要求は十割の増俸と積立金の拂戻しと年二回腹掛股引の支給とを主眼としたものである。

青森市青森驛倉方の労働爭議

十一月六日、青森驛各運送店所屬貨物積下作業従事の倉方百餘名は全部同盟罷業を企てた。其理由は先きに鐵道院で貨車の配給を減じた爲、倉方連中は勢ひ稼ぎ高を減じ生計困難に陥つた。それ故倉方連中の間に常に不平の聲が洩れて居たが、恰も此時十一月六日に至り構内貨物整理の爲め三日間持込みを停止したので、遂に倉方全部の者は一切の作業を停止して同盟罷業を行つた。

横濱市禪馬鐵工所職工の労働爭議

十一月七日、横濱瀧頭町禪馬鐵工所職工二百五十餘名は八時間制の實行及賃銀三割増加の要求を會社側に提出した。然るに會社側は「斷然職工側の要求を拒絶したので、職長及び徒弟以外の職工は同盟罷業の手段に訴へた。併し職工側の要求と會社側の申出でとは到底妥協點見出し難きを知つて、十一月十日職工側は全部連袂辭職を申出でた。それ故同鐵工所は職長及徒弟の外一人も職工が居らぬ様になつたので工場閉鎖の止むなきに至つた。然るに職工側は折れて十三日午前無條件にて就業する旨を支配人に申出で、重役會議では『前通りに集まるならば無條件で就業せよ』と宣言し十四日より工場を開く事となつた。

東京市電從業員の勞働爭議

十一月八日、東京市電氣局各車庫所屬の運轉手車掌の大部分は日本交通勞働組合の名に依りて電氣局長へ次の要求書を提出する旨の概要を印刷にして市内各車庫に撒布した。

(一)從業員の人格を尊重すべし(二)勤務時間を八時間とすべし但本要求提出の日より向ふ六ヶ月後に於て實施すべし(三)歩合制(哩數賃金)を改めて日給制とすべし(四)半期末手當二ヶ月分を支給すべし但し缺勤一ヶ月以内は處罰者を問はざるものとす(五)退職手當金を左の勤續年限の割合に依りて支給すべし滿三年百五十圓同四年二百二十五圓同五年三百圓同六年四百圓同七年五百圓同八年六百五十圓同九年八百圓同十年千圓同十年以上は一年毎に百圓を増加する事

八日夜に入りて電氣局は大いに驚いて主謀者と目する龜澤町車庫、青山車庫、三田車庫、三輪車庫等の十名の從業員を無斷にて待命處分したので、事件は直下し、九日中西交通勞働組合理事長以下を代表として電氣局長に會見する事となつたが、結局面會を果さず、十日早朝、平井總務課長と會見し五條の要求を提出して十一日再會を約して別れ十名の馘首者の辭令は一括して次の決議を附箋して突き返し、各方面の同情を求めべく委員は八方に走つた。

當局が本組合員に對し理由不明の解雇辭令を發したるは妄りに勞働者の生活權を剝奪したる不法の處置と認め飽迄權利擁護の爲め戦はんことを期す
日本交通勞働組合

井上電氣局長の各新聞記者に話したる處を綜合すると

「要求の何れの一項を容認するとも莫大の費用を要し、八時間制の如きは現在の從業員八千三百餘名の外に更に約二千名雇はねばならぬ斯くては電車賃の値上を餘儀なくし、しかも一錢二錢にては及ばず三錢五錢と値上を決行せねばならない云々」

十一日午後委員理事一同は總務課長と會見したが要領を得ずして引き揚げた。一方各車庫の監督連は團結の切崩しに奔走し、甚だしきは煽動の口吻を洩らして釣り出さんと努むる如きものもあつた。尙十一日朝警視總監に會見を申込んだが拒まれた。十二日は井上局長と會見したが殆ど拒絶に近い返答を得て引き上げた。一方、午前八時より麻布四ノ橋彌生座に對市電氣局要求條件に對する報告演說會を開いた。正服や和服の運轉手車掌等で滿員となり、最後に局長との會見始末報告があつて散會した。十三日、中西理事長(組合の)は市廳に電氣局總務課長を訪問して懇談する處があつた。首謀者馘首の責任者山本電車課長は引責辭表を出したと噂せられた。然るに濱松町工場組の遠山、西村、沙見、青山等を中心とする連中が交通組合に對

して多少の反感を懷き、非常妥協的な主張を以つて、大體侯を訪ひ、協調會の協調を求め、局長に對しては其誠意を充分認めてゐるから宜しくと挨拶して廻つたりして、専ら馘首者の復職と年末賞與の要求等を主張した。彼等自らは交通労働組合の急進的行動を不快とし脱會して別派を樹つると云ひ、組合側の中西理事等は單に別働隊に過ぎないと稱へた。十四日も警視總監其他の人々を訪問して分裂の無根を説き同時に收入状態其他に就いて同情を求むるに努め、一方十七八日頃に提灯行列を以つて示威を試むるなど唱えた。

十五日よりは組合は組合の報告を一々印刷の上各支部に廻附して連絡を緊密ならしむるに努め、馘首者の問題は遠山等の一派の運動に委す事となつたと發表した。被解雇者等は山崎今朝彌辯護士を代理として電車課長を訴へるなど云つてゐた。十五日又總務課長と面談し、十七日は警視廳に出頭して運動方針に就いて注意を受け、一方熱心に市會關係者等を訪問して諒解を得るに努めた。其後示威的運動は警察の注意を喰つて中止し、運動は下火に趨き二十五日頃に至つては漸く新聞記事より遠つた。遠山一派に對し組合は除名を公

表し理事長中西氏排斥の聲も小さき乍らも確然たるものとなつた。其後市當局の漸次要求を容るゝを見て問題は一と先づ鎮靜した。

然るに其後一向當局者に待遇改善を計る意思なきを見た従業者は再び動搖し、十二月十日午前二百餘名の従業者は市電氣局に至つて局長に面會して先の五ヶ條に關する聲明を聞きたしと要求した、平井總務課長が出て説諭したので一と先づ引き取つた。其後に至つて又々代表者五十餘名が面會を求め、結局全然拒絶に近い聲明を得て歸つて巢鴨俱樂部の交通労働組合講演會に報告し同時に組合日報として各車庫に掲示せんとした。此揭示は當局者から撤回を命ぜられたので、十一日午前又もや委員等は電氣局へ其理由の説明を迫つたが再び要求を拒絶されたので、各支部に報告會を催して善後策を講じ、十三日頃には三十日頃より年始にかけて總罷業斷行、局長、課長の排斥の聲が大多數の意嚮となつた。茲に於て市當局も驚いて内務大臣に事の顛末を報じて應援を求め、結果岡警視總監が調停を爲す事となり、十三日組合幹部は警視廳に出頭し總監より年末手當六十圓に尙三十圓追加の一條件にて要求案撤

廢の妥協案を示されて引き取つた。尙總監と市助役との間には五ヶ條の要求を大體尊重する旨の申合せもあつたと云ふ。従業者側では十四日各支部に役員會を催し續いて同夜本部の幹部會にて五ヶ條の要求は絶対に撤回せない事及、總監の仲裁案を拒絶するに内定し、各支部より幹部の強硬を希望して續々最後に處すべき辭職届を送致して來て、本部には堆い辭表の山を作つたと云ふ。かくて従業員等は背後に警察力を持つ如き強壓的な仲裁に對し極度の反感の意を表現した。

十五日朝、幹部一同は警視廳に總監と約一時間に亘つて會見した。總監は要求五ヶ條の内の最重大な日給制、八時間制、退職手當規定等に就いて論議するを避けて、先決問題となつてゐた餓首者の復職又は慰藉料の件並に三十圓賞與増給にのみ相談を向けて次の様に語つた。

井上局長、平井總務課長と協議したが全部今直に復職は許し兼ねるが中には局内の他の方面に於て使つても宜い人もあり又慰藉料は在職者以外の者には出し難い事であつたが併し私(總監)としては何かの方法で同情を表したいと思つてゐる。

尙ほ前記三條の要求に關しては

「私(總監)が調停すべき範圍外に屬するから須らく當局に向け直接交

渉せられたい私は年末に際し三十萬圓の手當を出させる事に止めて置く」

と語つた。茲に仲裁は要領を得ずして一同悄然と退出した。組合へは續々會員が集つて結果如何と待つてゐたが交渉不調の報告を得ると共に形勢は著しく惡化した。「ストライキ」「サボタージュ」の聲が囁かれ組合歌は一としきり高唱されたりした。兎に角十六日に幹部會を開き、十七日經過報告演說會を催す事となつた。之に先つて中西組合理事長は語つた。

「明日(十六日)になれば斷言は出來ぬが岡總監の仲裁は多分お断りすることになると思ふ尙ほ我々の立場を市會議員一同にも訴へる考へである」

一方電氣局では萬一罷業の場合の對策だと云つて鐵道院や郊外電車の従業員を融通して貰ふ外内務大臣を経て陸軍より工兵大隊や交通大隊や鐵道大隊よりも出動して貰ふなどと盛んに云ひ振らした。之に應じて市内各區在郷軍人會も又義勇電車隊を送るなどと申込むし、某自働車學校が参加を申込むなどの事もあつた。又事實種々陸軍當局等との打合せもあつたらしい。然るに一部市會議員も座視し得ず何んとか自治體として圓滿なる解決を付けんものと希望するに至つて十七日

急遽市参事會の議に掛くるに決定して解決の曙光は見えた。組合側も十七日愈々物々しい警官の警戒の裡に午後五時大塚仲町の西信寺に報告演説會を開き、總監の無誠意、局長等の彈劾を熱心に語つた。しかし割合に參集者少く物々しい會であつた。S・M・U、でも此問題に同情して市名譽職と組合幹部の會見を斡旋する事になつた。十七日の市参事會は要求ヶ條の内退職手當の件を満場一致可決し、明年二月中に成案を市會に提出するに決した。茲に於いて組合幹部も爭議休止の説に傾き、十九日迄に總監の回答案に就いて各從業者の意見を纏めてゐた事も大體不必要となり問題は解決に近づいた。十八日S・M・Uの斡旋にて府市名譽職の人々と明治會館に懇談した。十九日午前從業員側の委員會が芝の組合本部に催され疑議の結果次の決議を行つた。

一、本組合五ヶ條の要求中三ヶ條の貫徹を得たれば市民の不安を慮り要求運動に一時之を止め今後の當局及市参事會の態度を待つて適宜の運動を執る事従つて岡總監の提案は之を受諾する事但誠首問題に對しては更に具體案の提出を求むる事、二、未解決條件(八時間制日給制)は當局に藉すに尙多少の時日を以てし當局は來年度に於て市會に提出すべき事を提議する事、三、井上局長代理楠電車課長代理の彈劾及び辭職勸告は一時之を見合す事

右に就いて中西理事長は語つた。

残る二ヶ條は非常に複雑した問題で直ちに實施及び期限の聲明は非常に困難なるを知つたため尙ほ此の上運動を續けることは我々の頑迷なるを表す様なもので又日本の勞働者が罷業をやらなければ要求が貫徹されない様に考へてゐたのを今回吾々の運動が之で解決することになれば要求の貫徹は罷業に依らなくも立たに出来るといふいふ記録を残すことになる。

二十一日、交渉委員は岡總監を訪問して調停を謝した。總監は誠首者の件は殘餘二ヶ條に就いても不日何等か適當な解決を得べく盡力する旨約して次の如き挨拶をした。

「今度自分が諸君に會見して此調停の勞をとつたのは諸君に一面同情すると同時に表面公共機關の大切なるを思ひ、又多數市民の迷惑を來たさんことを憂ひ衷心より圓滿な解決を希望したから決して一面に諸君を威壓的の鎮撫を求めたのではない。諸君も亦自分の意を他の從業員に傳へて諒解を得られたことは自分も大に満足して居る次第である。尙將來に於ても諸君の久しき經驗より勤務其他の事に付き適當なる改善の意見を述べらるる場合は諸君が自ら當局者と懇談されんことを希望する。そして時に依れば自分が今此職に居る時も他日野に下つた折とても正常なる諸君の相談なら喜んで力める積りである。」

かくて問題は無事解決した。二十五日井上市氣局長は市會の質問に次の様に答へた。

五ヶ條の要求を承認するに於ては一年二百五十萬圓の金額を要し困難なる問題なるは明かなるのみならず要求する側に於ても從業員以外の者を加へ居ることゝて面會せざりしが結局十名の從業員代表者

に面會し五ヶ條に就ては

一、人格の尊重は意味不明あり

二、八時間制は趣旨に於ては賛成なるも現在の電氣局に於ては到底實行不可能なり

三、歩合制を日給制にするに於ては目下局に於ても時間制に就て調査中なり

四、年二期の手當は豫算に關係する事として市會の決議を経て後のことなり

五、十年勤續退職手當は右同様豫算に關係するを以て直に市長に交渉せられたし

北海道釧路築港工事鐵工部の労働爭議

十一月九日、北海道釧路築港工事場鐵工部職工約四十名は賃銀五割増を要求し、十日午後二時を回答期限として同盟罷業を行つた。態度仲々強硬だといふ従前同所は他に比し賃銀高かりしも昇給少なきを以て他より低廉であつたので、屢々増給が要求されてゐたのである。十日當局者は二割五分乃至三割増給發表を行つたので無事解決した。

中國岩國電鐵従業員の労働爭議

十一月九日、岩國町岩國電氣軌道株式會社の各課従業員は七割増俸要求の決議をなし、九日會社は直ちに重役會議を開き十一日午後社長は従業員を會社樓上に集めて三十圓以下は三割、三十圓以上五十圓以下は二割の増俸を以て妥協せんとするの意あるを發表した。課員は之を不服として承諾せなかつたので重役側は更に協議の結果十三日、三十圓以下五割、三十圓以上三割を十一月分より増給する旨發表したので一同承服して無事解決した。

十一月の部

巖手縣釜石鑛山鑛夫の労働

爭議

十一月十日、巖手縣釜石鑛山鑛夫約六千名は賃銀十割値上及待遇改善の要求を鑛業主側に提出した。今其由來を聞くに從來同鑛山では労働條件頗る惡しく、労働時間は十二時間、賃銀は最高七十錢、手當は最高三十五錢、傷害手當は五十圓以下、解雇手當皆無と云ふ状態であつたが、十一月九日日本鑛山労働同盟會では此地に支部を置く爲に同會幹部員等同地に出張して支部發會式を挙げ、鑛山労働者の爲に大に氣勢を擧げ、鑛夫等に對して團結の必要を説いた。茲に於て同鑛山の労働者も漸く覺醒して遂に鑛主側に左の如き待遇改善の要求を提出するに決した。

- 一、公務負傷救済の件（負傷の爲め休業すると雖も相當賃金を支給すること）
- 二、労働者の治療は無料の件（労働者の治療は無料、家族の治療は半額とすること）
- 三、臨時公休日、附與の件（正月は三日間、盆は二日間の臨時休暇を與へ所定の賃金を支給すること但し其の當日労働したる者に對しては三人分を支給すること、尙一定の時間労働する者には一時間毎に賃金の五分を支給すること）
- 四、労働者智識の普及設備に關すること（講演會を開き雑誌紙覽場

を設くるが如きは其の一例)

五、夜勤務者に辨當支給の件(辨當は一圓二十錢とす)

六、場外労働者に雨具支給の件

七、托兒場を設備するの件

八、商店前の市場の自由販賣を改良する件(正札販賣は弊害あり自由販賣となすこと)

九、構内道路に點燈を増加する件

一〇、晝夜勤務者に相當手當を支給の件(從來は交代の際に日々二時間位の空費あり故に今度交代なく晝夜引續き労働せしめその労働者に相當賃銀を割増すること)

一一、撰礦運搬の場所に雨覆の設備を爲すこと

一二、採礦課の鑛石計畫の場合労働者を立會せしむる件

一三、病院及分院の患者及看護人の賄方法を改善する件

一四、患者室及附屬品改善の件

一五、病院公休日廢止の件

一六、爐材料及煉瓦製造部改善の件

一七、製煉課其他の課に對し炎天の際特別手當を支給するにと

一八、各部の労働者に作業器具貸與の件

一九、鑛山役員は濫りに女工を使役せざることに

二〇、豫後備軍人召集中は本賃金支給の件

二一、皆勤者に賞與を附與すること

二二、採礦課労働者に對し作業衣を給與する件

二三、救濟基金五萬圓分配の件

二四、賃銀十五割増の件

二五、白米廉賣の件

二六、八時間制實施の件

鑛山側では驚いて早速八割の増給を發表したが、元來が低い賃銀なる故鑛夫等は之に満足せず、依然とし

て最初の要求を主張して止まなかつた。十一日鑛山側は救濟基金の分配、死傷害手當の増加、衛生設備の改善等十五ヶ條を承認し、十五割の増給、米價二十錢廉賣、八時間制實施の件は他日充分研究の上回答する旨を答へて解決を計らんとした。然るに其後鑛山労働同盟會の方では内部の結束に力め、屢々示威運動の爲演說會を開かんとしたが其都度官憲から拒絶された。斯様にして事件は未解決の儘に時日を過し、鑛夫側が鑛山に對する態度は次第に面白からぬ様になつたので、鑛業所長中大路氏は二十五日東北各地の鑛山主と仙臺に協議會を開き其善後策に就いて熟議した。本事件は東北に於ける始めての大事事件なので東北方面の事業家も頗る神經過敏となり種々凝議した結果釜石鑛山にては或程度迄鑛夫側の要求を容れるに決した。二十六日中大路所長は釜石に至りて幹部と其妥協程度に就て協議したが、此時足尾方面にて鑛山労働同盟會の鑛夫が一大爭議を起して資本家側と強硬に力爭して居たので此影響は釜石にて多大の刺激を與へ同盟會支部員側の態度は甚だ強く、同會顧問福田秀一氏は釜石に出張して、支部員の採るべき善後策に就いて相談相手となつ

て居た。形勢斯様になつたので鑛山側は同盟會を脱會するならば鑛山側の要求を幾分容れんと申出でたが、之に對して福田氏は其幾分の程度を問ふて止まず、遂に双方物分れとなつた。茲に於て鑛山側は直ちに官憲に警戒を依頼し、多數の巡查の外盛岡青森及東京から憲兵隊の出動を見た。二十八日に到り突然請負業者側から精神勞働組合なるもの生れ、同盟會支部とは反對の行動を採り、努めて會社側と妥協を事とする方針を取つた。之に對して同盟會支部と此新組合との間に會員の爭奪行はれ、同盟會の方では三十日夜會員二千餘名の大協議會を開き、十二月一日より罷業實行の申合せをなし、三十日夜中一大示威運動をなした。十二月一日鑛山は休業を宣し、未拂賃銀を支拂ふと同時に今回事件の首謀者を誅首した。茲に於て同盟會支部では直接中大路所長に面會し、退職者に對する手當を要求せんとて所長宅に到つたが、此時多數の鑛夫同氏宅に押し寄せ器物を破壊する等の行爲より、其爲に双方の會合意の如くならなかつた。此時兩者の仲介者として地方の政客及官憲など調停の勞を取らんとして、双方の間を頻りに奔走した。尙此日所長宅に押し寄せた鑛

夫等は餘勢に乗じて精米所を襲ふた。十二月一日午後六時鑛山側から勞働同盟會員の退職者には七十圓の給與金と家族一名に對し拾圓宛の手當金とを給し、且つ退去者は鑛山鐵道が無賃とする旨を事務所に密集せる二千餘名の鑛夫に申渡したので群衆は靜に退散した。此時縣警察部長は種々調停を試みたが同盟會側の態度に窺知し難い所があつたので、未だ不穩の氣配なかつたに拘はらず遂に知事の手を經、盛岡及青森から二箇中隊の軍隊の出動を乞ふた。軍隊の警備を得て安心したもののか、二日鑛山側は同盟會員以外の鑛夫に對して八時間制施行賃銀二割増及白米廉賣の三條件を發表した。此發表を觀て同盟會員以外のものは次第に就業する者増加し、漸次平靜に傾いて來たので、鑛山側は益々同盟會を撲滅するの策を講じ、官憲は福田氏を始め主謀者と認めた十餘名の者を拘引した。之に對して此日釜石町會議員中の有志者調停の勞を取らんと申出で鑛山側と同盟會側との間に立ちて頻りて奔走した。此の調停に對して會社側は承諾したが勞働者側は五日正午を期して回答する旨を告げた。此調停者中には後に到り警察所長及郡長も加はつたが調停條項の主なるも

のは次の如くである。

一、藥價補助(鑛山より)二、不具者癱疾者等に對する救護及び其他家族の病氣出產葬式等の場合生活の困難なる者に對し鑛山より相當保護關を設置する事三、子弟教育の爲め鑛山より筆墨紙を支給する事四、工場内適宜の場所に病院の外科出張所を設置する事五、長屋不足の爲め貸與し得ざる場合は住宅費を補助する事六、勤務獎勵の爲め年末賞與金支給

十二月五日に到つては全體の空氣漸次緩和され、鑛夫中就業する者次第に増加し、同日午後七時に到り鑛山側の讓歩により前記六ヶ條の外に、(一)賃銀二割増(二)八時間制の實施、(三)米の廉賣の件を容るゝ事となり茲に無事解決する事となつた。六日からは鑛夫全部出勤と決したが、本事件の爲に拘引せられたものは三百餘名以上に及び、十二月十日迄に令狀を執行されたもの三十五名となつた。鑛山側では十日から前記の條件を實行したが、今回の事件の爲鑛山側の蒙つた直接損害は五十八萬圓に上つたと云ふ。十二月末に至つて再び動搖の徴があつたので東京各労働團體の代表者等十數名は實狀調査の名の下に釜石へ急行した。

長崎市三菱造船所立神工場

職工の労働爭議

十一月十日、長崎市三菱造船所立神工場プレーター約千五百名は同造船所内従業員から成り立つて居る相互修養機關たる三笑會幹部に向つて左の如き要求を提出した。

一、八時間割の實施ありたし二、五割増の増給ありたし三、盆暮に給料の三ヶ月分を賞與ありたし四、從來一人三合五勺宛の廉賣米を五合宛に増加されたし

之に對し三笑會幹部の者は食堂にて要求職工側の交渉委員と會合し種々意見を交換したが、結局充分研究の上要求が必要ならば同會も職工側の味方となりて盡力する由を告げた。プレーターの職工は一時罷業せんかの如き形勢見えたが、一切の交渉を交渉委員に委せる事となり職工は事件の決定する迄従前通り就業するの申合せをした。

然るに十一月十一日更にプレーター職工の交渉委員と三笑會幹部と懇談の結果、三笑會幹部は遂に左の要求を十二日會社側に提出した。

一、増給は本給を何割と額を定めず上に薄く下に厚く来る十二月一日より支給したき事二、八時間制實施期を聲明されたき事三、廉賣米は各自職工家族に於て消費し決して他人に賣却せざるより從來の一日一人三合五勺宛を五合宛に増加されたき事四、職工長屋を可及的建築されたき事五、歳末中元の賞與額を増給されたき事

之に對し會社は十四日要求全部拒絶すると共に其理由を説明し、尙今後かゝる要求を提出する於いては斷乎たる處置に出づと威嚇した。尙一方新聞記者等を招いて同様の主旨を發表し、輿論の同情を得んとした。十五日に至り立神ファース工場にて定刻出勤したる職工中五十九名は懸て退場を始め、船體木工職工又協議會を開くに至つたのである會社は主唱者と認める兩工場の職工約八名を解雇した。其後會社側は頗る強硬の態度に出で十七日職工中の強硬派を續々解雇したので、十八日に到つては各工場頗る平穩となり、前記ファース工場の五十九名は協議の上解雇職工の復職を嘆願し、此後決して斯の如き行爲を再びせぬと云ふ決議書に連署して會社側に提出した。

横濱市東西製材所の勞働爭議

十一月十一日、横濱市平沼町東西製材株式會社職工二百名は代表者を選んで工場長と會見の上八時間制と増給とを要求した。双方隔意なき意見の交換を爲して會社は進んで要求を入れ、十二日より八時間制を實行した。尙、職工の生活状態を調査の上増給及待遇の改善を計るといふ。

横濱市内電車從業員の同盟罷業

十一月の部

十一月十一日、横濱電氣鐵道會社の乗務員四百名中約半數は午後七時頃横濱市山吹町寄席山吹亭に集合して、會社に對し

八時間制實行、收入歩合十割増、退職給與金の増額、罰金の會社員擔辨當料支給等十六ヶ條

を要求する事を決議し、十二日之を會社に提出し十五日迄に回答ありたしと希望した。會社は之を過大なる要求として十三日夕刻拒絶したので同夜再び山吹亭に集合して十五日正午迄に要求が容れられないならば總辭職をするを申合せた。會社は高壓的に處理せんとして十四日朝五名の主謀者を誡首したので、一同は大いに怒つて、朝出勤の二百餘名は兎も角從業したが、午後二時の交替時に至つて二百餘名の交替者は瀧頭車庫内にて協議するのみで就業せず、運轉車臺漸減して午後四時全線休止となる。會社は監督等をして數臺運轉せしめたが仲々困難だつた。一方會社は車庫に重役會議を開いて次の案を揭示發表した。

監督代務六分、荷車又は撒水車常務五歩、其他の代務五歩宛の日給歩合増、精勤者には一ヶ月師範車掌運轉手等には五圓普通車掌運轉手等に四圓の賞與を與ふる事▲缺勤一日に付前項の金額より一圓を差引三日以上の缺勤者は之を支給せず▲又六ヶ月賞與は五圓一ヶ年賞與は十圓

然し一同は之れ位では承知せず、直ちに引き破るなど一時紛擾を極めたが結局未解決裡に分れた。午後十頃警察側より仲裁に入り、種々兩者の間を奔走したが結局何等效を奏せず、警察側は只管徹宵して罷業者の慰撫や威壓やらに任じ、十五日午前五時頃に至つて漸く就業を承諾するもの二十餘名を得て、各車毎に巡查を乗込ませて漸く十數臺の運轉を見た。十一時頃には約五十臺の運轉を見るに至つた。然るに午後一時の交替者は就業したるも午後二時に至つて會社は次の如き條項十六條を揭示した。

八時間制は國際會議の結果判明迄留保、十割増給拒絶、解雇者の復職拒絶、代務勤務者に一人五分を給す、特定勤務は折を見て廢止する考なり。等

従業員等は之に満足せず、會社の不誠意をなじりつゝ午後三時より再び全線の運轉を休止して車庫に全従業員は集合して動かなかつた。會社側警察側交々慰撫を試みたが效なく、其内に、従業員中には要求條件の修正を提議する者出で、著しく妥協的な修正案が可決されたが提出間際になつて強硬説力を得て廢案となつた。然るに十六日午前零時半従業員代表者と京濱新聞記者團有志と會合の結果従業員側は一切の交渉を記者

團に一任し、十六日定刻より就業する事を約し會社は記者團に對し十七日、重役會議を開いて出来る丈け承認する旨を答へ、解雇者の問題は鈴木警部に會社より一任したりとかで一人百五十圓にて交渉は纏つた。定刻より電車は續々運轉をした。

十七日午前七時會社は

精勤賞は五圓平等とする事、釣銭は白銅及銅貨各五十錢を持たす事を承認し、公務員負傷者の治療費を會社が負擔する事となり、罰金料科は別に規則を設くる事とした。午後調停より交渉の顛末を報告して會社、警察當局は訓示を與え一同萬歳裡に散會して無事解決、其後約一日餘は出勤者少く再怠業なりなどと云われたが何等の事なくして已む。

名古屋山岸製材會社職工の同盟罷業

十一月十二日、名古屋市中區山岸製材會社職工百二十餘名は正午の休憩時間を利用して一同會合の上時間短縮及賃銀三割値上の要求を會社側に提出する事に決した。從來同會社では労働時間十一時間半で日給は最高一圓五十錢である。職工側から選ばれた交渉委員たる各部長五人は直ちに會社側に其要求を提出して事情を述べたが、之に對して會社側は「時間は十時間に短縮し、賃銀は一割値上を實行するが、之に不服の者は出社に及ばぬ」と答へ頗る高壓的に出たので職工側は憤慨の餘りに遂に同盟罷業を企てた。

然るに同會社本工場に此事あるを聞いた八幡分工場では五百名の

職工寄々協議を遂げ、本工場と同一の態度を取らんとし形勢甚だ不穩となつたが、工場長より種々鎮撫の結果漸く半数以上の出席を見た。

尙本件に關して會社側幹部は左の意見を十一月十四日新愛知に述べて居る。

『罷業などいふ事は何處でもさうですがほんの二三の主謀者によつて煽動されるのです私の方では別に善後策を講ずるとか仲介者を立て、圓滿な解決を望むとか言ふ事は斷じて致しません。主謀者と目せらるる二三の者さへ誠首すれば當然これは解決する事です』

大牟田市三井製作所の労働爭議

十一月十三日午前、大牟田市稻荷三井製作所鍛冶製鐵場の下紙職工四百名は賃銀値上（十一月十六日より賃銀一割値上、労働十時間半を九時間に短縮）の件より不平を起してサボタージュを開始し、十四日は全製作所約二千名が怠業状態に入り、協議の結果、一割上げを廢して、各人平均に二十錢宛を値上する事及他五六條項を要求することを決議し、十五日正午まで解答を待つ旨附言して會社に提出した。

吳市楠堂菓子店の労働爭議

十一月十三日、吳市本通楠堂菓子店の職工十數名は結果して賃銀五割増の要求を爲した。店主は翌十四日要求全部を入れたので直ちに解決した。

名古屋市内電鐵乗務員の労働爭議

十一月中旬、名古屋市内電鐵の乗務員特に東町出張所に屬する三百餘名は收入額僅少の故を以つて手當増給要求の取次を主任に申出た。全従業員七百餘も動搖してゐる。彼等の收入は大體次の如し一、走行哩手當一哩五毛宛、一ヶ月平均一圓五十錢、一、賣上歩合

月平均十五圓——二十圓、一、年功加俸最高五圓以内、一、臨時手当一日四十錢宛、一、皆勤手当一日五錢宛、一、勤続年限に依る等級手当五圓以上十一圓、ザット四十六圓まで位である。

東京府下大島鋼鐵會社の労働爭議

十一月十四日、東京府下大島町、大島鋼鐵會社職工九百名は八時間制實施、賃銀一人一日三十錢値上を要求したが、事業不振の故を以つて要求に應じないので職工側は二千餘圓の資金を作り十七日よりサボタージュを初めた。之に對し會社側は二十五日から工場閉鎖を行ふて職工側を威嚇したので、職工側は益々團結を強ふし、友愛會の平澤氏相談相手となり二十六日罷業職工大會を開き、一罷業繼續か、二總辭職か、三出勤かの三者に就て協議し、同時に委員を走せて會社々長大川氏宅を訪はしめた。大川氏は委員等と懇談の末、（一）八時間制施行と賃銀値上と共に留保し、（二）今後會社が利益分配をなす場合には職工にも利益を分配す、其爲會社の内容を或點迄委員等に公示する事、（三）二十五六兩日の休業には本給を支拂ふ事の三條にて協定成り、二十七日午前三時に到つて委員等も大川氏宅を辭し、同日午後更に職工大會を開き、前記條件にて落着するに解定した。

東京日本皮革會社職工の同盟罷業

十一月十五日、東京千住日本皮革會社職工二百三十餘名は近來物價騰貴益々甚だしい故從來の臨時手当五割五分を本俸に加入し、更に三割の臨時當を支給された旨を會社側に嘆願した。之に對して會社側は七八兩月に亘りて五割五分の求給をした許りだから今度は要求を容れ難いと拒絶した。それ故職工等は一同協議の上更に會社側と交渉する事となり、十九日迄數回に亘つて双方の間に折衝があつた。併し其都度會社側の態度は強硬なので交渉遂に不調に終つたので交渉委員は一切の事情を一同に報告し、職工側は最後に怠業の

舉に出でた。然るに此時營業部長は職工側に對し「會社に反抗するは不都合故今後の行動により斷然解雇する」と申渡した。之を聞いた職工等は大に憤慨して一同罷業を實行し、六名の委員を擧げて萬事を托し、二十日夜北千住に大演說會を開いて氣勢を擧げた。此事件に關して職工等は萬一の場合を豫期して早くから積立金を起し、當時其額三千五百圓に及んで居る。尙此外に寄附金もある事故全部では五千圓に達し居ると云ふ。而して此事件の關係者は友愛會に籍を有する者多いので友愛會の方でも本事件に關して大に努力し、罷業監視を行ふて會社に對抗したが、會社側でも余程決心を固めたものと見え二十二日には大阪から職工百名の供給を受け、二十三日には更に名古屋から百名を雇傭する旨云ひふらしたりした。一方罷業切り崩しに熱中し、壯士を雇ふて脅迫は類する行動を爲さしめ、戸別訪問を行つて復職を勸告したりした。二十六日は警察の肝煎で第二回の双方代表者の協議會を警察署で開いた。

名古屋絞染職工の労働爭議

十一月十五日、名古屋染物業組合に屬する絞染職工は名古屋市内幅下東陽町方面、市外千種町、枇杷島町、西春日井方面の同職者を糾合して市内西區大黒座に集會を催し、五割値上を決議し、委員を選任して散會し、十六日委員は雇主側に要求書を提出した。其後十九日に至つて雇主側は協議の結果一割値上を發表したので職工側の激昂甚だしく二十三日前記大黒座に約百七十餘名集合して要求貫徹を期する事となり同夜委員は再び交渉を開始した。二十四日午後名古屋染物業組合は役員會を開き一割五分を決定した。職工の收入状態は一ヶ月四十五圓最高、四十圓、三十五圓最低である。十月來二回の値上げがあつた。從來は食費加算であつた。今回之を廢して六十五圓、六十圓、五十六圓見當となる見込だと云つた。

盛岡市印刷工の労働爭議

十一月十五日、盛岡市の著明なる印刷業者四會社の職工約百名は連絡を取つて、各代表者を擧げて賃銀増給の要求を提出し十六日を回答期日に指定し同日は全部休業した。雇主側は十六日會合協議を聞いたが纏らなかつたので結局二割五分値上を協定して職工側との妥協策と爲した。職工側は不平乍らも承諾して、十七日より就業した。關係印刷業者は山口印刷所若手印刷所九草堂富士屋である。

横濱電線會社職工の増給要求

十一月十六日、横濱電線會社職工千四百五十餘名は日曜の公休日を利用して各科代表四五名宛を選出して職工の生活状態を調査せしめ現給五割増の賃金が職工の生活上是非必要なる所以を決議せしめ、此決議を會社側に提出せんとした。然るに其内少數の者に不服唱ふるものあり、其爲職工側の歩調一致せず、各科の代表者は寄々協議を凝らして居た。

大阪刷工の労働爭議

十一月中旬初めより、大阪市内外十數ヶ工場に於ける木刷子工中荒造り工約五十名は二割値上の要求を行つた。刷子業者側では今繁忙期であつたので大部分は値上に應じたが殘部の三、四の資本家側は之を拒絶したので十一月十八日午後刷子工組合事務所會合し罷業を決議し、十九日より之を實行した。二割値上を貫徹したる側では罷業繼續中其二割を救済資金として繰出す事とした。二十日も幹部會を開いて應援其他に就いて協議した。罷業者約十五名、二十日午後に入りて全部要求を承認したので無事解決した。然るに之を聞いた平穴部職工も同様の要求を行つたので、製造家は荒作部に承認した條件を撤回し凡てを通じて明年一日より更めて二割増給するの意を示したので荒作部職工は再び善後策を講ずる爲めに集合して各雇主と交渉を重ね結局、平穴部のみを明年より二割値上として双方とも解決した。

茨城縣鷹取鑛山の勞働爭議

十一月中旬初め、茨城縣岩船村鷹取鑛山（三菱經營）一部の職工及坑夫間に賃銀値上げ運動を起さんとする者現れ、役員側にて之を察知して、双方賃銀値上の割合に就いて協議した。

門司石炭仲仕の勞働爭議

十一月十七日、門司の石炭仲仕小頭は小倉、彦島の同業者一部と共に會合して賃銀五割五分増しの決議を爲し、二十二日を回答期日として石炭積込請負業者に對し、十二月一日より之が實行を要求した。門司市内二千五百の仲仕は之が貫徹の曉は一日最高四圓四十五錢最低三圓の收入を得ると云ふ。同地方の石炭仲仕は曩に三割五分の増給を要求し、其目的を達して平穩に従業して居たのであるが、近時八時間制が各工場に採用せられたのに對して仲仕等には何等の特典なきより不平の餘り此回の如き要求を提出したものと云ふ。此要求に對して受負業者側では本年夏三割五分の増給を實行した故それ以上の増給は不可能なりと主張し、二十五日双方代表者會見の節受負業者は仲仕連の要求を拒絶し、若し強いて五割増給を要求するならば仲仕組を解散すると敷園くなどの事ありて、遂に双方で此問題を無期延期と云ふ事にて解決した。

大阪府多奈川村瓦製造職工の借上要求

十一月十七日頃、大阪府泉南郡多奈川村大字谷川の、瓦製造業に従事する職工百八十餘名は工賃一圓十二錢を二割値上方要求して、同盟罷業を行つた。製造業者側では切りに妥協策を講じたが容易に解決しそうにも見えなかつた。

大阪土井マツチ工場職工の要求

十一月の部

十二月十八日、大阪市東區天王寺上ノ宮町土井マツチ會社工場男女工百三十名は賃銀二割値上を要求して拒絶されたので同盟罷業を行つた。

東京南文三商店職工の勞働爭議

十一月二十日、東京下谷初者町南文三商店ネクタイ工場職工六十餘名は増給其他の要求を提出した。工場側は之を拒絶すると共に工場閉鎖を行つた。二十一日附近の寺院に六十餘名の集會があつた二十日夜も報告演說會を開き友愛會本部より數名の辯士の應援があつた。

福岡縣三池鑛業所宮の浦炭坑夫の勞働爭議

十一月二十日、福岡三池鑛業所宮の浦三番方坑夫三百名は賃銀値上げの協議をなし、之を會社側に要求した。然るに二十三日午前六時一番方坑夫二百八十餘名も交代の間際になつて同様の協議をなし入坑を見合せて値上運動に着手した。此時會社側の人々出張して一人別に坑夫側の意態を確め、主なる坑夫と所員と熟議して結果双方意志の疏通を得て無事解決する事となつた。

栃木縣足尾銅山鑛夫の勞働爭議

十一月二十日、足尾銅山は事業縮少の必要上三百餘名の勞働者を解雇した。被解雇者にはそれぞれ手當を支給したのであるが、他の勞働者は鑛山側の態度に得心なし難き所ありとして被解雇者に對する手當支給の

増川を迫つた。此時足尾に本部を有する大日本鑛山労働同盟會では早速幹部會を開き、同盟會としての態度に就いて協議し、其方策に關して熟議を重ねた。會社側では之を憂いて充分注意を拂ふて居たが、形勢容易ならずと觀た縣警察部では巡查數十名を派して警戒に努めた。

廿一日に至りては鑛夫中解雇者に同情する者増加し會社側が鑛夫に對して常に斯様な態度に出るものとせば今後彼等自身が同一運命に遭遇した場合如何に處すべきか等に就いて諸説紛々と起り、就業を見合せる坑夫次第に増加し、此間に同盟會本部では東京より松葉會長、綱島顧問等と呼びよせて善後策を講じ形勢益々不良に傾いた。斯様にして二三日過ぎ、廿六日に到り同盟會が足尾金田座に労働問題講演會を開き、次いで同盟會の幹部は會社に出頭して「飯場制度の撤廢、最低賃銀一日壹圓八十錢支給」の二件を改めて提出し、労働者の解雇に際し、尙相當の熟慮を重ねられたき旨を懇願した。是と同時に同盟會員以外の坑夫等も鑛山事務所に出頭して『八時間制實行』の要求を提出し、多數の坑夫等鑛業所に押し寄せて一種の示威運動をなし

た。之に對して鑛山側では明確なる回答を與へなかつたので、同盟會では會社が此要求に應ぜざる以上は會員自身で各飯場頭に交渉するとして、二十七日直ちに本山組合に到り、其役員に辭職を勧告し、次いで通洞組合に趨いて同様の勧告をなし、兩組合役員から廿八日迄に辭職するとの確答を得た。斯如くして此労働爭議は次第に大仕掛となり、二十七日午後には全山に波及し、就業者は僅に三百名に足らず、一萬餘の鑛夫は同盟罷業を實行して鑛山側の態度を觀測するに努めた。茲に於て鑛山側では一先づ休業を宣して鑛坑の通行を禁じ栃木縣警察部では巡查二百名を増加して萬一に備へんとした。二十七日午後約七千名鑛業所に押し寄せ鑛山労働同盟會長松葉氏顧問綱島實行委員一同は鑛山當局に面會して左の如き覺書を提出した。

一、飯場制度撤廢に關しては二十八日午後二時迄に本社承認を得るに努め若し同時刻までに其結果を得ざれば小生等 本部所長田村經理課長佐竹人事課長佐々木助役等は其責に任じて辭職すべし

二、飯場撤廢實施の曉は從來飯場に支給したる手當は全部採鑛課坑

夫に分配する事

三、本件に關し坑夫の淘汰を行はざる事

尙當時間及賃銀には十五日間の期限を附す

之に對して鑛山幹部は二十八日午後限り飯場制度を

撤廢するの言質をさへ與へたが、此言質を得て坑夫側は歡聲を擧げて引き上げた。茲に於て今迄形勢傍觀の態度にあつた警察官は次第に嚴重なる警戒振りを觀せ憲兵の派遣、警視廳の應援の聲などの聞え出したので其爲に坑夫側に却て反抗の氣分を溢らしめ、此間に或は送電を止めんとか、排水唧筒管を切斷せんとか、或は發電所を占領せんとか企て居るなど種々の風説四方に起り、『足尾暴動』の噂次第に高まつて來た。然るに二十七日夜鑛山同盟會の各役員、松葉、綱島、京谷、高野、其他二人は宇都宮裁判所よりの拘引狀にて引致された。

二十七日は鑛山側が飯場制度撤廢の事を聲明したので多數の坑夫は夜に入つて漸次解散したが二十八日朝に到り、同盟會幹部拘引の事を知り、甚だしく激昂し一同頗る悲痛の決意を示した。形勢不穩を認めた官憲は警戒頗る嚴重を加へ、警戒隊は栃木縣警察部の外群馬縣警察部及警視廳より應援を求め、巡查五百名に達し、東京宇都宮の兩憲兵隊之に加はつたが坑夫側は割合に靜かであつた。後で内務省の發表する所によれば二十七日一部の鑛夫は鑛業所の電話線を破壊したと云

ふ。

廿八日同盟會では殘餘の幹部で幹事會を開き、左の如き決議を致し之を直ちに實行する事となつた。

(一)實行委員を上京せしめて事情を天下に絶叫する事(二)收監者に對して適當なる善後策を講ずる事(三)結束を堅くして持久戦をなし一步も讓步せざる事

官憲側の態度は翌二十八日より次第に露骨になり、同盟會本部を始め各集合所には其警戒も嚴重を極めたので其爲鑛夫は反感を買ひ、二十九日には同盟會に入會を申込む者益々多くなつた。同盟會では昨夜の決議に従ひ二十五人の實行委員を選んで之を東京に送つたが途中にて令狀執行拘引せられた者もあり、上京したものは二十三名となつた。實行委員は上京に際して一同歸山迄は靜に形勢を觀望し、決して不穩の行動なき様相戒め、假令幹部が拘引さるゝとも決して結束を緩めず、飽迄目的貫徹に努力すべしと坑夫等之に誓ふた。斯様にして漸く上京の途を得た實行委員は三十日直ちに古河本社に出頭し、警官の警戒裡に庶務課長等に面會し、從來の顛末一切を陳返し、飯場制度撤廢に關する鑛業所幹部の覺書を呈示し、其食言を問ひ、事件圓滿解決に關する努力を乞ふた。之に對して古河本

社では『要求全部は早速承認し難いが行く行く坑夫側の便利を計る様努力す、飯場制度も今直ちに之を全廢する譯には行かぬが追々之を改良して行く』との意を告げた。坑夫側では會社に果して誠意あるや否やを疑ひながら一先づ本社を引き上げた。然るに足尾鑛山の方では十二月二日から從業開始を宣言し、作業條件は従前と同様と發表したので、坑夫側は失望する者多く同盟會の方では罷業監視を行ひ、官憲は就業妨害者を檢束せんとて多數警官警戒したが、二日午後一時迄に入坑したものは本山坑に約三百、通洞坑に約百五十、小瀧坑に約三百名位で就業狀態甚だ不良であつた。茲に於て採鑛課部は極力入坑勧誘し、遂に會社側は本日入坑せぬものは明日からの就業を差止む云々の揭示を出したが却つて坑夫側の反感を買ひ、同日の就業は全く失敗に終つた。此日東京本店で上京の實行委員は再度古河本店で重役側と會見したが、重役側は追つて改善すると云ふ意を繰返すのみで一向要領を得ぬので、一同は憤慨の儘宿所へ引き上げ此後の運動方法に就て協議した。尙足尾鑛業所では鑛山方面の實行委員卅名と會見し、足尾町有志團調停の下に左の條件を鑛夫側

に申出でた。

一、鑛業所は坑夫に對し爾後改革的淘汰を行はざる事
二、鑛業所は收監されたる同會幹部遺族の生活の保障をなす事
而して調停者は之にて折合はん事を相談したが、實行委員はそは當面の問題たる飯場制度に何等の觸る所ないので有志團の調停を謝絶した。此日午後四時から同盟會では新に幹部を選び、演說會を開かんとしたが許されず、百名以上の會合は絶対に禁止されたので百名宛數回に分れて會合して左の件に就いて協議を遂げた。

第一、同盟罷業は三箇條の目的を斷行する事

第二、同盟會員は米一升金七錢づゝを贖金し之を收監者遺族に給與する事但今後の收監者に對しても之を行ふべし

第三、吾人は徹頭徹尾文明的運動をなす事

尙鑛山側では次第に強硬の態度を取り和田採鑛課長の如きはあらゆる手段を以て坑夫を入坑せしめんとして居たが、一方坑夫の側の感情を緩和する爲左の如き揭示を出した。

今度の騒ぎで檢擧された本人は兎も角、家族は誠に氣の毎な事ですから、左記の通り生計上の補助をする事になりました

一、補助事項

イ修繕料免除

ロ米味噌木炭給與従前の制限に依る

一、見舞金給與金二十圓也猶ほこの際全家他地へ移轉する者は旅費の實額を給與する外錢別給與右該當の方は所屬頭役に相談して下さい。

同盟會では會社側の姑息の態度に満足せず、益々結束を固ふして三日に到るも入坑する者なく仲間の間に盛んなプロバガンダを行ふたので官憲は益々幹部檢舉の方針を取つた。此日鑛山側の木目所長以下幹部二三引責辭職し、新所長杉本五十郎氏就任した。尙又東京方面實行委員は新運動方法に就て熟議し、各労働團體及鑛山労働者に應援を求め、各新聞社を訪問して其後援を仰ぎ、更に市内の要所に『足尾一萬の坑夫は一富豪の横暴に鞭たれつゝあり、吾人は天下の義人に此窮狀と其後援を仰がんとす』云々の檄五萬枚を撒かんとした。然し此最後の件は官憲から差止られた。

四日に至つて鑛山側の態度は官憲と呼應して益々坑夫側を壓迫するらしく、和田探鑛課長は入坑せぬ者は食料を供給せざるのみならず之を解雇すると云ふ様な揭示を出したので鑛夫一同は益々反感を増して再び全山の同盟罷業とならんとした。それ故官憲は更に同盟會の幹部を引致し、會社は幹部等の入坑を禁じ、各

飯場頭をして入坑を強制せしめたので、小瀧千百餘名本山千七百名、通洞二百名の入坑を見た。四日東京に於ける實行委員は更に古河本社を訪ひ、其確答を求めた。之に對して會社側は目下昆田專務が足尾へ急行中それが歸京次第確答すると答へたので、委員等は更に東京に於ける有力なる労働團體に後援を求めて資本對労働の大問題として大々の運動を開かんとし、友愛會信友會、自由労働者組合、日本労働組合、日本交通労働組合、小石川労働會等の各幹部へ其意を通じて諒解を求めた。茲に於て是等の諸團體の外多數の労働團體之に参加し、四日午後七時神田松本亭に協議會を開いた。此報を探知した古河本店では早速上京の實行委員を會社に呼び寄せ、『東京の労働團體と提携しなければ要求の九分は容れるが、若し之と締盟する様の事があれば會社は極力闘ふ、尙要求に對する具體的解答は五日午後七時迄にする』云々(十二月五日國民新聞に據る)の申出でをなしたので實行委員は一先づ東京労働團體との提携を見合せる事とした。東京の團體側では足尾委員の意を諒として足尾委員の退席を求め、同夜左の如き決議をなした。

吾々労働團體は凡ゆる労働爭議に對し之を單なる部分的問題にあらずして吾人労働階級全般の消長に關するものと認め今後一切の情實を廢して一致協力以て之が貫徹に努めんことを期す

四日夕刻より五日に亘り足尾町に於て、臨時顧問小山某氏等度々示威的演說會を開いて會社側態度を難じた。此時大森警察部長は同盟會の幹部數名を呼び寄せ種々懇談する所あり、種々妥協點を見出すに就て意見を交換し、更に會社側の幹部とも種々交渉の結果六日朝午前五時に到り双方の間に左の如き妥協點を見出し之によつてさしもの紛擾を極めた足尾の労働爭議も漸く解決する運びとなつた。

- 一、飯場撤廢問題は松葉會長歸山迄保留の事
- 二、通洞八番坑と同様の状態にあると認むべき場所に於ては六時間制を實施する事
- 三、此際改革的減首を致さざる事
- 四、被拘前者の家に對し豫算決定迄補助する事
- 五、十一月二十五日缺勤者に對しては傷病者宿下りを除き二十七日より十二月五日間の半本番賃銀を支給する事
- 六、同盟會の存在を認むる事
- 七、同盟會は十二月六日より靜穩に従業する事

六日朝からは全山再び黒煙を吐き坑夫全員の入坑を見たが本事件に關しては警戒の巡查は憲兵の外に四百名以上に及び拘引された者は六日迄に四十名以上に及

んだ。尙松葉氏及綱島氏等の拘引された後東京から或る一派の社會主義者某々氏等入り込んだと云ふ説あつて警察の方でも之を嚴重に監視し、坑夫側も之に誤られる虞なきかを憂慮する者が多數にあつた。

其後聞く所によれば此事件に關して宇都宮監獄へ收監された者二十三名となつたが、主任辯護士の盡力にて本年中に責付出獄の運びに到る様になつた。尙此事件に關して足尾の同盟會員一千餘名は血判の嘆願書を作つて裁判所に提出し、尙五千餘圓の贖金をなして之を全部本事件の跡始末の費用とする事とした。

九州電燈鐵道會社久留米支店電工の労働爭議

十一月二十一日より、九州電燈鐵道株式會社では八時間制を採用して二割増給を行つたのに、久留米支店電工二十四名は之に満足せず従前通り十時間勤務内二時間歩増しを要求してサボターシュを初めた。會社では拒絶すると共に二十五日主謀者一名を減首したので二十三名は連袂辭職を申入れたが會社が動かないので二十六日朝辭職が容れられる迄従業するとて出勤し其まゝ解決した模様である。

三洋社ゴム工場職工の労働爭議

十一月二十二日、東京牛込山吹町三洋社ゴム工場職工は賃銀値上を要求した。同社では近來事業不振の折柄なので之を機會として職工一同を解雇して工場閉鎖を行つた。然るに十二月二十六日に至つて解雇職工一同は隊を組んで警視廳に出頭して委細を陳述して保護

を乞ふた。

東京柳島精巧舎時計製造所の労働争議

十一月二十三日、東京柳島精巧舎工場仕上工二百餘名は二割増給を要求した、會社は結局全職工約一千名に一割上げを發表したが更に要求を固持したので會社は仕上工に限り一割五分迄を承認したが尙二割を主張して下らない、但し就業はしてゐた。

福岡縣帝國炭業會社小松鑛業所の労働争議

十一月二十四日、福岡縣田川郡後藤寺町帝國炭業株式會社小松鑛業所第一、第二兩坑機械部職工百八十名は代表者を選んで機械課長に次の要求を提出した。

(一)八時間労働制實行(超過時間に對して割増給與の事)、(二)一ヶ月四回の公休日制定する事、(三)現在支給せる三割の手當を本給に引直し更に五割の手當を支給する事、(四)從來の積立金制度を全廢する事(生活の逼迫は積立金の餘裕無し)外一ヶ條會社は之に對し十日の猶豫を求め、職工側は五日を主張し、二十一日も再び五日説を固持して交渉を開いた。

臺灣縱貫鐵道從業員の労働争議

十一月二十五日、臺灣總督府鐵道部の鐵道從業員は同盟罷業を行つた爲め全島の運輸交通に重大なる障害を與へた。

愛知縣愛知町菊井紡織會社女工の怠業

十一月下旬、愛知縣愛知町菊井紡織會社の女工百五十餘名は何事が原因は不明であるが會社に對して不平を抱き遂に怠業するに到つ

たが、二三日で直ぐ平常に復した。其原因は賃銀問題であるとも、又は工場の監督に關する事とも傳へられて居る。

東京砲兵工廠の労働争議

十一月二十五日、東京砲兵工廠職工は次の條項を要求せんと寄々協議の結果、宮田提理の下に提出する事となつた。

十二月は例年二十日限り事業を打ち切る事となつたが本年は三十日迄就業せられたき事、休暇は例年二十九日、三十日、三十一日一日——十日迄なるも本年は收入減少を防ぐ爲め三十一日、元日二日の三日間とせられ度き事、若し不可とせば休暇中の日給を支給する事、診療所の擴張を計り公傷のみならず、私傷及家族の疾病にも及す事、及廠内に人事相談所を設置されたき事、以上、其後當局者と交渉を重ねた結果、休業期日を變更せないので、十二月七日、十四日、二十一日、二十八日の四日曜日を平素の如く作業し且年末には女工の最低六圓より男工の最高六十圓の賞與を與ふる事となつた。人事相談所開設、治療所擴張の件は前者を延期し後者は早速來春より擴張に着手する事となりて十二月初旬解決した。

日立鑛山の労働争議

十一月二十七日、久原經營の日立鑛山では坑夫三十名及同所助川製作所の職工二十七名計五十七名を無豫告で減首したので、足尾、釜石の大爭議の折柄とて全山に労働不安の氣溢れた。減首者中には友愛會員多く二十八日既に減首者の代表者は東京友愛會本部に報告と共に今後の運動方法を打合せた。友愛會側は會社の友愛會に對する挑戦だと見做し、會社では事業縮少

の必要に迫られたので手當も相當給してあると云つてゐた。友愛會では早速善後策を講じ、鈴木會長は久原本社に到つて鑛山側の不當を責め、棚橋幹事は直接鑛山に出張して友愛會支部幹事と協議の上坑夫側の結束を同ふして工場内に友愛會員の従事を始める事及被解雇者の復職を會社側に迫つたが會社では之を受付けなかつた。友愛會では一方會社側に迫ると同時に労働者側の氣勢を高める爲に十二月二日夜友愛會支部主催で會社との交渉顛末報告演說會を開かんとし、本部から棚橋、麻生、支部から朴澤、白鳥等の諸氏出席し、労働者百餘名會合した。然るに開會に先立つて群衆喧噪したので官憲は之に注意を加へ解散を命じたが、棚橋氏等之に抵抗し、官憲は此時十二三名の者を拘引した。二日夜官憲は婦人の外一切の交通を禁止して警戒を加へたが、三日朝に到り友愛會員百八十餘名集合して再び不穩の形勢を示し午後に至り器物破壊を企てる者も出て來たので水戸憲兵十八名、縣警察部から巡查百三十名出張し、友愛會幹部を始め六十餘名の者を拘引した。其後本事件に關して鈴木友愛會理事長は數回水戸地方に出張して此事件に關する善後策を講じたが友愛

會員の脱會者次第に増加するので暫く形勢を觀望する事となつた。

陸軍省馬丁の増給運動

十一月末、陸軍省馬丁は結束して再度の増給運動を爲し五割増承認で解決した。

横濱埠頭車力人夫の罷業

十一月下旬、横濱税關構内の車力人夫七十餘名は友愛會海員部長濱田氏に依頼し其助力を得て、税關長に對して、増員撤回、賃銀値上げ及取締四名の排斥を嘆願した。其原因は今回税關長の方針で從來車力一名に付輪代三十五錢であつたのを四十錢に引き上げ、其上車力二十名の増加ありし爲、車力夫等は俄に生活上の不安を感じるに到つたからである。此車力夫の要求に對して税關長は甚だ曖昧なる回答をしたので一同は其態度に憤慨し罷業を決議し、二十六日から罷業監視を實行した。

東京三越の馬丁駈者の増給運動

十一月下旬、東京三越の小荷物配達係の駈者、馬丁、厩夫、修膳工等百餘名、馬車々庫内にて協議の結果左の要求を重役側に提出した。

- (一) 初任月給にても二十九圓五十錢最高三十九圓五十錢に過ぎざるものを全部五割増に賃銀を増加すること
- (二) 一ヶ月無缺勤者に一圓五十錢づゝの賞金を五圓と改むべき事
- (三) 吳服部の内勤者の如く毎年四季の賞與金を給すべき事
- (四) 十二時間の労働時間は十時間に改むべきこと

東武鐵道従業員の増給要求

十一月下旬、東武鐵道淺草驛機關庫火夫四十名及機關手四十名は

屢々會合の上増給要求の下相談をして居たが、同月二十八日東武沿線各機關庫從業員の代表者と會合の上、二十九日割増給の嘆願書を會社側に提出した。尙又同線從業の車掌等は十一月二十六日會合の上現行手當を本俸に直し、更に五割の増給を要求するに決し、二十九日此要求嘆願を車掌は監督の手を経て會社側へ提出した。此車掌團體と鐵關庫團體とは互に氣脈を通じ居り、兩方共萬一の場合に處する爲各自三日分の日給を繰出して準備し、會社側が十二月五日迄に何等の回答をせぬ時は一同休業すべき旨を會社側に通告して居た。此報を聞いて東武鐵道會社の重役は直ちに重役會を開いて善後策を協議した。

鐵道院東京管理局現業員の増俸運動

十一月下旬に至つて鐵道院東京管理局所屬の各運輸事務所並に各工場に於ける下級判任官及雇員、車掌運轉手其他の大部分は次の如き要求を當局に提出する事となつて尙協議中だと二十六日の東京朝日新聞が報道した。當局では形跡すらなしと否認した。

嘆願書

- 一、四十圓以下に對し三割増給(但家族を有する者には相當増率)
- 二、年末賞與は從來の上厚下薄の弊風を除去し最低二ヶ月分となすこと(但し初任者をも含み家族を有する者には相當増率)
- 三、雇員以上にして一ヶ月皆勤者には毎月相當の皆勤賞給與の事(管内工場等の技術雇員以上には從來より勤務手當として支給されつゝあるも事務雇員以上には及ばざるを以て同一に支給するも差支なからん)

東京府下疊職工の増給要求

十一月下旬、東京府下疊職工の帳元十六名結束して從來の職工手間賃一日一人甲二圓三十錢、乙二圓十錢、丙一圓九十錢を平均五十錢宛値上すべく運動し、其増給要求を疊製造同業組合に提出し、要

求容れられない時は暮の多忙時に一同盟休すべき形勢を示した。之に對して同業組合では早速臨時協議會を開いたが、本年七月各三十錢の値上要求に應じたのに更に増給は不當であるとの意見多く遂に左の如き決議をなして之を各帳元に通告した。

- 一、職工側が豫め一應の交渉も無く突然値上の斷行は不當と認め拒絶すること、一、同業組合員にして本決議に違約したる者に對しては使用せし職工一人に付五圓乃至十圓の違約金を徴收すること、一、組合員の徒弟をして手不足の同業者に對し互に補助を爲すこと、一、連絡を保つこと、一、顧客先に對し此際三室の張替は一室にて間に合せを乞ひ職工の虚に乗ぜられぬ様防禦策を講ずること

此報告を得て疊職工は大に憤慨し一同罷業と決定したが、かくては年末の多忙時に一般家庭の迷惑ともなるので十二月三日七軒町署長が仲間に入り兩者の調停に盡力した。

拾貳月之部

福岡宇美炭坑々夫の盟休

十二月一日、福岡縣糟屋郡堀川經營宇美炭坑にては採炭獎勵の爲坑内區々の難易に應じ不公平なき様平等に採炭量により三日一區五圓の賞與をなす旨發表した處、坑夫等は其發表したる賞與に甲の箇所四十二貫に對し乙の箇所は廿六貫に對してとある數量を不公平なりと稱して不服を漏らし、寄々協議なし遂に委員を設けて其旨を事務所に申込み、容易に入坑しなかつた。事務所に於ては坑夫等に其の難易の事情を説きて一先づ入坑を促したので坑夫等は午後より入坑したるも採炭には従事せず、坑内にては又々不服の協議をなして三日午前九時頃までに二百六十名の入坑者中不服黨なる百六十名は續々と坑外に出で盟休し事務所にも不服の所説を詰りて形勢不穩なるより箱崎署に急を報し直に原田署長以下八名の巡查を引連れ現場

に赴き事務所側と坑夫等との間に調停し訓戒をなしたるにより無條件にて坑夫等は同日午後より入坑し平常に復し、事務所側にては其後賞與金平等配付に附協議中であつた。然るに三日の朝坑夫二百五十餘名は又々入坑を拒んで役員を手古摺らした。原因は前晩宇美子安座に催された礦夫協會の演説會に行く事を不當に遮り、且干渉した爲めであつた。同夜出席した陸上職工等の話を聞きて此舉に及んだと云ふ。但し警察署員等の慰撫にて一と先づ解決した。

大阪高島屋の店員の動搖

十二月一日、大阪高島屋の小店員百名程は早朝寄宿舎を出たまゝ一日の賣出し多忙なるにもかゝはらず店の方へ出勤せず一同罷業を實行した。店の方では早速手を廻して其内一人を捕へて其集合地を尋ね、二時餘かゝつて其實を吐かすと天王寺公園に集合中だと告げたそれ故大急ぎで一同を連れ歸り訓戒を加へて漸く事なきを得たが、此時の團長は十七歳の少年で百餘名を五分隊に分ち、養蠶部を置くなどして團隊運動の形を成して居た。其原因は店員の待遇の改良を要求し、月給の二割を貯金として差引くのを廢止する事、又年末賞與は金何圓大正八年下半年賞與として預金に繰込むと云ふ預り證でなしに現金を支給する事、及人事車係某氏を轉職せしむる事等を要求するにあるらしく、其後に至つても店員等は密々協議して要求實現に努力しつゝあつたと云ふ。

仙臺市片倉組製絲場の労働爭議

十二月初旬、仙臺市東八番町片倉組仙臺製絲場の千百餘の女工は増給を要求したが直ちに双方互譲の結果圓滿に解決したと云ふ。十二月一日付で五錢平均の値上を行つた。

八幡製鐵所女工の盟休

十二月四日朝、八幡製鐵所某部の女工十數名が同盟休業を行つ

た。製鐵所は直ちに主謀者二名を職首した。原因は前日女工の始業が十分遅れたのを理由として三十分以上の無給居残りを命じた爲めに女工等が監督の處置に反感を持つた爲めであつた。此事件に就て、八幡市に本部を有する日本勞友會は人を派して製鐵所當局に添の結果職首者を復職せしめ、事なく落着した。

廣島縣沼隈郡松永町下駄職工の労働爭議

十二月上旬、廣島縣松永町下駄職工千餘名は八時間労働制及一日最低一圓五十錢支給の件を工場主側に要求した。之に對して工場主等は協議の上其要求全部を拒絶したので職工一同は盟休を企てた。

大牟田三井三池礦業所運轉手の労働爭議

十二月六日、大牟田市三井礦業所の電車運轉手約十名は突然作業を休止して増給要求の申合せを爲し全部三十七名に計り一同結束して九時間制實施、残業時間増歩、廉賣米支給方法改善、被服料要求等の決議を爲し、連判狀を作り、違約金五十圓の申合せをして七日正午三池港務所に提出したが、直ちに拒絶され、一同即座に罷業し屢々集會を催して善後を議し、再び交渉したが聞入れられず、一方會社は十日午後迄に就業せざれば解雇する旨を通知し、運轉手側は總辭職に決したが會々一名が加入を拒み、主謀者等三名は之れに暴行を加えたりした爲め大牟田署は治安法に準據して召喚取調べたりした。之が爲め結束破れ、會社は十一日六名を解雇したので十二日より約二十名の運轉手は就業して一と先づ落着した。

熱海線鐵道坑夫の労働爭議

十二月六日、熱海線佐藤組請負に係る隧道工事に従事して居る鮮人工夫七名、日本人工夫三十餘名は日給三割増、労働時間一時間短

縮の件を雇主側に要求した。雇主側本部は古河本店であるが、古河の方では早速之を拒絶したので前記の者は一同罷業した。之に對して古河本店主任は此等の者全部解雇し、且つ事務所を閉鎖した。工夫等は之に就き善後策を協議して居た。

奈良縣共盛鑛山の勞働爭議

十二月八日、奈良縣吉野郡下市町枋原共盛銅山の運搬夫は代表者を以つて坑夫頭に賃銀値上を要求したが回答が無いので十一日より同盟罷業した。人員は二十名に足りない。

金澤電氣瓦斯株式會社工夫の勞働爭議

十二月上旬、金澤市金澤電氣瓦斯株式會社工夫六十餘名は賃銀値上を要求した。會社では十二日平均三割五分の値上げを行つたので無事解決した。

東京日本電燈會社從業員の要求

十二月上旬、東京日本電燈會社從業員四百名は會社重役に對して解雇に關する保障を要求した。其理由は十二月限りで日本電燈が東京電燈に合併さるゝ故其場合は日電の從業員は解雇さるゝかも知れぬから其解雇の場合の生活保障を要求するにあつたのである。尙前記四百名中の重なる者三十餘名は別に協議の上左の如き要求事項を決議した。

日本電燈の營業を東京電燈にて引繼ぐに非ず、日本電燈を東京電燈にて合併するなるを以て日本電燈は順序として一旦解散すべきが故に、從業員に對しては解散手當を與へ、從業員の淘汰に對する生活の安定を與へられ度し。

日本郵船コックボーイ同愛會の待遇改善要求

十二月の部

十二月上旬、日本郵船のコックボーイを以て組織して居る同愛會では會員二千五百餘名結束の上、一年以上同一汽船に勤続した者に對しては壹圓五十錢以上の手當を支給する事及び高級船員等がコックボーイを蔑視するの習慣を改むる事を會社に要求した。

大里帝國麥酒會社職工 勞働不安

十二月十二日、門司市外大里帝國麥酒會社職工中には近時の繁忙に不平を持つてゐた折柄、八時間勞働制及賃銀値上要求を行はんと企つる者も出て、或者の如きは警鐘を打鳴らし、全職工の集合をうながしたりしたが事なく落着した。

島根縣濱田町の某製糸場 勞働爭議

十二月十二日朝、島根縣濱田町の製絲工場の女工は賃銀値上要求を拒絶されて同盟罷業をした。

大阪電氣分銅會社職工の勞働爭議

十二月十三日、大阪電氣分銅株式會社の職工約四百名は増給を要求したが拒絶されたので即日同盟罷業を行つた。

茨城縣西茨城郡稻田村石工の増給運動

十二月十四日、茨城縣西茨城郡稻田村の石工三百餘名は各石材店主に對して三割の増給方を要求した。之に對して石材店主等は協議の上一割値上げの事に決定し、其旨を石工側の代表者に告げ落着した。

茨城縣多賀郡千代田鑛業所坑夫の勞働爭議

十二月十四日、茨城縣多賀郡松岡村千代田鑛業所の坑夫約六百餘

名は集合協議の上左の如き要求を會社側に提出した。

(一)採炭賞與方法の改善(二)採炭賃銀三割増要求(三)掘進賃の値上(四)物品賣却價格引下要求(五)坑夫の優遇方法

同礦業所では先日飯場制度を改正して組長制度とし、且つ賞與方法等に就て改正を加へたのであるが、坑夫側は此改正に對して不満を抱き更に前記の要求を提出したものである。坑夫の要求に對して礦業所は回答期に一週間の猶餘を求めた。

東京市外眞砂機械製作所の労働爭議

十二月中旬、東京府下池袋眞砂機械製作所の職工二百餘名は請賃單價半減に反對して種々交渉しても効なきより二十一日夜全部退職する事に申合せ二十二日連判を取るに奔走した。

印刷局職工と賞與に關する不平

十二月十五日、印刷局では全職工に年末賞與を與へたが、其額と分配方に關して一部職工に大不平の聲が高まつた。其理由は去る八月八日同局の一部の職工五百餘名が同盟罷業を決定して賃銀五割増、休日全額支給を局長に要求した。當時局では一割乃至二割の増額を行ふて一同を訓戒して漸く納まつたのであつたが、同時に局では主謀者十三名程を減首せんとした。併し減首は却て不穩の舉を生ずる怖れあつたので之を中止し、其代り此度の賞與で盟休當時實行委員となつた職工の額を思ひ切り削減して月額十五割位とし、爭議に参加しなかつた女工等には三十割以上の賞與を支給したので前記委員等の間に不平の聲が出たのである。

不平は其後益々嵩じて二十四日午後に入りて活版部文選工が先づサボタージユを初め、二十五日の官報印刷は約半日以上遅延した。二十六日の分も多少の遅延を免れないと云ふ。

東京中央電信局員の賞與不平

十二月十五日、東京中央電信局では千餘名の現業員に對し給料の四割乃至五割の年末賞與額を發表した。然るに十九日通信非現業員に對して給料の四十割乃至五十割の額に上つてゐるのを見て不平を起し二十二日日本橋逓友俱樂部に集會して次の三ヶ條の決議をしたと云ふ。

勤勉手當、年末賞與増額、年四回の手當及慰勞金増額。

大阪電球會社職工の労働爭議

十二月十五日、大阪電球株式會社職工三十五名は會社の都合の名の下に突然解雇されたので全職工約五百餘名は解雇反對を聲明して各所に集合して善後策を講じた、同會社職工は十月二十七日賃銀七割値上を要求して拒絶され、其後組合設立に努力してゐた。

姫路鷺城新聞印刷工の爭議

十二月十七日午後三時、姫路市鷺城新聞の印刷工十餘名は同盟罷業を行ひ、十八日午前中も尙此形勢を持続した。其原因は同新聞が九年一月より播磨民報に合併の上改題して新たに發行する事となり事件發生の數日前其旨を印部部に傳へ發刊に際する功勞金等をも發表したので、其功勞金に對する不平よりして罷業となつたのだと云ふ。

大阪砲兵工廠職工の不平

十二月十九日、大阪砲兵工廠では職工の年末賞與額の決定を見た其總額三百五萬圓、最高六十圓にて昨年の四十圓に比し五割増額なるも現在職工數一萬一千人に達してゐるので平均三十五圓にも上らない。そして十一月末現在の職工に對しては十日分の日給を給するとも其の陸軍諸官署の二十四割に比して餘りに尠少であり、又本年七月の臨時手當も被服廠等の二百七十日分に對し砲兵工廠にては百五十日分に過ぎなかつたりするので職工間には内々不平を洩らし

初めた。其他二十八日より一月五日迄の休業も苦痛なれば三十日迄作業を続けよとの論も出で、鹽て何等かの具體的要求となつて現れようと云ふ。

徳島縣撫養鹽田の労働爭議

十二月二十日、午後撫養公會堂にて撫養鹽田地主會は鹽田小作同志會よりの鹽田小作料輕減要求に就いて協議した。結果

小作料は輕減すべからず。小作人が鹽田を返納せば地主にて株式會社又は産業組合を設け、作業を繼續する方法を講ずべしと決議し會社組織を可とするか産業組合を可とするかに就きては委員を舉げ研究する事となつた。

又同日小作同志會の協議の結果地主が小作料を輕減せざる上は鹽田を返すべしと決議し、不參者に通知すると共に二十一日より返却の手續を實行したので同地方の重大問題として論議された。

日本製鐵株式會社の労働爭議

十二月二十二日、九州折尾日本製鐵株式會社工務課職工約九十名は巧妙なサボタージユを開始すると共に日給三分増給を要求した。會社側は再考を促すと共に二十三日支配人より一同へ要求の不當なる事並に會社の内情を語り、一と先づ無條件撤回を懇請したので職工側も之を諒として要求撤回と共に復業した。

名古屋電鐵従業員年末賞與に對する

不平

十二月二十三日、名古屋電氣鐵道會社にては車掌運轉手等の従業員に對して二十圓乃至三十圓の年末賞與を出した。然るに従業員の期待せる額よりは甚だしく少額であつた爲に非常なる不平を抱き其賞與を持つて自棄的に遊興し翌日から出勤者激減し缺勤者は全線約百名に達したといふ。之に就き野中運輸長は次の如く語つてた。

十二月の部

『毎年賞與を貰つてから止めるものは五人や十人はありますので珍らしい現象でもありません。運轉能率も百二十五點で一寸も減つては居らず缺勤者は全員の一割即ち六十名位で決して多いとも思はれませぬ。殊に目下の流行性感冒の爲めに平常よりは多いのも止むを得ませぬ。怠業に就ては全然ないとも言はれませぬが今年は去年よりも賞與が多いのでその爲に却つて怠業して居るものがある様です。』云々

京濱電鐵會社従業員の労働爭議

十二月二十四日、京濱電鐵會社の車掌運轉手等百七十餘名は左の如き申合せをなして之を會社側に提出した。

古參者に對して解雇を行はざる事▲東京横濱方面従業員と比較して非常なる差あり相當待遇を行ふこと及賞與金廉賣米の供給▲滿三箇年以上勤續者には相當退職手當を附すること

元來同會社では毎年年末に故參の車掌運轉手等を解雇する習慣がある故従業員等が其豫防策として前記の舉に出たものであると云ふ。従業員側では交渉委員を設けて一切の交渉を委員に托して居るが交渉不調とならば何時からでも同盟罷業をすると云ふて居た。之に對して會社側では二十五日午後交渉委員七名を呼び、左の如き回答を與へた。

年末賞與は四十五圓平均支給（但し六ヶ月以内の勤續者には二圓乃至九圓）▲退職手當は二年以上の勤務者に對して月額九倍支給▲年末には解雇せぬ事。

尙交渉委員と會社側と協議を重ねた結果、前記條件で双方妥協する事となつた。

東京市内各郵便局集配人の労働爭議

十二月二十四日、東京九段郵便局の電信配達夫及郵便集配人約五十名が本月分給料最低八十圓を要求すとの請願書を局長に差出し

た。二十六日局長は豫算の關係で要求を容れ難いからとて自ら百圓及同局の共済組合共助會の基金中より百五十圓を出し一人宛五圓を貸與すべしと申渡したので一同は大いに憤慨した。之を聞いた神田郵便局の百五十餘の同職者は直ちに結束して神友會を組織し各局へ檄を飛ばしたので麹町局も淺草局、牛込局、小石川局、深川局も夫々に協議し各々提携して二十七日の代表者は集會を催した。要求の要點は年末賞與一人三十圓支給（不可能なれば共済會の積立金分配）日給増額、時間短縮、等である。二十七八日頃に各局を通じて遞信大臣に請願し若し容れられない時は總辭職を爲すの決心があると稱えてゐた。

東京濱松間鐵道仲仕の公休日要求説

十二月二十四日、濱松驛の運送組合の仲仕百餘名が結束して正月三ヶ日公休許可を申出たので驚いて善後を講じたが、結束意外に固しと見え、直ちに各驛に對し正月仲仕休業の旨を通知した。然るに東京以西濱松以東の各驛の仲仕も同様の要求を各運送店に申出たので運送店並に鐵道當局も狼狽して切りに慰撫してゐたと云ふ。但し鐵道當局は事實を否認してゐると二十六日の新愛知は傳えた。

静岡縣極東日本練乳會社搾乳者の罷業

十二月二十四五日頃、静岡縣田方、駿東兩郡の搾乳約七百餘名は極東日本練乳會社に對して乳價值上の要求を提出した。然るに二十五日双方の代表者會見の結果交渉不調となつたので搾乳者一同は送乳を中止する事となり、會社は止むなく罷業狀態に陥ち入つた。

京王電車從業員の勞働爭議

十二月二十六日午前、京王電車從業員四十餘名は年末賞與各三十圓宛増給、日給一圓宛増給の要求を提出した。若し容れられない時

は連袂辭職を爲す旨を決議した。會社側では一同に對し種々慰撫した上二十七日何等かの回答を爲す旨を告げて引き取らせた。

朝鮮各地電信技術員の不平

年末に入りて朝鮮各地の電信技術員は釜山、京城、木浦等を中心として増給、待遇改善、昇進に關する不平を洩らして事務の滯滞日に甚だしくなつたと云ふ。

甲府八王子驛現業員の不平

十二月二十七日の東京日々新聞によれば甲府驛の現業員は雇員一ヶ月七分、傭人一ヶ月二分の割合で年末賞與の支給を受けた。然るに彼等を之を以て過少なりと不満と感じつゝあつた折恰も神戸管理局が現業員に對し夏季賞與の殘額として月給半ヶ月分を特に支給したとの説が傳はつたので一層不平の聲を昂め寄々協議中であつたが遂に當局が當初期待せる二ヶ月分に相當する丈の年末賞與を給しないならば最も多忙なる年末及新年に罷業を爲すべしとの決議をした。尙其影響は八王子驛にも及びつゝあつたといふ。

右に付き鐵道院福富人事課長は下の如く語つて居る。

「本院には何等の通知がない。賞與は決して不公平の筈がない。何れの管理局も平等である。但北海道は寒氣濃烈で加之も偏鄙の處に勤務するのであるからこゝ丈は他よりよくしてある。併し何れの局にしても個人々々に依ては多少の差違はある夫は勤怠の上で是非もない。」

労働争議の理由別表 (研究所調査)

争議理由	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	計
収入増額要求	九	七	一	二	七	三	二五	一九	四〇	一四	五	元	五七
二割以内	一	二	一	一	一	三	元	〇	五	五	七	二	五
五割以上	一	一	一	一	一	三	七	六	一五	九	二	四	二七
五割以内	一	一	一	一	一	一	五	四	四	三	六	一	五〇
要求額不明	八	四	一	一	七	六	三	五	二五	四〇	二六	三	二〇一
減収反対	一	一	一	一	一	二	二	二	一	一	一	一	一〇
時間短縮要求	一	一	一	一	一	二	三	六	八	六	一五	五	二四
待遇改善要求	二	二	一	一	四	三	四	二	一五	元	一四	一四	一七
設備改良要求	一	一	一	一	一	一	一	一	一	三	二	一	九
監督ニ對スル反抗	四	一	一	一	三	三	六	二	三	三	三	一	二六
解雇反対	一	一	一	一	一	一	一	二	三	五	二	二	二七
組合承認	一	一	一	一	一	一	一	二	一	二	一	一	五
其他	四	一	四	一	三	一	七	三	一	六	六	五	四一
計	二〇	二	五	二	元	三	二五	一六	七二	二〇〇	八一	四六	九〇九

罷業、怠業、工場閉鎖の調査 (研究所調査)

月別	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	計
罷業サボ タージュ 一日以内	罷怠	罷怠	罷怠	罷怠	罷怠	罷怠	罷怠	罷怠	罷怠	罷怠	罷怠	罷怠	罷怠
不 明	六	一	四	一	四	八	二七	三六	一五	六	一九	二〇	一四三
三日以内	一	一	一	一	一	一	三	二	七	一	四	二	三
五日以内	一	一	一	一	一	一	七	一	一	二	一	一	一八
七日以内	一	一	一	一	一	一	五	一	一	三	一	一	一五
十日以内	一	一	一	一	一	一	一	二	一	二	一	一	一七
十日以上	一	一	一	一	一	一	一	三	二	一	一	一	一四
計	二〇	三	五	一	六	三	一五	二六	二〇	三三	三九	二二	二二六
不 明	四	四	一	一	一	八	三	三〇	八	六	九	八	二九
無 シ	一	二	一	一	三	四	三	三	一四	五	一五	九	一八五
閉 鎖	一	一	一	一	一	三	四	四	一	八	五	一	四七
主 謀 首 者	一	一	一	一	一	二	四	五	二	二	四	一	三六

労働爭議の結果表 (研究所調査)

總 件 數	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	計
成 功	一	一	一	一	二	二	三	三	五	八	一〇	三	六六

半	成	功	四	一	一	一	三	六	五	三	四	三	元	四	五	二
失	敗	三	三	三	一	二	四	三	七	六	三	九	五	二	六	二
結	果	不	明	七	五	一	一	四	二	六	元	五	三	三	二	六

労働爭議統計に就いての備考

(大原社會問題研究所調査)

試みに當研究所の得た材料から統計を作つて見た。恐らく概略なものである。それでも色々面白い事實を語つてゐる。しかし惜しいかな罷業數などが政府の統計と合致せない。之れは材料を主として新聞記事に求めたからである。殊に今年四五月頃迄は労働問題に關する世人の注意が左程でもなかつたので、新聞も亦材料に乏しかつた。其後、餘りに世人の注意を惹起したので當局者は事實の報導を可及的に遠慮すべき様各通信機關に希望したりしたので又々材料が得難くなつた。しかし、將來は労働組合が充分に發達して夫より直接且正確な材料を與えて呉れようし、又労働者自身の通信機關も發達しようし、通信の價值を更に多く認むる様にならうし、又現在の新聞紙も一層注意する様

にならうから當研究所から充分重要な統計を提供し得る様になるも遠くはないと思ふ。

第一 爭議理由(又は原因)に就いて

爭議理由は各國共に賃銀値上要求が主たるものである。大正八年も亦之の傾向を離れ得ない。増額要求の歩合額を見ると六月頃迄は三割平均未滿であるが七月に至つては五割程度最も多く爾來其傾向を持続してゐる。十五割増給が恐らく最高の要求額である。次に時間短縮要求であつて、大多數は八時間制である。然れども純粹に八時間制を要求したのは信友會の要求位に止り、他は多く賃銀値上要求に類似してゐた。又そう云ふ結果になつてゐる。九時間制は至つて尠い。十時間制は可成り多い。八時間制要求の初めて現れたのは六月の精工舎及京都市電の爭議に於いてである。待遇改善要求は主として收入増額を計るものと云つてゐる。但し便宜上、制度の改善要求をも合してゐる。例へば足尾の飯場制撤廢や、松竹合名會社の小頭の頭引

廢止要求や、製絲工場の給金支拂制度改善要求など之れである。尙十二月頃の年末賞與に對する不平や増額要求も之に含ましてある。解雇反對には監督者の留任運動も加えた。組合承認の問題は二つの意味があつた。一つは資本主の過當なる團結嫌惡の事實を即ち組合加入者に壓迫を加え或は解雇したりする事實を語るもので、之の不當なる態度の緩和を要求するものと他は集合契約要求である。前者は東京砲兵工廠や神戸製鋼所などに見え、後者は友愛會が奥村電氣商會に要求した處である。尙飾磨の仲仕が七月一種のクロージングを要求してゐる。其他の項には時間延長反對が二つある。分類の方法が甚だ當を得ない様に思つたが漸次に改正する積りである。設備改正要求等は有組織労働者以外は殆ど無かつた。大體を通じて、有組織労働者以外の者の要求條項は單純なものが多い。仲には「盆踊に加はらなかつた故」とか「浪花節を聴かせなかつた故」とか「何んだか蟲が好かないので」とか「例年の慰勞會が無いのを不平にして」などと云ふ他愛もない例もある。

第二 労働爭議の戦術

罷業數が政府の統計に比して少いが『不明』の内の約半數以上は罷業を行つてゐると見得るから大分政府のと接近する。『サボタージュ』の統計の如き誠に無意味なものであるし殊に佛國邊で用ひられてゐる『サボタージュ』と現今日本で囃されてゐる夫とは大分違ふ様である。然し川崎造船所の爭議以來非常にやかましい問題となつたが、大體あの程度のもので知り得たのを掲げて參考とする事とした。一體組合もなく、團體的行動に馴れない日本では要求案作成の爲めに殆ど例外なく『サボタージュ』の状態を造る。だから其調査は至つて困難である。尙注意され度きは團體行動を取り得ずして所請氣の強い連中だけ犠牲的或は大膽的に休業するもの、即ち休業者續出の状態をも『サボタージュ』中に繰り込んだ事である。翻つて資本家側の主謀者或は彼等の常套手段であるから統計に表れた如き少數では勿論ないと思ふ。更に興味深い事は、労働者の階級的自覺の嵩むに連れて資本家の階級的觀念も強くなる（或は其の反對かも知れないが）事である。即ち工場閉鎖の數は之を示すものと見る可く、最も注意すべき例は東京十六大新聞社の聯盟と東京印刷同業

組合の如きものである。尙閉鎖の統計中には労働者の連名辭職申出を許容した場合をも含んでゐる。其他資本家が職工の團結を切崩す爲めに採る方法には他より職工を雇入るゝのもあり、金銭で誘惑するもの、警察の手を借るもの、懸賞付きで業務員等に連れ來らしむるもの及び、鑛山の如きに在つては食糧の配合を休止する者等種々雜多である。又労働者側でもピケツチングを行ふ事を古くから知つてゐる。外國式を行つたのは奥村電氣や東京砲兵工廠事件等であらう。其他、違約金を定めて公正證書を作つて團結を誓つたものすらある。血判狀の如きは恐らく多くあつた事であらう。罷業中には必ず演說會等を催して所謂結束を固くするものも例がある。又そうせねば結束を保ち得ないのであらう。

第三 爭議の結果

次に其結果を見ると成功と失敗とは略同數である。故に半成功も労働者の一分の勝利とすれば労働者は著しく勝つてゐる。『不明』の内の大多數も恐らく何等かの獲得物を持つてゐると見るべきが故に労働者の勝ち味は更に増す譯である。尙注意すべきは労働者の要求

條項なるものが往々一夜作りで、甚だ出鱈目なる事が多いから、要求全部承認でなくとも成功と見る可き場合が甚だ多いのである。又仲には最初から幾分の掛値を持ち出してゐるものもある。尙、調停者又は仲裁者の有無も統計に取つて見る筈であつたが、大抵は警察側が多く、且眞の調停なり仲裁なりが行はれた例に乏しいので中止する事とした。最後に特筆すべきは暴行が減じた事である。新聞に誤りて暴行とか暴動とか大袈裟に報せられたのを加えても二十を超えない。